

高齢者による万引きに関する報告書

— 高齢者の万引きの実態と要因を探る —

平成 29 年 3 月

万引きに関する有識者研究会

はじめに

平成 14 年には 30 万件超と戦後最悪の水準にあった都内の刑法犯認知件数は、この間、警察、行政、地域の防犯ボランティア団体や民間事業者などの取組により、平成 28 年には 13 万件台と戦後最少を更新するに至っている。

一方で、身近な犯罪である万引きについては、全件届出が徹底された平成 22 年以降は、減少傾向にあるものの、未だに全刑法犯の約 1 割を占めており、他の犯罪への入り口にもなりやすい万引きへの対応は焦眉の課題となっている。

特に、近年の万引きは、少年の占める割合が減少する一方で、高齢者の割合が増加傾向にあることが特徴である。万引きを含む高齢者による犯罪については、『平成 28 年版犯罪白書』において、他の年齢層に比べて高止まり・微増傾向にあると指摘されているように、今後の高齢社会の進展を考えると、看過できない状況にある。

このような状況の中で、高齢者の特性に応じた対策が求められているが、長年、規範意識を持って日常生活を送ってきたはずの高齢者が、何故、高齢期になって、万引きなどの犯罪行為を行ってしまうのか、その背景や原因を調査した研究は、極めて少ないのが現状である。高齢者特有の動機や行動があるのなら、それらを把握し、対応を考えることで、はじめて有効な対策を検討することができる。

そこで、東京都において、高齢者の犯罪として最も多い万引きに関し、その背景や要因などを把握するため、平成 28 年 6 月に有識者による研究会が設置された。本研究会においては、高齢者の万引きに関する実態を把握するため、都内 65 歳以上の高齢者に対する調査と併せて、警視庁の協力を得て、微罪処分者への意識調査を実施し、非常に貴重なデータを取得することができた。

また、犯罪学や刑事法だけでなく、老年学、社会学、司法福祉等多くの分野の専門家による意見交換が行われ、背景・要因の分析や未然防止策についても、一定の方向性を見出すことができた。本報告書は、この研究会での議論をまとめたものである。

今後、本報告書が都の施策のみならず、高齢者と関わる全ての方々に活用され、誰もが高齢期になっても安全安心に過ごすことができる社会の実現に向けて一助となれば幸いである。

平成 29 年 3 月

万引きに関する有識者研究会
座長 矢島 正見

目次

第Ⅰ部 概要

- 第1 万引きに関する有識者研究会の概要 1
第2 高齢者犯罪と万引きの実態 4

第Ⅱ部 万引きに関する実態調査

- 第1 調査の概要 11
第2 基礎集計 16
第3 万引きで検挙された高齢者と一般高齢者に関する分析 38
科学警察研究所犯罪予防研究室主任研究官 齊藤 知範
第4 万引き被疑者群の分析 55
国士舘大学法学部教授 辰野 文理
第5 万引き経験者に対する聞き取り調査 72
国士舘大学法学部教授 辰野 文理

第Ⅲ部 万引きに関する研究

- 第1 研究の概要 77
第2 研究に向けての基本的視座 82
中央大学文学部教授 矢島 正見
第3 社会経済状況の変化と高齢者万引き・万引き高齢者 87
中央大学文学部教授 矢島 正見
第4 高齢者の認知機能 —老年学・老年医学的視点から— 96
桜美林大学老年学総合研究所長 鈴木 隆雄
第5 高齢万引き被疑者に対する処分のあり方、再犯防止について 119
首都大学東京都市教養学部法学系教授 星 周一郎
第6 万引きをする高齢者の社会的包摂とコミュニティ形成 136
立教大学コミュニティ福祉学部教授 小長井 賀與

第Ⅳ部 総括・提言

- 総括・提言 153

第Ⅴ部 資料

- ・万引きに関する有識者研究会設置要綱 161
・日常生活や安全安心に関する意識調査①（警察官聞き取り調査票） 162
・日常生活や安全安心に関する意識調査②（被疑者調査票） 162
・日常生活や安全・安心に関する意識調査（一般高齢者調査票） 166
・参考文献 171

第 I 部

概要

第1 万引きに関する有識者研究会の概要

1 研究会の構成

万引きに関する有識者研究会

	氏名	所属
座長	矢島 正見	中央大学文学部教授
副座長	鈴木 隆雄	桜美林大学老年学総合研究所長
委員	小長井 賀興	立教大学コミュニティ福祉学部教授
委員	辰野 文理	国士舘大学法学部教授
委員	星 周一郎	首都大学東京都市教養学部法学系教授
委員	齊藤 知範	科学警察研究所犯罪予防研究室主任研究官
委員	茂垣 之雄	警視庁生活安全部長
委員	廣田 耕一	東京都青少年・治安対策本部長
オブザーバー	白井 美果	東京地方検察庁社会復帰支援室長
オブザーバー	小尾 康男	東京保護観察所首席保護観察官
オブザーバー	齋藤 善照	東京都福祉保健局総務部企画政策課長
警視庁	生活安全部生活安全総務課長	
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部長	
東京都	青少年・治安対策本部青少年対策担当部長	
東京都	青少年・治安対策本部治安対策担当部長	
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部青少年課長	
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部治安対策課長（警併）	
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課長	
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり担当課長（警併）	
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部企画調整担当課長	
事務局	東京都青少年・治安対策本部安全・安心まちづくり課	

万引きに関する実態調査分科会

	氏名	所属
委員	辰野 文理	国士舘大学法学部教授
委員	齊藤 知範	科学警察研究所犯罪予防研究室主任研究官
オブザーバー	矢島 正見(座長)	中央大学文学部教授
オブザーバー	鈴木 隆雄(副座長)	桜美林大学老年学総合研究所長
事務局	東京都青少年・治安対策本部安全・安心まちづくり課	

2 開催経過

- 第1回 平成28年7月1日（金曜日） 午後4時から午後6時まで
報告：「店舗における万引きの実態について」
特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 事務局次長 稲本 義範 氏
議題：高齢者犯罪及び万引きの実態について
万引きに関する調査について
- 第2回 平成28年7月27日（水曜日） 午前9時30分から午後0時まで
報告：「万引き高齢者に対するの時代状況からの総論的考察
—文化的社会的経済的要因を求めて—」
中央大学文学部教授 矢島 正見 座長
議題：万引き増加の背景等について
万引きに関する調査について
- 第3回 平成28年9月2日（金曜日） 午後4時から午後6時30分まで
報告：「認知症と社会」
桜美林大学老年学総合研究所長 鈴木 隆雄 副座長
議題：高齢者による万引き増加の背景・要因について
万引きに関する実態調査について
- 第4回 平成28年12月12日（月曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで
報告1：「高齢者の万引き—老年心理学の視点から—」
桜美林大学大学院老年学研究科教授 長田 久雄 氏
報告2：「高齢万引き被疑者に対する処分のあり方、再犯防止について」
首都大学東京都市教養学部法学系教授 星 周一郎 委員
議題：万引きに関する実態調査（中間報告）について
- 第5回 平成29年1月16日（月曜日） 午後2時から午後4時30分まで
報告：「万引きをする高齢者の社会統合とコミュニティ形成」
立教大学コミュニティ福祉学部教授 小長井 賀與 委員
議題：万引きに関する実態調査（中間報告）について
- 第6回 平成29年2月6日（月曜日） 午後3時から午後5時30分まで
議題：万引きに関する実態調査について
効果的な万引き防止・再犯防止策について
報告書のまとめについて

※ 各回の議事録については、青少年・治安対策本部ホームページを参照
→ <http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/chian/kaigi/manbiki/>

3 報告書の構成

書籍では大概、「はじめに」「はしがき」ないしは「序」にて、その書籍の論述構成、言い換えれば章別構成が解説されている。しかし、研究報告書ではあまり見かけない。報告書の場合は、ある程度論述構成の形式が定められており、簡潔な場合が多いからである。しかし、本報告書の場合はやや複雑になっている。そこで、本報告書の論述構成（章別構成）をごく簡単にではあるが述べることとする。

本報告書は5部構成となっている。5部で構成されていること自体が珍しいことである。「第Ⅰ部」は報告書全体の概要であり、ここでは全体の基本的なことが記されており、一般の報告書とさほどの変わりはない。「第Ⅳ部」は総括であり、また施策への提言である。これも報告書としては当然あってしかるべき部である。「第Ⅴ部」はいわゆる資料編であり、報告書として備えておいてしかるべき資料が掲載されている。複雑なのは「第Ⅱ部」と「第Ⅲ部」が置かれていることである。

「第Ⅱ部 万引きに関する実態調査」では、私たち研究会が独自に行った調査結果が提示されている。20歳以上65歳未満の万引き被疑者、65歳以上の高齢万引き被疑者、そして65歳以上の一般高齢者に対して調査がなされ、比較分析がなされている。また、質的調査として、65歳以上の万引き経験者への聞き取りがなされている。本報告書の意義・価値の一つがこの調査分析とそこから得られた知見である。

調査報告書であるならば、ここから総括と施策への提言、資料編となり、これにて完了する。ところが、本報告書は「第Ⅲ部 万引きに関する研究」が加わる。そして、4名の研究者が執筆している。複雑にしているのは、私たち研究会の独自性がここでも展開されている、ということである。

4名の研究者は、社会病理学・犯罪社会学の視点から、老年学・老年医学の視点から、刑事司法・刑事政策の視点から、コミュニティ福祉の視点からと、4名それぞれが各自の視点から高齢者万引き・万引き高齢者に考察を加えている。その考察では、第Ⅱ部の調査結果を用いてはいるが、その限りではない。既存の調査・研究から得られた知見が加わったの考察である。

したがって、第Ⅲ部では第Ⅱ部よりもより幅広い万引き高齢者（都内⇒全国、現時点⇒ここ数年間、微罪処分者⇒比較的軽度の万引き者）を対象としての考察であり、必ずしも検証されているわけではない仮説設定的な考察も含まれている。また、4名それぞれが政策提言を試みているが、それは各自の提言であり、本報告書としての「第Ⅳ部」での施策への提言と大方は重なっているものの、必ずしも一致するものではない。

まずはこの「第Ⅰ部 第1-3」にて、このことを申し述べておく。

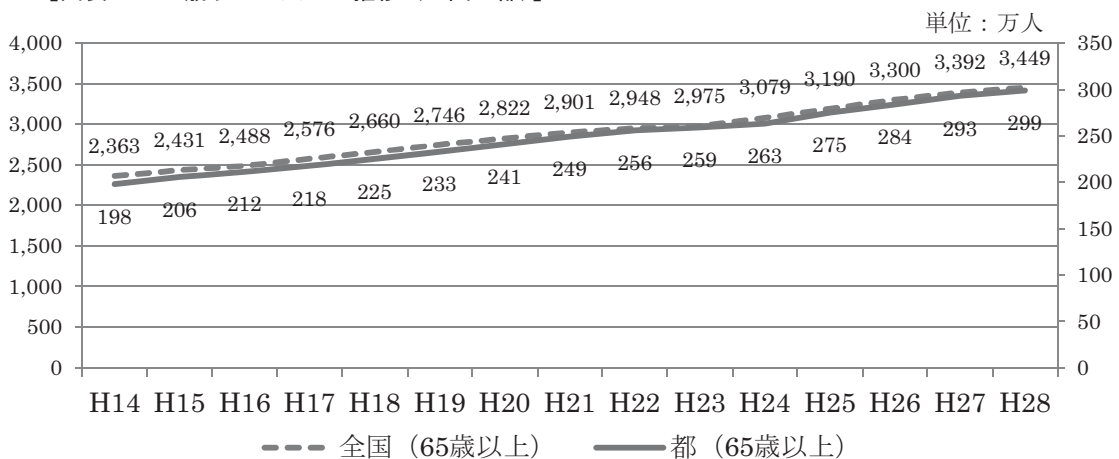
第2 高齢者犯罪と万引きの実態

1 高齢者の犯罪について

(1) 高齢者 65 歳以上の人口の推移と検挙人員

65 歳以上の人口（平成 28 年）は、全国 3449 万人、東京都 299 万人であり、総人口における高齢化率は、全国 27.3%、東京都 22.9%といずれも過去最高を更新している。将来（中位推計）においては、2060 年まで一貫して高齢化率は上昇していく見込みで、2040 年には、全国では 36.1%、東京都は 33.5%の見込みとなっている。

【図表 1 65 歳以上の人口の推移（全国・都）】



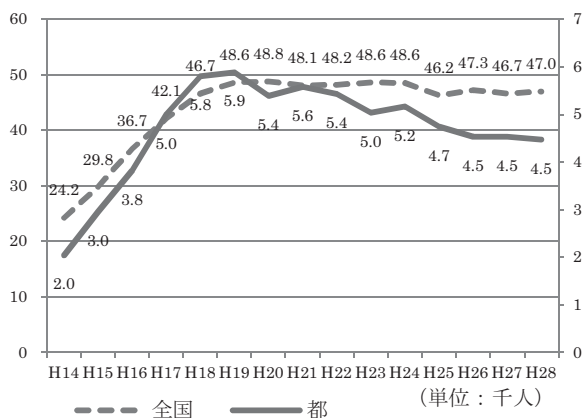
総務省統計局及び東京都総務局資料より作成

一方、65 歳以上の刑法犯検挙人員は、全国では平成 20 年、東京都では平成 19 年をピークに平成 28 年は全国が約 4 万 7 千人、東京都は約 4,500 人となっている。

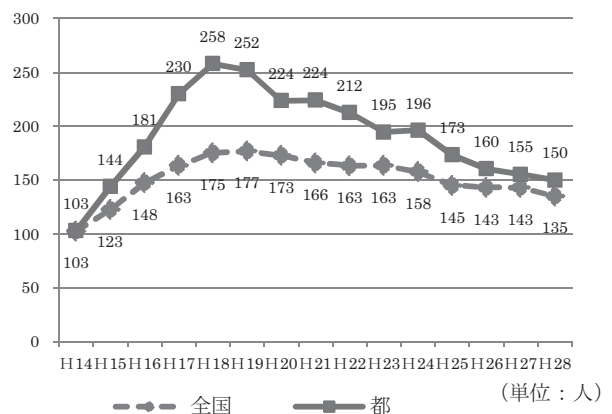
平成 28 年の 65 歳以上人口 10 万人当たりの検挙人員（犯罪者率）は、全国においては、平成 19 年をピークに減少して 135 人、都内は平成 18 年をピークに減少して 150 人である。

なお、平成 28 年の数値はいずれも暫定値である。

【図表 2 65 歳以上刑法犯検挙人員の推移（全国・都）】



【図表 3 65 歳以上人口 10 万人当たりの刑法犯検挙者率（全国・都）】

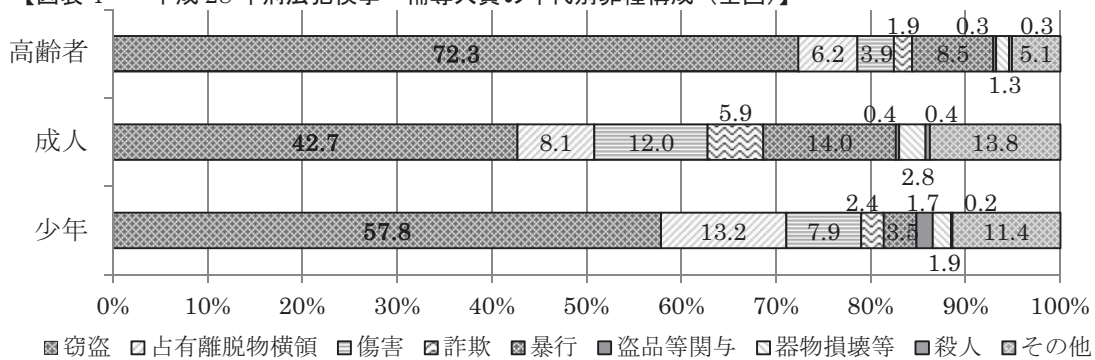


いずれも、『犯罪白書』、警察庁資料及び警視庁生活安全総務課資料より作成

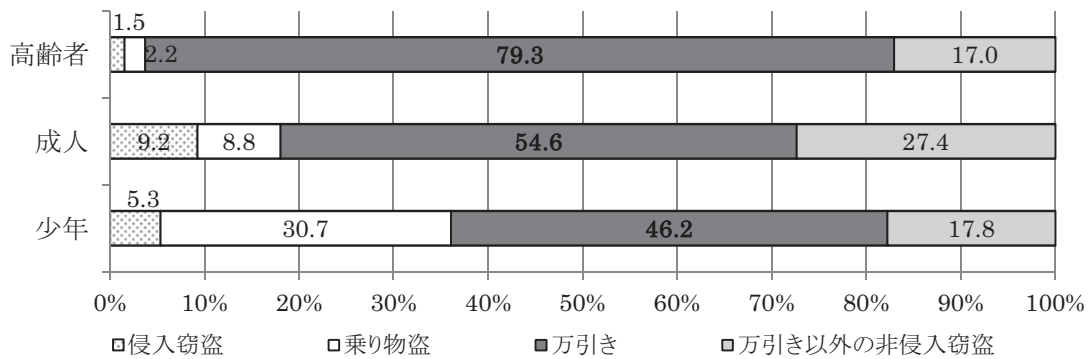
(2) 罪種の内訳

平成 28 年の刑法犯検挙・補導人員の罪種（全国）は、どの年齢層も窃盗が最も多い。高齢者については窃盗が約 7 割で、窃盗のうち最も多いのが万引きで約 8 割を占める。この点、年代別の罪種の内訳として万引きをみると、少年は全刑法犯の約 3 割、成人は約 2 割、高齢者は約 6 割で、少年や成人に比べて高齢者の犯罪として万引きの割合の多さが際立っている。

【図表 4 平成 28 年刑法犯検挙・補導人員の年代別罪種構成（全国）】



【図表 5 平成 28 年窃盗犯検挙・補導人員の年代別内訳（全国）】



いずれも、警察庁資料より作成

2 万引きの実態について

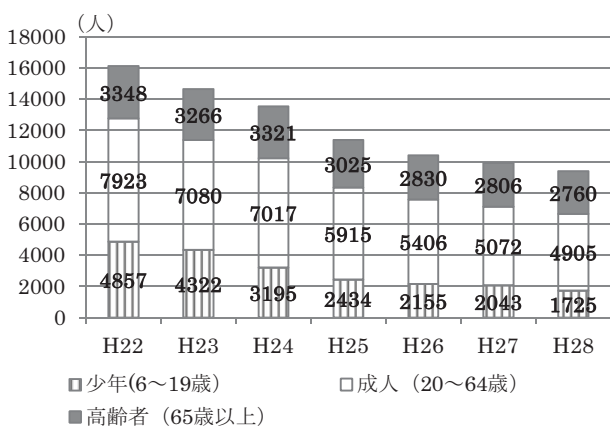
都内の刑法犯の認知件数は、戦後最悪の治安情勢と言われた平成 14 年の 30 万件超をピークに、平成 28 年は 13 万 4,624 件と 14 年連続減少している。

刑法犯認知件数のうち最も多い罪種は、窃盗で 96,663 件（約 7 割）、そのうち万引きは 14,574 件と、刑法犯認知件数の約 1 割を占めている。

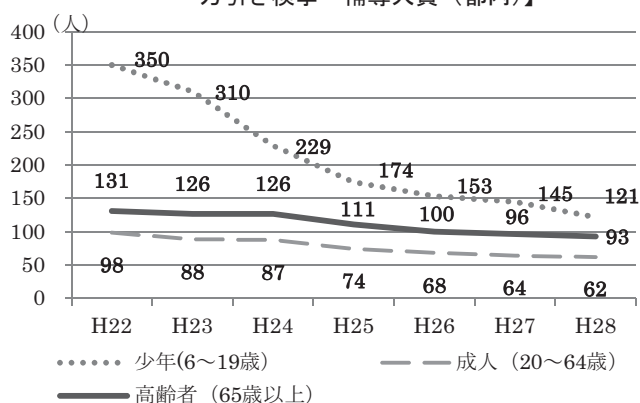
万引きに関し、昨年平成 28 年の検挙・補導人員は、少年（6～19 歳）1,725 人、成人（20～64 歳）4,905 人、高齢者（65 歳以上）2,760 人であり、万引きの全件届出が徹底された平成 22 年以降は減少傾向にある。

他方、その割合をみると、少年が減少している一方で、高齢者の割合が増加している。少年については、少年人口の減少もあるが、人口10万人当たりの万引き被疑者の数自体も減少しており、警察や学校等における教育など、従来の施策の成果が出ていると思われる。今後、万引きの認知件数を減少するためには、高齢者による万引きに関する取組を強化していくことが必要である。なお、平成28年の数値はいずれも暫定値である。

【図表6 万引き検挙・補導人員及び割合（都内）】



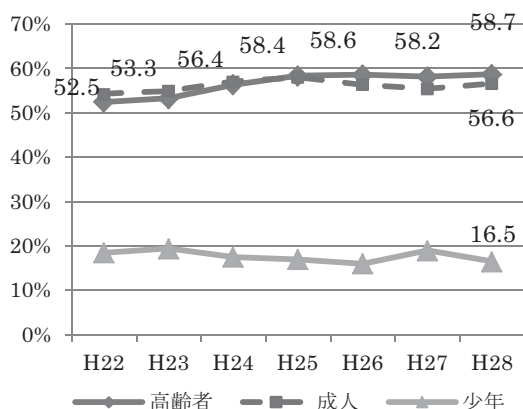
【図表7 年代別人口10万人当たりの万引き検挙・補導人員（都内）】



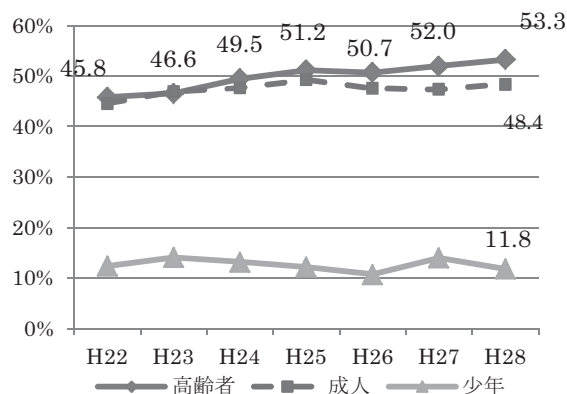
いずれも、警視庁生活安全総務課資料より作成

万引き被疑者については、過去に犯歴のある者の割合が高く、特に65歳以上の高齢被疑者は他の年齢層より高く、再犯者率（平成28年）は58.7%、同一罪種（窃盗）の再犯者率は53.3%となっている。

【図表8 万引き被疑者の再犯者率（都内）】



【図表9 万引き被疑者の再犯者率（同一罪種：窃盗犯）（都内）】



いずれも、警視庁生活安全総務課資料より作成

万引きの再犯に関しては、「万引きに関する調査研究報告書」（平成21年「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査委員会）の調査では、65歳以上の高齢万引き被疑者204人中114人の約56%が過去に犯歴があり、72人の約35%が過去に万引きの犯歴があった。更に、その72人のうち55人の約76%が初犯の罪

種が万引きであり、その後の犯歴も「不明」を除き、25人の約45%が万引きで最も多かった。万引きを防止していくためには、再犯防止の取組が不可欠となっている。

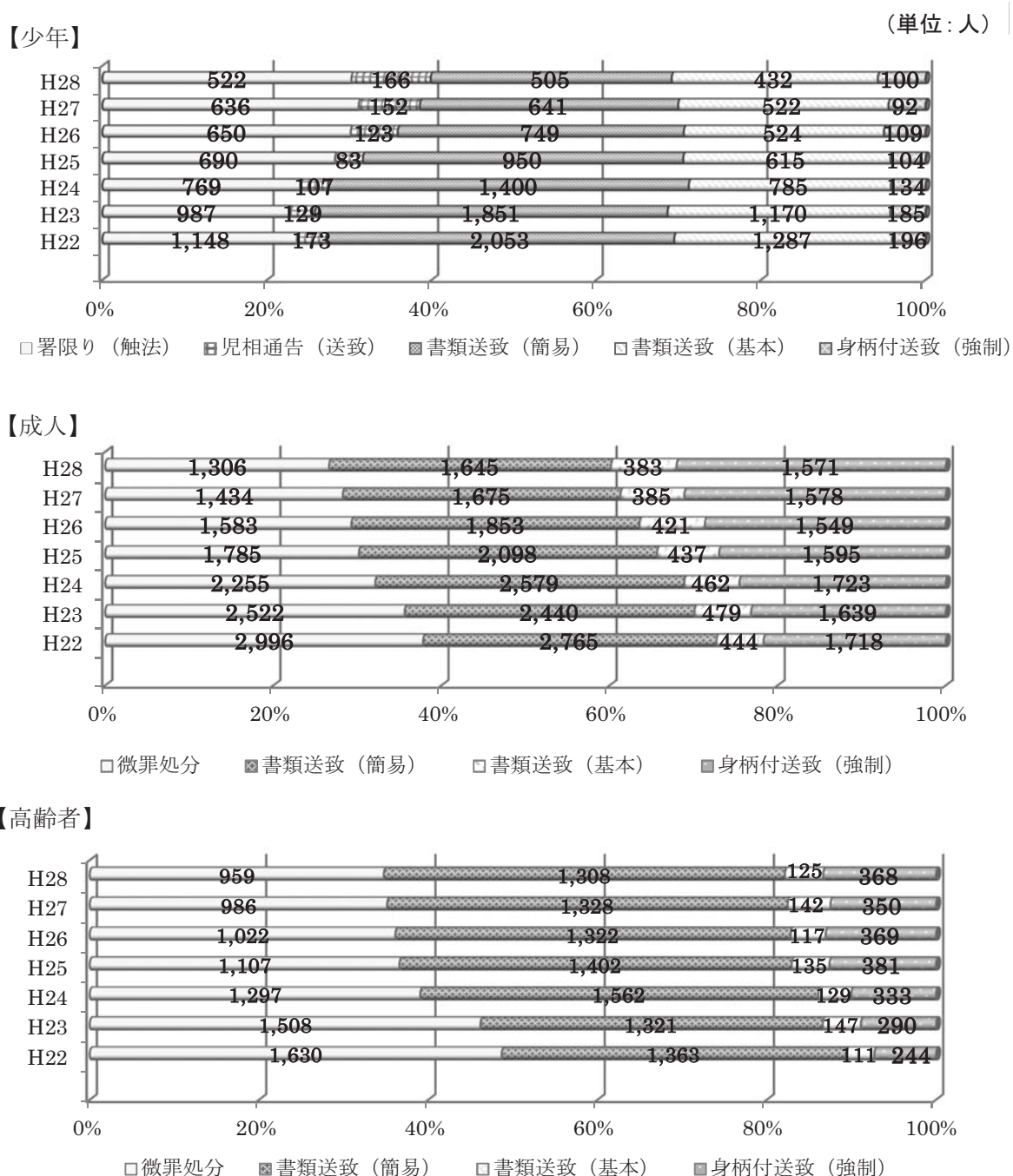
3 万引きの処分・送致区分

都内における万引き被疑者の処分・送致区分は、次のとおりである。

高齢被疑者については、書類送致（簡易）が最も多く、次いで微罪処分※となっている。

※微罪のため、検察に送致されることなく、警察の段階で手続が終了となる処分

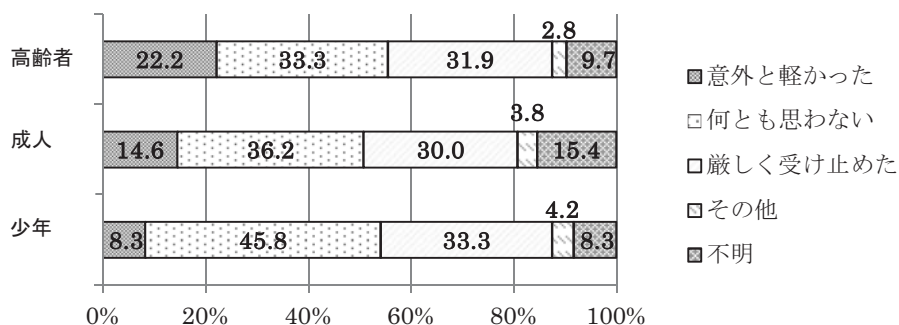
【図表 10 万引き被疑者の処分・送致区分（年齢層別・都内）】



警視庁生活安全総務課資料より作成

万引きに関しては、初犯の場合は微罪処分となる場合が多く、何度か再犯を繰り返すことで起訴され、罰金・懲役刑と罪が重くなる。被疑者によっては、初めて検挙された時の処分を「意外に軽かった」と思う者もあり、その後も繰り返し、万引きが習慣化、常習化していく者もいる。

【図表 11 年齢層別「初めて検挙された時の処分をどう思ったか？」に対する回答】



H21『万引きに関する調査研究報告書』

「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査委員会より作成

4 高齢者による万引きの要因等

何故、高齢期になって万引きをするのか。過去に犯歴があり、暫く中断していたものの、高齢期で再び万引きをした者、過去から継続的に万引きを繰り返している者、過去に犯歴はなく高齢期で初めて万引きをした者など様々である。これまでの研究論文や調査等から、高齢者が万引きを行う要因として次の点が挙げられている。

(1) 経済的要因

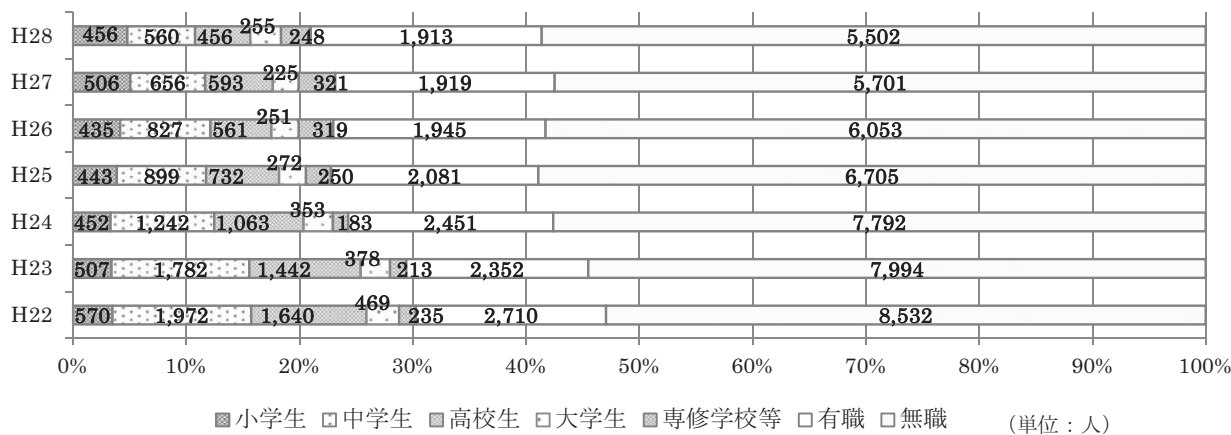
65歳以上の高齢者の時代背景をみると、終身雇用、年功賃金、国民皆保険・皆年金の下、実質GDP成長率が6~10%超の高い経済成長期に人格を形成している。その後の経済は、第一次オイルショックを契機に低下し、バブル期に6%前後の成長を記録したものの、3%以下の成長が続き（マイナス成長の年もあり）、近年は1%前後の低い水準にとどまっている。

一方で、世帯の状況を見ると、核家族化、少子化等による家族形態の変化に伴い高齢者の単身世帯が増加している。高齢期は、定年退職や世帯構成の変化等により世帯月収（収入）は減少することが多いが、統計上も高齢者世帯は所得に占める公的年金や恩給の割合が高く、その世帯所得は、30代から50代の世帯主の世帯所得と比較して低い。また、長寿化に伴い、退職後の期間が長くなり、将来の生活設計に不安を抱える高齢者も少なくない。

警視庁生活安全部の資料をみると、65歳以上の高齢万引き被疑者の約8割が無職であり、万引きの犯行の動機・原因として、「お金を払いたくないから」、「生活困窮」がそれぞれ約3割を占めている。

一方で、高齢万引き被疑者のうち生活保護受給者は2割程度であり、動機・要因にある「生活困窮」状態にある者は少ないと思われる。

【図表 12 万引き被疑者の職業区分（都内）】

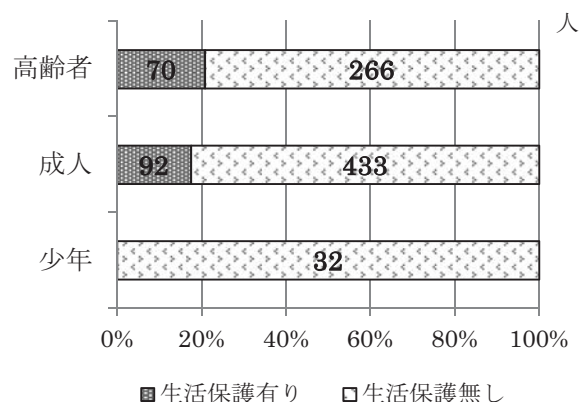


警視庁生活安全総務課資料より作成

【図表 13 万引き被疑者の犯行の動機・原因】

件・%	全体	少年	成人	高齢者
お金を払いたくないから	408 (29.3%)	129 (25.7%)	166 (30.3%)	113 (33.0%)
生活困窮	258 (18.5%)	6 (1.2%)	138 (25.2%)	114 (33.3%)
許されると思った	159 (11.4%)	48 (9.6%)	65 (11.9%)	46 (13.5%)
空腹	107 (7.7%)	67 (13.3%)	26 (4.7%)	14 (4.1%)
自分の小遣いでは買えない	155 (11.1%)	128 (25.5%)	25 (4.6%)	2 (0.6%)
スリル・好奇心	79 (5.7%)	55 (11.0%)	19 (3.5%)	6 (1.8%)
転売目的	13 (0.8%)	3 (0.6%)	8 (1.5%)	0 (0.0%)
その他	214 (15.4%)	66 (13.1%)	101 (18.4%)	47 (13.7%)
合計 (有効回答数)	1392	502	548	342

【図表 14 万引き被疑者と生活保護】



いずれも、東京万引き防止官民合同会議「万引き被疑者等に関する実態調査分析報告書（平成26年度調査）」により作成

(2) 身体的要因

人は、加齢に伴い心身の機能が減衰していく。人格に関して言えば、高齢期の特徴として、一般的に頑固、内向的、鬱々などが挙げられるが、人格のような多様な機能に統合された側面の成熟や機能低下は明確に得られていない。

知能に関しては、判断力や理解力など過去に習得した知識や経験をもとに日常生活に対処する能力（結晶性知能）は、高齢期になっても衰えることは無い（ただし、長年の経験が得るものであり、個人差は存在する。）。

一方で、新しいものを学習したり、覚えたりする知能（流動性知能）は、加齢に伴い起こる脳の器質的障害の影響を受けやすい。

高齢期は、加齢に伴い、視覚や聴覚などの感覚器官の老化や記憶に関する一部の機

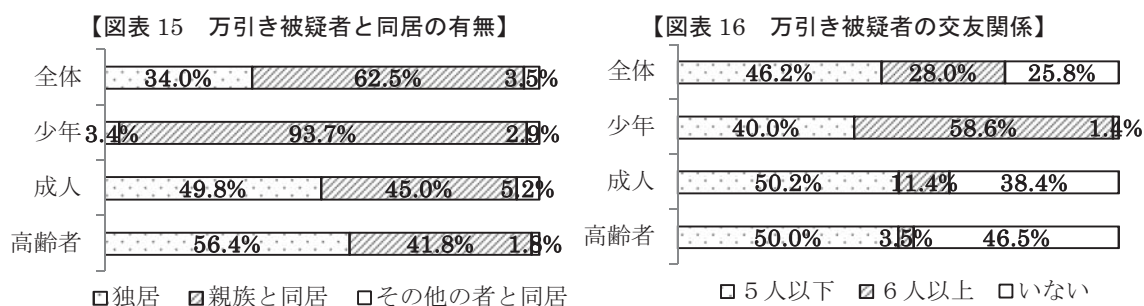
能低下など、認知機能の変化や障害が確実に進行する。特に、後期高齢者においては、認知症に至らないまでも軽度認知障害の症状など、日常生活における影響や問題行動を引き起こすことも考えられる。

(3) 周囲との関係性

地域コミュニティの中心である町会、自治会などの地縁的なネットワークが衰退傾向にある中で、家族関係においても、核家族化や少子化が進展し、高齢期は子の独立やパートナーとの死別等により、独居となる高齢者も少なくない。『平成 26 年版高齢社会白書』(内閣府)によると、一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、2010 年は男性 11.1%、女性 20.3%であった。一方で、若い世代を中心にインターネットコミュニティが活発であるが、高齢者は SNS 等を利用しない者も多い。スポーツクラブなど、同じ目的で集まる機能的なコミュニティは、高齢者世代においても活性化している。

しかし、これらのコミュニティのいずれからも外れる人も少なくない。

警視庁の調査によると、65 歳以上の高齢者万引き被疑者のうち、「独居」は 56.4%、交友関係「いない」が 46.5%である。家族や友人だけでなく、自らをサポートしてくれる人が身近にいないことも考えられ、社会関係性の欠如が孤独や不満、ストレス等に繋がり、問題行動へと発展するケースもあるのではないと思われる。



いずれも、東京万引き防止官民合同会議「万引き被疑者等に関する実態調査分析報告書（平成 26 年度調査）」により作成

孤独に関して言えば、桜美林大学大学院の長田久雄教授によると、客観的に孤立していても主観的に孤立を認識しておらず、孤独を感じていない人もいれば、客観的に孤立していないにもかかわらず、主観的には孤立を認識し、孤独を感じている人もおり、客観的な状況から個人の内面を推し量ることは難しいという¹。

いずれにしても、高齢者は、境遇、身体機能、意識など、様々な面で個人差が大きいため、同じ境遇でも違ったものの見方、価値観が生じることから、本人の内面に焦点を当て、要因を考えることが必要である。

¹ 本研究会第 4 回(平成 28 年 12 月 12 日)における報告 (「高齢者の万引き—老年心理学の視点から—」)
URL は次のとおり <http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/chian/kaigi/manbiki/>

第Ⅱ部

万引きに関する実態調査

第1 調査の概要

1 調査設計の概要

(1) 調査目的

高齢者の万引きに関し、一般高齢者との違いや成人被疑者との比較等を踏まえ、高齢者の万引きに関する実態や要因等を把握し、万引き防止の手がかりを得る。

(2) 調査件名

「日常生活や安全安心に関する意識調査」

(3) 調査設計

ア 一般高齢者（満 65 歳以上）

調査対象：世田谷区及び八王子市に住む満 65 歳以上の個人（男女）

標本数：2000

標本抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出

調査方法：郵送配布、自記、郵送返却方式

調査期間：平成 28 年 10 月 3 日から 10 月 25 日まで

イ 万引き被疑者（満 20 歳以上）

調査対象：微罪処分となった満 20 歳以上の万引き被疑者（男女）

調査方法：

- ・都内の島嶼部を除く全警察署に調査票を配布
- ・被疑者への取調終了後、取調官以外の警察官が調査の趣旨を説明し協力を依頼
- ・被疑者の了承が得られた場合、警察官が被疑者に聞き取りをしながら「日常生活や安全安心に関する意識調査①」を作成するとともに、被疑者自身が自記式で「日常生活や安全安心に関する意識調査②」に記入し、両調査票を都が回収

調査期間：第 1 回 平成 28 年 9 月 7 日から 11 月 30 日まで

第 2 回 平成 29 年 1 月から 3 月末まで

※ 第 1 回分のみを本報告書へ掲載し、第 2 回分は平成 29 年 4 月以降に分析結果を公表予定

ウ 万引き経験者（満 65 歳以上）

調査対象：満 65 歳以上の万引き経験者 3 名（女性）

調査方法：面談による聞き取り（相手方に対して研究全体の概要について説明し、協力の任意性と個人情報保護、研究結果の公表等について説明し同意を得た。）

調査期間：平成 29 年 2 月 10 日から 16 日まで

(4) 回収結果

ア 一般高齢者（65 歳以上） 1336（回収率 66.8%）

イ 被疑者 第 1 回分は 129（うち 65 歳以上は 56）

※ 調査結果の基礎集計の検定作業に当たっては、科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室 山根由子研究員の協力を得た。また、聞き取り調査の実施に際しては、鳳法律事務所 林大悟弁護士の協力を得た。

2 調査結果の概要

(1) 基礎集計

高齢者が万引きを行う背景や要因等を探るため、万引きで捕まり微罪処分となった高齢被疑者（65歳以上）について、同じく万引きで捕まった微罪処分者（65歳未満）、更に住民基本台帳に基づく無作為抽出による一般高齢者（65歳以上）とを比較した。

被疑者（65歳以上）は、一般高齢者と比較し、世帯月収（収入）は低いものの、持家所有が半数を占め、生活保護受給なしが約9割、借金なしも9割以上であった。

一方で本人の意識においては、被疑者（65歳以上）は自分の暮らしぶりを「苦しい」と感じる人が約半数、日本社会で「下」の層に位置すると思う人も約半数。これに対し、同じ65歳以上でも一般はそれらの割合がそれぞれ2割以下。将来への生活不安は、被疑者（65歳以上）は一般よりやや高い。

被疑者は、65歳以上だけでなく、65歳未満においても一般高齢者と比較して、認知機能の低下が疑われる割合が高い。高齢者群においては、被疑者、一般のいずれも身体の衰えを実感しているものの、同世代との比較においては、一般は被疑者ほど他者との比較においては身体の衰えを実感していない。

万引きをする時の意識としては、被疑者（65歳以上）は、「捕まると思わなかった」が6割以上、「カメラの位置や向きを確認しない」が9割以上、「万引きを思いとどまったことが無い」が6割以上。しかし、規範意識は、被疑者群と一般高齢者とで差異は見られなかった。万引きを「出来心でしてしまうものだ」、「気付いたらしていたということがあるものだ」と回答している割合は、被疑者（65歳以上）がそれぞれ約5割、被疑者（65歳未満）が約4割と約3割であった。

被疑者（65歳以上）は他者との関係性が希薄で、独居の割合が高く5割以上。「家族との会話がほとんど無い」及び「家族はいない」で約4割、近所付き合いを「ほとんどしていない」が4分の1、「一日中誰とも話さないことがある」が5割以上。メールやSNSなどを利用する者も一般高齢者と比較して少なく、それぞれ2割、1割程であった。また、話を聞いてくれる、相談にのってくれる、病気や介護など身の回りの世話を頼めるなどサポートに関しては、被疑者（65歳以上）は「誰もいない」との割合が一般高齢者と比べて高い。

(2) 万引きで検挙された高齢者と一般高齢者に関する分析（齊藤 知範）

今回の実態調査は、微罪処分者に限定しており、犯罪者としての取扱いを受けてこなかった初犯者である。従来調査は、過去に万引きで検挙された再犯者がかなりの程度含まれているが、今回の実態調査は微罪処分者であり、犯罪者としての取扱いを受けてこなかった人々であるため、犯罪に親和的な社会生活を長年続けたバイアスが低いという点に特徴がある。逸脱行為をした人々をどう捉えるか明確にしておくことが重要であるが、万引きを行う高齢者達を危険な存在ではなく、危機にさらされている弱い個人と

見なして対策を講じ、関係者へ情報発信を行うことが肝要である。

この視点から、高齢被疑者がさらされている危機として、経済的な厳しさによる脆弱性、社会的紐帯の弱化による脆弱性などが想定できる。そこで、調査分析では、65歳以上の高齢者（万引き被疑者群、一般群）に限定したデータセットを作成し、65歳以上の高齢者で性別に欠損値がない者に両群を限定した。性、年齢の2つでマッチドペアのデータセットを作成し、高齢被疑者が直面する可能性のある経済的な厳しさ、社会的紐帯の弱化等の想定される背景要因について分析を行った。

社会関係に関する分析結果からは、近所づきあいが活発であり、友人・知人による情報面でのサポートが存在することで、万引きのリスクを低く抑えられる可能性が見出された。また、世帯内の関係性と万引きに関する分析結果からは、家族による情緒的サポート、情報面でのサポート、家庭を築いてからの幸福体験が存在することによって、万引きのリスクを低く抑えられる可能性が見出された。また、子供、孫と同居している人は、そうでない人と比べて万引きのリスクが低いことが把握された。生まれ育った環境は変えようのない過去であるが、生殖家族についてはこれから高齢者になる中年者や若者にとっては、家族との関係の築き方の見直しなど、プロテクティブファクターになりうるだろう。

老化に伴う認知機能の低下（物忘れ及び知的能動性の弱まり）は、本調査においては、万引きのリスクとは必ずしも統計的に有意な関連は見出せなかった。一方、セルフコントロールに関しては、低いセルフコントロール（反抗性）が万引きリスクの高さと関連していることが判明した。

経済的苦境についての意識と万引きとの関係に関する分析結果からは、暮らし向きの苦しさ、光熱水費の支払いの大変さについての意識と万引きリスクの高さとの関連が明らかになった。

高齢者に限らないがセーフティーネットの網の目から漏れる人は一定数存在する。逸脱行動から高齢者を守るための社会的絆やセーフティーネットに関する研究は、これから発展の余地が大いにあるものと考えられる。

（3）万引き被疑者群の分析（辰野 文理）

第Ⅲ部第3の高齢万引き被疑者群と一般高齢者群の比較において有意な差が見られた項目について、その背景や原因の手がかりを得るために、被疑者群（65歳未満・65歳以上）について、年齢層や性別で区切り、質問項目同士の関連を分析した。その結果、万引き被疑者（65歳以上）は、一般高齢者と比べ、認知機能の低下や高齢化に対する不安、セルフコントロール等の項目において違いが見られたことから、こうした変数を用いて万引き被疑者（65歳以上）をいくつかの特徴ごとにグループに分けた。

まず、クラスタ分析を用いて変数のグループ化を試み、「他者への転嫁」、「あきらめ感」、「社会に対する不満」の三つの変数に分類し、次に、この三つの変数を用いて、ケ

ース（対象者である万引き被疑者（65歳以上））に対してクラスタ分析を行い、二つのクラスタを得た。クラスタ 1 は、「他への転嫁」、「あきらめ感」が低く、「社会に対する不満」が高い。万引きの原因を他に転嫁することはなく、あきらめ感も高くないものの、暮らしぶりに対する不満や規範意識の低さを抱え、社会に対する不満が高いという特徴を持っている。クラスタ 2 は、「他への転嫁」、「あきらめ感」が高く、「社会に対する不満」が低い。万引きの原因が店や社会にもあると考え、社会の状況や構造については割り切ったような意識を持っている。規範意識や自身の暮らしぶりに対する評価は低くない。

各クラスタに基づき、ケースを分類したところ、万引き被疑者（65歳以上）群の特徴として、「人生不幸群」と「他に転嫁群」が確認された。「人生不幸群」は、暮らしぶりへの評価は低く、万引きの原因は自分にあると思いつながらも、体力の衰えもあり、そうした状況から抜け出せずにいる。しかし、生活困窮との関連は見られず、本人の自分の暮らしに対する評価が万引き行動に繋がる可能性がある。こうした群は本人の認知を変えることが有効と考えられる。

「他に転嫁群」は、暮らしぶりへの評価や規範意識は低くないが、万引きの原因が店や社会にもあると考える傾向にあり、責任を転嫁したり自己を正当化したりする意識が高い。こうした群は、万引きの結果を甘く考えている可能性があることから、初期の段階から、自分の行為が生む結果について自覚を促す必要がある。

実態調査は微罪処分者が対象であるが、前科がない場合でも多くは捕まる前に数回の万引き経験があると考えられ、その成功体験を繰り返すことで常習化していく様子が見られる。万引きの発生を抑えるためには、次の対応が求められる。

第一は「万引きの予防」であり、習慣化を防ぐためにも重要である。一つは店舗における店員による声かけ、もう一つは万引きの動機自体を解消するため、周囲の同年代も自分と同じく課題や不満を抱えていることを知ることで、自己に関する主観的な認識を変えることである。第二は、「初回万引き時の対応」である。被疑者は、万引き自体を軽く考えているというより、むしろ、その結果が自分にとってどのような事態になるのかを甘く考えている可能性がある。そのため、初めての段階から、自分の行為がどのような結果を生むのかを、より説得的に指導する方法を見出す必要がある。第三は、「繰り返し万引きを行う者への対応」である。自分の意志によるコントロールが効かず、万引きが習慣化しているこの段階では、治療的なプログラムの義務付けも方策の一つであるが、併せて受け皿となる治療機関の拡充も取り組むべき課題である。

本調査により、警察段階での万引き被疑者に関する意識面の回答が得られ、既存の統計類からは把握できなかった万引き被疑者の実態を知る手がかりが得られた。また、調査結果に基づく被疑者の分類の展望ができたことも、大きな意義である。これまで、高齢被疑者は生活費の困窮や孤独感・孤立感を抱えた群が確認されるが、もう一つは不平等感や社会に対する不満を抱え、自己の行為を正当化している群も存在する。高齢者の

万引き対策として広汎で一律の対応策が取られがちであるが、経済的問題や孤立の状態を一律の基準で判断することのむずかしさや、働きかけの届きにくさをうかがわせる結果となった。

(4) 万引き経験者に対する聞き取り調査（辰野 文理）

万引き被疑者に対する質問紙調査の結果について考察を深めるため、万引き経験者 3 名に聞き取りを行い、万引きが習慣化していく過程や万引き対応の課題を考察する。

なお、聞き取り調査の対象は、実態調査と異なり、複数回の逮捕や前科のある人であり、置かれた状況は異なる。今回の聞き取りは対象が少数であり一般化することは難しいが、いくつかの共通点が見られ、初めて万引きをしてから習慣化していく過程や万引きに対する対応課題などが把握できた。

万引きが習慣化していく過程については、初回で捕まるのではなく、「ちょっと得をした」というような気持ちで繰り返しているうちに、見つかって捕まっている。罪悪感は抱きつつも、やめるきっかけがないままに繰り返している。個人特性や置かれた状況については、3 名ともその物が欲しかったのではなく、「よく分からない」「魔がさして」などと表現する。その頃の状況としては、人間関係によるストレスが原因とする一方、「犯罪」をする自分に対する嫌悪感や、やめられない自分に対する情けない気持ちを持っている。万引きを思いとどまるために何が有効かについては、いずれも防犯カメラ等を気にしていない。とは言え、自分の中で思いとどまることも困難なようである。現在は、万引きをしないための治療プログラムを受けていることもあり、買い物時に家族や仲間を裏切れないという気持ちもある。万引きに対する対応や処分については、3 名とも共通して、最初の処分が寛容だったという印象を持っており、それが裏目に出ている可能性もある。

いずれの 3 名も、初回の万引きは、ストレス等により冷静な判断ができない状況にあり、一回うまくいくと次第に「お金を払うことが馬鹿らしい」と感じるようになり、万引きを繰り返している。微罪処分ですべてをやめた集団との比較が必要であるが、事例からは、万引きで捕まった際の対応や処罰の持つ抑止力は大きくないことが確認された。3 名については、自らの意思で万引きを止めることが困難で、これ以上行くと刑務所に入るといった段階で、家族や弁護士の支援で治療が始まっている。治療はグループミーティングが中心で、中にはグループミーティングを離脱し、再犯に至る例もあるようであるが、そこでの仲間が万引きをしないことが心の支えになっているようである。

第2 基礎集計

高齢者が万引きを行う背景や要因等を探るため、万引きで捕まり微罪処分となった高齢被疑者（65歳以上）について、同じく万引きで捕まった微罪処分者（65歳未満）、更に無作為抽出による一般高齢者（65歳以上）について、質問票の質問項目に沿ってみていく。

1 日常生活

(1) 日常生活に関する情報

一般（65歳以上）は、「テレビ・ラジオ」が最も高く98%、次いで「新聞・雑誌」82.5%、「家族から」38.7%、「町会・自治会の掲示板・回覧」37.5%。一方で、被疑者（65歳以上）は、「テレビ・ラジオ」87.5%が最も多く、次いで「新聞・雑誌」48.2%であるが、「家族から」は5.4%、「町会・自治会の掲示板・回覧」は7.1%とその割合が低い。家族や地域からの情報入手が少ないのは、それらとの交流の機会が少ないからではないかと思われる。なお、被疑者（65歳未満）は、「テレビ・ラジオ」76.4%が最も多く、次いで「インターネット」37.5%、「新聞・雑誌」23.6%。また被疑者（65歳以上）と同様、「家族から」は12.5%、「町会・自治会の掲示板・回覧」2.8%とその割合は低い。

(2) メールの利用状況

「メール」の利用に関しては、一般（65歳以上）は「利用する」が62.1%であるが、被疑者（65歳以上）は「利用しない」が81.8%であった。このことは、通信手段を持っていない可能性もあるが、通信する相手がいないとも考えられる。

(3) インターネットやSNS利用状況

「インターネットやSNS」については、一般（65歳以上）は「利用する」が38.1%と約4割いるが、被疑者（65歳以上）は10.7%であった。

なお、被疑者（65歳未満）は、「利用する」が50.7%と約半数であった。

(4) 家族との会話・連絡の程度

家族との会話、連絡が「ほとんどない」、「家族はいない」と回答している割合は、一般（65歳以上）は1.9%であったが、被疑者群は、被疑者（65歳以上）35.3%、被疑者（65歳未満）28.4%と高く家族との会話や連絡が一般と比べて少ないことが把握できた。

(5) 居住年数

現在の地域の居住年数は、一般（65歳以上）は「20年以上」が82.7%、被疑者（65歳以上）も50%と最も多かった。

なお、被疑者（65歳未満）は「5年未満」が最も多く40.8%であった。

(6) 近所付き合い

「近所付き合い」については、3群とも何らかの付き合いのある者が殆どであったが、一方で、「ほとんどしていない」と回答した割合が、一般（65歳以上）は4.6%であったが、被疑者群は、被疑者（65歳以上）25%、被疑者（65歳未満）31.4%と3割程いた。

(7) 他者との会話

「一日中、誰とも話さないこと」が「ある」との回答割合は、一般（65歳以上）は13.6%であったが、被疑者群は、被疑者（65歳以上）44.6%、被疑者（65歳未満）40.8%と多い。被疑者群は、(1) (4) (6) (7) から家族や近所等との交流が少なく、特に被疑者（65歳以上）は直接的交流だけでなく、(2) (3) から SNS 等による間接的な交流も少ない。

(8) 借金の状況

3群において、大きな差異は見られなかった。

(単位：%)

1日常生活（被疑者調査質問1、一般高齢者調査質問1及び質問13）					
(1)あなたは、日常生活に関する情報をどこから入手していますか。(〇はいくつでも)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 テレビ・ラジオ	76.4	87.5	98.0		**
2 新聞・雑誌	23.6	48.2	82.5	**	**
3 警察や自治体の広報誌	0.0	8.9	25.4	*	**
4 インターネット	37.5	7.1	30.6	**	**
5 近所の口コミ	2.8	5.4	16.8		*
6 家族から	12.5	5.4	38.7		**
7 町会・自治会の掲示板・回覧	2.8	7.1	37.5		**
8 街中のポスターや看板	4.2	7.1	14.9		
9 その他	2.8	0.0	2.8		
10 なし	4.2	0.0	0.0		
(2)あなたは、普段、メールをしますか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 する	65.3	18.2	62.1	**	**
2 しない	34.7	81.8	37.9		
(3)あなたは、インターネットやSNS(フェイスブック、ライン、ツイッター等)を利用しますか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 利用する	50.7	10.7	38.1	**	**
2 利用しない	49.3	89.3	61.9		
(4)あなたは、家族とのどのくらい会話をしたり、連絡(メール、電話、対面など)をとっていますか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 ほとんど毎日	34.3	43.1	62.4		
2 週に数回	16.4	9.8	12.8		
3 週に1回程度	10.4	3.9	8.3		
4 月に1、2回	4.5	5.9	10.4		**
5 年に数回	6.0	2	4.1		
6 ほとんどない	19.4	23.5	1.2		
7 家族はいない	9.0	11.8	0.7		
(5)あなたは、現在の地域にどのくらいお住まいですか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 5年未満	40.8	10.7	3.0		
2 5年以上10年未満	16.9	14.3	3.8		
3 10年以上20年未満	21.1	25.0	10.4	**	**
4 20年以上	21.1	50.0	82.7		
(6)あなたは、近所付き合いをどのくらいしていますか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 活発な付き合いをしている	11.4	16.1	13.9		
2 立ち話程度	24.3	25.0	48.9		**
3 あいさつ程度	32.9	33.9	32.7		
4 ほとんどしていない	31.4	25.0	4.6		
(7)あなたは、一日中、誰とも話さないことがありますか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 ある	40.8	44.6	13.6		**
2 ない	59.2	55.4	86.4		
(8)あなたには、支払わないといけない借金がありますか。ある場合、どこから借りていますか。(〇はいくつでも)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 サラ金業者	4.3	1.9	0.4		
2 ヤミ金業者	0.0	0.0	0.0		
3 家族	5.8	0.0	1.7		
4 知人・友人	4.3	1.9	0.5		
5 会社の上司・同僚・部下	0.0	0.0	0.1		
6 その他	2.9	0.0	1.6		
7 なし	87.0	96.3	96.0		
	(N=72)	(N=56)	(N=1322)		

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

2 認知機能

高齢者による万引きの要因の一つとして、認知機能の低下が考えられることから、厚生労働省の基本チェックリスト 18~20 と同じ質問をした。

(1)「周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされる」を「はい」と回答した割合は、一般（65 歳以上）11.2%に対し、被疑者（65 歳以上）35.2%、被疑者（65 歳未満）23.9%であった。

(2)「自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしている」を「いいえ」と回答した割合は、一般（65 歳以上）14.5%に対し、被疑者（65 歳以上）38.9%、被疑者（65 歳未満）43.7%であった。

(3)「今日が何月何日か分からない時がある」を「はい」と回答した割合は、一般（65 歳以上）16.5%に対し、被疑者（65 歳以上）48.1%、被疑者（65 歳未満）30.6%であった。被疑者群は、65 歳以上だけでなく、65 歳未満も一般（65 歳以上）と比べ、いずれも認知機能の低下が疑われる回答をした割合が高い。

3 飲酒・喫煙

飲酒においては、3 群で大きな差異は見られなかった。

喫煙については、被疑者（65 歳未満）において「現在吸っている」割合が高い。

4 人生で楽しかったとき

「これまでの人生で楽しかったとき」として、「結婚したとき」、「子供が生まれたとき」、「孫が生まれたとき」など家族に関するものは、一般（65 歳以上）は、それぞれ 43.8%、55.1%、40.3%であるが、被疑者（65 歳以上）は、21.8%、27.3%、16.4%と一般と比較してそれらの回答の割合が少ない。

また、一般（65 歳以上）は「今」が 40.2%であるが、被疑者（65 歳以上）は 7.3%と少ない。

5 犯罪被害の可能性

「6 付きまとわれる」を除き、3 群において大きな差異は見られなかった。

6 万引き防止広報啓発の認知度

高齢者間において差異は見られなかったものの、被疑者（65 歳未満）においては、「万引き防止のポスター」の認知度が約半数と高齢者群（一般・被疑者）と比較して高い。

高齢者間においては、「万引き防止の広報啓発を見たこと」が「なし」との回答が、一般（65 歳以上）47.1%、被疑者（65 歳以上）58.5%といずれも約半数であり、広報啓発のあり方の見直しが必要と思われる。

(単位:%)

2 認知機能 3 飲酒・喫煙 (被疑者調査質問2、一般高齢者調査質問2)						
(1)あなたは、周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか。						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 はい	23.9	35.2	11.2			**
2 いいえ	76.1	64.8	88.8			
(2)あなたは、自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 はい	56.3	61.1	85.5			**
2 いいえ	43.7	38.9	14.5			
(3)あなたは、今日が何月何日か分からない時がありますか。						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 はい	30.6	48.1	16.5			**
2 いいえ	69.4	51.9	83.5			
(4)あなたは、お酒を飲みますか。						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 飲む	45.1	37.7	50.0			
2 やめた	1.4	15.1	5.9	*	*	
3 全く飲まない	53.5	47.2	44.1			
飲むと回答したうち、頻度の記載があったもの						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
週1日程度	31.3	20.0	17.2			
週2～3日程度	34.4	25.0	13.8			
週4～6日程度	9.4	15.0	19.8			
週7日以上	12.5	20.0	24.1			
たまに、ときどき	0.0	5.0	4.2			
回数無回答	12.5	15.0	21.0			
(5)あなたは、たばこを吸いますか。						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 現在吸っている	36.1	15.1	10.9			
2 やめた	15.3	28.3	37.9	*		
3 吸ったことがない	48.6	56.6	51.2			
現在吸っていると回答したうち、本数						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1日0～9本	25.0	25.0	13.6			
1日10～14本	45.0	12.5	27.3			
1日15～19本	10.0	0.0	13.6			
1日20本以上	20.0	62.5	45.5			
4 人生で楽しかったとき (被疑者調査質問3、一般高齢者調査質問3)						
あなたは、これまでの人生で、楽しかったときはいつですか。(〇はいくつでも)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 幼少のころ	18.3	5.5	19.6	*	**	
2 学生時代	45.1	34.5	44.0			
3 結婚したとき	14.1	21.8	43.8		**	
4 働いていたとき	14.1	36.4	50.3	**		
5 子供が生まれたとき	21.1	27.3	55.1		**	
6 家を買ったとき	7.0	10.9	31.3		**	
7 孫が生まれたとき	5.6	16.4	40.3	*	**	
8 今	11.3	7.3	40.2		**	
9 その他	4.2	3.6	5.3			
10 特になし	18.1	12.5	2.1		**	
5 犯罪被害の可能性 (被疑者調査質問4、一般高齢者調査質問4)						
あなたは、この1年間に、次の犯罪にあった、またはあいそようになったことがありますか。(〇はいくつでも)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 住宅へのどろぼう	1.5	3.8	3.2			
2 自動車、オートバイの盗難	4.5	0.0	0.7			
3 自転車の盗難	4.5	7.7	3.8			
4 ふりこめ詐欺や悪質商法	3.0	5.8	7.6			
5 すり、ひったくり、置引き	3.0	5.8	1.7			
6 つきまとわれる	10.4	3.8	0.4		*	
7 暴力(ケガをさせられる、なぐられるなど)	9.0	1.9	0.7			
8 1～7の犯罪にあった、またはあいそになったことはない	76.1	75.0	84.0			
6 万引き防止広報啓発の認知度 (被疑者調査質問5、一般高齢者調査質問5)						
あなたは、この1年間に、「万引きは犯罪です」「警察に通報します」などが表示された、万引き防止の広報啓発を見たことがありますか。(〇はいくつでも)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 万引き防止のポスター	46.5	25.9	36.7	*		
2 万引き防止のステッカー	22.5	11.1	20.4			
3 万引き防止の動画	5.6	0.0	5.1			
4 地域における万引き防止キャンペーン	4.2	5.6	6.6			
5 その他	0.0	5.4	1.8			
6 なし	36.1	58.5	47.1	*		

(N=72) (N=56) (N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

7 万引きをしたとき（被疑者のみ）

（1）万引きをするときに捕まると思ったか

被疑者間の差異はなく、被疑者（65歳以上）の64.2%、被疑者（65歳未満）の47.8%が「万引きをするときに捕まる」と「思わなかった」と回答。被疑者（65歳以上）、被疑者（65歳未満）のいずれも、約半数が捕まるリスクを認識していないが、この背景には、以前も万引きを行って成功した経験や万引きの習慣化などの可能性もあるのではないかと思われる。

（2）防犯カメラの位置や向きを確認したか

被疑者間の差異はなく、被疑者（65歳以上）の96.3%、被疑者（65歳未満）の87%は、「防犯カメラの位置や向き」を「確認しない」と回答。万引きについては、防犯カメラの抑止力がそれほど高くないことがうかがわれるが、一方で（4）万引きを思いとどまったことがある者のうち、その理由として、被疑者（65歳以上）の約2割が「防犯カメラがあったから」と回答していることから、防犯カメラの位置の工夫や表示機能を大きくすることで、抑止効果が高まることも考えられる。

（3）万引きを思いとどまる意識

被疑者間の差異は無く、被疑者（65歳以上）の63.5%、被疑者（65歳未満）の54.4%は、「これまで万引きを思いとどまったこと」が「ない」と回答。このことから、被疑者は、規範意識が低い、捕まることへのリスク認識が低い、万引きの習慣化などの可能性が考えられる。

（4）万引きを思いとどまった理由

被疑者間の差異は無く、被疑者（65歳以上）、被疑者（65歳未満）のいずれも、「悪いことだと思ったから」と罪の意識、「家族に迷惑がかかるから」と信頼関係を理由とする回答の割合が多い。














また、被疑者（65歳以上）は、他に「防犯カメラがあったから」、「店員に声をかけられたから」との回答も2割程度あった。

8 万引きに関する刑罰等の認知度（一般のみ）

一般（65歳以上）は、①「万引きの全件届出」を「だいたい知っている」「知っている」が78.6%、②「万引きの刑罰」を「知らない」が49.3%、③「万引きの18歳未満の買取ルール（東京ルール）」を「知らない」が57.2%、④「万引きの検挙・補導人数が少年より高齢者が高いこと」を「だいたい知っている」「知っている」が73.5%であった。

万引きを防止するためには、まずは万引きの現状や18歳未満からの買取に関する東京ルールなどの万引き防止の取組、更に刑罰について周知していくことが大事で、広報啓発の内容や展示手法なども見直しが必要と思われる。

(単位:%)

7万引きをしたとき (被疑者調査質問6)					
(1)あなたは、万引きをするときに捕まると思いましたか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 思った	 52.2	 35.8	/	/	-
2 思わなかった	 47.8	 64.2			
(2)あなたは、万引きをするときに、防犯カメラの位置や向きを確認しましたか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 確認した	 13.0	 3.7	/	/	-
2 確認しない	 87.0	 96.3			
(3)あなたは、これまで万引きを思いとどまったことがありますか。	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 ある	 45.6	 36.5	/	/	-
2 ない	 54.4	 63.5			
(4)(3)で「ある」と選択した方にお聞きします。万引きを思いとどまった理由を教えてください。(〇はいくつでも)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 防犯カメラがあったから	 3.2	 18.2	/	/	-
2 店内にカーブミラーがあったから	 3.2	 4.5			
3 出入口に万引き防止システム(音の鳴るゲート)があったから	 3.2	 0.0			
4 店員に声をかけられたから	 6.5	 22.7			
5 周りに人がいたから	 19.4	 13.6			
6 悪いことだと思ったから	 64.5	 45.5			
7 家族に迷惑がかかるから	 51.6	 31.8			
8 その他	 6.5	 0.0			
9 特に理由はない	 0.0	 9.1			
8万引きに関する刑罰等の認知度 (一般高齢者質問6)					
あなたは、次のことについて、どの程度ご存知ですか。(あてはまる番号に〇)					
①万引きは、警察に全件届け出ることになっている	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 知らない	/	/	 21.4	/	-
2 だいたい知っている			 34.9		
3 知っている			 43.7		
②万引きは、懲役刑のほか、50万円以下の罰金刑が定められている	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 知らない	/	/	 49.3	/	-
2 だいたい知っている			 31.3		
3 知っている			 19.5		
③被害品が売買されるのを防ぐため、18歳未満の買取にはルールがある	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 知らない	/	/	 57.2	/	-
2 だいたい知っている			 22.9		
3 知っている			 19.9		
④ここ数年は、万引きで検挙・補導されている人数は、少年より高齢者の方が多い	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 知らない	/	/	 26.5	/	-
2 だいたい知っている			 30.2		
3 知っている			 43.3		
	(N=72)	(N=56)	(N=1322)		

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「-」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

9 支援してくれる人

本問は、支援の状況を把握するため、①「話を聴いてくれる」、②「相談にのってくれる」、③「生活費を出してくれる」、「④お金を一時的に貸してくれる」、「⑤病気や介護など身のまわりの世話を頼める」、「⑥気持ちの支えになってくれる」、「⑦必要な情報を教えてくれる」の7つの項目に関し、それぞれ支援してくれる人を具体的に質問した。

一般（65歳以上）は、いずれも「妻・夫・パートナー」、③及び④を除き、「その他の家族」との回答の割合が高いが、被疑者群は、65歳以上、65歳未満のいずれも、一般（65歳以上）と比べてその二つの回答の割合が高くない一方で、「誰もいない」との回答の割合が高い。

本問及び質問1(2)、(3)、(4)、(6)、(7)の回答から、一般と比べて、被疑者群は、本人が「孤独」を認識しているか否かは別として、「孤立」している状況に置かれている割合が高いことが把握できた。

10 関係性の変化

本問は、直近5年間で、他者との関係性がどのように変化したかを把握するため、①友人・知人、②子供・孫、③近隣者の3つの項目に分けて質問した。

①「友人・知人とのつきあいが減った」を「とてもそう思う」「つきあいがもともとない」と回答した割合は、一般（65歳以上）がそれぞれ8.6%、2.7%に対し、被疑者（65歳以上）は24.1%、22.2%と高く、被疑者（65歳未満）も13.0%、13.0%とやや高い。

②「子供・孫との関係が疎遠になった」を「とてもそう思う」「つきあいがもともとない」と回答した割合は、一般（65歳以上）がそれぞれ1.9%、4.9%に対し、被疑者（65歳以上）は14.8%、29.6%と高く、被疑者（65歳未満）は4.7%、40.6%であった。

③「近隣者との会話が減った」を「とてもそう思う」「つきあいがもともとない」と回答した割合は、一般（65歳以上）がそれぞれ3.9%、7.1%に対し、被疑者（65歳以上）は13.0%、27.8%と高く、被疑者（65歳未満）も4.3%、33.3%であった。

いずれの質問も被疑者群は一般と比べて、関係性がもともと希薄だった割合や、希薄になった割合が高いことが把握できた。

(単位:%)

9 支援してくれる人 (被疑者調査質問7、一般高齢者調査質問7)						
あなたが次の内容を支援してもらっている人は誰ですか。(〇はいくつでも)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
①話しを聴いてくれる						
1 妻・夫・パートナー	21.1	30.9	65.6		**	
2 その他の家族	36.6	23.6	54.8		**	
3 友人・知人	56.3	29.1	61.3	**	**	
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	4.2	7.3	6.4			
5 誰もいない	19.7	29.1	1.6		**	
②相談にのってくれる						
1 妻・夫・パートナー	22.9	24.1	62.0		**	
2 その他の家族	28.6	27.8	55.4		**	
3 友人・知人	45.7	25.9	49.3	*	**	
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	7.1	11.1	6.7			
5 誰もいない	26.4	25.0	2.1		**	
③生活費を出してくれる						
1 妻・夫・パートナー	22.7	20.4	58.8		**	
2 その他の家族	19.7	16.7	15.4			
3 友人・知人	6.1	1.9	0.2			
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	3.0	0.0	0.1			
5 誰もいない	47.2	60.7	23.7		**	
④お金を一時的に貸してくれる						
1 妻・夫・パートナー	9.8	9.1	48.9		**	
2 その他の家族	26.2	18.2	30.9			
3 友人・知人	19.7	5.5	4.6	*		
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	3.3	1.8	0.1			
5 誰もいない	41.7	66.1	19.1	*	**	
⑤病気や介護など身の回りの世話を頼める						
1 妻・夫・パートナー	22.2	20.0	64.6		**	
2 その他の家族	34.9	27.3	53.3		**	
3 友人・知人	9.5	3.6	4.3			
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	0.0	10.9	7.2	**		
5 誰もいない	38.9	39.3	6.0		**	
⑥気持ちの支えになってくれる						
1 妻・夫・パートナー	23.9	35.2	64.2		**	
2 その他の家族	40.3	27.8	58.5		**	
3 友人・知人	34.3	18.5	38.6		*	
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	6.0	3.7	4.0			
5 誰もいない	22.4	29.6	4.0		**	
⑦必要な情報を教えてくれる						
1 妻・夫・パートナー	21.2	20.8	58.8		**	
2 その他の家族	36.4	24.5	59.0		**	
3 友人・知人	48.5	22.6	57.7	*	**	
4 医者・ケアマネージャーなどの専門家	4.5	5.7	10.0			
5 誰もいない	25.8	34.0	4.2		**	
10 関係性の変化 (被疑者調査質問8、一般高齢者調査質問8)						
あなたは、この5年間で、次の関係が変化したと思いますか。(あてはまる番号に〇)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
①友人・知人とのつきあいが減った						
1 まったくそう思わない	24.6	18.5	20.0			
2 あまりそう思わない	7.2	9.3	12.1			
3 以前と変わらない	20.3	11.1	29.4			
4 ややそう思う	21.7	14.8	27.2		**	
5 とてもそう思う	13.0	24.1	8.6			
6 つきあいがもともとない	13.0	22.2	2.7			
②子供・孫との関係が疎遠になった						
1 まったくそう思わない	28.1	27.8	44.1			
2 あまりそう思わない	4.7	1.9	12.7			
3 以前と変わらない	14.1	13.0	28.8			
4 ややそう思う	7.8	13.0	7.6		**	
5 とてもそう思う	4.7	14.8	1.9			
6 つきあいがもともとない	40.6	29.6	4.9			
③近隣者との会話が減った						
1 まったくそう思わない	26.1	16.7	20.2			
2 あまりそう思わない	7.2	9.3	15.0			
3 以前と変わらない	18.8	16.7	38.9			
4 ややそう思う	10.1	16.7	15.0		**	
5 とてもそう思う	4.3	13.0	3.9			
6 つきあいがもともとない	33.3	27.8	7.1			

(N=72)

(N=56)

(N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

1.1 不安感

本問は、被疑者が何に対し不安感を抱き、その程度がどのくらいかを把握するため、①「自分の若い頃と比べた体力の衰え」、②「自分の若い頃と比べた容姿の衰え」、③「同世代の他者と比べた体力の衰え」、④「将来の生活苦」、⑤「家族の世話」の5つの項目に分けて、不安の程度を聞いた。

①「もう若い頃のような体力がないような感じがする」を「時々ある」「よくある」と回答した割合は、一般（65歳以上）89.1%、被疑者（65歳以上）77.8%、被疑者（65歳未満）69.1%といずれも高い。特に、被疑者（65歳以上）は「よくある」が64.8%であった。

②「若い頃と比較して容姿の衰えを実感する」を「時々ある」「よくある」と回答した割合は、一般（65歳以上）88.1%、被疑者（65歳以上）88.9%、被疑者（65歳未満）62.3%といずれも高い。特に、被疑者（65歳以上）は「よくある」が63%であった。

③「同世代の人と比べて体力の衰えを感じる」を「時々ある」「よくある」と回答した割合は、一般（65歳以上）38.9%、被疑者（65歳以上）61.1%、被疑者（65歳未満）47.8%であった。一般（65歳以上）は、6割以上が同世代の他者と比べて、体力の衰えを実感していないが、被疑者（65歳以上）は、逆に6割以上が同世代の他者と比べて体力の衰えを実感している。

④「将来、生活が苦しくなるのではないかと感じる」を「時々ある」「よくある」と回答した割合は、一般（65歳以上）49.1%、被疑者（65歳以上）64.8%、被疑者（65歳未満）72.4%であった。被疑者群は、65歳以上、65歳未満のいずれも、「よくある」と回答している割合も4割程度で、一般に比べて不安感が高い割合が多いことが把握できた。

⑤「家族の世話で、私の本当の生き方ができない」は、一般（65歳以上）と比べ、被疑者（65歳以上）の方がそう思う割合がやや高い。

1.2 自己効力感

本問は、自己効力感（ある状況において、自分がうまく遂行できる可能性の認知）が一般と被疑者とで差があるかを把握するために質問したものである。

①～⑦の回答から、被疑者群において差は見られないものの、一般（65歳以上）との比較において、被疑者群は自己効力感が低い傾向にあることが把握できた。

なお、⑥の回答結果については、被疑者群は他者との関係性が希薄であることの影響もあるのではないかとと思われる。

(単位: %))

11不安感 (被疑者調査質問9、一般高齢者調査質問9)					
あなたの場合、次のことについて、どの程度感じていますか。(あてはまる番号に○)					
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
①もう若い頃のような体力がないような感じがする					
1 まったくない	8.8	5.6	2.1		
2 あまりない	22.1	16.7	8.9	**	**
3 時々ある	44.1	13.0	44.6		
4 よくある	25.0	64.8	44.5		
②若い頃と比較して容姿の衰えを実感する					
1 まったくない	13.0	3.7	1.6		
2 あまりない	24.6	7.4	10.3	**	
3 時々ある	34.8	25.9	40.5		
4 よくある	27.5	63.0	47.6		
③同年代の人と比べて体力の衰えを感じる					
1 まったくない	13.0	13.0	11.6		
2 あまりない	39.1	25.9	49.5		**
3 時々ある	33.3	27.8	26.7		
4 よくある	14.5	33.3	12.2		
④将来、生活が苦しくなるのではないかと不安だ					
1 まったくない	4.3	16.7	14.0		
2 あまりない	23.2	18.5	36.9		**
3 時々ある	30.4	25.9	33.4		
4 よくある	42.0	38.9	15.7		
⑤家族の世話で、私の本当の生き方ができない					
1 まったくない	43.8	58.5	48.8		
2 あまりない	37.5	18.9	34.2		**
3 時々ある	3.1	9.4	13.5		
4 よくある	15.6	13.2	3.5		
12自己効力感 (被疑者調査質問10、一般高齢者調査質問11)					
あなたの場合、次のことは、どの程度あてはまりますか。(あてはまる番号に○)					
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
①しなければならぬことがあっても、なかなか取りかからない					
1 まったくあてはまらない	13.6	18.5	14.4		
2 あまりあてはまらない	19.7	18.5	27.2		**
3 どちらともいえない	21.2	11.1	22.7		
4 ややあてはまる	19.7	25.9	30.2		
5 あてはまる	25.8	25.9	5.5		
②初めはうまくいかない仕事でも、できるまでやり続ける					
1 まったくあてはまらない	6.1	16.7	3.9		
2 あまりあてはまらない	13.6	5.6	7.5		**
3 どちらともいえない	21.2	22.2	27.9		
4 ややあてはまる	24.2	25.9	37.3		
5 あてはまる	34.8	29.6	23.4		
③非常にややこしく見えることは、手を出そうとしない					
1 まったくあてはまらない	10.6	11.3	7.2		
2 あまりあてはまらない	22.7	11.3	19.6		**
3 どちらともいえない	24.2	20.8	34.8		
4 ややあてはまる	22.7	22.6	27.8		
5 あてはまる	19.7	34.0	10.6		
④思いがけない問題が起こった時、それをうまく処理できない					
1 まったくあてはまらない	9.1	9.3	9.9		
2 あまりあてはまらない	19.7	20.4	35.2		**
3 どちらともいえない	31.8	35.2	36.6		
4 ややあてはまる	21.2	14.8	13.8		
5 あてはまる	18.2	20.4	4.6		
⑤失敗すると、一生懸命やろうと思う					
1 まったくあてはまらない	9.0	11.1	2.4		
2 あまりあてはまらない	7.5	5.6	6.8		**
3 どちらともいえない	28.4	27.8	27.7		
4 ややあてはまる	23.9	25.9	39.4		
5 あてはまる	31.3	29.6	23.7		
⑥人に頼らない方だ					
1 まったくあてはまらない	9.1	5.6	2.4		
2 あまりあてはまらない	12.1	3.7	8.1		*
3 どちらともいえない	24.2	18.5	26.5		
4 ややあてはまる	24.2	25.9	34.4		
5 あてはまる	30.3	46.3	28.6		
⑦人の集まりの中では、うまく振舞えない					
1 まったくあてはまらない	10.6	18.5	13.1		
2 あまりあてはまらない	30.3	20.4	30.0		**
3 どちらともいえない	27.3	25.9	32.7		
4 ややあてはまる	18.2	14.8	17.9		
5 あてはまる	13.6	20.4	6.3		
	(N=72)	(N=56)	(N=1322)		

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「-」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

1.3 セルフコントロール

本問は、セルフコントロール（自分の意思で感情や欲望を抑制する自制心）が一般と被疑者で差があるかを把握するために質問したものである。

⑧～⑮の回答から、総じて、被疑者群は、一般（65歳以上）と比較し、セルフコントロールが低い傾向にあることが把握できた。

高齢者65歳以上を比較すると、差異があったのは⑧⑨⑩⑪⑬⑮においてであり、⑩「カッとなりやすいほうだ」を除き、被疑者（65歳以上）は、一般（65歳以上）と比べて、セルフコントロールの低い回答をした割合が多かった。

⑧⑨⑪⑬⑮は次のとおり。

⑧「その場のいきおいに流されず、よく考えて行動するほうだ」を「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」との回答した割合で、一般（65歳以上）11.1%に対し、被疑者（65歳以上）は18.5%とやや多い。

⑨「将来に備えて考えたり努力したりしている」を「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した割合で、一般（65歳以上）10.8%に対し、被疑者（65歳以上）は24.1%とやや多い。

⑪「どんなに腹が立っても、暴力はふるわない」を「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」との回答した割合で、一般（65歳以上）16.4%に対し、被疑者（65歳以上）は31.5%とやや多い。

⑬「安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ」を「ややあてはまる」「あてはまる」との回答した割合で、一般（65歳以上）11%に対し、被疑者（65歳以上）は16.7%とやや多い。

⑮「つかまらずに悪いことがどれくらいできるか、試してみたい」を「ややあてはまる」「あてはまる」との回答した割合で、一般（65歳以上）1%に対し、被疑者（65歳以上）11.1%とやや多い。

(単位:%)

13セルフコントロール (被疑者調査質問10、一般高齢者調査質問11)					
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
⑧その場のいきおいに流されず、よく考えて行動するほうだ					
1 まったくあてはまらない	9.1	11.1	2.3		
2 あまりあてはまらない	18.2	7.4	8.8		
3 どちらともいえない	39.4	25.9	34.5		**
4 ややあてはまる	18.2	22.2	34.4		
5 あてはまる	15.2	33.3	20.3		
⑨将来に備えて考えたり努力したりしている					
1 まったくあてはまらない	6.0	11.1	2.4		
2 あまりあてはまらない	14.9	13.0	8.4		
3 どちらともいえない	31.3	25.9	22.2		**
4 ややあてはまる	28.4	24.1	42.3		
5 あてはまる	19.4	25.9	24.7		
⑩カッとしたりしやすいほうだ					
1 まったくあてはまらない	19.4	33.3	13.2		
2 あまりあてはまらない	22.4	18.5	30.5		
3 どちらともいえない	23.9	22.2	29.1		**
4 ややあてはまる	22.4	11.1	21.3		
5 あてはまる	11.9	14.8	5.9		
⑪どんなに腹が立っても、暴力はふるわない					
1 まったくあてはまらない	10.4	22.2	9.8		
2 あまりあてはまらない	4.5	9.3	6.6		
3 どちらともいえない	14.9	11.1	11.5		*
4 ややあてはまる	13.4	3.7	15.3		
5 あてはまる	56.7	53.7	56.7		
⑫ときどき、おもしろ半分で危険をおかすことがある					
1 まったくあてはまらない	43.3	61.1	55.5		
2 あまりあてはまらない	22.4	16.7	28.0		
3 どちらともいえない	14.9	9.3	8.8		
4 ややあてはまる	14.9	11.1	5.6		
5 あてはまる	4.5	1.9	2.2		
⑬安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ					
1 まったくあてはまらない	36.4	50.0	37.7		
2 あまりあてはまらない	30.3	16.7	28.4		
3 どちらともいえない	18.2	16.7	23.0		**
4 ややあてはまる	9.1	9.3	9.2		
5 あてはまる	6.1	7.4	1.8		
⑭人を怒らせたくて、その人が言うのとはわざと反対のことをすることがある					
1 まったくあてはまらない	59.1	72.2	64.0		
2 あまりあてはまらない	24.2	22.2	24.2		
3 どちらともいえない	10.6	1.9	8.4		
4 ややあてはまる	3.0	1.9	2.3		
5 あてはまる	3.0	1.9	1.1		
⑮つかまらずに悪いことがどれくらいできるか、試してみたい					
1 まったくあてはまらない	64.2	59.3	88.7		
2 あまりあてはまらない	19.4	7.4	8.0		
3 どちらともいえない	13.4	22.2	2.4		**
4 ややあてはまる	3.0	7.4	0.3		
5 あてはまる	0.0	3.7	0.7		

(N=72)

(N=56)

(N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

14 暮らしぶり

(1) 「自分自身の現在の暮らしぶり」を「大変苦しい」「やや苦しい」と感じている割合は、一般（65歳以上）17.7%に対し、被疑者群は、被疑者（65歳以上）44.6%、被疑者（65歳未満）53.7%と多い。

(2) 「自分が日本の社会でどの層に入ると思うか」については、「下の上」「下の下」と回答している割合は、一般（65歳以上）16.8%に対し、被疑者（65歳以上）は46.4%と、約半数が回答。なお、被疑者（65歳未満）は36.2%であった。

(3) 自分自身については、①「私の人生は、能力のわりに活躍できる地位を与えられてこなかった」は、3群において大きな差異は見られなかった。

②「この5年間で社会から必要とされていないと感じるようになった」を「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答した割合は、一般（65歳以上）13.2%に対し、被疑者群は、被疑者（65歳以上）35.7%、被疑者（65歳未満）24.2%とやや多い。

③「家庭での生活で幸せを感じることは少ない」を「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答した割合は、一般（65歳以上）7.5%に対し、被疑者群は、被疑者（65歳以上）35.7%、被疑者（65歳未満）27.3%とやや多い。

④「電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変」を「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答した割合は、一般（65歳以上）12%に対し、被疑者群は、被疑者（65歳以上）25%、被疑者（65歳未満）30.3%とやや多い。

15 公正世界信念

本問は、公正世界信念に関し、一般と被疑者で差があるかを把握するために質問したものである。

①「この世の中では、努力はいつか報われるようになっている」が「ややそう思う」「とてもそう思う」を回答した割合は、一般（65歳以上）43.1%、被疑者（65歳以上）48.1%、被疑者（65歳未満）31.8%

また、3群とも、②「この世の中では努力や実力が報われない人が数多くいる」、③「今の日本は、お金や資産の格差が大きすぎる」、④「今の日本は、家柄や学歴によって人生が決まってしまう」を「ややそう思う」「そう思う」と回答した割合が「まったくそう思わない」「あまりそう思わない」と回答した割合より多く、3群とも社会の不平等を感じている割合が多い。

(単位: %)

14暮らしぶり (被疑者質問11、一般高齢者質問12)					
(1)あなたは、自分自身の現在の暮らしを、どう感じていますか。(あてはまる番号に○)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 大変苦しい	17.9	12.5	3.6		
2 やや苦しい	35.8	32.1	14.1		
3 普通	43.3	44.6	55.0		**
4 ややゆとりがある	3.0	5.4	23.0		
5 大変ゆとりがある	0.0	5.4	4.4		
(2)あなたは自身は、日本の社会でどの層に入ると感じますか。(あてはまる番号に○)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 上	0.0	0.0	1.0		
2 中の上	10.1	12.5	27.8		
3 中の下	30.4	28.6	39.2		**
4 下の上	18.8	32.1	13.9		
5 下の下	17.4	14.3	2.9		
6 わからない	23.2	12.5	15.3		
(3)あなたは、自分自身について、どのように感じますか。(あてはまる番号に○)					
①私の人生は、能力のわりに活躍できる地位を与えられてこなかった	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	19.7	25.5	20.3		
2 あまりそう思わない	34.8	36.4	39.4		
3 どちらともいえない	30.3	30.9	30.5		
4 ややそう思う	9.1	3.6	8.8		
5 とてもそう思う	6.1	3.6	1.0		
②この5年間で社会から必要とされていないと感じるようになった	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	16.7	21.4	25.8		
2 あまりそう思わない	24.2	19.6	40.4		
3 どちらともいえない	34.8	23.2	20.6		**
4 ややそう思う	10.6	21.4	10.5		
5 とてもそう思う	13.6	14.3	2.7		
③私は、家庭での生活で幸せを感じることは少ない	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	21.2	25.0	37.5		
2 あまりそう思わない	22.7	19.6	40.8		
3 どちらともいえない	28.8	19.6	14.2		**
4 ややそう思う	12.1	19.6	5.9		
5 とてもそう思う	15.2	16.1	1.6		
④電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変である	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	22.7	33.9	46.5		
2 あまりそう思わない	21.2	21.4	29.9		
3 どちらともいえない	25.8	19.6	11.7		**
4 ややそう思う	16.7	16.1	8.6		
5 とてもそう思う	13.6	8.9	3.4		
15公正世界信念 (被疑者質問11、一般高齢者質問12)					
あなたは、次の意見について、どのように感じますか。(あてはまる番号に○)					
①この世の中では、努力はいつか報われるようになっている	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	9.1	5.6	3.4		
2 あまりそう思わない	21.2	18.5	18.5		
3 どちらともいえない	37.9	27.8	35.0		**
4 ややそう思う	18.2	22.2	33.3		
5 とてもそう思う	13.6	25.9	9.8		
②この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	1.5	7.4	1.6		
2 あまりそう思わない	7.6	22.2	7.9		
3 どちらともいえない	37.9	13.0	31.5	**	**
4 ややそう思う	30.3	37.0	46.6		
5 とてもそう思う	22.7	20.4	12.4		
③今の日本は、お金や資産の格差が大きすぎる	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	3.0	3.7	0.8		
2 あまりそう思わない	6.0	0.0	5.3		
3 どちらともいえない	40.3	18.5	19.4	*	*
4 ややそう思う	22.4	35.2	41.9		
5 とてもそう思う	28.4	42.6	32.6		
④今の日本は、家柄や学歴によって人生が決まってしまう	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 まったくそう思わない	4.5	7.4	2.8		
2 あまりそう思わない	15.2	9.3	16.8		
3 どちらともいえない	36.4	27.8	27.0		**
4 ややそう思う	27.3	27.8	41.1		
5 とてもそう思う	16.7	27.8	12.3		

(N=72)

(N=56)

(N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

16 万引きの原因

万引きの原因として、⑤「あくまで盗む人に原因がある」を「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答した割合は、3群とも65%前後で差はないものの、そのうち「とてもそう思う」との回答は、一般（65歳以上）29.8%と比べて、被疑者（65歳以上）48.1%、被疑者（65歳未満）38.5%であり、被疑者群はいずれも高い。

⑥「家族や周りの人にも原因がある」について、一般（65歳以上）は「ややそう思う」と回答した割合が最も多く36.1%であるが、被疑者群は「まったくそう思わない」との回答が最も多く、被疑者（65歳以上）57.4%、被疑者（65歳未満）36.4%であった。

⑦「店にも原因がある」について、「まったくそう思わない」との回答は、被疑者（65歳以上）59.3%、被疑者（65歳未満）44.8%であった。

⑧「社会にも原因がある」については、「まったくそう思わない」との回答は、被疑者（65歳以上）の55.6%、被疑者（65歳未満）の32.8%であった。

これらの点に関しては、被疑者群の方が一般と比べて「社会的に望ましい回答」を選択している割合が多いが、警察署での回答であることや捕まった直後で反省していること等が考え得る。

⑨「ほとんどの万引きは見つからない」について、「まったくそう思わない」と回答した割合は、一般（65歳以上）11.2%であるが、被疑者（65歳以上）31.5%、被疑者（65歳未満）35.8%とその割合が高い。捕まった直後の回答であることの影響がうかがわれる。

⑩「万引きは、出来心でしてしまうものだ」について、「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答した割合が、一般（65歳以上）20.4%であるが、被疑者（65歳以上）51.8%、被疑者（65歳未満）43.3%と多い。

⑪「気付いたら万引きをしていたということがあるものだ」について、「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答した割合は、一般（65歳以上）8.4%であるのに対し、被疑者（65歳以上）50%、被疑者（65歳未満）28.8%と多い。

⑩、⑪については、被疑者（65歳以上）は、いずれも半数以上が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答しており、何となく万引きをしている実態もうかがわれ、万引きの習慣化、常習化ということも考え得る。

(単位:%)

16万引きの原因 (被疑者質問11、一般高齢者質問12)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
⑤万引きが起きるのは、あくまで盗む人に原因がある						
1 まったくそう思わない	3.1	3.7	2.2			
2 あまりそう思わない	3.1	0.0	5.5			
3 どちらともいえない	27.7	29.6	28.1			*
4 ややそう思う	27.7	18.5	34.4			
5 とてもそう思う	38.5	48.1	29.8			
⑥万引きが起きるのは、家族や周りの人にも原因がある						
1 まったくそう思わない	36.4	57.4	8.7			
2 あまりそう思わない	27.3	14.8	15.7			
3 どちらともいえない	27.3	18.5	33.2			**
4 ややそう思う	6.1	7.4	36.1			
5 とてもそう思う	3.0	1.9	6.2			
⑦万引きが起きるのは、店にも原因がある						
1 まったくそう思わない	44.8	59.3	18.0			
2 あまりそう思わない	14.9	11.1	28.3			
3 どちらともいえない	25.4	22.2	34.2			**
4 ややそう思う	10.4	7.4	17.5			
5 とてもそう思う	4.5	0.0	2.0			
⑧万引きが起きるのは、社会にも原因がある						
1 まったくそう思わない	32.8	55.6	8.7			
2 あまりそう思わない	17.9	13.0	19.3			
3 どちらともいえない	31.3	16.7	32.7	*		**
4 ややそう思う	9.0	14.8	32.9			
5 とてもそう思う	9.0	0.0	6.4			
⑨ほとんどの万引きは見つからない						
1 まったくそう思わない	35.8	31.5	11.2			
2 あまりそう思わない	22.4	24.1	32.9			
3 どちらともいえない	34.3	35.2	35.4			**
4 ややそう思う	4.5	1.9	17.6			
5 とてもそう思う	3.0	7.4	2.9			
⑩万引きは、出来心でしてしまうものだ						
1 まったくそう思わない	13.4	13.0	15.3			
2 あまりそう思わない	11.9	7.4	26.4			
3 どちらともいえない	31.3	27.8	37.9			**
4 ややそう思う	26.9	22.2	17.6			
5 とてもそう思う	16.4	29.6	2.8			
⑪気付いたら万引きをしていたということがあるものだ						
1 まったくそう思わない	27.3	18.5	52.6			
2 あまりそう思わない	18.2	11.1	23.5			
3 どちらともいえない	25.8	20.4	15.5			**
4 ややそう思う	15.2	27.8	7.6			
5 とてもそう思う	13.6	22.2	0.8			
⑫お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた						
1 まったくそう思わない	60.6	68.5	83.4			
2 あまりそう思わない	21.2	9.3	10.7			
3 どちらともいえない	9.1	7.4	3.5			**
4 ややそう思う	4.5	13.0	1.3			
5 とてもそう思う	4.5	1.9	1.0			
⑬昔なら、万引きは見つかっても警察には通報されなかった						
1 まったくそう思わない	53.8	38.9	37.7			
2 あまりそう思わない	18.5	9.3	24.7			
3 どちらともいえない	23.1	38.9	22.8			**
4 ややそう思う	1.5	3.7	13.0			
5 とてもそう思う	3.1	9.3	1.7			

(N=72) (N=56) (N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

1.7 規範意識

①「悪いことをした人は、ほとんどつかまって罰を受けていると思う」について、一般（65歳以上）は「あまりそう思わない」が37.5%と最も多いが、被疑者群は、65歳以上、65歳未満のいずれも「とてもそう思う」が最も多く、それぞれ34.5%、33.3%であった。被疑者群については、捕まった直後における回答の影響ではないかと思われる。

⑤「地元の警察を信頼している」は、「とてもそう思う」と回答した割合が一般（65歳以上）25.3%に対し、被疑者群は、被疑者（65歳以上）64.8%、被疑者（65歳未満）29.4%とその割合が多い。警察署での回答であることから、社会的に望ましい回答を選択した可能性がうかがわれる。

⑥「私はどんなに努力しても、悪い状態から抜け出すことができない」は、「とてもそう思う」と回答している割合が一般（65歳以上）1.5%に対し、被疑者群は、被疑者（65歳以上）14.8%、被疑者（65歳未満）7.4%と高く、今後の立ち直りに当たって支援の必要性がうかがわれる。

1.8 立ち直り（被疑者のみ）

「これからの生活で大事にしてゆきたいこと」としては、被疑者（65歳以上）は、「家族や親しい友人と交流すること」が65.5%と最も多く、次いで「適度な運動をすること」60%、「部屋を清潔に保つこと」と「心の安定を保つこと（ストレスに振り回されないこと）」が同じく52.7%であった。

なお、被疑者（65歳未満）は、「家族や親しい友人と交流すること」が69.6%と最も多く、次いで「心の安定を保つこと（ストレスに振り回されないこと）」59.4%、「収入と支出のバランスを取ること」49.3%であった。

被疑者群は、一般（65歳以上）と比較して家族や友人等の交流が希薄であることがうかがわれるが、一方で、他者との交流を大事なものと考えていることが把握できる。また、心身の健康も望んでおり、再犯防止に向けて、高齢被疑者の居場所づくりや心身の健康を保つための取組が期待される。

(単位:%)

17規範意識 (被疑者質問12、一般高齢者質問10)						
あなたは、次のことをどのように思いますか。(あてはまる番号に○)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
①悪いことをした人は、ほとんどつかまって罰を受けていると思う						
1 まったくそう思わない	4.3	7.3	10.8			
2 あまりそう思わない	13.0	14.5	37.5			**
3 どちらともいえない	26.1	23.6	27.5			
4 ややそう思う	23.2	20.0	18.7			
5 とてもそう思う	33.3	34.5	5.5			
②罰を逃れられるならば、規則をやぶってもかまわない						
1 まったくそう思わない	55.1	67.3	81.1			
2 あまりそう思わない	27.5	20.0	11.2			
3 どちらともいえない	8.7	7.3	3.9			
4 ややそう思う	7.2	1.8	1.2			
5 とてもそう思う	1.4	3.6	2.5			
③お金のためなら、他人をだましてもかまわない						
1 まったくそう思わない	69.6	83.6	92.7			
2 あまりそう思わない	18.8	12.7	3.6			*
3 どちらともいえない	8.7	1.8	1.1			
4 ややそう思う	1.4	0.0	0.2			
5 とてもそう思う	1.4	1.8	2.4			
④だまされやすい者は、利用されて当然である						
1 まったくそう思わない	63.8	63.6	67.9			
2 あまりそう思わない	14.5	10.9	14.1			
3 どちらともいえない	17.4	18.2	10.5			*
4 ややそう思う	2.9	0.0	5.0			
5 とてもそう思う	1.4	7.3	2.6			
⑤地元の警察を信頼している						
1 まったくそう思わない	5.9	1.9	6.6			
2 あまりそう思わない	8.8	3.7	12.6			
3 どちらともいえない	33.8	14.8	23.8	**	**	
4 ややそう思う	22.1	14.8	31.7			
5 とてもそう思う	29.4	64.8	25.3			
⑥私はどんなに努力しても、悪い状態から抜け出すことができない						
1 まったくそう思わない	27.9	44.4	46.6			
2 あまりそう思わない	19.1	14.8	32.9			
3 どちらともいえない	27.9	20.4	15.8			**
4 ややそう思う	17.6	5.6	3.1			
5 とてもそう思う	7.4	14.8	1.5			
⑦出世している人間のほとんどは、悪いことを行っている						
1 まったくそう思わない	20.6	29.6	19.1			
2 あまりそう思わない	22.1	7.4	36.7			
3 どちらともいえない	42.6	38.9	32.9			**
4 ややそう思う	13.2	18.5	8.9			
5 とてもそう思う	1.5	5.6	2.3			
18立ち直り (被疑者質問13)						
あなたが、これからの生活で大事にしてゆきたいことは何ですか。(○はいくつでも)						
	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 家族や親しい友人と交流すること	69.6	65.5				
2 収入と支出のバランスを取ること	49.3	38.2				
3 部屋を清潔に保つこと	39.1	52.7				
4 自分の好きな絵や置物で部屋を飾ること	14.5	30.9		*		
5 適度な運動をすること	33.3	60.0		**		
6 近所を含め社会との関わりをもつこと	30.4	27.3				—
7 趣味や勉強をすること	33.3	36.4				
8 心の安定を保つこと (ストレスに振り回されないこと)	59.4	52.7				
9 その他	2.9	0.0				
10 特になし	7.2	9.1				
	(N=72)	(N=56)	(N=1322)			

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

19 属性等

婚姻関係について、65歳以上を比較すると、一般（65歳以上）は「既婚」が74.2%であるのに対し、被疑者（65歳以上）は「既婚」が40.7%で、「独身（離婚）」が16.7%、「独身（死別）」が31.5%と、一般と比較して「離婚」・「死別」による独身の割合が高い。

同居人については、「なし」は一般（65歳以上）14.1%であるのに対し、被疑者（65歳未満）56.9%、被疑者（65歳以上）46.4%と、被疑者群は独居の割合が高い。

別居の家族については、被疑者群は、いずれも「あり」が8割以上と多いものの、その内訳については「無回答」が多く、実態を把握できなかった。警察署での回答であることの影響がうかがわれる。

最終学歴については、一般（65歳以上）と比較し、被疑者群は「大学卒」の割合が低い。

(単位:%)

19 属性等 (警察官用調査、一般高齢者調査質問13)					
性別	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 男	45.1	41.8	50.9		
2 女	54.9	58.2	49.1		
婚姻関係	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 独身(理由未記入)	31.9	7.4			
2 独身(未婚)	23.6	3.7	5.6	**	**
3 独身(離婚)	13.9	16.7	4.0		
4 独身(死別)	2.8	31.5	16.3		
5 既婚	27.8	40.7	74.2		
職業	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 会社員	22.9	3.6			
2 自営業	5.7	1.8			
3 派遣(契約)社員	1.4	0.0			
4 パート・アルバイト	25.7	8.9		**	—
5 嘱託・再任用	0.0	0.0			
6 主婦(夫)	8.6	5.4			
7 学生	7.1	0.0			
8 無職	27.1	30.4			
9 その他	1.4	0.0			
最長職業歴	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 会社員			37.1		
2 自営業			17.5		
3 派遣(契約)社員			1.1		
4 パート・アルバイト			8.4		
5 嘱託・再任用			1.0		
6 主婦(夫)			21.0		—
7 学生			0.0		
8 無職			4.8		
9 その他			9.1		
同居人	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 なし	56.9	46.4	14.1		**
2 あり	43.1	53.6	85.9		
同居人ありのうち記載のあったもの(複数回答)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 夫・妻	48.3	53.3	82.5		**
2 子供	45.1	40.0	46.5		**
3 孫	0.0	3.3	11.4		*
4 父母	25.8	6.7	3.1		
5 兄弟姉妹	16.1	6.7	2.5		
6 親族	9.6	0.0	0.0		
7 その他	6.4	10.0	2.5		
8 無回答	0.0	0.0	1.4		
別居の家族	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 なし	19.4	12.5	23.0		
2 あり	80.6	87.5	77.0		
別居家族ありのうち記載のあったもの(複数回答)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 夫・妻	6.9	0.0	3.2		
2 子供	5.2	18.4	80.0	*	**
3 孫	1.7	0.0	39.6		**
4 父母	25.9	0.0	1.5	**	
5 兄弟姉妹	8.6	4.1	23.5		**
6 親族	5.2	4.1	0.0		**
7 その他	3.4	4.1	1.0		
8 無回答	60.3	69.4	10.8		
最終学歴	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間
1 中学卒	8.8	16.4	13.7		
2 高校中退	5.9	3.6	0.0		
3 高校卒	44.1	54.5	37.7		
4 短大・高専在学	1.5	0.0	0.0		
5 短大・高専中退	0.0	1.8	0.0		
6 短大・高専卒	1.5	0.0	7.8		
7 専門学校在学	0.0	0.0	0		**
8 専門学校中退	1.5	0.0	0.1		
9 専門学校卒	13.2	3.6	6.8		
10 大学在学	4.4	0.0	0.1		
11 大学中退	2.9	1.8	0.5		
12 大学卒	14.7	9.1	31.7		
13 その他	1.5	9.1	1.8		

(N=72) (N=56) (N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「—」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

世帯月収（収入）については、高齢 65 歳以上を比較すると、被疑者（65 歳以上）は一般（65 歳以上）と比較し、相対的に収入が低い。

一方で、被疑者（65 歳以上）は、生活保護の「受給なし」87.5%、住居の「持家（家族所有含）」50%であったことから、その殆どは、生活に窮するほどでは無いと思われる。

「万引きをした時間帯」は、被疑者（65 歳以上）は「10 時～13 時」が 32.7%、「13 時～16 時」が 29.1%、「16 時～19 時」が 25.4%であった。

「万引きをした場所」は、被疑者（65 歳以上）は「スーパー」が最も多く 66.1%、「万引きをした物」は「食料品」が最も多く 69.6%であった。

「動機」は、被疑者（65 歳以上）は「その他」が最も多く 42.9%であるものの、次いで「スリル・好奇心・ストレス解消」が 32.1%であった。

(単位: %)

19属性等 (警察官用調査、一般高齢者調査質問13)						
世帯月収(税込)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 5万円未満	11.1	2.0	1.2			
2 5万~10万円未満	14.3	16.3	3.9			
3 10万~15万円未満	11.1	34.7	10.5			
4 15万~20万円未満	15.9	10.2	13.1			
5 20万~30万円未満	14.3	22.4	29.7	*	**	
6 30万~40万円未満	6.3	4.1	18.6			
7 40万円以上	22.2	6.1	23.0			
8 無回答	4.8	4.1	0.0			
クレジットカード	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 なし	56.5	74.1				
2 あり	43.5	25.9				
生活保護受給	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 受給なし	93.1	87.5				
2 受給あり	6.9	12.5				
住居	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 持家(家族所有含)	38.9	50.0				
2 借家	48.6	35.7				
3 その他	12.5	14.3				
持病・障害等	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 なし	66.7	52.7				
2 あり	33.3	47.3				
万引きをした時間帯	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 朝(6時~)	10.0	3.6				
2 昼前後(10時~)	15.7	32.7				
3 昼間(13時~)	18.6	29.1				
4 夕方(16時~)	37.2	25.4				
5 夜(19時~)	12.9	7.3				
6 深夜(23時~)	5.6	1.8				
万引きした場所	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 スーパー	39.4	66.1				
2 コンビニ	23.9	14.3				
3 デパート	2.8	3.6				
4 家電量販店	1.4	0.0				
5 ホームセンター	8.5	8.9				
6 ディスカウントストア	4.2	0.0				
7 ドラッグストア	4.2	1.8				
8 書店	8.5	1.8				
9 100均	0.0	0.0				
10 その他の商店	7.0	3.6				
万引きした物(複数回答可)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 食料品	42.3	69.6		**		
2 飲料類	7.0	8.9				
3 菓子類	8.5	3.6				
4 衣類	7.0	3.6				
5 書籍	9.9	5.4				
6 文具類	1.4	1.8				
7 バック・財布類	0.0	0.0				
8 化粧品類	7.0	0.0				
9 医薬品	4.2	3.6				
10 家電製品類	4.2	3.6				
11 雑貨品	8.5	3.6				
12 CD・DVD	1.4	0.0				
13 酒	4.2	0.0				
14 たばこ	4.2	0.0				
15 その他	7.0	10.7				
動機(複数回答可)	被疑者(65歳未満)	被疑者(65歳以上)	一般(65歳以上)	被疑者間	高齢者間	
1 所持金で買えるがお金を払いたくない	21.1	8.9				
2 所持金では買えない	18.3	3.6		*		
3 生活困窮	19.7	7.1		*		
4 許されると思った	4.2	5.4				
5 空腹	9.9	5.4				
6 スリル・好奇心・ストレス解消	15.5	32.1		*		
7 転売目的	0.0	0.0				
8 その他	29.6	42.9				

(N=72)

(N=56)

(N=1322)

注1 各設問において、欠損値を除いた構成比を示した。また、欠損値を除いて検定をおこなっているため、末尾に示したN数よりも少ない場合がある。

注2 **p<0.01、*p<0.05

注3 1つの群に対してだけ尋ねた項目については、検定を行うことはできないため、当該の集計値の欄には「-」を付した。

注4 調査対象外の項目には「/」を付した。

第3 万引きで検挙された高齢者と一般高齢者に関する分析

科学警察研究所犯罪予防研究室主任研究官 齊藤 知範

1 はじめに

鈴木（2012）は、高齢化の動きが、日本においては、先進諸国の中でも非常に短い期間の間に、急激に進んだことを指摘している。また、核家族化が進行した結果、3世代同居などの形は、とりわけ大都市部では従来よりも非常に珍しいものとなった（安河内，2008,pp232-233）。最近の高齢者は価値観やライフスタイルの多様化の中で、従来の伝統的な家族によるサポート等を受けづらくなっている可能性が考えられる¹。

更に、1990年代後半以降に就職した世代が就職難にあえいだこと、雇用の流動化が進み非正規雇用が増加したことは周知の事実であるが、そのしわ寄せは上の世代にも及んでいることが考えられる。例えば、最近の中年世代は、とくにダブルケアを抱える場合などにおいては、経済面での苦境にさらされており、中年世代が親を容易にはサポートしづらいという面も一部で生じていると考えられる。

これらを総合すると、高齢者が親族ネットワークによる手厚い保護を受けられるという、伝統的な時代からは大きく様変わりしたと考えられる（安河内，2008,pp238-240）。要介護状態の高齢者の場合だけでなく、体力的には元気な高齢者の場合にも、自身の経済的な基盤（資産、老後収入等）の生活基盤が強固でない個人にとっては、生活において厳しい状況が少なくないと見られる。すなわち、高齢者の世帯あるいは個人が、否応なしに、経済的自立を求められている側面があり、それによるプレッシャー等が存在していることが想定される。

研究会の対象地である東京は、日本を代表する巨大都市圏である首都圏の中心であり、グローバル企業の資本も集積している。東京は、大規模な経済機能を有している自治体であり、経済的に恵まれた住民が比較的多い。一方で、そうでない人々は生活面での厳しさを強いられる。支援や福祉の努力は行政や介護事業者等の実務によって継続されているものの、在宅介護、施設介護ともに、経済的な負担がかかる。東京では家賃や物価も比較的高いため、経済的な生活基盤に恵まれていない一部の高齢者にとっては、生活の苦しさが切実に実感される面もあるかもしれない。他方で、東京は大都市であるがゆえに、高齢者に対する親族ネットワーク、地域ネットワーク等の点では都市化に伴う厳しさにさらされやすいなどといった側面も考慮しておく必要があるだろう。

¹ 社会学分野でも、多数の研究がなされている。例えば以下の文献などを参照。坂岡庸子，2001，「夫婦関係-超高齢社会と変わる性別役割分担」木下謙治・小川全夫編『家族・福祉社会学の現在』ミネルヴァ書房，124-140。笹谷春美，2005，「高齢者介護をめぐる家族の位置--家族介護者視点からの介護の「社会化」分析」『家族社会学研究』16，2，36-46。

2 分析の着眼点と方法

(1) 今回の調査の特徴、先行研究の検討と分析枠組み—施策をめぐる論点

20年以上前に、野田は『犯罪社会学研究』の機関誌において研究動向を整理し、以下の重要な点を喝破している（野田, 1993）。すなわち、検挙人員に対する実刑率が低いことから受刑者は高齢犯罪行為者のごく一部を代表しているに過ぎないこと、法執行過程に登場した段階の高齢者も含めて、高齢犯罪行為者を研究することが重要であることを指摘している（野田, 1993, p52）。更に、初入受刑者は生活関係や生活意識の面において多数受刑者よりも一般の高齢者に近い傾向があることを述べた上で、実刑にまでいたらなかった高齢犯罪行為者は一般高齢者により近い存在である可能性についても、野田は指摘している（野田, 1993, p52）。

法執行過程で取り扱われた、受刑者以外の高齢者を研究したものとして、警察段階の被疑者に関する調査研究は、大久保ほか（2013）、江崎（2012）など、これまでに複数の地域において、行われている²。先行研究からは、万引きによって検挙された高齢者の特徴として、いくつかの点が指摘されている。生活保護受給率が一般の高齢者に比べて8倍程度にのぼるなど、経済的な困難を抱えている人が比較的多いことを指摘する先行研究も存在している（江崎, 2012）。また、同じ先行研究では、有配偶者率が一般の高齢者よりも相当低いことも指摘されている。一方で、これまでに実施された調査の多くでは、過去に万引きで検挙された再犯者がかなりの程度含まれている。このため、犯罪に親和的な社会生活を送るために、配偶者との縁が途絶えてしまうなどのバイアスが多少は存在する可能性も、完全には否定できないと考えられる。

これに対して、今回の研究会の調査では、微罪処分の被疑者に限定する形で調査に対する協力依頼を行っている。このため、調査への回答を同意した人々は、高齢者も、64歳以下の成人も、初犯者である。調査の回答者は、これまでには犯罪者としての取扱いを一度も受けてこなかった人々であるため、犯罪に親和的な社会生活を長年続けることによるバイアスが存在することは殆ど考えづらい。この点において、本研究における調査データには利点がある。また、本研究会においては、東京都民から無作為抽出された一般の高齢者に対しても調査を実施している。一般高齢者の調査データが得られている点においても、本研究は利点を有している。

逸脱研究においては、逸脱³を行う人々をどうとらえるのか、という点について明確

² とくに、近年では、大久保らによる一連の研究が蓄積されてきた。大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・江村早紀「万引きに関する心理的要因の検討—万引き被疑者を対象とした意識調査から—」科学警察研究所『科学警察研究所報告』第62巻第1・2号、2013、41-51。

³ 逸脱の中で、代表的なものは犯罪である。犯罪とは一般に、刑罰法令に抵触する行為のことである。

にしておくことが重要である。とくに、高齢者の逸脱に関する研究は、少年非行とは異なり、実証研究の蓄積が非常に多いわけではない。このため、逸脱を行う高齢者たちについて、我が国ではこれまでに十分な議論が尽くされているわけではない。そこで、分析の枠組みを検討するにあたり、逸脱を行う人々をどうとらえるのか、という仮定について考えておきたい。ここでは、万引きを行う高齢者たちを、危険な（dangerous、あるいは risky）存在とは見なさない。むしろ、第Ⅱ部第2で示されている調査データの基礎集計結果を参照する限り、危機にさらされている（at risk）、弱い個人として見なした上で、対策を講じるための具体的な議論を研究者、行政機関、高齢者実務の関係者が進めていくこと、高齢者実務の関係者等への情報発信を行うことが肝要であると考えられる⁴。第Ⅱ部第2で示されている、調査データの基礎集計結果も参照した上で、具体的には、高齢被疑者がさらされている可能性のある危機として、経済的な厳しさによる脆弱性、社会的紐帯⁵の弱体化による脆弱性などを想定することができる。

（2）分析対象

分析用のデータセットを作成した手順について、簡単に記載しておく。まず、64歳以下を削除し、65歳以上の高齢者（万引き被疑者群、一般群）に限定したデータセットを作った。さらに、65歳以上の高齢者について性別に欠損値がない者に両群を限定した。以上の手順の結果、万引き被疑者群の有効数（65歳以上の高齢者で性別に欠損値がない人数）は54名であった。

次に、万引き被疑者群に含まれる、1名ずつの対象者に対して、性、年齢の2つの変数に関して、値が完全に一致する⁶一般群の対象者1名をランダムに抽出することにより、一対一のマッチドペアのケースコントロールのデータセットを作成することとした。なお、一般群のうち同じ者を2回抽出することは許容していない。また、一般群の数が今回は非常に多いため、年齢について完全に一致する（すなわち、1歳の違いも許容しない）形で抽出することが可能であったので、年齢についても完全に一致する形で、抽出の処理をした。今回の高齢の万引き被疑者群と高齢の一般群の分析に即して言うと、マッチドペアを用いたケースコントロール研究（あるいは、ケースコントロール分析とも言う）における用語では、万引き被疑者群のことをケースと呼び、一般群のことをコントロールと呼ぶ⁷。前述の通り、ケースである万引き被疑者群の有効数（65歳以上の

⁴ 尾田も、万引きの先行研究を展望する中で、高齢者は弱者としての側面が強いことを指摘している。尾田清貴, 2014, 「高齢者による万引きの防止に向けた一考察」『日本法学』80, 2, 139-177.

⁵ 例えば、統制理論のうちで、T.ハーシによる社会的絆理論の場合は、社会的絆の具体的な4つのタイプの1つは、愛着（attachment）の概念である。ハーシは、社会的絆が人々を法律に従って生活する世界に繋ぎとめると考える理論を構築した。社会的絆理論については、齊藤（2010）、齊藤（2014）なども参照。

⁶ 例えば、万引き被疑者群の1名が68歳の男性の場合、一般群の中から68歳の男性が1名ランダムに抽出される。

⁷ 以下の文献などを参照。James, J., Schlesselman, J., 1982, *Case-Control*

高齢者で性別に欠損値がない人数)は54名であったので、コントロールとして一般群から54名を抽出することとした。1名ずつのケースに対して、性、年齢の両方が完全に一致する、1名の相手をコントロールからランダムな順序により抽出した。以上により、ケース54名、コントロール54名のデータセットを作成しており、本稿においては以降の分析ではこの108名の高齢者のデータセットを対象に、分析を行うこととした。マッチドペアのケースコントロール分析を行うことにより、性別、年齢による影響を統計的に除去することができる。

3 結果と考察

第2節の手続で示したとおり、以下の分析では性別、年齢による影響が統計的に除去されている。なお、以下のそれぞれの表では、ロジスティック回帰分析を用いて、それぞれの説明変数について、万引きとの関連の有無を分析している。5%水準、1%水準、0.1%水準のいずれかの水準で有意な場合に、説明変数と万引きとの間に統計的に有意な関連が認められるとみなして、以降では結果を記述している。また、説明変数が統計的に有意である場合において、表の結果の一番左の列にある、オッズ比の値が1よりも小さい場合には万引きリスクが低いことを意味する。説明変数が統計的に有意である場合において、オッズ比の値が1よりも大きい場合には万引きリスクが高いことを意味する。

(1) 社会関係に関する分析

ここでは、社会関係について尋ねた質問項目のうち、パーソナルネットワーク、ソーシャルサポートを中心に、分析に使用することとする⁸。

<社会関係に関する領域の変数群>

ここでの分析に用いた質問項目について、以下に記しておく。

なお、以降で本稿において質問番号に言及する場合、基本的にはいずれも、被疑者用

Studies: Design, Conduct, Analysis, Oxford: Oxford University Press. (=1985, 重松逸造監訳, 柴田義貞・玉城英彦訳『疫学・臨床医学のための患者対照研究—研究計画の立案・実施・解析—』ソフトサイエンス社。)
Alan, Agresti., 1996, *An Introduction to Categorical Data Analysis*, Hoboken: John Wiley & Sons, Inc. (=2003, 渡邊裕之・菅波秀規・吉田光宏・角野修司・寒水孝司・松永信人訳『カテゴリカルデータ解析入門』サイエンティスト社。)
Stephen, B., Hulley, Steven, R., Cummings, Warren, S., Browner, Dedorah, G., Graby, and Thomas, B., Newman, 2007, *Designing Clinical Research, Third Edition*, Philadelphia: Lippincott Williams & Wilkins, Inc. (=2009, 木原雅子・木原正博訳『医学的研究のデザイン第3版 研究の質を高める疫学的アプローチ』メディカル・サイエンス・インターナショナル。)
Mitchel, H., Katz., 2006, *Multivariable Analysis: A Practical Guide for Clinicians Second Edition*, Cambridge: Cambridge University Press. (=2008, 木原雅子・木原正博訳『医学的研究のための多変量解析 一般回帰モデルからマルチレベル解析まで』メディカル・サイエンス・インターナショナル。)
松島 雅人, 浦島 充佳「ケースコントロール研究」『東京慈恵会医科大学雑誌』第118巻第4号、2003年7月、289-295。

⁸ アクティブシニアをはじめとする高齢者については、パーソナルネットワークやソーシャルサポートに焦点を当てた先行研究は数多い。例えば以下の文献を参照。柳信寛, 2002, 「パーソナルネットワークの変容とライフコース-男性高齢者における定年退職の影響-」森岡清志編『パーソナルネットワークの構造と変容』東京都立大学出版会, 173-193。

の調査票における質問項目の番号を記している。

- ・居住年数

質問1の(5)「あなたは、現在の地域にどのくらいお住まいですか」という質問への回答(1. 5年未満 2. 5年以上10年未満 3. 10年以上20年未満 4. 20年以上)を、4段階の変数として分析に用いた。(1~4)

- ・近所付き合い

質問1の(6)「あなたは、近所付き合いをどのくらいしていますか」という質問への回答(1. 活発な付き合いをしている 2. 立ち話程度 3. あいさつ程度 4. ほとんどしていない)を、4段階の変数として分析に用いた。(1~4)

- ・友人・知人による情緒的サポート

友人・知人による情緒的サポートの3項目の合算を示す⁹。具体的には以下の通りである。質問7「あなたが次の内容を支援してもらっている人は誰ですか。(〇はいくつでも)」では、複数回答で尋ねている。情緒的サポートを意味する3つの項目(①話を聴いてくれる、②相談にのってくれる、⑥気持ちの支えになってくれる)への回答を以下の通り処理した。すなわち、「友人・知人」に〇がついた場合は1、ついていない場合は0の値が入っており、それぞれの値(1,0)を、①、②、⑥について加算した。(0~3)

- ・友人・知人による情報面でのサポート

上記の質問7の複数回答を、以下の通り用いた。すなわち、「⑦必要な情報を教えてくれる」について、「友人・知人」の回答を、ダミー変数(1,0)のまま用いた。(0~1)

<分析結果>

家族以外の社会関係についての結果を順に見ていきたい。図表1-1に、近隣との関係と万引きについての分析結果を示してある。居住年数を統計的にコントロールした上でも、近所づきあいの少なさが万引きリスクの高さと関連していることが示されている。

⁹ なお、専門家によるサポートは、単変量で分析した時点で万引きとの関連が有意でなかったため、分析モデルには含めなかった。

【図表 1-1 近隣との関係と万引き】

従属変数	万引き			
説明変数	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
居住年数	0.57 *	0.15	-2.17	(0.35 , 0.95)
近所付き合いの少なさ	1.75 *	0.39	2.48	(1.12 , 2.72)
定数	1.82	2.06	0.53	(0.20 , 16.84)
R^2 (Cox & Snell)	0.13			
R^2 (Nagelkerke)	0.17			
N	107			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図表 1-2 に、友人・知人の情緒的サポートと万引きについての分析結果を示してある。友人・知人による情緒的サポートと万引きとの関係は、統計的に有意ではないことが示されている。

【図表 1-2 友人・知人の情緒的サポート関係と万引き】

従属変数	万引き			
説明変数	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
友人・知人による情緒的サポート	0.85	0.15	-0.90	(0.59 , 1.21)
定数	1.15	0.28	0.56	(0.71 , 1.85)
R^2 (Cox & Snell)	0.01			
R^2 (Nagelkerke)	0.01			
N	108			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.01			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図表 1-3 に、友人・知人による情報面でのサポートと万引きについての分析結果を示してある。友人・知人からの情報面でのサポートが存在することによる万引きのリスクの低さが、統計的に有意であることが示されている。

【図表 1-3 友人・知人の情報面でのサポートと万引き】

従属変数	万引き			
説明変数	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
友人・知人による情報面でのサポート	0.39 *	0.16	-2.23	(0.17 , 0.89)
定数	1.35	0.32	1.28	(0.85 , 2.15)
R^2 (Cox & Snell)	0.05			
R^2 (Nagelkerke)	0.06			
N	108			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

以上までの社会関係に関する分析結果から、近所づきあいが活発であること、友人・知人による情報面でのサポートが存在することにより、万引きのリスクを低く抑えられ

る可能性があることが示された。

(2) 世帯内の関係性に関する分析

<世帯内における同居の状況に関する変数群>

世帯内における同居者の状況を統計的にコントロールするために、下記の配偶者等との同居ダミー、子供・孫との同居ダミーという2つのダミー変数を作成し、統制変数として分析モデルに含めることとした。

・配偶者等との同居ダミー

調査票において尋ねた、世帯内における同居者に関する質問項目（一般高齢者に対する調査では、質問13の同居人。被疑者調査では「日常生活や安全安心に関する意識調査①」シートの家族・親族等の同居に関する質問）への回答を用いて、「夫・妻」、「兄弟姉妹」、「その他」のいずれかと同居する者を1、該当しない者を0とし、ダミー変数を作成した。

・子供・孫との同居ダミー

同上の世帯内における同居者に関する質問項目への回答を用いて、「子供」、「孫」のいずれかと同居する者を1、該当しない者を0とし、ダミー変数を作成した。

今回の高齢者等調査で主に尋ねたのは、生殖家族¹⁰についてである。以降、本稿では単に家族と呼んで表記するが、想定しているのは、高齢者にとっての親やきょうだいのことなどを除いては、生殖家族における配偶者、子などを主に念頭に置いている。

<家族からのサポートに関する変数群>

・家族による情緒的サポート

家族による情緒的サポートの3項目の合算を示す。具体的には以下の通りである。質問7「あなたが次の内容を支援してもらっている人は誰ですか。（〇はいくつでも）」では、複数回答で尋ねている。情緒的サポートを意味する3つの項目（①話を聴いてくれる、②相談にのってくれる、⑥気持ちの支えになってくれる）への回答（1,0）について「妻・夫・パートナー」、「その他の家族」という2つに関して、加算した。（0～6）

・家族による情報面でのサポート

上記の質問7の複数回答を、以下の通り用いた。すなわち、「⑦必要な情報を教えて

¹⁰ 社会学や文化人類学において、結婚して家庭を築いて以降、夫婦で子供を育てるなどして形づくられる家族についてさす。これに対して、生まれ育った家族のことを定位家族という。

くれる」について、「妻・夫・パートナー」、「その他の家族」という2つへの回答(1,0)を加算した。(0~2)

<サポート以外の家族に関する領域の変数群>

・家庭を築いてからの幸福体験

質問3「あなたは、これまでの人生で、楽しかったときはいつですか。(〇はいくつでも)」に対する複数回答のうち「3. 結婚したとき」、「5. 子供が生まれたとき」、「7. 孫が生まれたとき」という3つを加算した。(0~3)

<分析結果>

家族による情緒的サポート、家族による情報面でのサポート、家庭を築いてからの幸福体験という3つの側面に着目して、世帯内の関係性と万引きとの関連について分析する。結果を順に見ていきたい。

図表2-1に、家族による情緒的サポートと万引きについての分析結果を示してある。世帯内における同居者の状況を統計的にコントロールするために投入した、配偶者等との同居ダミー、子供・孫との同居ダミーのうち、子供・孫との同居ダミーは万引きリスクの低さと有意に関連することが示されている。世帯内の同居状況を統計的にコントロールした上でも、家族による情緒的サポートの多さが万引きリスクの低さと関連していることが示されている。

【図表2-1 家族による情緒的サポートと万引き】

従属変数	万引き			
説明変数	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
配偶者等との同居ダミー	0.59	0.30	-1.04	(0.22 , 1.60)
子供・孫との同居ダミー	0.34 *	0.16	-2.35	(0.14 , 0.84)
家族による情緒的サポート	0.71 *	0.11	-2.30	(0.52 , 0.95)
定数	4.27 ***	1.78	3.49	(1.89 , 9.67)
R^2 (Cox & Snell)	0.18			
R^2 (Nagelkerke)	0.24			
N	108			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図表2-2に、家族による情報面でのサポートと万引きについての分析結果を示してある。世帯内における同居者の状況を統計的にコントロールするために投入した、配偶者等との同居ダミー、子供・孫との同居ダミーのうち、子供・孫との同居ダミーは万引きリスクの低さと有意に関連することが示されている。世帯内の同居状況を統計的にコントロールした上でも、家族による情報面でのサポートの多さが万引きリスクの低さと

関連していることが示されている。

【図表 2-2 家族による情報面でのサポートと万引き】

従属変数 説明変数	万引き			
	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
配偶者等との同居ダミー	0.43	0.20	-1.85	(0.18 , 1.05)
子供・孫との同居ダミー	0.35 *	0.16	-2.26	(0.14 , 0.87)
家族による情報面でのサポート	0.44 *	0.16	-2.19	(0.21 , 0.92)
定数	3.78 ***	1.49	3.39	(1.75 , 8.18)
R^2 (Cox & Snell)	0.17			
R^2 (Nagelkerke)	0.23			
N	108			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図表 2-3 に、家庭を築いてからの幸福体験と万引きについての分析結果を示してある。

世帯内における同居者の状況を統計的にコントロールするために投入した、配偶者等との同居ダミー、子供・孫との同居ダミーのいずれも、万引きリスクの低さと有意に関連することが示されている。世帯内の同居状況を統計的にコントロールした上でも、家庭を築いてからの幸福体験の多さが万引きリスクの低さと関連していることが示されている。

【図表 2-3 家庭を築いてからの幸福体験と万引き】

従属変数 説明変数	万引き			
	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
配偶者等との同居ダミー	0.38 *	0.17	-2.22	(0.16 , 0.89)
子供・孫との同居ダミー	0.30 *	0.14	-2.59	(0.12 , 0.74)
家庭を築いてからの幸福体験	0.58 **	0.12	-2.60	(0.38 , 0.87)
定数	4.34 ***	1.77	3.60	(1.95 , 9.64)
R^2 (Cox & Snell)	0.19			
R^2 (Nagelkerke)	0.25			
N	108			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

以上までの世帯内の関係性と万引きに関する分析結果から、家族による情緒的サポート、家族による情報面でのサポート、家庭を築いてからの幸福体験が存在することにより、万引きのリスクを低く抑えられる可能性があることが示された。また、世帯内における同居者の状況を統計的にコントロールするために投入した統制変数に着目すると、図表 2-1、図表 2-2、図表 2-3 の 3 つの全てのモデルを通じて、子供・孫

との同居ダミーと万引きリスクの低さとの間に有意な関連が見られた。

ここでの結果は、生殖家族を通じた幸福な経験の少なさや、子供や孫に囲まれる機会がないなどの家族関係が、高齢者の万引きの背景に横たわっている可能性を示唆している。高齢者にとって、生まれ育った定位家族の環境は、変えようのない過去である。一方、生殖家族については、これから高齢者になる中年の人たちや若者にとっては、配偶者、子供、孫との関わり方、関係の築き方を見直すなど、プロテクティブファクター（保護因子）になりうる余地があるのではないだろうか。

(3) 内的統制、個人特性に関する分析

<老化に伴う認知機能の低下、体力の衰えに関する変数群>

厚生労働省の介護予防事業では、要介護状態となる危険性をはらんでいるハイリスク高齢者を適正かつ早期に把握するために 25 項目の「基本チェックリスト」が用いられており¹¹（鈴木, 2012, pp88-90）、「基本チェックリスト」のうち、認知症傾向を示す 3 つの項目を調査に含めた¹²。具体的な質問内容、変数の合成の手順については以下に記す通りである。

・認知機能の低下（物忘れ）

質問 2 における「(1) あなたは、周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか」、「(3) あなたは、今日が何月何日か分からない時がありますか」のそれぞれに対する回答について、「はい」は 1、「いいえ」は 0 というコードが振られている。認知機能の低下（物忘れ）を示す合成変数である。(1) 単独の場合、(3) 単独の場合、(1) と (3) を加算し合成した場合のそれぞれについて、1 つの独立変数のみで従属変数を説明する単変量解析を行った。結果から、AUC¹³はそれぞれ、(1)0.596、(3)

¹¹ さまざまな地域において、基本チェックリストは広く用いられている。例えば以下の文献を参照。鈴木隆雄・辻 一郎・芳賀 博・古名丈人・吉田英世・金 憲経・大淵修一・島田裕之『介護予防事業の推進に関する調査研究事業 事業実施報告書』独立行政法人 国立長寿医療研究センター、2011 年。旭俊臣、矢野啓明、反町拓、欺波純子、原竜一、高志大輔『松戸市小金原地区における認知症、うつ、寝たきり、引きこもり高齢者の実態調査と予防対応の研究 完了報告書』（公益財団法人 在宅医療助成勇美記念財団「在宅医療研究への助成」研究）2012 年。みずほ情報総研株式会社『平成 23 年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活課題とその支援方策に関する調査研究事業報告書』2012 年。財団法人日本公衆衛生協会『介護保険の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業 介護予防事業等の効果に関する総合的評価・分析に関する研究 報告書』2009 年。

¹² 近年ではこれらの項目について、外的基準と照らし合わせた妥当性の検証なども行われている。以下の文献を参照。宮前史子、宇良千秋、佐久間尚子、新川祐利、稲垣宏樹、伊集院睦雄、岡村毅、杉山美香、栗田主一「自記式認知症チェックリストの開発 (2) : 併存的妥当性と弁別的妥当性の検討」『日本老年医学会雑誌』第 53 巻第 4 号 2016 年、354- 362。宇良千秋、宮前史子、佐久間尚子、新川祐利、稲垣宏樹、伊集院睦雄、井藤佳恵、岡村毅、杉山美香、栗田主一「自記式認知症チェックリストの開発 : (1) 尺度項目案の作成と因子的妥当性および内的信頼性の検討」『日本老年医学会雑誌』第 52 巻第 3 号、2015 年、243 - 253。

¹³ AUC とは、area under the curve（あるいは area under ROC curve : ROC 下曲線面積）の略称であり、ロジスティック回帰分析における識別力を示す。最小で 0.5、最大で 1 までの正の値をとる。0.5 に近い値であれば識別力が相対的に低く、1 に近い値であれば識別力が相対的に高い。一例として、AUC については、

0.634、合成 0.677 であり、合成の場合に AUC が最大であった。このため、2つの項目を加算することに、一定の合理性があると考えられる。また、(1)と(3)の2つを加算することにより、物忘れの程度を0から2までという3段階で、少しは広いレンジでとることができる。こうした観点から、ここでは、加算得点を用いることにした。

- ・認知機能の低下（知的能動性の弱まり）

質問2における「(2) あなたは、自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか」に対する回答について、「いいえ」を1、「はい」を0としてコードを振り直した上で、ダミー変数として分析に用いた。

- ・体力の衰え

質問9における「①もう若い頃のような体力がないような感じがする」、「③同年代の人と比べて体力の衰えを感じる」という2つの項目への回答（それぞれについて、1～4）を加算した（ $\alpha=0.62$ ）。

<規範意識、セルフコントロールに関する領域の変数群>

- ・規範意識

社会的コントロール理論を提唱した、20世紀を代表する犯罪学者である、トラビス・ハーシのカリフォルニア調査の項目を用いて合成した。少なくとも少年非行の場合には、広く用いられており、社会的望ましさや表面的妥当性などの点で、不利となる影響を比較的受けにくいとみなしてさしつかえないと考えられる。具体的には、質問12における「②罰を逃れきれぬならば、規則をやぶってもかまわない」、「③お金のためなら、他人をだましてもかまわない」、「④だまされやすい者は、利用されて当然である」、「⑥私はどんなに努力しても、悪い状態から抜け出すことができない」、「⑦出世している人間のほとんどは、悪いことを行っている」という5つの項目（それぞれについて、1～5）への回答を加算した（ $\alpha=0.65$ ）。いずれかの項目を減らすと、どの場合にも α は低減するため、5つの項目を加算することが妥当であると判断した。

- ・高いセルフコントロール（衝動性の制御）

質問10「⑩どんなに腹が立っても、暴力はふるわない」（1～5）への回答を用いた。

0.9以上1.0は高い識別力、0.7以上0.9未満は中程度の識別力、0.5以上から0.7未満は低い識別力であるとされている。通常、AUCが高くなるためには、ある程度の数の説明変数でモデルを組む場合が比較的多いが、ここではそれぞれ単変量解析（説明変数が1つずつ）であるため、あまり高い値が得られるわけではない。なお、図表3に示した、6つの説明変数のモデルにおいては、AUCは0.853と良好な識別力が確認されている。

- ・低いセルフコントロール（反抗性）

質問 10「⑮つかまらずに悪いことがどれくらいできるか、試してみたい」（1～5）への回答を用いた。

分析に際しては、上記の変数のほかに、卒業・修了した最終学歴を教育年数に換算した上で、統制変数としてモデルに含めることとした¹⁴。教育年数の長さにより、認知症的傾向の進行の遅さや発症の少なさ等との関連が存在することが考えられるためである。このため、認知症的傾向と万引きの関係を説明する上で、交絡を引き起こしうる因子として教育年数を仮定した。教育年数をモデルに含めることにより、交絡を調整することとした。

なお、体力の衰えの加算変数については、単変量解析の結果から、従属変数との関係が有意でないことがわかった。それゆえ、最終的な分析のモデルには投入していないため、以下に示したそれぞれの結果の表には、含まれていない。

<分析結果>

図表 3 に、セルフコントロールや規範意識などの内的統制、認知能力などの個人特性と万引きとの関係についての分析結果を示してある。まず、老化に伴う認知機能の低下についての分析結果から見ていきたい。

認知機能の低下（物忘れ）を示す合成変数、認知機能の低下（知的能動性の弱まり）の効果は、5%水準でみた場合、いずれも統計的に有意ではないことが示されている。なお、認知機能の低下（物忘れ）を単変量で投入するモデルにおいては、従属変数である万引きの有無との間の関連は有意であったが、この関連は教育年数をモデルで考慮に入れることにより、有意ではなくなったものと考えられる。以上をふまえると、今回の調査データにもとづく限りでは、認知機能の低下と万引きリスクの間には、必ずしも統計的に有意な関連は見出されなかった。

次に、規範意識、セルフコントロールに関する領域の変数群についての分析結果を見

¹⁴ 今回のデータセットにおける高齢者の年齢の範囲をふまえ、該当する期間における戦前から戦後にかけての学校教育制度の変遷の概略をふまえて、以下の通り、年数に換算してコード化した。なお、退学については1つ下の段階の学校までを修了したものとして処理した。第1に、65歳から81歳までの高齢者については、中学校卒業（相当を含む）を9、高校卒業を12、短期大学・高専卒業を14、専門学校卒業を14、大学卒業を16、その他を欠損値とした。第2に、82歳から84歳までの高齢者については、中学校卒業（相当を含む）を10、高校卒業を12、短期大学・高専卒業を14、専門学校卒業を13、大学卒業を16、その他を欠損値とした。なお、今回のマッチドペアのデータでは、学歴についての有効回答が得られたサンプル（「その他」以外の選択肢への回答がなされているサンプル）においては、89歳が上限であった。そこで、第3に、85歳から89歳までの高齢者については、中学校卒業（相当を含む）を10、高校卒業を12、短期大学・高専卒業を14、専門学校卒業を13、大学卒業を15、その他を欠損値とした。なお、今回実施した分析のうち、教育年数を含むモデルの結果については、6・3・3制以降の現在に至る教育年数（上記の第1に挙げたもの）をベースに年数に換算してコード化した場合でも、結果の有意傾向や関連の方向性について、変化は見られなかったことを補足しておく。

ていきたい。規範意識の合成変数の従属変数に対する効果は、統計的に有意ではないことが示されている。

高いセルフコントロール（衝動性の制御）の効果は、統計的に有意ではないことが示されている。一方で、教育年数、規範意識、高いセルフコントロール（衝動性の制御）を統計的にコントロールした上でも、低いセルフコントロール（反抗性）が万引きリスクの高さと関連していることが示されている。

【図表 3 内的統制、個人特性と万引き】

従属変数	万引き			
	説明変数	オッズ比	S.E.	z 95%信頼区間
高いセルフコントロール (衝動性の制御)	1.01	0.17	0.08	(0.73 , 1.41)
低いセルフコントロール (反抗性)	5.00 **	2.44	3.30	(1.93 , 12.99)
教育年数	0.67 **	0.10	-2.81	(0.50 , 0.89)
認知機能の低下 (物忘れ)	2.05	0.79	1.86	(0.96 , 4.36)
認知機能の低下 (知的能動性の弱まり)	2.40	1.40	1.50	(0.77 , 7.55)
規範意識	1.06	0.07	0.94	(0.94 , 1.21)
定数	4.07	6.93	0.83	(0.15 , 114.15)
R^2 (Cox & Snell)	0.37			
R^2 (Nagelkerke)	0.50			
N	96			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

以上までの老化に伴う認知機能の低下、体力の衰えに関する分析結果から、老化に伴って起りうる高齢者特有の症状のうち、認知機能の低下（物忘れ）、認知機能の低下（知的能動性の弱まり）、体力の衰えは、万引きのリスクとは、必ずしも統計的に有意な関連は見出されなかった。一方で、教育年数、規範意識、高いセルフコントロール（衝動性の制御）を統計的にコントロールした上でも、低いセルフコントロール（反抗性）が万引きリスクの高さと関連していることが明らかになった。

（４）経済的な苦境についての意識に関する分析

<経済的苦境についての意識に関する領域の変数群>

- ・暮らし向きの苦しさについての意識

厚生労働省による国民生活基礎調査における暮らし向きの質問項目は標準的な項目であり、他の調査研究でも使用実績が幅広いことを念頭に置いた。今回の調査においては、質問 11(1)において、「あなたは、自分自身の現在の暮らしを、どう感じていますか」を尋ねた。「1. 大変苦しい 2. やや苦しい 3. 普通 4. ややゆとりがある 5.

大変ゆとりがある」という選択肢に対する回答のコードの振り方を反転させ、値が大きいほど暮らし向きが苦しい、と感じている意識を意味するように処理した（1.「大変ゆとりがある」～5.「大変苦しい」）。その上で分析に用いた（1～5）。

- ・ 毎月の支払の資力についての意識

質問 11(3)「④電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変である」に対する 5 段階の回答（1「まったくそう思わない」～5「とてもそう思う」）をそのまま用いた。（1～5）

- ・ 将来の経済的不安についての意識

質問 9「④将来、生活が苦しくなるのではないかと不安だ」に対する 4 段階の回答（1「まったくない」～4「よくある」）をそのまま用いた。（1～4）

暮らし向きの苦しさについての意識、毎月の支払いの大変さについての意識、将来の経済的不安についての意識という 3 つの側面に着目して、経済的苦境についての意識と万引きとの関係について、分析する。ここで用いた 3 つの変数は、当事者の主観を測った質問項目がもとになっている。このため、本文中に記述する際は、意識の変数であることが明示的にわかるように、記しておきたい。

本研究の対象である高齢者層には、新卒一括採用などの日本型の雇用慣行に守られてきた時代に労働者としての就労時期を過ごしてきた人々が多く含まれている¹⁵。経済的に相対的に恵まれた（大企業、給与水準の安定など）就職等の地位達成には、本人の教育年数による影響も存在することが知られている。就労していた当時の賃金の違いばかりでなく、高齢者になってからの年金暮らしにおいても、現役世代のときの就労の企業規模等により、経済的な安定性には違いが存在している。このため、ここでの分析にあたっては、教育年数を統制変数としてモデルに含めることとした。

<分析結果>

結果を順に見ていきたい。図表 4-1 に、暮らし向きの苦しさについての意識と万引きについての分析結果を示してある。教育年数を統計的にコントロールした上でも、暮らし向きの苦しさについての意識と万引きリスクの高さとの間に有意な関連が見られることが示されている。

¹⁵ 高齢者の所得の変動のダイナミックな側面については、原田らによる研究が存在する。原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Jersey Liang, 2001, 「高齢者の所得変動に関連する要因-縦断調査による貧困のダイナミクス研究-」『社会学評論』52, 3, 382-397.

【図表 4-1 暮らし向きの苦しきについての意識と万引き】

従属変数	万引き			
説明変数	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
教育年数	0.77 *	0.08	-2.42	(0.62 , 0.95)
暮らし向きの苦しき	2.62 **	0.81	3.12	(1.43 , 4.79)
定数	1.16	1.91	0.09	(0.05 , 29.21)
R^2 (Cox & Snell)	0.19			
R^2 (Nagelkerke)	0.25			
N	99			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図表 4-2 に、毎月の支払いの資力についての意識と万引きについての分析結果を示してある。教育年数を統計的にコントロールした上でも、毎月の支払いにおける大変さについての意識と万引きリスクの高さとの間に有意な関連が見られることが示されている。

【図表 4-2 毎月の支払いの資力についての意識と万引き】

従属変数	万引き			
説明変数	オッズ比	S.E.	z	95%信頼区間
教育年数	0.72 **	0.08	-2.97	(0.59 , 0.90)
毎月の支払いの資力	1.50 *	0.27	2.28	(1.06 , 2.12)
定数	23.45 *	32.97	2.24	(1.49 , 368.79)
R^2 (Cox & Snell)	0.16			
R^2 (Nagelkerke)	0.21			
N	97			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.001			

+p<0.10, *p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図表 4-3 に、将来の経済的不安についての意識と万引きについての分析結果を示してある。統制変数として分析に含めている教育年数の効果は有意であるものの、将来の経済的不安についての意識と万引きリスクの高さとの間には統計的に有意な関連は見られないことが示されている。この結果を解釈する上で、次の点に留意が必要である。高齢の万引き被疑者群には、すでに現状において生活が苦しいと主観的に感じている人が目立つことが図表 4-1、図表 4-2 や基礎集計などの結果からわかっている。現状において生活が苦しい人々においては、将来への経済的不安を感じるというよりも、むしろ目の前にある日々の生活における経済的な苦しきのほうが、より強く実感されやすいのではないだろうか。仮に、定年退職をしばらくすると迎える年齢層の人々（家計を支える配偶者が定年退職をしばらくすると迎える場合も含む）などに将来への経済的不安を尋ね、その人々の数年後における万引き状況を追跡するなどといった、縦断的な調査デザインであれば、結果は異なる（将来の経済的不安についての意識とその後の万引き

リスクとの間に関連が見られる)かもしれない。あくまでも、可能性として考えられる、1つの仮説的な議論であるが、補足しておきたい。

【図表 4-3 将来の経済的不安についての意識と万引き】

従属変数	万引き			
	説明変数	オッズ比	S.E.	z
教育年数	0.78 *	0.08	-2.50	(0.64 , 0.95)
将来の経済的不安	1.41	0.28	1.72	(0.95 , 2.07)
定数	8.03	10.90	1.53	(0.56 , 114.87)
R^2 (Cox & Snell)	0.10			
R^2 (Nagelkerke)	0.13			
N	100			
モデルのカイ2乗検定	p < 0.01			

+p<0.10, *p0.05, **p<0.01, ***p<0.001

以上までの経済的苦境についての意識と万引きとの関係に関する分析結果から、教育年数を統計的にコントロールした上でも、暮らし向きの苦しさ、毎月の支払いの大変さが万引きリスクの高さと関連していることが明らかになった。

4 議論と施策への手がかり

これまでの分析をふまえて大要を整理すると、以下の諸点が見出された。

社会関係に関する分析結果から、近所づきあいが活発であること、友人・知人による情報面でのサポートが存在することにより、万引きのリスクを低く抑えられる可能性がある。

世帯内の関係性と万引きに関する分析結果から、家族による情緒的サポート、家族による情報面でのサポート、家庭を築いてからの幸福体験が存在することにより、万引きのリスクを低く抑えられる可能性がある。また、世帯内における同居者に子供・孫がいる人は、そうでない人に比べて、万引きリスクが低い。

老化に伴う認知機能の低下、体力の衰えに関する分析結果から、認知機能の低下（物忘れ）、認知機能の低下（知的能動性の弱まり）、体力の衰えは、万引きのリスクとは統計的に有意な関連は見出されなかった。一方で、セルフコントロールや規範意識などの内的統制に関する分析結果から、教育年数、規範意識、高いセルフコントロール（衝動性の制御）を統計的にコントロールした上でも、低いセルフコントロール（反抗性）は万引きリスクの高さと関連している。

経済的苦境についての意識と万引きとの関係に関する分析結果から、教育年数を統計的にコントロールした上でも、暮らし向きの苦しさについての意識、毎月の支払いの大変さについての意識が万引きリスクの高さと関連している。

高齢者に限られたことではないが、セーフティーネットの網の目から漏れ、恩恵に授かることが困難な個々人は一定数、発生している。老後における高齢者の暮らしについては、

福祉、家族、医学・疫学、社会学、心理学等で多くの量的調査、質的調査が実施されており、研究が多数存在する。他方で、逸脱行動から高齢者を守るための社会的絆やセーフティネットに関する研究については、今後、発展の余地が大いにあるだろう。

多くの場合、アメリカ犯罪学における理論は、青少年を対象にした調査結果、街頭における逸脱行動、都市環境の荒廃や無秩序等の観察結果等にもとづき、構築されてきた(齊藤, 2010)。また、少年による非行の場合には、共犯、仲間によるプレッシャーを背景とする単独犯行など、集団的な性質が背後にある逸脱行動が一定程度を占めている。このため、少年による非行の場合は、集団や下位文化が所有する価値の学習が行われることに着眼した学習理論による説明もなされている。万引きをはじめとして少年による非行の場合には、学習理論は実証的な支持を集めており、学習理論による説明が十分に有力である(齊藤, 2014)。しかし、高齢者の万引きにおいては、先行研究においても、その殆どが単独犯であることがわかっている。このため、集団的な性質をベースにした学習理論だけでは、説明がつきづらいと考えられる。

海外においても、高齢者については、犯罪不安のような心理面、詐欺被害などを除いては、あまり研究がなされていないのが実状である¹⁶。他方で、我が国では、高齢者の社会関係や家族の側面については、老年学、医学や疫学、社会学、心理学等の諸分野において、多くの研究の蓄積がある。本研究会で培われたように、それぞれの専門分野の研究者が連携する形で、高齢者を犯罪から守るための研究を進めていくことが今後も非常に重要だと考えられる。

¹⁶ 国内においても、犯罪予防、犯罪不安に関して、高齢者に焦点を当てた研究は、ある程度蓄積されている。吉田哲, 2008, 「戸建住宅団地に居住する高齢者を中心とした世帯の犯罪不安感の決定木分析」『日本建築学会計画系論文集』73, 623, 1-7. 小林寿一・鈴木護, 1997, 「地域安全活動に対する高齢者の参加を促進する要因の分析」『科学警察研究所報告 防犯少年編』38, 2, 69-82.

第4 万引き被疑者群の分析

国土舘大学法学部教授 辰野文理

はじめに

第Ⅲ部第3では、主に万引き被疑者群と一般高齢者群の比較を行い、有意な差が見られる項目を抽出した。続く本章では、第3で有意な差が見られた項目を中心に、その差異の背景や原因の手がかりを得るために、被疑者群（65歳未満）、被疑者群（65歳以上）、一般群について、男女別の分析や質問項目同士の関連を分析する（本章1）。

次に、本章2においては、対象を万引き被疑者（65歳以上）群に絞り、調査回答に見られる特徴によっていくつかのグループに分けることを試みる。その結果を踏まえ、特徴に応じた対応策を探る。

1 万引き被疑者群の特徴

(1) 他者との会話、交流、ネットワーク

被疑者群は一般と比べて、家族や他者との交流が少ない。

例えば、「一日中、誰とも話さないこと」が「ある」と回答している割合は、一般群に比べて被疑者群は高い。この傾向について、被疑者群の性別や年齢層による違いは見られない。むしろ、同居人の有無や別居家族の有無と有意に関連性が見られる。誰とも話さないことの理由として当然のことと受け止められるが、「話さない」は「近所付き合い」の程度との関連も見られることから、その背景として、交流のある家族がない、更に近所との交流もない回答者が多いことがうかがわれる。

【図表1 男女別「一日中、誰とも話さないこと」の有無】

一日中誰とも話さない ことがありますか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
ある	51.6%	33.3%	43.5%	46.9%	12.4%	14.8%
ない	48.4%	66.7%	56.5%	53.1%	87.6%	85.2%
	N=31	N=39	N=23	N=32	N=667	N=648

注 無回答は、Nから除いている（以下、本章の表において同じ）。

【図表2 「一日中、誰とも話さないこと」の有無と家族との関係】

一日中誰とも話さない ことがありますか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
ある	23.3%	53.7%	20.0%	73.1%	7.1%	53.2%
ない	76.7%	46.3%	80.0%	26.9%	92.9%	46.8%
	N=30	N=41	N=30	N=26	N=1130	N=186

一日中誰とも話さない ことがありますか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	別居家族あり	別居家族なし	別居家族あり	別居家族なし	別居家族あり	別居家族なし
ある	33.3%	71.4%	38.8%	85.7%	13.2%	14.8%
ない	66.7%	28.6%	61.2%	14.3%	86.8%	85.2%
	N=57	N=14	N=49	N=7	N=1012	N=304

それでは、「一日中、誰とも話さない」状況にある人は、支援などの面で他者との交流があるのだろうか。そこで、支援してくれる人との関連を見たところ、65歳未満では、「相談にのってくれる」友人・知人の有無と、「必要な情報を教えてくれる」友人・知人の有無において、「話さない」との関連が見られる。すなわち、65歳未満では、「相談にのってくれる」友人・知人がない場合や、「必要な情報を教えてくれる」友人・知人がない場合、「話さない」と回答している。

【図表3 「一日中、誰とも話さないこと」の有無と友人・知人との関係】

一日中誰とも話さない ことがありますか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	相談に乗って くれる友人・知 人あり	相談に乗って くれる友人・知 人なし	相談に乗って くれる友人・知 人あり	相談に乗って くれる友人・知 人なし	相談に乗って くれる友人・知 人あり	相談に乗って くれる友人・知 人なし
ある	25.0%	53.8%	50.0%	42.9%	13.3%	13.8%
ない	75.0%	46.2%	50.0%	57.1%	86.7%	86.2%
	N=32		N=39		N=592	

一日中誰とも話さない ことがありますか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	必要な情報を 教えてくれる友 人・知人あり	必要な情報を 教えてくれる友 人・知人なし	必要な情報を 教えてくれる友 人・知人あり	必要な情報を 教えてくれる友 人・知人なし	必要な情報を 教えてくれる友 人・知人あり	必要な情報を 教えてくれる友 人・知人なし
ある	21.9%	56.4%	66.7%	38.6%	12.4%	14.9%
ない	78.1%	43.6%	33.3%	61.4%	87.6%	85.1%
	N=32		N=12		N=678	

もっとも、その他の支援に関する項目との関係を見ると、「相談にのってくれる」、「生活費を出してくれる」、「お金を一時的に貸してくれる」、「病気や介護など身のまわりの世話を頼める」、「必要な情報を教えてくれる」などの項目において、それらを支援してくれる人が「誰もいない」とする回答が最も多く、こうした人々は「一日中、誰とも話さない」と回答する者が多い。被疑者群においては、他者との交流の機会が少ないだけでなく、支援が期待できる人の存在も少ない。

周囲の人々との交流に関し、更に、この5年間の近隣者との関係性の変化を見ると、「近隣者との会話が減った」かとの質問に対し、「つきあいがもともとない」と回答した人の割合は、被疑者（65歳以上）が27.8%、被疑者（65歳未満）が33.3%と高い（一般群は7.1%）。この傾向は、男性の方が高い。

【図表4 「近隣者との会話」の変化】

近隣者との会話が減った	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
まったくそう思わない	12.9%	36.8%	8.7%	22.6%	18.5%	21.7%
あまりそう思わない	0.0%	13.2%	8.7%	9.7%	15.4%	14.6%
以前と変わらない	22.6%	15.8%	26.1%	9.7%	40.7%	37.1%
ややそう思う	16.1%	5.3%	13.0%	19.4%	12.7%	17.3%
とてもそう思う	6.5%	2.6%	13.0%	12.9%	3.4%	4.4%
つきあいがもともとない	41.9%	26.3%	30.4%	25.8%	9.3%	4.9%
	N=31	N=38	N=23	N=31	N=616	N=617

人的交流が多くないことは情報収集に係る可能性がある。そこで被疑者（65歳未満）の男性について、「日常生活に関する情報をどこから入手しているか（複数回答）」を見ると、「テレビ・ラジオ」87.5%が最も高く、次いで「インターネット」34.4%、「新聞・雑誌」12.5%となっている。一方、「町会・自治会の掲示板・回覧」は3.1%であり、その割合は低い。

メールの利用に関しては、全体として被疑者は「利用しない」が多い。ただし、65歳未満（被疑者）の女性は男性に比べて「利用する」が有意に高い。また、被疑者（65歳未満）は、「インターネットやSNS」を「利用する」者が半数おり、こうした人々に対する情報発信の選択肢として何らかの活用可能性がある。

【図表5 日常生活に関する情報の入手、メール、SNSの利用】

日常生活に関する情報をどこから入手しているか（複数回答）	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
テレビ・ラジオ	87.5%	66.7%	87.0%	90.6%	97.2%	98.3%
新聞・雑誌	12.5%	30.8%	60.9%	40.6%	84.9%	79.6%
インターネット	34.4%	41.0%	13.0%	0.0%	39.2%	21.6%
	N=32	N=39	N=23	N=32	N=668	N=653

普段メールをするか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
する	50.0%	76.9%	26.1%	9.7%	58.5%	65.6%
しない	50.0%	23.1%	73.9%	90.3%	41.5%	34.4%
	N=32	N=39	N=23	N=31	N=663	N=651

インターネットやSNSを利用するか	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
する	43.8%	55.3%	17.4%	3.1%	45.5%	30.4%
しない	56.3%	44.7%	82.6%	96.9%	54.5%	69.6%
	N=32	N=38	N=23	N=32	N=662	N=648

次に、他者との交流が少ない人々の意識を探るために、「一日中、誰とも話さない」状況にある人について、一般群と被疑者群を分けずに全体として意識面を見る。

その結果、「一日中、誰とも話さない」ことがあるとする人は、「この5年間で社会から必要とされていないと感じるようになった」、「私は、家庭での生活で幸せを感じ

ることは少ない」、「電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変である」、「出世している人間のほとんどは、悪いことを行っている」において、それ以外の人との間に差異が見られた。

また、こうした人々は、「自分自身の現在の暮らしぶり」を「大変苦しい」「やや苦しい」と感じている割合が高く、「自分が日本の社会でどの層に入ると思うか」については、「下の下」「下の上」と回答している割合が高い。

因果関係は問えないものの、「他者との交流が少ない」ことと「自分の暮らしぶりが苦しい」と感じていることとは関連が見られる。

【図表 6 人との交流と暮らしぶり】

現在の暮らしをどう感じているか	一日中誰とも話さないことがある	一日中誰とも話さないことがない
大変苦しい	8.5%	3.9%
やや苦しい	24.7%	14.2%
普通	48.9%	55.0%
ややゆとりがある	15.2%	22.4%
大変ゆとりがある	2.7%	4.5%
	N=223	N=1159

日本の社会でどの層に入ると思うか	一日中誰とも話さないことがある	一日中誰とも話さないことがない
上	0.5%	1.0%
中の上	15.8%	28.4%
中の下	30.6%	39.7%
下の上	23.4%	13.2%
下の下	10.8%	2.8%
わからない	18.9%	14.9%
	N=222	N=1144

(2) 高齢化に関する意識、認知機能

高齢者の不安感の程度を見るため、①「もう若い頃のような体力がないような感じがする」、②「若い頃と比較して容姿の衰えを実感する」、③「同世代の人と比べて体力の衰えを感じる」、④「将来、生活が苦しくなるのではないかと感じる」、⑤「家族の世話で、私の本当の生き方ができない」の5つを尋ね（4段階）、その値を加算した（5～20点）。加算された高齢化不安得点の平均値で比較すると、一般群（65歳以上）の11.56や被疑者群（65歳未満）の11.25に比べ、被疑者群（65歳以上）は12.54と有意にその値が高い（分散分析の結果として、 $F(2,1400)=5.342, p<.05$ 。多重比較 (Tukey法) 5%水準)。被疑者群（65歳以上）について見ると、性別による加算された高齢化不安得点の違いは見られない (t検定結果： $t=.792, df=52, n.s.$)。また、認知機能に関する質問に対する回答による高齢化不安得点の違いも見られなかった (t検定結果：質問2(1)： $t=.865, df=51, n.s.$ 、質問2(2)： $t=-1.940, df=51, n.s.$ 、質問2(3)： $t=-.851, df=51, n.s.$)。

以上より、一般群（65歳以上）と比較して、被疑者群（65歳以上）は、同年代であ

るにもかかわらず、体力面や容姿の衰え、将来の生活などの高齢化に対する不安が高いと言える。万引きの動機について見ると、「生活困窮」の割合は高くなく（被疑者群（65歳以上）の7.1%）、「生活困窮」と回答した人が高齢化に対する不安の得点が有意に高いという結果も得られなかった。被疑者群（65歳以上）は、実態以上に自己を低く評価したり将来を悲観したりしていると考えられる。あるいは、自己評価や自己効力感が低いために不安に繋がっている可能性もある。いずれにしろ、疎外感や不安感からもたらされるストレスが万引きに繋がっている可能性がある。被疑者群に対しては、高齢化に伴う不安の低減を図る方策が有効と考えられる。

（3）万引きに対する意識

一般に、万引きの背景として規範意識の低さが言われる。しかし、本調査で測定した規範意識の質問においては、被疑者群が一律に規範意識が低いという結果は見られなかった。むしろ、一般群（65歳以上）も被疑者群も高い規範意識を有しているように見える。ただし、被疑者群においては警察署での回答であることから、「悪いことをした人は、ほとんどつかまって罰を受けていると思う」や「地元の警察を信頼している」について、社会的に望ましい回答を選択した可能性もある。仮にそうした影響があるとしても、意識のレベルでは望ましい回答を選択していることになり、規範意識が低いことを示す結果は得られない。問題は、規範意識が低いとは言えないにもかかわらず、万引き行動に出ていることにある。

それでは、行動としての万引きをどう説明することができるだろうか。手がかりとして万引きに対する見方について見ると、「万引きは、出来心でしてしまうものだ」や「気付いたら万引きをしていたということがあるものだ」において、被疑者群（65歳以上）で「そう思う（「ややそう思う」と「とてもそう思う」の和）」と回答する者が多い。そこで被疑者群（65歳以上）に絞って属性との関係を見ると、男性が女性に比べて、「そう思う」と回答した割合が高い。

【図表7 万引きに対する説明】

万引きは出来心でしてしまうものだ	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
思う	60.0%	29.7%	65.2%	41.9%	21.3%	19.5%
どちらともいえない	30.0%	32.4%	34.8%	22.6%	35.7%	40.2%
思わない	10.0%	37.8%	0.0%	35.5%	43.0%	40.2%
	N=30	N=37	N=23	N=31	N=628	N=609
気付いたら万引きをしていたということがあるものだ	被疑者65歳未満		被疑者65歳以上		一般65歳以上	
	男	女	男	女	男	女
思う	43.3%	16.7%	73.9%	32.3%	9.9%	6.9%
どちらともいえない	30.0%	22.2%	8.7%	29.0%	15.9%	15.2%
思わない	26.7%	61.1%	17.4%	38.7%	74.2%	77.9%
	N=30	N=36	N=23	N=31	N=624	N=606

これをどう解釈するかについては、更なる検討が必要であるが、二つのことが考えられる。一つは「万引きを犯罪として軽視している」という解釈である。しかし、被疑者群（65歳以上）において、「万引きは、出来心でしてしまうものだ」や「気付いたら万引きをしていたということがあるものだ」と「お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた」や「昔なら、万引きは見つかっても警察には通報されなかった」といった項目との間に関連は見られなかった。

もう一つは、自身もはっきりとした理由や自覚がなく、「何となく万引きをしている」実態である。万引きの習慣化と言えるかもしれない。いつものようにお店に入り、いつものように何かを持って行ってしまう者の存在である。その背景についても二つの解釈が成り立つ。一つは、認知機能の低下である。しかし、もう一つの理由のほうに説得力があるように思われる。それは、過去の経験に伴う強化である。「防犯カメラの位置や向きを確認したか」については「確認しない」との回答が多く、「万引きをするときに捕まると思ったか」については被疑者（65歳以上）の64.2%が「思わなかった」と回答している。更に、「これまでに万引きを思いとどまった経験」についても被疑者（65歳以上）の63.5%が「ない」と回答している。実際場面では、捕まることへのリスク認識が低く、捕まることを意識せずに行動に移していることが推測される。更にその見つからなかった経験が繰り返されることで、万引きが習慣になっている可能性がある。すなわち、万引きが犯罪であることやお店に迷惑がかかることは理解しているものの、お店に入ると商品を盗らずにいられなくなるのである。一種の依存症の状態と言えるかもしれない。

こうした人々への働きかけは難しい。治療や改善のための教育プログラムが必要かもしれない。あるいは、習慣化している行動を止めるためには、店舗側の対策として、いつもと違うレイアウトにすることや、いつもと違う店員の態度などが効果的と思われる。

もっとも、調査結果から見ると、万引きの原因についての考え方は、調査対象者の中でも、盗む側に原因があるとする者と、それ以外、すなわち家族やお店、社会にその原因があるとする者に大きく分かれる。こうした万引きに対する意識の違いによって対策も変える必要があると考えられる。この点に関する分析は、第5-2で述べる。

(4) 万引きからの立ち直り

被疑者（65歳以上）について、立ち直りのきっかけを探るために、「これからの生活で大事にしてゆきたいこと（複数回答）」について男女別に見る。

【図表8 「これからの生活で大事にしてゆきたいこと」】

これからの生活で大事にしてゆきたいこと (複数回答) ＜男女合計の降順＞	被疑者(65歳以上)	
	男	女
家族や親しい友人と交流	65.2%	65.6%
適度な運動をする	65.2%	56.3%
心の安定を保つ	52.2%	53.1%
部屋を清潔に保つ	47.8%	56.3%
収入と収支のバランスをとる	34.8%	40.6%
自分の好きな絵や置物で部屋を飾る	26.1%	34.4%
趣味や勉強をする	34.8%	37.5%
近所を含め社会とのかかわりをもつ	21.7%	31.3%
その他	0.0%	0.0%
	N=23	N=32

男性では、「家族や親しい友人と交流すること」「適度な運動をすること」（65.2%）が多く、次いで「心の安定を保つこと」（52.2%）、「部屋を清潔に保つこと」（47.8%）となっており、女性では、「家族や親しい友人と交流すること」（65.5%）、「適度な運動をすること」「部屋を清潔に保つこと」（56.3%）、「心の安定を保つこと」（53.1%）の順に多い。

「家族や親しい友人との交流」をあげる者は、「同居あり」とする者で8割以上と高い。しかし、「同居無し」とした者でも5割以上であり、具体的に誰との関係を指すかは特定できないが、家族や友人との関係を大事にしていきたいという者が多い。また、「適度な運動」と「高齢化に対する不安」との関係は見られなかった。

本調査では、この項目に関する一般群との比較がなく被疑者に特有のものかどうかは判断できないが、これからの生活で「家族や親しい友人と交流すること」や「適度な運動をすること」を大事にしてゆきたいとする者が男女ともに高く、犯行後の生活の立て直しを考える際の手がかりとなる。

(5) 第5-1のまとめ

以上、本節では、実態調査の結果を属性や項目間の関連性を中心に分析した。サンプル数が少ないために、傾向の把握にとどまる結果や推測の域を出ない結論もあるが、概要をまとめると以下のとおりとなる。

- ア 被疑者群においては、他者との交流の機会が少ないだけでなく、支援が期待できる人の存在も少ない。
- イ 被疑者群の若い世代は、半数がインターネットを利用している。
- ウ 他者との交流の機会が少ない人は、自分自身の暮らしぶりが苦しく、比較的低い

層であると感じている。

エ 被疑者群（65 歳以上）は、同年代に比べ、高齢化に対する不安が高い。

オ 被疑者群（65 歳以上）は、自分の暮らしぶりが苦しいと感じている者が多い。ただし、万引きの動機「生活困窮」とは関連が見られない。

カ 一般群と被疑者群の間に規範意識の大きな差は見られない（全体として被疑者群が低いとは言えない）。

キ 被疑者群（65 歳以上）は、「万引きは、出来心でしてしまうものだ」や「気付いたら万引きをしていたということがあるものだ」と回答する者が多い。この傾向は、男性が女性に比べて高い。

ク カ、キより、実際場面では、捕まるリスクや捕まることを意識せずに万引きをしている者が多い可能性がある。

ケ これからの生活で「家族や親しい友人と交流すること」や「適度な運動をすること」を大事にしてゆきたいとする者が多く、生活の立て直しを図る際の手がかりとなり得る。

2 万引き被疑者群の分類

(1) 分析の目的及び方法

万引き被疑者（65 歳以上）群について、その特徴を分析すると、一般群に比べ、認知機能の低下や高齢化に対する不安、セルフコントロールなどの項目において、違いが見られる。そこで、次に、こうした変数を用い、万引き被疑者（65 歳以上）群をいくつかの特徴ごとにグループに分け、その結果を踏まえて特徴に応じた対応策を探る。

まず、ア：クラスタ分析を用いて変数のグループ化を試みる。アの結果から、類似した変数を加算して加算得点を算出する。

次に、イ：これらを新たな変数として、クラスタ分析を行い、万引き被疑者（65 歳以上）を分類する¹。

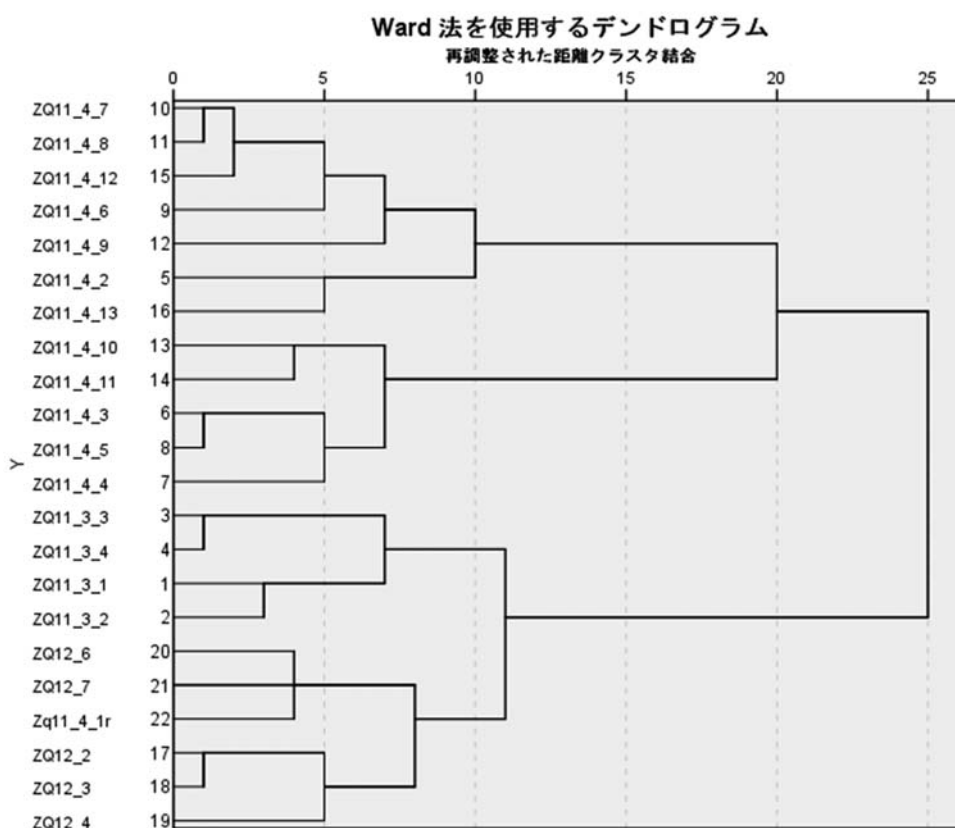
(2) 分析の結果

ア 変数のグループ化

万引きに対する意識、公正世界信念、規範意識に関する変数を対象に、各変数を標準化したデータを用いてクラスタ分析（Ward 法）を行った。その結果、3 つのクラスタを得た。

¹ クラスタ分析は、ケースまたは変数を、類似性に基づいてグルーピングする統計的分析の方法である。問題点として、どの段階でいくつのグループに分けるかという判断の基準が恣意的であるということがあげられる。そこで、できるだけ誤った解釈を避けるために、分析によって分けられたグループを一つの結果ととらえ、種々の変数とのクロス集計を行ってグループ間で差異が見られる変数を確認した上で、グループの特徴に関する解釈を行った。分析には SPSS Ver.22 を用いた。

【図表 9 変数のグループ化を示す樹形図】



注) 左側の ZQ11_4_7 などは、標準化した質問項目の番号を示す。

一つ目のクラスタには、万引きについて「店にも原因がある」「社会にも原因がある」「お金を払えば、許されると思っていた」「家族や周りの人にも原因がある」などの項目が含まれる。「他への転嫁」の変数群と言える。

二つ目のクラスタには、「今の日本は、家柄や学歴によって人生が決まってしまう」「万引きが起きるのは、あくまで盗む人に原因がある」と「万引きは、出来心でしてしまうものだ」「気付いたら万引きをしていたということがあるものだ」が含まれる。仕方ないと思っているような、割り切っているような傾向と考え、「あきらめ感」の変数群とする。

三つ目のクラスタには、「家庭での生活で幸せを感じることは少ない」「電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変」などの暮らしぶりに関する項目と「私はどんなに努力しても、悪い状態から抜け出すことができない」「出世している人間のほとんどは、悪いことを行っている」、「罰を逃れきれぬならば、規則をやぶっても構わない」「お金のためなら、他人をだましてかまわない」「だまされやすい者は、利用されて当然である」などの規範意識に関する項目が含まれる。「社会に対する不満」の変数群とする。

各変数群の項目は、それぞれが近いものとして結びつくと考え、変数群ごとに加算得点を算出してあらたに三つの変数に集約した。

イ ケース（対象者）の分類

次に、三つの変数（他への転嫁、あきらめ感、社会に対する不満）を用い、ケースに対してクラスタ分析（Ward 法）を行い、二つのクラスタを得た（今回は、対象者数を考慮し、クラスタの数を 2 つとした）。クラスタ 1 には 37 名、クラスタ 2 には 17 名の調査対象者が含まれる。

それぞれのクラスタの特徴を見るために、三つの変数（他への転嫁、あきらめ感、社会に対する不満）について t 検定を行った。その結果、「他への転嫁」（ $t=-7.450$, $df=52$, $p<.001$ ）、「あきらめ感」（ $t=-2.765$, $df=52$, $p<.01$ ）、「社会に対する不満」（ $t=2.249$, $df=52$, $p<.05$ ）のいずれの変数においてもクラスタ間で有意な差が見られた。

【図表 10 三つの変数に関する群別の統計量】

クラスタ 2 群		度数	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
他への転嫁	1	37	-.4825028	.54034909	.08883284
	2	17	1.0501532	.97233352	.23582552
あきらめ感	1	37	-.2404566	.90329792	.14850126
	2	17	.5233468	1.02562250	.24875000
社会に対する不満	1	37	.199968	.9014934	.1482046
	2	17	-.435224	1.0909713	.2645994

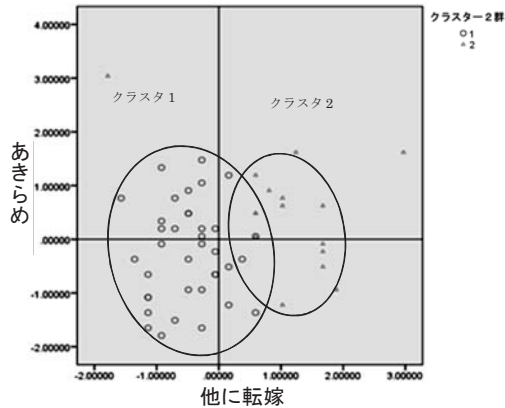
	等分散性のための Levene の検定		2 つの母平均の差の検定							
	F	有意確率	t	df	有意確率 (両側)	平均値の差	差の標準誤差	差の 95%信頼区間		
								下限	上限	
他への転嫁	等分散が仮定されている	2.131	.150	-7.450	52	.000	-1.53265607	.20573718	-1.94549792	-1.11981423
	等分散が仮定されていない			-6.082	20.678	.000	-1.53265607	.25200188	-2.05722045	-1.00809170
あきらめ感	等分散が仮定されている	.014	.906	-2.765	52	.008	-.76380341	.27619265	-1.31802452	-.20958231
	等分散が仮定されていない			-2.636	27.864	.014	-.76380341	.28970534	-1.35736841	-.17023841
社会に対する不満	等分散が仮定されている	.404	.528	2.249	52	.029	.6351914	.2823872	.0685400	1.2018427
	等分散が仮定されていない			2.094	26.457	.046	.6351914	.3032778	.0123180	1.2580647

具体的には、クラスタ 1 は、「他への転嫁」、「あきらめ感」が低く、「社会に対する不満」が高い。すなわち、万引きの原因を他に転嫁することはなく、あきらめ感も高くはないものの、暮らしぶりに対する不満や規範意識の低さを抱え、社会に対する不満が高いという特徴を持っている。それに対し、クラスタ 2 は、「他への転嫁」、「あきらめ感」が高く、「社会に対する不満」が低い。すなわち、万引きの原因が店

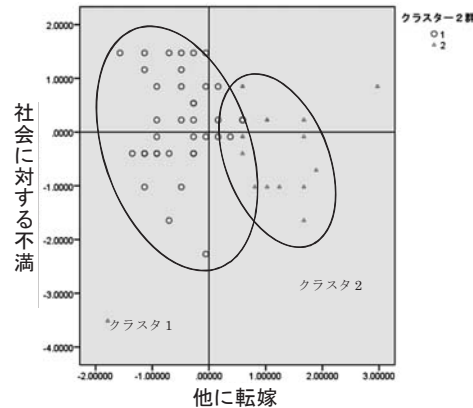
や社会にもあると考え、社会の状況や構造については割り切ったような意識を持っている。規範意識や自身の暮らしぶりに対する評価は低くない。

なお、二つのクラスタを二つの変数ごとの平面にプロットすると下図のとおりとなる（二つの楕円はできるだけ多くの点を囲むように描画したものである）。散布図3のように、変数によっては、やや判別が不明瞭なものもある。

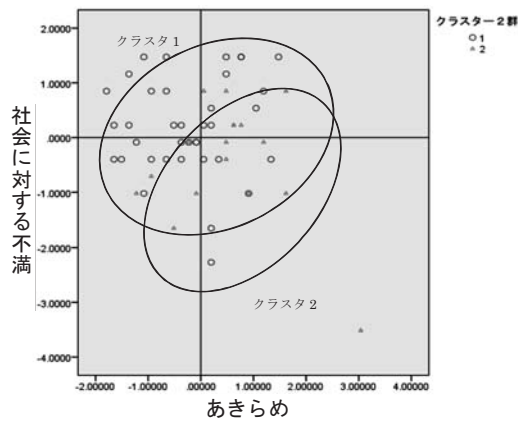
【散布図1 他に転嫁とあきらめの散布図】



【散布図2 他に転嫁と社会に対する不満の散布図】



【散布図3 あきらめと社会に対する不満の散布図】



二つのクラスタについて、どのような項目において違いがあるかを明確にするために、三つに集約した変数群の中身（集約に用いた変数）について二つのクラスタとの関連を検討した。その結果、クラスタ1とクラスタ2で差が見られた項目は、以下のとおりである。

「私は、家庭での生活で幸せを感じることは少ない」はクラスタ2で高い。

「万引きが起きるのは、あくまで盗む人に原因がある」はクラスタ1で高い。

「万引きが起きるのは、家族や周りの人にも原因がある」「万引きが起きるのは、店にも原因がある」「万引きが起きるのは、社会にも原因がある」「お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた」については、「思わない」という人がクラス

タ 1 で有意に高い。

なお、関連性の検定において、期待度数が低いセルが発生するため、いくつかの質問項目において「どちらともいえない」の回答を合わせて検定を行っている。

【図表 11 群別に差が見られた変数のクロス表】

私は、家庭での生活で幸せを感じることは少ない	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
思う	9 (24.3%)	10 (58.8%)	19 (35.2%)
どちらともいえない	8 (21.6%)	3 (17.6%)	11 (20.4%)
思わない	20 (54.1%)	4 (23.5%)	24 (44.4%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=6.472, df=2, p=.039$

万引きが起きるのは、あくまで盗む人に原因がある	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
思う	31 (83.8%)	5 (29.4%)	36 (66.7%)
思わない/どちらともいえない	6 (12.3%)	12 (70.5%)	18 (33.3%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=15.496, df=1, p=.000$

万引きが起きるのは、家族や周りの人にも原因がある	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
思う/どちらともいえない	3 (8.1%)	12 (70.5%)	15 (27.8%)
思わない	34 (91.9%)	5 (29.4%)	39 (72.2%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=22.666, df=1, p=.000$ 、Fisher の直接法 $p=.000$

万引きが起きるのは、店にも原因がある	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
思う/どちらともいえない	3 (8.1%)	13 (76.5%)	16 (29.6%)
思わない	34 (91.9%)	4 (23.5%)	38 (70.4%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=26.108, df=1, p=.000$

万引きが起きるのは、社会にも原因がある	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
思う/どちらともいえない	4 (10.8%)	13 (76.5%)	17 (31.5%)
思わない	33 (89.2%)	4 (23.5%)	37 (68.5%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=23.281, df=1, p=.000$

お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
思う/どちらともいえない	3 (8.1%)	9 (52.9%)	12 (22.2%)
思わない	34 (91.9%)	8 (47.1%)	42 (77.8%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=13.546, df=1, p=.000$ 、Fisher の直接法 $p=.001$

次に、更に二つのクラスタの特徴を確認するために、外形的変数や他の変数の得点が異なるかどうかを検討した。その結果、二つの群に有意な差が見られた項目は以下のとおりとなった。

「同年代の人と比べて体力の衰えを感じる」については、クラスタ 1 が有意に高い。一方、「万引きを思い止まったことがある」については、クラスタ 2 が有意に高い。また、「ときどき、おもしろ半分で危険をおかすことがある」「安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ」「人を怒らせたくて、その人が言うのとはわざと反対のことをすることがある」「つかまらずに悪いことがどれくらいできるか、試してみたい」については、クラスタ 2 が高い傾向が見られた。

最終学歴を比較すると、クラスタ 1 は、高卒までの人が多い。

なお、認知機能に関する項目、支援の状況、同居・別居に関する項目などは二つの群で差が見られなかった。

【図表 12 群別に差が見られた変数（クラスタに用いなかった変数）のクロス表】

同年代の人と比べて体力の衰えを感じる	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
ある	11 (29.7%)	10 (58.8%)	21 (38.9%)
ない	26 (70.3%)	7 (41.2%)	33 (61.1%)
合計	37 (100.0%)	17 (100.0%)	54 (100.0%)

$\chi^2=4.149, df=1, p=.042$

万引きを思い止まったこと	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
ある	9 (26.5%)	10 (58.8%)	19 (37.3%)
ない	25 (73.5%)	7 (41.2%)	32 (62.7%)
合計	34 (100.0%)	17 (100.0%)	51 (100.0%)

$\chi^2=5.075, df=1, p=.024$

最終学歴	クラスタ 1	クラスタ 2	合計
高校卒まで	28 (90.3%)	11 (64.7%)	39 (81.3%)
高卒以上 (高卒を除く)	3 (9.7%)	6 (35.3%)	9 (18.8%)
合計	31 (100.0%)	17 (100.0%)	48 (100.0%)

$\chi^2=4.729, df=1, p=.030$ 、Fisher の直接法 $p=.039$

以上の結果をまとめる。

万引き被疑者（65 歳以上）群の特徴を把握するため、調査対象者の分類を試みたところ、「人生不幸群」と「他に転嫁群」が確認された。

そこで、この二群について、そのほかの変数の差異に注目し、二つの群の特徴と対応を検討した。

「人生不幸群」は、暮らしぶりに対する評価は低く、万引きの原因は自分にあるとしながらも、体力の衰えもあり、そうした状況から抜け出すことができずにいる

と推測される。こうした群においては、すでに反省はあると考えられ、反省や行動の変化を求めるよりも、むしろサポートが必要と考えられる。

もう一つの「他に転嫁群」は、暮らしぶりに対する評価や規範意識は低くないものの、万引きの原因が店や社会にもあると考える傾向にある。責任の転嫁や自己を正当化する意識が高いと考えられる。自己評価は高いと推測できるが、具体的項目から確認することはできない。しかし、最終学歴を比較すると、高卒より上の学校に進んでいる者が多い。「安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ」の回答が多い。こうした群に対しては、自尊心を尊重しつつも、当初から言い訳を許さない態度で接する必要がある。

3 対策への提言と課題

以上の万引き被疑者群の分析をもとに、万引きを減らすための対策を検討する。

まず、今回の調査対象者に関する前提を確認する。警察段階での任意調査であることを考慮すると、容疑を否認している者や店舗や警察に対して反抗的な態度をとっている者は調査対象者に含まれておらず、また、転売目的の常習者や何回も刑罰を受けている者も含まれていないと考えられる。一方、調査に回答していることからすると、取り調べ段階でやり取りがまったくできないような者や自分の行為を認識していないような者も除かれていると思われる。

こうした状況を踏まえ、実態調査の結果をもとに考察する。

(1) 万引き被疑者群の分類

今回の調査対象となった被疑者群の特徴として、以下が挙げられる。他者との交流の機会が少ないだけでなく支援が期待できる人の存在も少ない。他者との交流の機会が少ない人は、自分自身の暮らしぶりが苦しく、比較的低い層であると感じている。同年代に比べ、高齢化に対する不安が高い。

もっとも、こうした特徴は全員にあてはまるものではなく、むしろ、いくつかのグループに分類できると考えられる。そこで、主に意識調査の回答を変数として分類したところ、大きく「人生不幸群」と「他に転嫁群」の二つの群に分けることができた。それぞれの特徴として、「人生不幸群」は、暮らしぶりに対する評価は低く、同年代よりも体力の衰えを感じている。もう一つの「他に転嫁群」は、暮らしぶりに対する評価や規範意識は低くないものの、社会に対して割り切ったようなあきらめ感を抱いている。

万引きの原因についても、前者は万引きの原因が自分にあるとし、後者は原因が店や社会にもあるとする。この違いの背景を推察することは難しいが、対応については、異なる対応がありうる。

前者は、自分の暮らしぶりが苦しいと感じている者が多い。しかし、万引きの動機

の「生活困窮」とは関連が見られず、実際の生活が困窮しているかどうかとは相関が低い可能性がある。一般群に比べて世帯収入が低い者の割合が高いことから、経済面の状況が万引きのリスクに繋がる可能性はあるものの、実際の行動に結びつくかどうかを説明する要素としては、自身が自分の暮らしぶりをどう評価しているかを挙げるができる。こうした群においては、暮らしぶりなどに対する認知を変えることが有効と考えられる。

一方、後者の自身の暮らしぶりを低く評価していない群においては、責任を転嫁したり、自己を正当化したりする意識が高い傾向があると考えられる。最終学歴を比較すると、高卒より上の学校に進んでいる者が多い。「おもしろ半分で危険をおかすことがある」や「つかまらずに悪いことがどれくらいできるか、試してみたい」などの回答率が高い。こうした群は、万引きの結果を甘く考えている可能性があることから、初めての段階から、自身の行為がどのような結果を生むかについての自覚を促す必要がある。

(2) 万引きへの対応策について

従来の対応の課題として、お店で万引きを見つけても、その対応の手間に見合うだけの有効策が見当たらないことがあげられる。刑罰を科すにしても、初回からではなく、段階的である。質問紙調査の対象は、前科がない集団である。しかし、次章の聞き取り調査の話から推測すると、前科がない場合であっても、多くは捕まるまでに数回の万引き経験があると考えられる。万引きがうまくいったことが次を生み、やがて常習化している様子が見られる。

したがって、万引きの発生を抑えるためには、初回の万引きを防ぐ方策（万引きの予防）、初回万引き時の対応、繰り返して万引きをする者への対応のいずれもが求められる。

ア 万引きの予防

初回の万引きを防ぐことは、その後の習慣化を防ぐために重要となる。すでに、多くの店舗において掲示による注意の呼びかけやカメラの設置、警備員の配置などの防犯対策が普及している。しかし、それにもかかわらず全てを防ぐことはできず、むしろ、「ゲーム感覚」や「うまくいった」という気持ちを持たせる場合がある（聞き取り調査より）。実態調査の回答においても、動機の「スリル・好奇心・ストレス解消」が約 3 割見られる。こうした動機を背景に回を重ね、捕まるまで万引きが繰り返されていると考えられる。

この段階の万引きを未然に防ぐためには、店員による声かけが有効とされる。挙動が不審である場合、店舗を出てから声をかけるのが通常であるが、店内において、購入を促すような声かけを行うものである。「一度捕まった店には行かない（聞き取り調査より）」ことは聞き取り調査において共通しており、同様の効果が声かけにも

あると考えられる。店舗のイメージを損なわない方法でもある。

もう一つは、万引の動機自体を解消する方策である。調査結果によれば、「人生不幸群」においては、相対的に自分の暮らしぶりなどに対する評価が低い。その感情の解消先として、「こんなにたくさんの商品がある（聞き取り調査より）」店舗に向き、「ちょっとくらい大きな問題ではない」という気持ちで、いわば規範意識を中和しつつ実行していると考えられる。

この対策として、自己に関する主観的な認識を変える必要がある。周囲の同年代の人々も自分と同じような境遇にあることや、それぞれ課題や不満を抱えていることを知る必要がある。ところが、今回の対象となった人々の交流関係やコミュニケーションはその量も範囲も一般群より狭い。この点を改善することが具体策となる。この点は、もう一つの「他に転嫁群」においても言える。プライドの高さがうかがわれるものの、他者との比較を意識したものと考えられる。

イ 初回万引き時の対応

次に、初回時の対応である。

万引きが見つかった際、素直に応じる者となんとか逃げようとする者がある。調査結果によれば、「他に転嫁群」は、責任を転嫁したり、自己を正当化したりする意識が高い傾向があると考えられる。こうした群は、「お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた」について、「そう思わない」とする回答が少ない。万引き自体を軽く考えているというよりも、むしろ、その結果、自分にとってどのような事態になるかについて甘く考えている可能性がある。「人に知られずに済んで助かった（聞き取り調査より）」といった思いを持つ者もいる。警察官等による説諭の効果が後に残らなかつたり、長続きしない可能性も高い。また、その都度、「これで済んだ」と受け止めているとすれば、「今度捕まったら大変なことになる」という気持ちを持たず、セルフコントロールを効きにくくしている可能性もある。

初めての段階から、自身の行為がやがてどのような結果に結びつくかをより説得的に指導するために、例えば、警察官が説諭する際、どのような事項に重点を置くかといった点を整理していく必要がある。

ウ 繰り返し万引きを行う者への対応

最後に、繰り返し行う者への対応である。

自分の意志ではコントロールできず、「今度こそやめる」と口にしていても、繰り返してしまい、いわば万引きが習慣化している。複数回捕まったり、罰金刑を受けたりしている。聞き取り調査事例では、更に執行猶予となり、執行猶予期間中に再犯を犯している者もいる。この段階になってようやく、「このままでは人生を棒に振る（聞き取り調査より）」と考え、治療機関に向かうこととなる。

万引きが習慣化し、自分の意志ではやめられない状態に対して治療が有効であるとする、如何に治療を受けさせるか（受けようという気になるか）が課題となる。

「万引きをせざるにいられないということは認めたくない（聞き取り調査より）」と言う。自分から治療を受けに行くことは考えにくい。逮捕が続いたときは、治療的なプログラムの受講を義務づけることも方策の一つと考えられる。ただし、受け皿となる治療機関の拡充も並行して取り組むべき課題となる。

更に、別の点について触れる。被疑者群において、これからの生活で「家族や親しい友人と交流すること」や「適度な運動をすること」を大事にしてゆきたいとする者が多い。高齢の者にとって、子供や孫の存在は大きいとも言える。被疑者群において、子供や孫がいると回答する者は多くないが、生活の立て直しの際の手がかりとなり得る。

(3) 本分析の意義と課題

最後に本分析の意義と限界について述べる。

本分析の意義は二点ある。一つ目は、警察段階での万引き被疑者に関する意識面の回答という貴重な資料が得られた点である。調査項目の多くは、既存の統計類からは把握できない事項であり、万引き被疑者の実態を知る手がかりとなる。

二つ目は、調査結果に基づく被疑者の分類が展望できた点である。これまで、高齢窃盗事犯者の背景として、男子の場合は生活費の困窮の影響があげられ、女子の場合は孤独感・孤立感が影響している可能性が指摘されている（『平成 20 年版犯罪白書』p291）。確かに、本調査においてもそうした負因を抱えた群が確認される。

しかし、もう一つ、不平等感や社会に対する不満を抱え、自己の行為を正当化している群も存在する。そうした群においては、仮に問題を抱えていたとしても、外からは経済的問題があるように見えず、孤立の状況も見出しにくいと考えられる。

高齢者の万引き対策として広汎で一律の対応策が取られがちであるが、経済的問題や孤立の状態を一律の基準で判断することのむずかしさや、働きかけの届きにくさをうかがわせる結果となった。

一方、本分析の限界として、万引き被疑者（65 歳以上）のデータ数の少なさがあげられる。とくに、分類を試みたクラスタ分析においては、データ数が増すことでグループ間の差がより明確になる可能性がある。今後、データを増やした上で、改めて分析を加えたい。また、転売目的の常習者や、職業的な窃盗グループなどについては、今回の調査対象に含まれていないことから本分析では触れていない。

第5 万引き経験者に対する聞き取り調査

国士舘大学法学部教授 辰野 文理

はじめに

万引き被疑者に対する質問紙調査の結果について考察を深めるために、本質問紙調査の対象とは別の万引き経験者 3 名に対し、聞き取り調査を行った。本質問紙調査の対象が微罪処分となった人々であるのに対し、聞き取り調査の対象は、複数回の逮捕や前科のある人であり、その置かれた状況は異なる。しかし、聞き取りの対象となった 3 名も、最初に何らかの警察の処置を経験しており、それにも関わらずその後も万引きを繰り返したということになる。そこで、聞き取りにより、万引きが習慣化していく過程や、万引き対応の課題を明らかにする。

1 聞き取りの概要

3 名から聞き取った概要は次のとおりである。聞き取りを行った時期は、2017 年 2 月 10 日～16 日である。

(1) A さん (68 歳女性)

これまで、万引きで 6 回捕まっている。最初に捕まったのは 20 年ほど前であり、そのときは警察官の説諭のみで済み、家まで送ってもらった。その後、罰金 1 回、執行猶予 1 回がある。執行猶予中に万引きの再犯があり、保護観察付き執行猶予となった。依存症の治療を行う病院に数ヶ月入院（主にミーティング参加）し、今は、クリニックに通院している。定期的にクリニックのミーティングに参加し、1 年半ほど万引きから遠ざかっている。

万引きのときは、買い物の中に自分のバッグに栄養ドリンクやのり、肉などを詰め込んでいた。捕まったときに合計が 4,000 円くらいの時もあった。捕まらなければいいという気持ちがあった。罰金（30 万円）の時も「払えば済む」「人に知られずに助かった」という気持ちだった。人に知られることの方が嫌だった。

最初は周囲の人を気にしていたが、段々としなくなる。気持ちや行動が変わってくる。振り返ると最初の万引きは、夫の浮気に思い悩んでいたときである。食べなくなり、痩せていったときもあった。最初は憂さ晴らしであったが、その後は買い物ついでに万引きをしていた。最後の方は何も考えておらず、ドキドキさえしなかった。

今でも夫には良い感情はなく、生活費さえ貰えればよいと考えている。娘や孫をこれ以上困らせることはできないし、高齢の母にも会えなくなってしまう。また、保護司に話をすることで発散できている。周囲の支えがブレーキになっている。

一度レッテルが貼られるとその地域では生活できない。なるべくなら、その前で引き留めてもらいたい。

(2) Bさん (70歳女性)

前科3犯。3年前に万引きで罰金、2年前に万引きで執行猶予判決。執行猶予中に再犯をしてしまったが、再度の執行猶予判決を受けた。この時期はクリニック（内観とミーティング）に通っていたが、10ヶ月間何事もなく買い物もできていたので大丈夫と思い通院を休んでいた。スーパーに買い物に出た際、カートに商品を入れたままレジ横を通過していき自分の袋に入れている（別の人の万引き）光景を見たとき、「私、あれできる」「やってみたい」という気持ちが高まり頭の中が真っ白になってしまった。

最初に万引きをした頃は、仕事が忙しい時期でストレスがあったと思う。万引きをするとスッキリする。嫌な思いがあるとやってしまう。必要なものは買う。「こんなに買ってあげているのだから158円の1袋くらいいいのでは」と思ってやっていた。ただ、警察での調べでは「欲しかった」という理由になってしまっていた。防犯カメラなどを気にしたことはないが、捕まった店には行かない。

クリニックのミーティングではいろいろな人と会う。その経験から、万引きを繰り返すような依存症の背景には母との関係（愛着の無さ）などの生育歴に行き着くと感じている。他の何かに依存してしまう人や、何でも自分でしょうとするような人が多いと思う。ミーティングが続く人とすぐに来なくなってしまう人がいる。

薬物やアルコールなどをやめられない人たちに比べ、自分の場合は、「犯罪」である万引きをせざるにられない。犯罪をしなければいけないなどということは、自分でも認めたくないことだ。治らないが付きあっていくしかない。わかり合える仲間は大切と感じる。やらずにいる仲間の存在が、自分がやらずにいることの励みになる。

万引きに成功したことが次を生んでいた。繰り返さないためには、早い段階で懲らしめが必要かもしれない。その後の人生を棒に振らないためにも、例えば「逮捕3回で強制的に治療・入院」などの措置があるとよいと思う。

(3) Cさん (68歳女性)

40歳頃に初めの万引きがあり、その後60歳過ぎから繰り返すようになった。警察には10回ほど世話になった。罰金2回、その後、執行猶予判決を受ける。執行猶予中に再犯したが不起訴処分となった。

初めてのときは、ソックスとお茶1本であった。思わず手を伸ばしてしまった。たまたま魔が差したのかもしれないが、お金を出さなくても手に入った達成感があった。その頃は、夫の帰りが遅く、話す相手もなかった。夫や子供との関係も悪かった。その後は暫く万引きをしていなかったが、60歳の時に自分の母親が亡くなったのをきっかけに再び万引きが始まった。

万引きは「見つからなかったら勝ち」というゲーム感覚だったように思う。500円～600円程度のものが多い。電池は買ったことがなかった。万引きは「おまけをいただいた」という気持ちだった。店員が少ないときなど「この店は盗れるんじゃない」と思い入りたくなる。

万引きの前には、買い物依存の時期があり、クレジットカードの未払いが大きくなってしまったことがあった。

今は、クリニックに通い、二つのミーティングに参加している。町内会にも参加し、他にもやることがあり（万引きをするような）暇がない。夫ともうまくいっている。振り返るとお店の人には申し訳ない気持ちで一杯だ。いまでも、後ろから声をかけられるとどきっとする。これまで、万引きで捕まって留置場に入っても、弁護士の働きもあり、比較的短期間で釈放してもらえた。それが裏目に出たところもあり、万引きを止めるためには、お仕置きとして、もう少し入っていた方がよかったのかもしれないと感じている。

2 聞き取り内容からの検討

3名から聞き取った内容をもとに以下の諸点を検討する。ただし、今回の聞き取り調査の対象は、女性のみであり、また3名と少数であることから、共通点は見られるものの、一般化することは難しい。

(1) 万引きが習慣化していく過程について

高齢になって初めて万引きを行うというよりも、以前から万引きを行っている。最初から捕まるわけではなく、何回も繰り返しているうちに、見つかって捕まることになる。それまでは、「ちょっと得した」、「こんなに買っているんだから一つくらいいいでしょう」といった気持ちで繰り返している。しかし、万引きした商品がどうしても必要だったわけではなく、人にあげたり、そのまま腐らせたりしてしまっている。罪悪感を抱きつつも、やめるきっかけがないままに繰り返している。

(2) 個人特性や置かれた状況と、万引きとの因果関係について

「何故万引きをしたか」について、3名とも、その物が欲しかったということ以外の理由を挙げる。「よく分からない」、「頭の中が真っ白になって」「たまたま魔が差して」などと表現する。ただし、その頃の状況について、家庭内の人間関係や仕事の負担などいろいろなことが重なりストレスがたまっていたと説明する。万引きをすることでスカッとしたとの発言もあった。やめていたとしても、何かが刺激となって、やりたいという気持ちになってしまうとも言う。その一方、「犯罪」をする自分に対する嫌悪感や、やめられない自分に対する情けない気持ちを持っている。

(3) 万引きを思いとどまるためには何が有効か

いずれも、万引きの際に、周囲や防犯カメラを気にしていないと言う。かといって、自分の中で思いとどまることも難しいようである。聞き取りを行った時期は、万引きを繰り返すことに対する治療的なプログラムを受けている最中であることもあり、買い物の際に、家族や仲間の顔を思い浮かべ、そうした人たちを裏切れないという気持ちで、万引きをしないようにしている。ただし、そうした治療を受けるようになるためには「行き着くところまでいかないとわからない」という発言もあった。

(4) 万引きに対し、どのような対応や処分が必要か

共通して、自分の場合は、最初の対応が「思っていた以上に軽かった」という印象を持っているようである。「警察官に家まで送ってもらった」、「罰金を払うことで済んだ」、「周囲に知られずに済んだ」「短期間で釈放された」といったどちらかというところと助かったという気持ちを抱いている。それが裏目に出たとの発言もあった。万引き対策について意見を求めると、「人と人のつながりが大切」、「万引きをしてしまうことを話せる仲間が必要」という意見があった。

3 万引きへの対応と課題

以上の検討結果から万引きへの対応を検討する。

初回の万引きの動機に繋がることとして、配偶者との関係などに強いストレスを感じ、冷静な判断ができない状況にあったことが挙げられる。一回うまくいくと、次第に「お金を払うことが馬鹿らしい」と感じるようになり、繰り返している。初回にうまくいくと繰り返すことになるのか、もともと万引きに対する抵抗感が低く、機会や刺激があると再度やってしまうかを判断する材料は得られていない。一回のみで終わったという集団との比較検討が必要となる。ただし、事例に共通する点として、万引きで捕まった際のお店や警察の対処や家族の対応、処罰の持つ（次の万引きに対する）抑止力は大きくはないことが確認される。

次に、捕まったり罰金を受けたりしているときの状況については、自分の行動を正当化する意識と、やめなければいけないという意識が混在しているようである。いずれにしても、自らその状態を脱することは困難で、これ以上続けると刑務所に入るという手前で、家族や弁護士に紹介された治療機関による治療が始まっている。

治療の中心は、グループミーティングであり、そこで他者の話を聞いたり、自らの経験を話したりすることを通じて、やめた状態を維持している。ミーティングを通じた仲間が支えになっていると言う。もっとも、中にはグループミーティングを離脱し、再犯に至る例もあることから、グループミーティングが全員に有効ということの意味しているわけではない。その人その人にとって、グループミーティングに参加するタイミングもその後に影響があると考えられる。

家族に関しても共通した動きが見られる。家族からすると、当事者は自分の妻や母親であり、なんとしても刑務所に行くことにならないようにと引き取りに行き、弁償したり謝罪したりしている。初期の段階でのこうした動きは、結果からすると、次の万引きをやめさせるものとはなっていない。事例によっては、めぐりめぐって治療機関に繋がったのちに、「家族を裏切れない」という気持ちや家族への感謝を抱いたりもしている。家族が引き取りに来るようなケースの場合、何とかしようと家族が動いたり悩んだりしているうちに疲弊したり家族が衝突したり崩壊することもあり得る。これらを防ぐためには、できるだけ早期の段階で、引き取りに来た家族向けに、対応を助言するための資料等が必要と考えられる。

以上、ごく限られた数ではあるが、事例を通じ、万引きが習慣化していく過程や万引き対応の課題が明らかとなった。しかし、どのような人が繰り返して万引きをすることになるかに関する情報はない。何年もやらずにいたにもかかわらず何らかの刺激で再びやってしまうという発言から推測すると、もともと犯罪を抑制するセルフコントロールが低い可能性がある。あるいは、ストレスに対する耐性が弱い可能性もある。一方で、捕まったり刑罰を受けたりすることによって万引きから遠ざかっていく人もいるはずであり、本分析では、両者の違いを明らかにするには至っていない。今後の課題である。

第Ⅲ部

万引きに関する研究

第1 研究の概要

1 研究に向けての基本的視座（矢島 正見）

万引きの認知件数は、全件通報制度の導入等警察活動に影響されるが、検挙人員における高齢者の割合の増加は、それだけでは説明できず、社会的・経済的要因や関係的・意識的視点からの考察が必要となる。

高齢者万引きは、現代日本社会の様々な問題を反映させた鏡と言える。現時点では高齢者の万引きは、人々の犯罪不安を呼び起こすものでも、社会統制・秩序機能を揺るがすものでもないが、今後は店舗の死活問題に悪化する可能性がある。実態調査結果から判明した問題点には、刑事政策だけではなく、広義の社会政策が模索されなければならない。

本研究会における実態調査及び検討に当たっては、今日の高齢者の抱えている多様な社会・心理问题状況まで考察を深めた。

提言の基本的視点としては、社会秩序を維持する「社会統制」は、「内的統制」（自己の意識内の統制）と「外的統制」に分け、後者は「フォーマルコントロール」、「セミフォーマルコントロール」、「インフォーマルコントロール」に分けることができる。高齢者の万引きに関しては、一つのコントロールではなく、多様なコントロールの効果的な組み合わせを考えていく必要がある。そして、これらのコントロールと、中長期政策と短期施策、刑事政策と社会福祉政策の組み合わせは、「公助・共助・自助」との組み合わせと共通するもので、これらを体系的・システムの考えていかななくてはならない。

2 社会経済状況の変化と高齢者万引き・万引き高齢者（矢島 正見）

万引き高齢者は、60代後半から80代までと幅があり、青年期も終戦期から高度成長期まで多様で異質な時代を過ごしている。そのため、ひとつの世代として括るのは難しい。

しかし、中壮年期については、高度成長期からバブル期という豊かな時代を過ごしており、青年期の多様性と比べて類似性は高い。また、調査結果から見た問題もここ数年ではなく、既に中年期から始まり出したと想定する方が妥当と思える。そして現在は、世界的にグローバル化と情報化が進展し、日本においても地域共同体の解体と核家族化、少子高齢化と長寿化に伴う生産率の低下と社会関係資本の困窮化が一体となって進行している。調査結果からは、バブル経済崩壊後に高齢になり、仕事とそれを通じた人間関係を失い、近隣との関係も途絶え、家族生活も解体していく状況の中で生活している高齢万引き者像が浮かび上がる。

先行研究により、高齢者万引きの態様特性を整理すると、環境犯罪学的知見における「動機を持った犯罪者」、「ちょうどいい標的」、「役に立つ監視者の不在」の三条件が成立している。

万引き高齢者の意識特性としては、「中和の技術」があるのではないかと考えられる。これは「やってはいけない」という規範意識を中和化（希薄化）させ、自己の万引き行為を

正当化させる技術である。

社会特性としては、世帯収入のような客観的な次元だけでなく、本人の主観的な次元でも経済的な生活不安を抱えている。また、独身（未婚、離別、死別等）が多く、断絶・希薄化した人間関係にあることがあげられ、個人で自活している自律的な高齢者像というより、個人で自活せざるを得ない孤独な高齢者像が析出されている。

以上から、対策・政策への示唆を考えると、最も短期間で効果が期待できる対策は「声かけ」である。これは万引きを行う者を捕まえるのではなく、あくまで万引きを防止するための対策である。単なる監視策と捉えるとかえって効果は低下するし、トラブルの発生も懸念されるので、お客様サービスと考えるべきである。そしてこれは、「中和の技術」の観点からも、買い物の間に欲望が規範意識を上回ることを防ぐので有効である。これはセミフォーマルコントロール次元の対策であり、「共助」次元の対策でもある。

社会関係資本からの中期的な対策としては、三世代家族、親族関係の絆構築の政策・対策が必要だが、家族のいない者には困難であり、近隣社会で新たな人間関係を構築していくコミュニティ次元での政策・対策が必要となる。これは、万引き防止対策ではなく、孤立高齢者に対する地域活動として位置付けることが肝要である。例えば、警察の段階で、検挙された万引き高齢者の生活状態を聞き取り、適切なアドバイスができれば、そこから地域対策に繋げていくことが可能ではないか。

3 高齢者の認知機能—老年学・老年医学的視点から—（鈴木 隆雄）

従来、高齢者の人格の特徴として、頑固で自分中心に考えやすい等、エイジズムに伴う否定的な人格論が多く見られていた。しかし、近年、縦断研究や老年心理学研究の成果により、人格は中年期から高齢期においても殆ど変わらず、頑固になる等の高齢者特有の人格特徴などはないことが見出されている。

人間の知能は、生後、身体の成長とともに発達する。知能は結晶性知能と流動性知能から成り立つ。結晶性知能は一般的常識と判断力、理解力といった、過去に習得した知識や経験をもとに日常生活の状況への対処能力を支え、高齢期でも衰えることは少ない。また、個々人が長年の多様な経験から獲得した一種の適応能力なため、大きな個人差が存在する。一方、流動性知能は新しい事柄を学習したり覚えたりする知能で、経験による影響が少なく、加齢による脳の器質的障害の影響を受けやすい。

高齢期の認知機能の変化・障害は加齢に伴い確実に進行するが、社会生活や家族生活にまで影響を及ぼす状態になった場合を認知症と呼ぶ。加齢とともに増加する認知症は、患者本人や家族の生活を崩壊させるため、予防・治療方法の確立が急務である。認知症の原因疾患としてアルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症等が知られている。それぞれに特有の症状もあり、例えば前頭側頭型認知症では往々にして万引きが認められ、社会的にも大きな問題となっている。

認知症の最も重要な症状は記憶障害だが、記銘力の低下（物忘れ）、全体記憶の障害、記

憶の逆行性喪失（新しい記憶から忘れてゆくこと）の三つの特徴が認められる。

認知症予防対策は緊急かつ最重要課題である。特にわが国でも主要な原因疾患であるアルツハイマー病については、根本治療が望めない現在、生活習慣病管理と社会性の維持が重要である。予防策としては、科学的根拠に基づく発症遅延・発症抑制の具体策が重要である。研究成果によれば、認知症の前段階である「軽度認知障害(MCI)」では、適切な運動介入により認知機能低下はある程度抑制される。また、臨床的に診断される以前の MCI 高齢者等の状態であれば、適切な生活習慣病管理等により、その後の認知機能低下を抑制される可能性が高く、認知症発症予防・発症先送りは科学的に見ても可能性が高い。

現時点では、高齢者の「万引き」への加齢に伴う知能や認知機能の関与について十分な研究や知見はないが、今回の実態調査において認知症予防に用いられる質問を行った結果、一般高齢者に比べて万引き被疑者では該当割合が有意に高く、特に 65 歳以上の高齢万引き被疑者が、見当識障害をうかがわせる質問に極めて高い該当率を示した。「認知機能低下」と「万引き」という二つの現象を、共通の危険因子がもたらしている可能性がある。

したがって、「万引き」防止の一つの可能性は、共通する危険因子を有する「認知機能低下」の予防策を進めることでもある。今後は、認知症予防だけでなく高齢者の万引き行為の予防のためにも、両者に有効性のある介入手法の確立が急がれる。

4 高齢万引き被疑者に対する処分のあり方、再犯防止について（星 周一郎）

高齢者による万引きの原因は一律ではないため、より効果的な対処法の検討が必要になる。検討の便宜という点から、高齢者の万引きを「認知症型」、「生活困窮型」、「万引き自己目的型」の 3 類型に分け、それぞれの類型ごとに対策と処分のあり方、再犯防止のあり方について考察する。

「認知症型」万引きは、認知機能の低下に伴い、是非善悪弁識能力、行動制御能力に低下がみられ、常習的な万引きを行うものである。この類型には、責任非難の観点からの対応ではなく、治療、医療の枠組みによる対応が必要となる。しかし、万引き等の窃盗は医療観察法のような枠組みは存在しないので、家族等への過度の負担とならないよう、「地域包括ケアシステム」として、対象者を発見しシステムに繋ぐ「発見のプロセス」、単に犯罪者であるという対応に終始せず最終的に医療や福祉に繋げていくことを視野にいれた「現場対応のプロセス」、そして「医療的対応のプロセス」の枠組みの中での処遇を考える必要がある。その際、連絡ルートや対応マニュアルの作成、専門家によるコーディネート的対応の可能性など各段階における対策の検討が必要である。

「生活困窮型」万引きは、経済的、社会的要因に起因するため、責任無能力とは言えないため、刑事処分的な要素を考慮しつつ、生活支援的な観点を併せて考慮すべきである。困窮が原因とは言え、規範意識を持ちながら万引き等を行っている点で、少年との決定的な相違があるため、刑事司法での対応や高齢者だからという甘えは認めない規範的メッセージが必要である。しかし、現実には警察段階での微罪処分、検察段階での起訴猶予処分

で、その殆どが刑事手続から離脱する。また、高齢者の場合、更生を図るための働きかけが少年に比べて難しいため、現実的には、犯罪機会減少的な対応が重要となろう。生活支援や福祉的な支援に加え、関係者間における万引き常習者に対する施策への理解や情報共有、更に店頭における犯罪防止策により逸脱行為を未然に防止していくことが重要となる。

「万引き自己目的型」万引きは、スリル探究や万引き自体を目的とする形で、憂さ晴らしや孤独解消などのため行うものである。万引きは、刺激性が高く、成功体験を繰り返すことで常習化しやすく、病的な習慣に至らない段階での対応が必要になる。日頃からの高齢者の居場所の確保や、福祉的な支援ネットワークの中に繋げることが重要である。だが、現実的には難しい面もあるため、店舗における対策を万引き防止という機能に加え、従来の福祉的な支援の枠組みから漏れる高齢者を発見するプロセスとしても位置づけ、それぞれに応じた対応を考えていくことも考えられる。

一方、万引き発生後の事後的な対応を考えると、「生活困窮型」やクレプトマニアに至らない「自己目的型」は一定の刑事罰の対応が必要である。刑事処罰の考え方の一つとして、目的刑論があり、目的刑論は、社会一般の犯罪防止と当該犯罪者の再犯防止（特別予防論）がある。もっとも、高齢者犯罪には特別予防が機能しにくいという困難さがある。

万引きをして初めて捕まる場合の多くは、微罪処分にとどまる。だが、微罪処分とは言え、万引き行為により警察署で一定時間、取調べを経験する。ここでの経験が自らの行為の違法性を認識できるよう警察署での対応が重要である。実際の刑事手続（平成27年の一般刑法犯の処理状況）をみると、認知件数約110万件のうち検挙件数が約3分の1の36万件弱で、検挙された人が約24万人弱。この被検挙者のうち有罪の判決を受ける人は3万3千人余りで相当な絞り込みがかけられている。高齢者の万引きの多くは、微罪処分、不起訴処分であり、その場合、そこから対象者をケアする制度的な保障がない。この点、起訴され有罪となり実刑を受けて仮釈放、執行猶予とされた場合は保護観察処分に付することができるが、事案が軽微な場合は刑事手続から早期に開放（ダイバージョン）するため、社会復帰を容易にする反面、対象者に対するケアは弱い。不起訴処分については、更生保護措置付起訴猶予処分という運用もなされているが、太田教授の提唱にかかる「高齢者サポートセンター」は、このような場合への対応としても位置付けうるのではないかと思われる。

高齢化の進展は、高齢者の万引きといういわば加害者として的高齢者だけでなく、特殊詐欺や虐待など、被害者として的高齢者、保護の対象として的高齢者への対応のありかたといった問題も抱えている。この両極から高齢者を見守るための有効かつ効率的なあり方を社会システムとして探究していくことが重要である。

5 万引きをする高齢者の社会的包摂とコミュニティ形成（小長井 賀與）

65歳以上の高齢者は昭和25年以前に出生し、高度経済成長期に人格を形成した。努力すれば応分の成果を享受できた時代状況の中で、努力することを学習しつつ成長した世代である。自分の将来への期待と社会はそれを支えてくれるとの信頼感から、人生への高い「期待値」を形成している。しかし、バブル経済崩壊後、日本社会は大きく変化した。経済格差の拡大、家族やコミュニティの扶助機能の縮小、個人のコミュニケーション能力への社会的期待の高進、「互助」・「共助」への社会的要請の強化が顕著になった。このような趨勢の中で、期待値を充足できず、相対的剥奪感を募らせている高齢者が出現している。その結果、高齢層の分断化も進んでいる。

全般的に犯罪率が著しく減少する中で、高齢者による犯罪だけは高止まり傾向にある。高齢者犯罪の大半は窃盗、しかも万引きである。本研究会の調査により、万引き高齢者は経済的状况や関係性に恵まれないと認知し、加齢に対する不安が強いことがわかった。

しかし、犯行時に所持金がないわけではなく、「使いたくない・余裕がない」のが本音である。生活背景に「孤立」や「孤独」があり、社会に対する不満やあきらめ感が媒介して犯罪に及んでいると推測される。自分の現状への不全感や将来への不安感、自分を守ってくれない社会に対する不信感が犯行の背景にあると思われる。

このような前提に立ち、万引き高齢者に対し、(1) 期待値のリセット（現状に見合うマインドセットの獲得）、(2) 人生における自律性の獲得、(3) 相互承認・相互扶助コミュニティへの参加という三方向の支援を提案する。自分なりにできる事を自発的に行い、その過程を楽しみ、結果的に自分が生活しているコミュニティ・社会・自然環境等に何らかの貢献ができ、それを仲間同士が承認し合うことで期待値の質が転換できる。

更に、高齢者の万引きを抑止するために、上記の三方向の支援を具体的な施策に落とし込む方を提案したい。すなわち、(1) まちづくりパッケージの中での高齢犯罪者支援、(2) 社会連帯経済による社会的排除者の社会的包摂、(3) 社会的排除者をコミュニティのケアシステムに繋ぐ仕組みである。

(1) は高齢者犯罪をコミュニティの規範・ケアシステム・資源が弱体化したことの表象と見て、地域の再生・活性化政策の中で、高齢者の生活の質の向上と社会参加を支援する方策である。(2) は社会サービスの提供を目的とする住民による地域密着型の経済的取組の中に、他類型の社会的弱者とともに高齢犯罪者を迎え入れ、生活の自律と社会参加を促す方策である。こうした地域政策や取組の中で万引き高齢者を支援し、同時にコミュニティの福利にも寄与してもらうことが望ましい。ただし、このような施策が成り立つには、(3)に示すように、社会的排除者をコミュニティのケアシステムへ繋げる仕組みと関係者間での情報の共有が要となる。如何に問題を抱えた高齢者にアウトリーチし地域に包摂していくかが課題ではあるが、該当者が刑事司法から離れる時がその好機である。本稿での提案は対象者の自律的な善い人生への再スタートを促し、コミュニティ全体の活性化にも繋がるから、有効な方策だと考える。

第2 研究に向けての基本的視座

中央大学文学部教授 矢島 正見（座長）

本章では、具体的な研究に先立ち、基本的な考察視座を提示する。

1 データの読み方

犯罪の総数は、犯罪の認知件数と犯罪の暗数とを足して、誤認件数を引いた数である。これを万引きで提示すると、《万引き総数＝万引き認知数＋万引き暗数－万引き誤認数》となる。ただし、万引き誤認数は、数値の増減に影響するものではないと判断してよい。万引きに関しては、問題は暗数である。

犯罪の認知件数は警察活動に影響される。特に窃盗犯はこの影響性が強い。そして窃盗のなかでも万引きという行為態様は特に暗数が問題とされる。しかも、万引きの暗数は、警察活動に影響されるだけでなく、店舗の万引き監視活動に影響されるし、また店舗による警察への通報に影響される。一般の人々からの警察への通報は皆無と言ってよいほどである。こうした犯罪学の知見に立てば、万引きの認知件数の増加は、万引き全件通報制度の徹底化により、万引きの暗数を減少させ、万引きの認知件数（ないしは検挙件数）を増加させた帰結である、つまり、《暗数の顕在化》である、ということになるが、これは短絡的な結論である。

まず、第一に、ここ十数年来高齢者の万引きは増加傾向をたどり、現在では高止まりのまま高水位を維持し続けているが、年齢全体では万引きは減少傾向を示しており、特に少年による万引きは減少の傾向が著しい。高齢者の万引きだけが警察活動に影響され、店舗で監視され、店舗から警察へと通報される、ということは考えづらい。また、万引き全件通報制度が成立する以前から高齢者の万引き件数は増加しており、しかもその全件通報制度は現在（平成29年3月）のところ、必ずしも徹底されているわけではない。

つまり、上記の取締り側の因子では（もしくは、取締り側だけの因子では）2000年代という10年間に増加し、今現在高水位を維持している、という理由が説明つかないのである。

したがって、高齢者の万引き動向の研究では、暗数問題とは別の視点から、つまり社会的経済的、関係的意識的等の視点からの考察が必要とされるのである。

2 高齢者万引きを問題視する視点の検討

今までの高齢者万引き調査研究や論考では、さまざまな視点・観点が交錯している。よって、それを整理していく必要がある。

(1) 高齢者万引きの社会問題性

第一に注意すべきことは、高齢者万引きは何故社会問題視されるのか・しえるのか、ということである。これは、直接的には、高齢者万引きの増加、万引き少年の減少に

よる相対的注目化、ということになるし、領域を拡大化させて高齢者犯罪とすれば、刑務所入所高齢者の増加ということになる。

しかし、それだけでなく、何故、この時代に高齢者万引きが増加したのか、という原因・要因に目を向けるならば、高齢者万引きは、現代日本社会の様々な問題を反映させた鏡である、と言えるからである。今まで、「青少年問題は社会の鏡」と言われてきたが、21世紀に至り、青少年問題同様「高齢者問題は社会の鏡」となっているのである。そしてその鏡の映し出すひとつが高齢者万引き問題である。

そこには、戦後から今日に至るまで続いている個人化や核家族化の問題が横たわっており、ここ30年来の少子高齢化問題やバブル経済崩壊後の経済停滞状況、更には長寿化社会における高齢者の身体・精神状態の問題が横たわっている。それ故に、政治家やマスコミ関係者が注目した、例えば、「高齢者の貧困」「年金制度の問題」「高齢者の孤立・孤独」という顕在化問題とも高齢者万引きは関係していると想定し得るのである。

つまり、高齢者万引きはそれ自体が刑事司法・刑事政策問題であると同時に、高齢に伴う問題、更に高齢者万引きの考察から高齢者を取り巻く現在日本の経済・家族・地域・生活構造・人間関係というおおきな社会問題にまで言及し得る射程へと広がっている問題なのである。

よって、こうした諸点を配慮しつつ、私たちの研究は進めていくことになる。

(2) 高齢者万引きと社会秩序①

第二に、今後も高齢者万引きは増加するのか、高水位のまま平衡を保っていくのか、それとも減少傾向に転ずるのか、という時間的推移と関連する関心である。刑事司法・刑事政策問題としての高齢者万引き問題では、これが最も注目すべきところである。今のところ、データは高水位平衡維持を示しているが、五年後・十年後・二十年後は未知である。

しかし、暗数を考慮すると、おそらく万引きは未だに暗数の最も多い犯罪であり、この暗数を減少させていく刑事政策的努力は《暗数の顕在化》努力であり、たとえ高水位平衡維持状態であっても、万引き総数の減少であるかもしれないのである。したがって、減少したから効果があったという判断や減少したから高齢者万引きの問題性はなくなったという判断は安易である。

むしろ、どのような対策がどのように徹底されているかという判断が政策判断としては重要であると思われるし、また店舗等での従業員（特にベテラン従業員）の実感的増減の感想の方が的を射ているかもしれないのである。

(3) 高齢者万引きと社会秩序②

第三は、これから先、高齢者の万引きは、どのように、またどれほど、社会に対して秩序・統制崩壊の危険性を引き起こすか、という関心である。

この点では、高齢者の万引きは、今のところ人々の犯罪不安を呼び起こすほどのものではないし、また社会統制・秩序機能を揺るがすほどのものでもない、と言ってよい。

しかし、少子高齢化は今後更に深刻化していく。人口推移統計は将来予測を極めて的確に推定することができるが、将来 65 歳以上の高齢者は日本人人口の 40%を超える。高齢者が増えれば、統計学的に単純に考えれば、当然高齢者万引き総数も増える。そして店舗の損害は増える。今でも一部の業界では万引き被害は死活問題となっている。これからの時代は更にその死活問題が悪化する可能性がある。

対策が効果的であれば暗数は減る。万引き総数が減っても暗数が減れば認知数（ないしは検挙数）は増加する。司法機関での万引き対策は否が応でも更に継続させていかななくてはならない。

更に、万引き高齢者は再犯者率が高く、今現在、少年非行の再犯が問題となっているが、万引き高齢者にあっても、常習化する危険性はかなり高いとみて対策を考えていく必要がある。

高齢者万引き問題は犯罪問題であると同時に高齢者問題であり、高齢者問題は社会問題を映し出す鏡であると述べた。この視点から考えるならば、高齢者万引き問題は刑事政策を含めての高齢者総合対策である。「である」と言うことは「そうならざるを得ない」ということである。既に「第Ⅱ部」の調査結果からも、万引き高齢者の経済資本の問題、社会関係資本の問題、更に自己認識・現状認識・将来認識の問題等が析出されている。こうしたことは刑事政策だけではどうすることもできない。広義の社会政策が模索されなければならないし、それは高齢者万引き・万引き高齢者に特化した政策ではなく、高齢者問題対策の一環としての高齢者万引き・万引き高齢者対策であろう。この点は、「第3」以降の研究論考で展開していくことになる。

3 研究の視点の整理

(1) 研究範囲

本報告書は高齢者万引きと万引き高齢者に論及の対象を限定する。とは言え、高齢者万引き・万引き高齢者だけを考察するわけではない。既に述べたように、高齢者万引き・万引き高齢者を研究することから、今日の高齢者の抱えている多様な社会・心理問題状況にまで考察を深める。

私たちの行った質問紙法調査（第Ⅱ部参照）では、65 歳以上の高齢者で微罪処分となった万引き犯に限定して分析した。しかし、調査対象者は 65 歳と限定化し得ても、考察ではそうした操作的線引きは不可能である。よって、高齢者ということになる。

また、微罪処分との限定性があるものの、初犯とは限らない。暗数を考えるならば、既に常習化しており、今回たまたま見つかったというケースは十分あり得る。万引き犯に暗数が多いことを考慮すれば、ある程度の比率で再犯者がいると推定し得る。したがって、微罪処分となった万引き高齢者を主としつつも、今少し拡大化した「万引き高齢者」という範囲での考察となる。

本報告書は、考察として二本立てを構成している。ひとつは調査分析（第Ⅱ部）であり、ここでは65歳以上の万引き高齢者と、コントロール群としての65歳未満の万引き犯ならびに65歳以上の一般高齢者を調査し、3群の比較から、経済次元・家族次元・近隣次元・自己意識行動次元で比較分析し、そこから万引き高齢者の特性を析出している。また、万引き高齢者の分類化を試みている。そして更に、3ケースではあるが、面接調査が行われている。質問紙法調査では判明し得ない、時間軸を導入しての万引き高齢者の人生行路（ライフコース）の一部が分析されているのである。

今ひとつは、各専門領域からの考察である（第Ⅲ部）。社会学・犯罪社会学の視点からの考察、老年学・老年医学の視点からの考察、刑事司法・刑事政策の視点からの考察、コミュニティ福祉政策の視点からの考察と、多様な学問からの考察が試みられている。

（2）提言の基本的視点

本報告書の第Ⅳ部は「総括・提言」である。

この提言に関してはいくつかの次元に整理することが可能である。

社会の秩序を維持する「社会統制（social control）」は、大きく分けて「内的統制」と「外的統制」に分けることができる。内的統制は自己の意識内の統制であり、順法意識や恥意識に代表される。セルフコントロール（self control）や「自己概念（self concept）」と呼ばれているものである（「自己観念」とも言われる）。外的統制は、警察・裁判所・刑務所等の司法諸機関を典型とする「フォーマルコントロール（formal control）」、学校や警備会社を典型とする「セミフォーマルコントロール（semiformal control）」、家族を典型とする「インフォーマルコントロール（informal control）」に分けることができる。ただし、これも多分に形式的な分類であり、近年では警察が「声かけ運動」や「ふれあいポリス」などインフォーマルな領域にまで活動を広げているし、学校は退学・停学というフォーマルな制裁を科すると同時に、教師と生徒との親密な触れ合いというインフォーマルな二面性を有している。更に地域はかつて「村の掟」「村八分」というセミフォーマルな面が強かったのだが、今ではコントロール機能がどれほどあるのか疑わしくさえなっている。

以上は、高齢者万引きに限定したものではなく、犯罪・非行一般（主に少年非行）を想定しての統制論から導かれた統制分類である。これを、高齢者万引き・万引き高齢者に限定すれば、フォーマルコントロールとしては警察が中心となることであろう。

セミフォーマルコントロールとしては、店舗での店員や警備会社社員による監視という統制が期待されるし、未然防止・再犯防止ということでは、福祉関係地域行政機関・施設や財団（社団、福祉）法人・NPO団体等の地域民間団体の活躍が期待されるであろう。そしてインフォーマルコントロールとしては、家族関係が維持されている場合には当然家族からの統制が、また近隣関係が維持されているのならば近隣関係からの統制が期待し得るであろう。そして内的統制としては万引き高齢者個々人の自己統制力と肯定的自己観念の構築が期待し得るであろう。

「多機関連携」という言葉は十年ほど前から言われるようになったが、これは主にフォーマルコントロール間の連携である。一方、「地域連携」という場合には、警察・自治体・学校・福祉団体・地域活動団体・地域企業体・家族等のフォーマル・セミフォーマル・インフォーマルコントロールの連携という想定で構成されている。

高齢者万引き・万引き高齢者に対しての施策では、ひとつのコントロールではなく、多様なコントロールの組み合わせが考えられる。したがって、どのような組み合わせがもっとも効果的であるか、ということを考えていかななくてはならないであろう。

また、中長期の施策と短期の施策との区分けも必要であろう。高齢者万引きがバブル経済崩壊という時代性、個人化という時代性、更に家族解体や地域解体と関連しているのであれば、全体社会次元の大改革であり、その政策は時代・社会の根底的な改革を伴うものであり、長期の改革ということになる。しかし、高齢者の社会関係資本の地域構築ということであれば中期の施策が可能であるし、孤立している万引き高齢者に限定して、人間関係を構築するのであれば短期施策も可能である。

更に、万引き高齢者と言えども多様である。常習化している人もいるし、認知症の傾向を示している人もいる。こうした特性に応じた対応も必要となる。そうになると、施策と言えども単純ではない。「たかが高齢者万引き」とは言えない。

中長期政策・短期施策、刑事政策・社会福祉政策、フォーマル・セミフォーマル・インフォーマルコントロールの組み合わせは、言い換えれば「公助・共助・自助」（ないしは公的・共的・私的統制）の組み合わせと共通するものであり、これらを体系的・システムの的に考えていかななくてはならないであろう。そして、とりあえず、応急的ではあったとしても有効的な短期施策を考えていく必要があるだろう。

第3 社会経済状況の変化と高齢者万引き・万引き高齢者

中央大学文学部教授 矢島 正見

本章では、高齢者万引きと万引き高齢者に対して、全体社会からの考察を試みる。時代性、経済状況、人間関係等から、既存の調査研究ならびに今回の当研究会の調査を参考にしつつ万引き高齢者について論じていく。よって、第Ⅲ部の総論的な考察として位置づけることができる。

1 時代背景

まずは、「時代」ということをキーワードとして、考察していきたい。

(1) 青少年時代

65歳以上の万引き高齢者。仮に上限を80歳代前半とすると20年間の開きがある。その人たちの少年・少女時代を想定すると、上位の80歳代前半の人たちは、国民学校時代の児童であり、少国民と呼ばれた子供たちである。集団疎開を経験し、空襲を逃げまどい、8月15日には玉音放送を聞いた子供たちである。戦後は、戦前に受けた道徳・倫理のすべてが否定された子供たちであり、戦災孤児となった子供もいる。

その後、日本経済は朝鮮戦争を契機として急激に復興へと向かう。中位の70歳代中頃の人たちは、集団就職の子供たちであり、太陽族・ロカビリー・睡眠薬遊び・深夜喫茶・カミナリ族の時代に青少年期を迎えた人たちである。自殺者の多出した青年期でもある。

そして下位の60歳代後半の人たちは、いわゆる団塊の世代が中心であり、受験地獄のなかで中学高校を過ごし、高度経済成長の中で豊かな生活と快樂文化を送り始めた青少年である。東京オリンピックを経験し、テレビっ子であり、海に山に川にレジャーを楽しんだ青少年である。また、フーテン・シンナー乱用・ミニスカート・ビートルズ世代でもあるし、学園闘争の世代でもある。

このように65歳以上の高齢者は、かなり多様で異質な青少年期を過ごしている。この間、時代は大変動に見舞われている。よって、この人たちの青少年期を一つにくくることには無理がある。ひとつの世代としては成立しない。

ただし、私たちが行った調査結果から読み取ると、65歳以上の万引き高齢者は65歳以上の一般高齢者に比べると学歴がやや低い。ここから65歳以上の万引き高齢者の青少年期の一面をうかがい知ることができる。

(2) 壮年・中年時代

1955年前後から日本は高度経済成長期を迎える。そしてその後、低経済成長期となる。世界的なオイルショックの被害を最小限に食い止めた日本は「ジャパン・アズ・ナンバーワン」の時代となり、1980年代のバブル経済時で豊かさは絶頂に達する。豊

かさを謳歌し得た 1970 年から 1990 年までは、現在 80 歳代前半の人は 30 歳代後半から 50 歳代後半を生きており、現在 60 歳代後半の人は 20 歳代前半から 40 歳代前半を生きている。随分と年齢は異なるが、豊かな時代を過ごしたということでは時代性を同一としている。「物の豊かさよりも心の豊かさ」というキャッチコピーが真実を語っているように思われた時代であり、「ゴーイングマイウェイ」の生き方が誰でも可能となり、「軽薄短小」が時代を表す言葉であった。青少年時代の多様な時代性に比べると壮年・中年時代は類似性の高い時代性を生きているのである。

今回の私たちの調査では、こうした時代にあって、万引き高齢者はどのような人生行路（ライフコース）を歩んでいたかということがおぼろげながら推測し得る。万引き高齢者は一般高齢者よりも収入（月収）が少ないということ、独身（未婚・離婚・死別等）が多いということ、家族の人間関係の崩壊度が高いということ、メールの利用率が低いということ（つまり、知人等との連絡度が低いと想定されること）などは、65 歳以上という現時点での調査結果ではあるが、ここ数年で起こったことと考えるよりも、既に中年期から始まり出したことと、想定する方が妥当と思える。

とするならば、豊かな時代にどのように生きたかという個人史の差異が見えてくるのである。

（3）現在

1991 年の後半、日本経済のバブルが崩壊する。それ以降現在に至るまで四半世紀の時が経過している。その間、大きく変動したのはグローバル化と情報化である。グローバル化は全世界を飲み込み、情報化は目まぐるしい発展を遂げ、テレビ時代からネット時代へと変容してきている。

また、長期に変動したのは個人化、少子高齢化、長寿化である。個人化に関しては、「世間」と言われていた地域共同体は戦後一貫して解体化の途を歩んできたし、「世間体」という地域共同体の行動規範は拡散化し、親族関係は解体化し、今では核家族すら解体化が進行している。

少子高齢化は子供の数の減少化と高齢者の数の増加であり、単に高齢者率が上昇したということだけでなく、高齢者を支える生産人口率の低下と子供の数・孫の数の減少化が問題となる。つまり、具体的には子供のいない高齢者の増加、独居老人の増加である。これらは子供との関係という社会関係資本の根底を困窮化させるし、更には孫という存在を減少化させる。高齢者の家族関係の困窮化状況がこうして生み出されるのである。

こうした時代状況と一体となって進行しているのが長寿化である。長寿化は心身の衰えた人々を大量出現させる。それ故に、万引き高齢者と認知症との関係性が問題となるのである。

バブル経済崩壊以降、殆ど変動の見られていないのが、経済状況と経済の見通しで

あろう。これは全体としては国家次元の状況であるが、個別的には個人の生活状況であり、生活の見通しである。「見通し」ということでは、高齢者よりも若者の問題である、と思いがちであるが、そしてそれは決して間違いではないが、高齢者ではたいてい問題とならない、という考えは間違っていよう。70歳の高齢者は、自分はいつ死ぬかわからない。言い換えれば、いつまで生きるのかわからない。今の時代、90歳以上生きていてもおかしくない。ということは、あと20年以上も生活し続けねばならないのである。死ぬまではまだ遠いのである。

こうした状況は、当然、全高齢者に当てはまることであるが、万引き高齢者には更に当てはまることが今回の調査によって明らかとなった。

バブル経済がはじけ、高齢者になってみたら、仕事はなくなり、仕事を通しての人間関係はなくなり、近隣関係も壮年・中年時代で途絶え、離婚人生・子供のいない人生等々から家族（生殖家族）生活の解体状況が徐々に忍び込んでくる。そうした状況の中で生活しているということが調査から浮かび上がってくるのである（このことに関しては、再度取り上げる）。

（4）社会史と個人史

戦後に生きた人々を世代論的にみた場合、もしくはコーホート分析した場合、あまり顕著に時代性は析出されないかもしれない。しかし、仮に1991年の時点で、40歳代前半の独身（未婚・離婚・死別等）の人生行路を追って行ったら、いくつかの特徴が析出される可能性は大きい。それをみていくのが社会史と個人史とをひとまとめとしてみていくということである。

全体社会の社会構造と個々人の生活構造（生活世界）とをみていくなれば、バブル経済の崩壊という時代性は間接的にはあるが、高齢者万引きと関連していると考えられるのである。万引きした高齢者それ自体を説明し得るわけではないとしても、個人化が進行しなかったら、少子高齢化が進行しなかったなら、バブル経済がはじけなかったら、万引き高齢者の何割かは万引きすることはなかった、という仮説は検証不可能ではあるが、成立するのではないだろうか。

2 万引き高齢者の特性

ここでは、既存の諸調査研究の知見を整理しつつ、高齢者万引き・万引き高齢者についての素描を行う。

（1）高齢者万引きの態様特性からの考察

いくつかの既存の調査研究にて、高齢者万引き・万引き高齢者の態様特性としては次のような知見が析出されている（参考文献としては、報告書「第V部 資料」の文献一覧を参照されたい。以下、（1）（2）も同じ）。

ア 態様特性

- ・再犯者が多い。
- ・犯行場所はスーパーが多い。
- ・昼間の時間帯が多い。
- ・手口が簡単である。
- ・金額が僅少である。
- ・食品が多い。
- ・犯行時、所持金がある。
- ・盗品は自己消費する。
- ・単独犯である。
- ・計画性はない。その場で思い立っての犯行が多い。

イ 推考

ここからの推考として、いくつかのことが読み取れるが、注目すべきことは、犯罪は日常生活の中で行われた非日常の行為ということである。犯行場所はスーパーが多い。昼間の時間帯が多い。手口が簡単である。金額が僅少である。食品が多い。盗品は自己消費する（つまり食べる）。単独犯である。以上の行為は全て日常生活の消費行動である。

次に、ここでは環境犯罪学的知見での、「動機を持った犯罪者」「ちょうどいい標的」「役に立つ監視者の不在」の三条件が、見事に成立している。

大型小売店は、実に「ちょうどいい標的」である。魅力ある商品という宝の山。手に持って選べるということは万引きとしては好状況。《買いやすさ＝盗りやすさ》であり、《購買させる魅力＝万引きしたくなる魅力》である。小売業の販売システムが機能的になったが故の万引きという逆機能の出現である。これは販売形態の変容という時代性を物語っている。

大型小売店では、「役に立つ監視者の不在」も見事にあてはまる。三坪か四坪ほどの個人商店では死角がない。しかし、商品を人の背の高さよりも高く積み上げての基盤の目のような通路形態の商品陳列は、死角を多出させる。しかも、スーパーやコンビニは消費者としては個人的には何ら関係のない店舗であり、知らない店員では、私的關係からの内的統制力は成立しない。よって、環境犯罪学からの知見としては、「役に立つ監視者の不在」を統制する必要がある。

「動機を持った犯罪者」はさほど強い条件ではない。高齢者の万引きでは職業犯罪者はいないし、計画的犯行もごく少数である。いるのは商品は欲しいが金は払いたくないという動機を持った消費者である。「ちょうどいい標的」に魅せられて、自制力が働かなくなり、万引きに至る、という帰結である。したがって、「動機を持った犯罪者」というよりは《自制力（自己統制力）を失った犯罪者》と言った方が妥当であろう。

さて、この環境犯罪学の知見に立つならば、即効性のある政策は《役に立つ監視者の顕在化》である。そして、この具体的対策は既に実行されている。最も効果的《顕在化》が「声かけ対策」である。「従業員のサービス対応」は「客への従業員の存在感のアピール」である。必然的に監視という機能が付随する。

なお、このことに関しては、のちに再度取り上げる。

(2) 万引き高齢者の意識特性からの考察

万引き高齢者の意識特性としては次のような知見が析出されている。

ア 意識特性

- ・規範意識は高い。
- ・日常的には、迷惑行為も逸脱行為もみられない。
- ・万引きに対しては、「たかが万引き」「この程度の額なら」「弁済すれば許される」という犯罪意識の希薄が見られる。
- ・人生観・社会観としては、社会に対しての漠然とした不満（「年を取ってからろくなことはない」「私の人生はつまらなかった」）があり、将来展望の欠如（「長生きしても面白いことはない」）、等が見られる。
- ・こうした意識特性は、今回の私たちの調査でも見られたが、ただ、「たかが万引き」「この程度の額なら」「弁済すれば許される」といった意識はさほど高くはない（ただし、一般との有意差はある）。しかし、次に述べるような問題を提示している。

イ 推考

犯罪社会学の知見では、ここからの推考として、「中和の技術」が万引き高齢者にもあるのではないかと考えられる。中和の技術とは、やっではいけないという規範意識を中和化（希薄化）させ、自己の万引き行為を正当化させる技術である。本来は非行少年の非行動機の考察から導かれた理論である。その「中和の技術」が万引き高齢者にも適応できるのではないかと考えられるのである。その根拠は私たちの調査結果にある。

今回の私たちの調査では（詳しくは第Ⅱ部を参照されたい）、「万引きが起きるのは、あくまで盗む人に原因がある」という問では「とてもそう思う」が、「万引きが起きるのは、家族や周りの人にも原因がある」という問では「まったくそう思わない」が、「万引きが起きるのは、店にも原因がある」という問では「まったくそう思わない」が、「万引きが起きるのは、社会にも原因がある」という問では「まったくそう思わない」が、一般の高齢者よりも万引き高齢者のほうの回答比率が高く、明確に有意差を示している。つまり、万引き高齢者は、万引きは万引きをした個人の責任であり、家族や店、社会の責任ではない、という意識を示しているのである。

ここまでは感心するほどの反省を示しているように見受けられるが、その一方で「万引きは、出来心でしてしまうものだ」「気付いたら万引きをしていたということ

があるものだ」という意識が析出されているのである。これは上記の「たかが万引き」「この程度の額なら」「弁済すれば許される」といった意識に類似する。どちらも、万引きは悪いこと、してはいけないこと、自分の責任であると、一度罪を認めつつも、そのあとで「しかし」「されど」という否定的接続詞が続くのである。

もちろん、ここからの推考として、万引き高齢者の初期の認知症ないしは認知能力の低下傾向（このことに関しては、次の「第4」を参照いただきたい）として考察し得るし、その際には高齢者の認知能力低下による万引きとして読み取ることができる。また、万引き犯として連行された警察署での調査という調査の日時・場所の問題として考えるならば、取締り状況においての自己合理化としても読み取れる。しかし、犯行現場においての罪悪感を自ら低下させての犯行という規範意識を中和化（希薄化）させる技術として読み取ること十分可能である。要するに、《万引きしたいという欲望》を押さえつけている《してはいけないという規範意識》を低下させることによる万引きの実行である。

（3）万引き高齢者の社会特性からの考察

万引き高齢者の社会特性としては次のような知見が析出されている。

ア 社会特性

- ・無職者が多い。
- ・無収入者が多い。
- ・独居生活者（独身者）が多い。
- ・経済的には、さほど困窮していない。
- ・しかし、将来の生活不安を抱えている。経済的不安（貯蓄・収入不安）と同時に、経済的支援者不在の不安がある。
- ・子孫関係・兄弟姉妹関係・親類（おじ・おば・いとこ・おい・めい）関係が希薄である。
- ・友人関係・地域の間人間関係が希薄である。

イ 推考

万引き高齢者は以上のような特性を持っていることが既存の調査研究から析出されている。そして、今回の私たちの調査でも同様な結果が析出されている（詳しくは第Ⅱ部を参照されたい）。

まず経済状況から見てみると、世帯月収が10～15万円未満が最も多く、3人に1人いる。電気代等の支払いが大変という比率は25%、4人に1人である。意識でみると、暮らしぶりが苦しい、という回答が45%、自分は日本社会で「下」に入ると思う、という回答が46%、そして将来自分の生活は苦しくなるのではないかと不安を感じている、という回答が65%となっている。客観的な次元だけでなく、主観的な次元においても経済的な生活不安を抱えていることがわかる。

次に人間関係状況を見てみる。独身（未婚・離婚・死別等）が 59%あり、同居人も 46%はいない。つまり、ほぼ半数がひとりで暮らしの状況である。家族との会話・連絡では「ほとんどない」と「家族はいない」で 35%である。家族と離れて暮らしている単身世帯というのではなく、家族そのものがない人や家族と断絶している人が 35%いるということである。近所付き合いでは「ほとんどしていない」が 25%と、近所関係も希薄である。よって、一日中誰とも話さないことがあるという状態の人が 45%いる。メールやインターネット・SNS という手段での外部との繋がりも、メールで 18%、ネット・SNS で 11%である。

こうした状況の帰結として、次のような事態に陥っている。以下は、「誰もいない」という回答比率である。

「お金を一時的に貸してくれる人」66%、「生活費を出してくれる人」61%、「病气や介護などの身の回りの世話を頼める人」39%、「必要な情報を教えてくれる人」34%、「気持ちの支えになってくれる人」30%、「話を聞いてくれる人」29%、「相談にのってくれる人」25%である。

これより、大都会の孤島で暮らしているという状況に陥っていることがうかがえる。個人で自活している自律的な高齢者像というより、個人で自活せざるを得ない孤独な高齢者像が析出されているのである。既に述べたように、これが壮年・中年時代の自己選択した人生行路であったかもしれないが、高齢化という時間変容とバブル経済崩壊化という時代変容に適応できず今日に至ってしまったというのが実状ではないだろうか。

3 政策・対策への示唆

以上の論考から、最後に、まとめに換えて対策・政策への示唆を考えていきたい。

(1) 対策・政策への示唆① 短期一現実可能な即効性のある政策・対策

最も短期間で、最も効果が期待できる対策は「声かけ」であろう。環境犯罪学の観点からの政策・対策であり、店舗における《役に立つ監視者の顕在化》対策である。これは既に実践されていることであるし、一定の効果を上げている。よって、「声かけ運動」の更なる徹底が必要である。

この声かけは万引き犯を探し・捕らえる対策ではなく、あくまでも万引き防止対策である。大型店では捕らえるための経費と時間（警察への連絡、資料作成等）を考えるならば、この声かけ運動を徹底させた方が店としても経済的であろう。

また、この声かけは、万引き対策であり監視策ではあるが、それ以前に《お客様へのサービス対応》である。この声かけを単なる監視策と捉えるとかえって効果は低下すると思われるし、トラブルの発生も懸念される。トイレの張り紙で「トイレをきれいに使いましょう」よりも「いつもきれいに使って下さり、ありがとうございます」のほうが効果があると同様に、お客様サービスを第一と考えて行ったほうが良いであ

ろう。そのほうが大型小売店も協力しやすいのではないだろうか。

なお、これは「中和の技術」の観点からも有効であろう。万引きの場での「道徳のお休み時間」をなくす効果が期待し得るからである。買い物の間《欲望<規範》意識を維持させて、《欲望>規範》意識を発生させない対策でもある。

対策の基本図式で言えば、これはセミフォーマルコントロール次元の対策であり、「共（共助）」次元の対策である。大型店舗の協力なしでは成立し得ない対策である。しかし、警察（公（公助）次元・フォーマルコントロール次元）からの協力を得やすいし、また地域住民の理解も得やすいであろう。

（2）政策・対策への示唆② 中期—関係性構築の政策・対策

これは社会関係資本の観点からの政策・対策である。万引き高齢者の孤立緩和・解消対策である。

まずは三世代家族・親族関係の絆構築の政策・対策が必要である。しかし、家族を持たない高齢者、家族関係が断絶している高齢者にとっては、「中期」であっても、極めて困難なことである。配偶者がいない、子供との関係は断絶している、ゆえに孫との関係もない、もちろん、いとこやめい・おいの関係もないという状況を高齢者自らが改善すること（自助）は極めて困難なことであろうし、公助・共助の支援の効果も期待し得ない。

となると、コミュニティ次元の政策・対策となる。近隣社会で新たな人間関係を構築していくという政策・対策である。この政策・対策では行政（公（公助）次元・フォーマルコントロール次元）は介入しやすいし、主役は地域住民諸団体（共（共助）次元・セミフォーマルコントロール次元）である。具体的には、地域活動（サークル活動等）への勧誘等、地域の仲間づくり活動である。仲間関係の万引き抑止力が期待しえるし、更に日常の諸活動の中での認知症の早期発見にも役立つと思われる。

ただし、この活動も万引き高齢者の立ち直り対策として、もしくは高齢者万引き防止対策として位置づける以前に、孤立高齢者に対しての地域活動として位置づけることが肝要であろう。高齢者地域福祉という大きな枠の中で位置づける政策・対策であり、それが結果として万引き予防にも繋がると考えたほうが、効果的と思える。

しかし、この政策・対策には、ひとつの疑念がある。それは、私たちの調査から析出された知見に基づくものであり、万引き高齢者の立ち直りに関して、こうした地域関係構築の政策・対策がどれほどの効果をもたらすか、という一抹の疑念が出てくるからである。

調査では、これからの生活で大切にしていきたいこと、という問に対して（複数回答）、万引き高齢者は「家族や親しい友人と交流すること」（66%）、「適度な運動をすること」（60%）、「部屋を清潔に保つこと」（53%）、「心の安定を保つこと（ストレスに振り回されないこと）」（53%）が半数以上になるが、その他の選択肢はさほど高く

ない。特に「近所を含め社会との関わりを持つこと」では27%と低い。

この回答をみると、「部屋を清潔に保つこと」と「心の安定を保つこと」に関しては、極めて私的な領域（自助）であり、介入することはかえって問題を起こす可能性がある。「適度な運動をすること」では、とにかく外に出て、体を動かすことであり、そうしたサークルがあればそこに勧誘することが可能である。そして、それは仲間づくりにもなるし、認知症の対策にもなるであろう。次に「家族や親しい友人と交流」であるが、これは個々人の人生行路と現在の生活状況によって多様であるので、個別的な介入が必要と思われる。しかし、そうしたきめ細かな介入政策・対策は現在のところ実効性が低いであろう。

そうなると、かなり難しい状況に陥る。そこで、警察の段階で、検挙された万引き高齢者に対して、強制ではないものの、生活実状を聞き取り、適切なアドバイスができれば、そこから地域対策に繋げていくことが可能ではないかと思われる。ひとつのアイデアだが、可能性として地域連携に繋がるものと期待したい。

（3）政策・対策への示唆③ 長期—社会変動をコントロールする政策・対策

最後に長期的な政策・対策であるが、これは社会変動を伴うものであり、高齢者万引き事犯を超えた国家システム維持の基本としての政策であるゆえに、政策・対策として提言する範囲を超えている。

以下に列記してみるが、どれも万引き対策に限定されたものではない。

- ・経済的生活不安の解消（年金不信の解消。年金の高額給付。生活保護の充実）。
- ・家族・親族ネットワークの構築（少子高齢化対策。核家族社会の見直し。個人化社会の見直し）。
- ・セミフォーマル・コントロールの活性化（社会統制の制度的見直し）。

ということになる。高齢者万引きに関しての政策提言の領域を超えている。

第4 高齢者の認知機能 —老年学・老年医学的視点から—

桜美林大学老年学総合研究所長 鈴木 隆雄

はじめに

広く知られているように、今後の超高齢社会の進展のなかで、ひとつの特徴は75歳以上の後期高齢者が著しく増加することである。具体的な数値で概観してみると、2014年（平成26年）のわが国の65歳以上の高齢者人口はおよそ3300万人（総人口に対する割合は26.0%）である。また75歳以上の後期高齢者は総人口の12.5%となっており、従って前期高齢者と後期高齢者の比はおよそ1:1となっている。しかし、20年後の2030年には各々の推計人口は1400万人:2270万人（1:1.6）となり、更に2055年には1260万人:2390万人（1:1.9）と前期高齢者数の減少に対し、後期高齢者数は急増し、その比率はおよそ1:1から1:2へと変容することが推定されている。このように今後のわが国の超高齢社会の中核を構成する集団が後期高齢者ということになる。

高齢者の健康水準についてみると、現在のわが国の高齢者は過去の高齢者の集団に比し、著しく向上していることは多くの研究から明らかで、特にその傾向は前期高齢者（65歳—74歳）で顕著である。一方、75歳以上の後期高齢者では心身の機能の減衰は不可避であり、虚弱（フレイル）が顕在化し要介護状態を予防することが最も喫緊の課題となる。

高齢者人口の増大や健康水準の向上を背景として、高齢者の社会における意義もまた著しく増加したといっても過言ではない。労働力としてはもちろんのこと、長年の社会生活・就労生活から得られた貴重な知識と経験が十分に生かされることの可能な社会でもある。一方、さまざまな理由により社会への（本来あるべき）適応が困難な事例もまた増加しているように思われる。そのひとつに高齢者の加害者・被害者としての事故・事案、なかでも犯罪へのかかわりが特にクローズアップされるようになってきた。本稿では特に高齢者の「万引き」に焦点を当て、高齢者の心身の健康、特に知能や認知機能といった視点から概説することを試みている。しかし、残念ながら、現時点では高齢者の「万引き」に対して加齢に伴う知能や認知機能がどのように関与しているかについては必ずしも十分な研究や知見があるわけではない。本稿ではまず加齢に伴う知能や認知機能などの変化の様相を概説し、万引きと明らかな関係性が知られている認知機能低下や認知症について、その予防対策も含めて概説することにする。

1 老化に伴う人格と知能の変化

(1) 人格の生涯発達

従来より、高齢者の人格の特徴は、頑固で自分中心に考えやすく、用心深く、内向的となって、鬱々となりやすいといった、いわばエイジズムに伴う否定的な人格論が多く見られていた。これは加齢により心身の機能の減衰に伴う精神機能の老化の表現型であると考えられたり、あるいは退職や配偶者（親しい人々）との死別により自分

自身の役割感の喪失や現実生活の狭小化などとも関連付けられ、いわば不可避免的な人格変化とも考えられてきた。

しかしながら、近年では長期にわたって人格を追跡してきた老化に関する縦断研究や老年心理学研究の成果が上がるにつれて、人格は中年期から高齢期においても殆ど変わらないことや、頑固になるなどの高齢者特有の人格特徴などはないことが見出されている。Costaらは、アメリカの30歳代から80歳代までの成人を対象として、3つの人格特性、すなわち神経症的傾向（情緒的安定－不安定）、外向性－内向性、開放性（感受的、好奇心旺盛－保守的）の年齢比較を報告している¹。この3つの人格特性においては、男女ともに年齢差は少ない。神経症的傾向の内容には抑うつ的、心氣的傾向の特徴も含まれているが、中年期群よりも高齢期群でわずかに少なくなっており、このことは、高齢になるとうつうつとなりやすい、あるいは体のことを気にしやすいといった高齢期の人々の人格に対する固定観念を否定していることになる。これは外向性－内向性においても同様であり、このような特徴は生涯を通じて安定しており、外交的な人は高齢になっても外交的であることを示している。

人格の開放性の特性には創造性が含まれているが、近年の創造性と加齢に関する研究では、高齢期における創造性の低下は少ないことが報告されている。Costaらの研究では開放性は他の特性と同様に、生涯変わらず、想像性に富み、好奇心が旺盛な人は高齢期になっても創造的であることを示唆している。

以上のように、基本的な人格は生涯を通じて変わらないが、実際には、高齢になるに従って頑固などの特徴が目立ってくることもある。これは、元来そのような人格特徴をもっている人が歳をとることによって、知的能力や判断力などが低下して自分を抑制する能力が弱まり、環境に適正に適応することができなくなった結果、もともとの人格特徴がきわだつたためと考えられている（人格の尖鋭化）。もともとよく適応し、柔軟で調和的な人格の人は高齢になっても柔軟で調和的であり、基本的な人格特徴はあまり変わらないと言える。

（2）知能の発達と老化

人間の知能は、生後、身体の成長とともに発達するが、幼児、児童期には学校教育への参加等により、知的発達に加速される。

一般的に、知能は結晶性知能と流動性知能から成り立っていると考えられている。結晶性知能は一般的常識と判断力、理解力といった、過去に習得した知識や経験をも

¹ Costa PT, et al. : Personality continuity and the changes of adult life. In the adult years: Community and change, ed. by Storandt M, et al., 41-77, American Psychological Association, Washington, DC, 1989.

とにして日常生活の状況に対処する能力を支える知能である。流動性知能は新しいものを学習したり覚えたりするような、経験の影響を受けることが少ない、生まれながら持っている能力に左右される知能で、加齢とともに起こる脳の器質的障害の影響を受けやすい。

知能は幼児期、児童期、青年期と発達する。高齢期における知能に関して、古い見解では、知能は老年期では低下するといわれてきた。しかし、これは知能の発達と老化を、身体や生理機能の発達と老化と同様に考えた固定観念であり、近年ではこのような考え方は否定的である。

最近の加齢に伴う知能の変化に関する横断研究、縦断研究の代表的な研究を西田²の総説から紹介する。今世紀の初めころの知能の発達研究では、知能は青年期の終わり（20歳代）にピークに達したあとは低下していくといわれていた。しかしその後、知能の低下の仕方は結晶性知能と流動性知能で異なることがわかった。すなわち、結晶性知能は30歳ころにピークに達しその後60歳ころまで維持されるが、流動性知能は20歳代前半にピークに達してから徐々に低下する。そして高齢期では、2つの知能は一樣に低下していくと考えられていた。しかし、近年、知能の発達研究が進み、知能のピーク年齢と高齢期における知能の低下に関して、大幅な修正がなされることとなった。

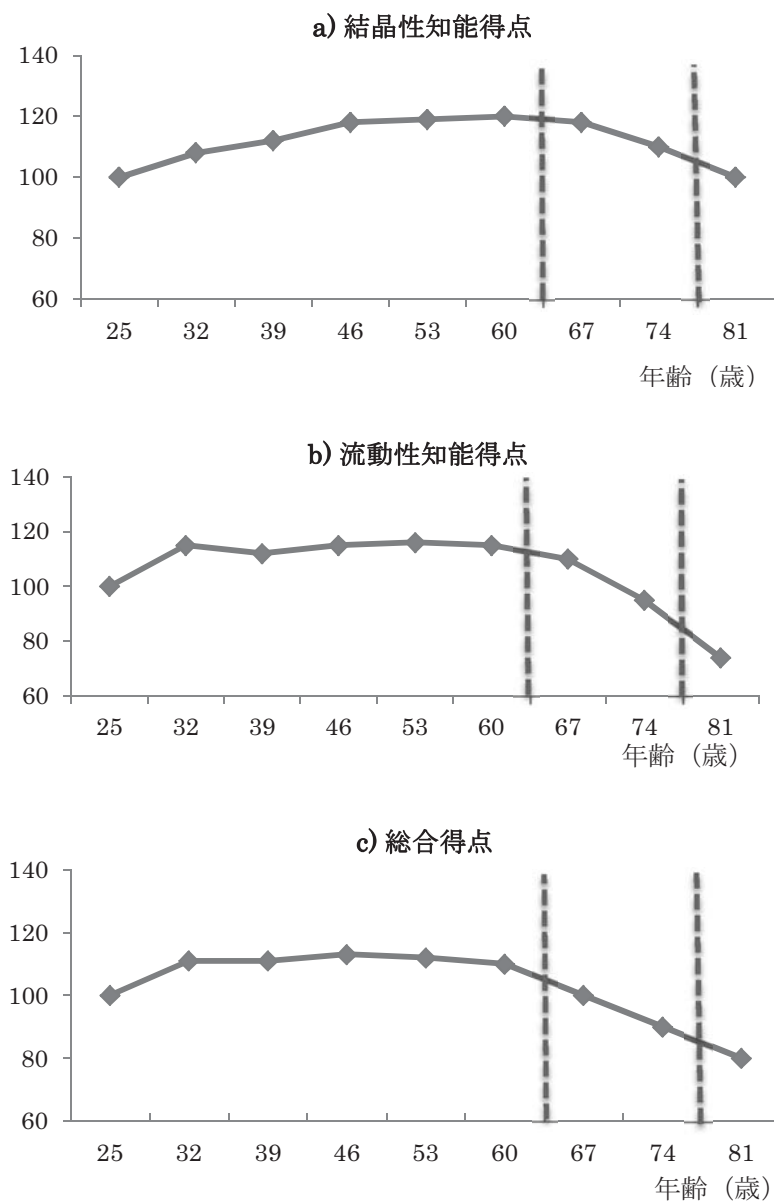
今日では、図表1(a, b, c)に示しているように、知能はかつて仮定されたほど早くからは低下しないことが明らかにされている³。すなわち、結晶性知能は20歳代から60歳代まで徐々に上昇し、その後緩やかに低下している。流動性知能は30歳代でピークに達したあと、60歳ころまで維持され、その後急激に低下している。しかしながら、総合的にみると、高齢期における知能の低下はそれほど大きくはない。流動性知能は脳の器質的障害に影響されるため、加齢とともに低下していくのは正常な老化過程といわざるをえない。一方、結晶性知能の場合には、80歳代においても25歳と同じレベルの知能を維持しており、このことは高齢期においても学習や教育が十分に行えるということを支持していると言える。

² 西田裕紀子. 高齢者における知能の加齢変化. *Aging & Health*, 79: 16-19, 2016.

³ Schaie KW 「Intelligence and problem solving」*Handbook of mental health and aging*, 264-284, Prentice-Hall, 1980

【図表 1 知能の生涯発達曲線】

結晶性知能、流動性知能およびそれらの総合した知能 (IQ) の 20~80 歳代の成人の年齢曲線を描いている。



出典 : Schaie KW 「Intelligence and problem solving」 Handbook of mental health and aging, 264-284, Prentice-Hall, 1980

2004年 Salthouse⁴は、1,000名以上を対象に「語彙」「処理速度」「推論」「記憶」の4つの検査を施行し、各検査の得点の年代差を検討した。その結果、結晶性認知症にあたる「語彙」は、60歳頃まで上昇し、その後も殆ど低下しないこと、一方、流動性知

⁴ Salthouse, T.A. What and when of cognitive aging? Current Directions in Psychological Science, 13, 140-144, 2004

能の指標となる「処理速度」「推論」や「記憶」は、加齢にともなって直線的に低下することを示した。

これらの結果は、「結晶性知能は維持されやすく、流動性知能は加齢にともなって低下していく」という上述の加齢的变化パターンと一致すると言えよう。着目すべきは、豊かな知識力を反映するとも言える語彙の能力は、学校教育後の20歳頃から高齢期を迎えるまで、さまざまな経験を通じて一貫して向上しており、高齢期になっても高く維持されているというポジティブな加齢の姿である。

更に Salthouse は、「多くの能力スコアが低下するにもかかわらず、多くの人ではその影響が日常生活に及んでいない」として、その理由を次のように述べている。

ア 研究で使用される知能検査は、機能の最大レベルを測定する。しかし、日常では、このような最大レベルの機能が求められる状況は殆どない。そうならば、日常生活はあまりにもストレスフルである。

イ 私たちが日常生活で行っていることの多くは、過去の行為に若干変更を加えるだけのものである。したがって、過去に蓄積してきた経験や知識（いわゆる結晶性知能）は、新しい問題を解決する能力（いわゆる流動性知能）のニーズを低下させる。

ウ 知能のみが生活行動の成功を決める唯一の要素ではない。ある種の要因（誠実さや人との関わりにおける調和性など）が加齢とともに増加して、知能の年齢による衰えを補っている可能性がある。

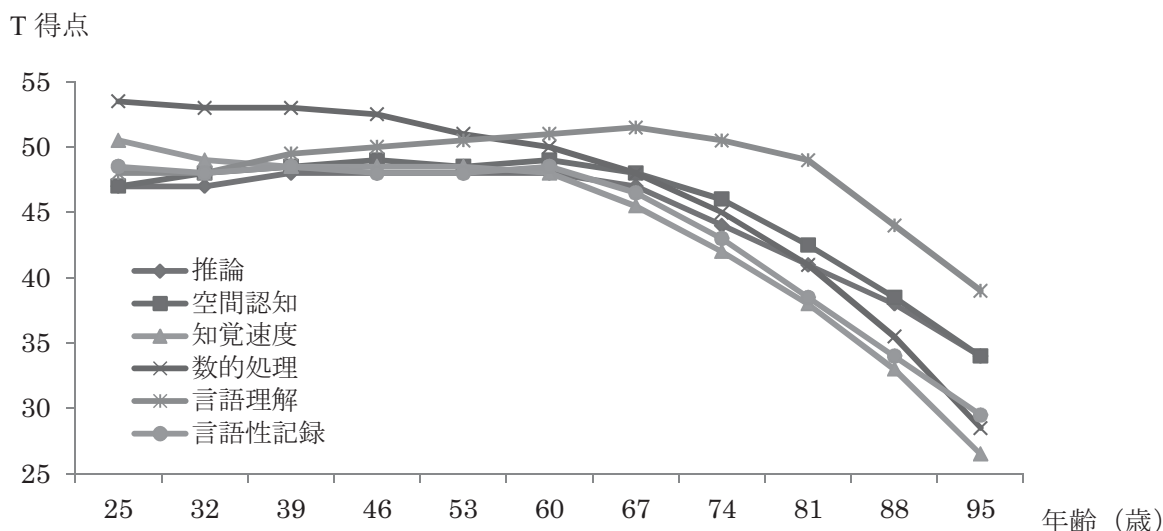
エ 多くの人々は行動パターンや行動のやり方を、加齢による機能の低下にふさわしいものに変化させている。その調整・適応により、知能低下の影響が目立たないのである。

これらの指摘は、見方によっては現実的であり、加齢に対してポジティブであり、示唆に富んだものと言える。

一方、Schaie（2013年）とその研究チーム⁵は、ワシントン州西部地域に居住し、民間医療保険制度（Health Maintenance Organization）に加入する20歳以上の成人を対象とした「シアトル縦断研究」において、知能の加齢変化に関して、よりポジティブなデータを報告している。すなわち、結晶性知能である「言語能力」は60歳代にピークを迎えるが、その後の低下は80歳代の前半まで非常に緩やかである。Schaieの縦断研究が示す更に重要なことは、流動性知能を含むその他の殆どの知能も、50～60歳頃までは高く維持されることである。その後、緩やかに低下するが、明確な低下を示すのは80歳以降である（図表2）。

⁵ Schaie, K.W. Developmental influences on adult intelligence: The Seattle Longitudinal Study (2nd ed.). New York: Oxford University Press, 2013.

【図表 2 縦断研究による知能の加齢変化】



出典：Schaie, K. W. Developmental influences on adult intelligence: The Seattle Longitudinal Study (2nd ed.). New York: Oxford University Press, 2013.

シアトル縦断研究では、縦断研究と横断研究を組み合わせた系列法を用いている。具体的には、1956年、1963年、1970年、1977年、1984年、1991年、1998年、2005年と7年間隔で8回にわたり、複数の年齢集団（すべての調査回が新しい標本）を対象とする知能検査を行う（横断系列）。更に、各々に対して、7年ごとに再検査を行うことにより、複数のコホートの縦断データを得ている（縦断系列）。このように、より真の加齢の様相に迫るために工夫された Schaie の研究が示すポジティブな加齢変化のパターン、すなわち、結晶性知能のみならず流動性知能の低下もまた、60歳頃までは殆どみられないという知能の軌跡は、現在、学術的にも広く受け入れられている。

(3) 知能の保持要因

上述のような知能の加齢変化は、平均的な軌跡を示していると言えよう。しかし、結晶性知能のありようは、各々の高齢者が長年にわたる多様な経験から獲得してきた一種の適応能力であり、大きな個人差が存在する。また、流動性知能も、ある年齢で一斉に低下が始まったり、誰もが同じような低下の仕方を経験したりするわけでもなく、やはりその加齢変化には、個人の経験的な要素あるいは以下に述べるような心理的特性が大きく影響していることがわかっている。

ア 抑うつ状態

国立長寿医療研究センターでは平成9年より老化に関する長期縦断研究 (NILS-LSA) を実施している。この NILS-LSA 縦断調査では、医学、栄養学、精神・

心理学、社会学等広範な領域にわたって精度の高い加齢変化を研究しているが、心理的研究の一環として、高齢期において抑うつ状態がある場合、結晶性知能や流動性知能の低下がより強く進行することが報告されている⁶。

一般的に、高齢期には、家族や親しい知人との死別や、社会的活動からの引退、身体的疾患などを経験することが多く、抑うつ状態になりやすい。しかしながら、周囲からの十分な支えやソーシャルサポートがあれば、あるいは、若い頃からの経験から得た、危機に直面したときの心の強さがあれば、そのような状況に直面しても抑うつに至ることはなく（あるいは一時的な抑うつから回復することができ）、結果として、知能の低下を予防する可能性を示唆している。

イ 経験への開放性

抑うつ状態の予防に加えて、日々、好奇心を高く暮らすことも、知能を高く保つために効果的である。NILS-LSA の調査は、パーソナリティのひとつである「経験への開放性」の高さ（新しい経験に開かれていて、好奇心が高いという心理特性）が、高齢期における結晶性知能を高く保つことと関連することを報告している⁷。

高齢期の知能の中でも、特に結晶性知能の重要性は多く指摘されている。例えば、高齢期には、高い結晶性知能を維持することにより、流動性知能などその他の知能の側面の低下が補われる。また、認知症の発症予防には、結晶性知能を十分に維持することが重要である。したがって、経験への開放性を高くして結晶性知能を高く保つことは、高齢期の知能全体をよりよく維持することにも繋がると考えられよう。

日々の生活において、散歩しながら草花を調べたり、めずらしい野菜作りに挑戦したり、住んでいる土地の歴史を調べてみたり……。高齢になってこそ、好奇心旺盛に過ごし、興味や関心を広げたり掘り下げたりすることもまた、結晶性知能、更には知的な能力全体をよりよく保つことに繋がりそうである。

知能の発達の最終段階では、人生の最後を見通して、自叙伝を執筆したり、遺言を書いたり書き直したり、自分にとってかけがえのない大切なことを次世代の人びとに伝えたりする（遺産を創る段階）。重要なことは、これらの発達は系列的な過程であり、ある。発達の段階を通ることは、次の発達の段階における資源になるということである。このように、生涯にわたる発達の過程として知能のありようを捉えると、そのときに持つ知能をそのときの発達の段階に応じて、柔軟に、しなやかに生かしていくことが重要であると言えよう。

また、高齢期では死に近づくと知能が低下しやすく、この低下は終末低下とよばれ、

⁶ 西田裕紀子、丹下智香子、富田真紀子、安藤富士子、下方浩史. 高齢者の抑うつはその後の知能低下を引き起こすか：8年間の縦断的検討. 老年社会科学, 34, 370-381, 2012.

⁷ 西田裕紀子、丹下智香子、富田真紀子、安藤富士子、下方浩史. 中高年者の開放性が知能の経時変化に及ぼす影響：6年間の縦断的検討. 発達心理学研究, 23, 276-286, 2012.

死の約 7～10 年前におこることが見出されている。しかし、このような知能の終末低下はアルツハイマー病を代表とする認知症をはじめとした慢性疾患をもっており、そのうちの 46%が途中で急性疾患にかかっている。そして慢性疾患のみの群では知能の低下が認められないのである。すなわち、慢性疾患に加えて急性疾患を患ったときに、急激な知能の低下が起こっている。このような病気と知能との関係については、とくに心疾患のある者ではない者に比較し、早くから知能が低下することも確認されている。近年のわが国では “中高年の健康づくり” が盛んに行われているが、健康であることは、長寿のみならず、知能能力を維持するうえでも非常に重要であると言える。

2 老化と認知症（認知症の原因となる主な疾患）

前項では主として加齢による知能の変化や生涯発達の様相について概説した。本項では高齢期における認知機能の変化あるいは障害について述べることにする。認知機能の障害は加齢に伴い確実に進行するが、それが社会生活や家族生活にまで影響を及ぼす状態になった場合を認知症と呼んでいる。

加齢とともに増加する認知症は、患者本人や家族の生活を崩壊させるとともに多額の医療や介護費用を要することから、予防や治療方法の確立は急務の課題である。最近の厚生労働省の発表によれば、平成 25 年時点で 65 歳以上の高齢者のうち認知症は推計 15%、実数で 462 万人と報告されている。今後のわが国の急速な人口構造の変化を考慮すると、認知症に対する問題は今後ますます重要な課題となる。本項ではまず認知症の原因疾患を述べるとともに、基本的な病態像を紹介し、次項ではその予防対策を中心に概説する。

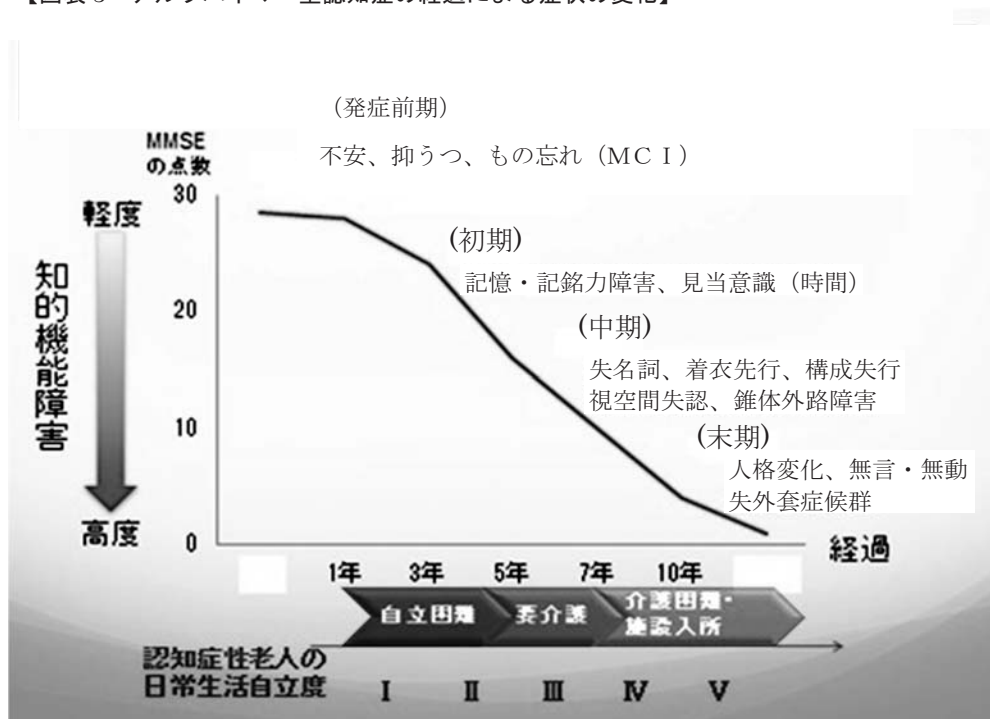
(1) アルツハイマー型認知症

わが国の認知症の中で最も高頻度に出現する病型がアルツハイマー型認知症である。およそ 60%を占めていると考えられている。「アルツハイマー型認知症」にある“アルツハイマー”という名称は、この病気を最初に発表したドイツの医師の名前であり、病名に医師の名前を冠して、アルツハイマー病 (AD) と称されている。病理学的な特徴は、脳の神経細胞が死滅し、脱落が生じることである。AD の原因はまだ解明されていないが、何らかの原因で (脳細胞の遺伝的背景も関わり) 老化や環境の変化に伴い、アミロイド β タンパク質やタウタンパク質と呼ばれる異常たんぱく質が蓄積されることで脳細胞を障害し、認知症を引き起こすと考えられている。

脳の画像所見から、細胞の死滅および脱落により、脳実質のさまざまな部位に間隙が生ずるとともに、脳実質の著しい萎縮を生じてくる。特に脳深部に位置する「海馬」と呼ばれる領域の萎縮は、記憶障害に関連する。AD の病態は時間の経過とともに進行し、特に高次の生活機能は初期から病態の進行とともに低下していく。脳の萎縮が全般的に生じるため、前頭葉、側頭葉、そして海馬なども萎縮し、記憶、注意機能あるいは実行機能などの認知機能も徐々に障害され、経過を追うに従い、生活の全体的な

自立度も徐々に低下し、末期には寝たきりになる場合も少なくない（図表 3）。

【図表 3 アルツハイマー型認知症の経過による症状の変化】



著者作成

(2) 脳血管性認知症

「脳血管性認知症（血管性認知症）(VD)」は、脳出血・脳梗塞などの脳の血管障害あるいは血管性疾患が背景に存在して発生する認知症である。日本でも平均寿命が短く、脳卒中が死亡原因の第1位を占めていた時代にはVDがもっとも有病率の高い認知症であったが、その後脳血管障害の発生頻度が改善されるに従いVDも減少してきている。脳血管性疾患によって脳血管性認知症は生じるが、脳血管性疾患の全例が認知症になるわけではない。また、高齢者では加齢に伴いアルツハイマー病の脳内病変が進行するが、同時に（アルツハイマー病とは独立に）脳血管障害（動脈硬化や微小な脳梗塞等）も発生することから、両方の病変が混在することが少なくない。

脳血管性認知症は、脳出血や脳梗塞などの脳血管疾患の再発を繰り返すたびに病状が階段状に低下し、その状態でいったん安定するものの再度の再発でまた低下を示し、認知機能は確実に低下する。脳血管疾患の出現部分により症状や認知機能障害に多様性が生じる。このような認知機能障害の多様性はまた、本人の「できる」能力と「できない」能力に差が生じやすくなるため、周囲からみると本人が怠けているとか、やる気がないという誤解を受けやすくなる。

(3) レビー小体型認知症

「レビー小体型認知症 (DLB)」は、脳の神経細胞内に α -シヌクレインという物質が異常蓄積し、神経細胞の障害と脱落変性するために生じる認知症である。レビー小体はパーキンソン病疾患の脳に発見されたものであったが、その後アルツハイマーとは異なる特徴を有する認知症を発症することから、独立して「レビー小体病」として1980年代に提唱され、1990年代から注目されてきた。現在、わが国の認知症と言えば、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、そしてこのレビー小体型認知症が三大認知症といわれている。

DLBの特徴は、記憶障害を含む認知機能障害や社会活動の障害に加え、幻覚のうち幻視の体験、パーキンソン病状が出現することである。DLBの診断は、これらの症状が認められることが含まれる。

(4) 前頭側頭型認知症

「前頭側頭型認知症 (FTD)」は、脳の前頭葉が特に強く障害されることによって生じる認知症である。アルツハイマー型認知症のように、脳の前頭葉萎縮が生じる場合や、頭部外傷によって脳の前方部分を障害された場合にも生じる。アルツハイマー型認知症は主に海馬と呼ばれる部分を中心であるのに対し、前頭側頭型認知症では名前の示すように主に前頭葉部分、更に側頭葉部分が障害される。この認知症は、複数の原因となる病気を含み、代表的なものとして「ピック病」がある。特徴としては、同じ言葉や手を打ち鳴らす単純な行為を何度も繰り返し行ったり、同じ店に何回も出かける常同行動、万引きや隣の人の食べ物を取って食べるなどの反社会的な行動、抑制が消失した行動、味覚や好みが変わったり食事量が増えるといった食行動の異常などの行動面の症状があげられる。また、言葉の意味を理解できなくなる語義失語や、言葉をうまく話せなくなっていく進行性非流暢性失語といった言語上の症状も見られるなど、症状は多彩である。

(5) その他の認知症

認知症を発症する原因となる病気は多種多様であるが、例えばウイルスによって脳を障害されることで生じる認知症として、「ウイルス性の認知症」(中でも「ヒト免疫不全ウイルス (HIV) 病の認知症」が有名である)があげられる。また、交通事故などで頭部を損傷し、脳に障害を受けることで発症する認知症を「頭部外傷による認知症」という。頭部に長期間ダメージを受けるスポーツなどにより発症する場合もある。更に、アルコールを多年にわたり飲んで脳を障害された場合にも、認知症を発症する場合がある。これを「アルコール性認知症」といい、「DSM-IV-TR」では「物質誘導性維持性認知症」に分類される。

(6) 若年性認知症

「若年性認知症（若年認知症）」は、固有の疾病に基づく病名ではない。65歳未満の年齢で発症した認知症のことを若年性認知症と総称する。日本における若年性認知症の有病率は、人口10万人あたり47.6人で、全国で3.78万人と推計され、その発症年齢は平均51.3±9.8歳と推計されている。（2009（平成21）年3月現在）。

若年性認知症の原因となる病気には、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などすべての病気が含まれる。ゆえに若年性認知症の特徴や症状は、前述したそれぞれの認知症と同様である。

若年性認知症が独立して取り上げられる理由は、発症時の若い年齢であり、社会においても家庭においても、働き盛りの現役世代が認知症になることで生じるさまざまな問題は、65歳以上の高齢者とは異なっていることから、大きな社会問題となっている。

(7) 認知症中核症状

認知症の最も重要な症状は記憶障害であるが、これは次の三つの特徴が認められる。

ア 記銘力低下（物忘れ）

体験したことをすぐに思い出す能力を「記銘力」というが、認知症ではその初期から記銘力が低下し、体験したこと全体を忘れ、日常生活や社会生活に影響を及ぼすようなひどい物忘れが起こる。認知症の人は同じことを何回、何十回と聞き返したり、行動を繰り返すが、そのたびに忘れるため同じ事を繰り返すことになる。

イ 全体記憶の障害

これは、食事や外出など「重要な出来事の全体を忘れる」ことをいう。健常人の場合でも記憶力はあやふやな場合も少なくなく、細かいことや日常の習慣化された行動の記憶は忘れることも多い。しかし、自分にとって大きな出来事、重要と感じたことは記憶にとどめることができる。一方、認知症ではその初期から、重要な体験や出来事全体を忘れてしまうようになる。

ウ 記憶の逆行性喪失

「記憶の逆行性喪失」とは、蓄積された記憶が、現在から過去にさかのぼって失われていく現象をいう。「その人にとっての現在」は、最後に残った記憶の時点になる。この特徴は介護側にとっては重要な現象である。すなわち、認知症の人の置かれている世界を把握することができ、どのように対応すればよいかもわかってくる。

家族の顔すらわからなくなると、家族は記憶を呼び戻そうと努力し、本人も混乱に陥る。しかし、本人にとって残っている記憶は、妻は例えばまだ若い女性であり、子供は小学生であるために、目の前の老夫人や成人となった子供を家族と認めようとしないことがしばしば起こるのである。

3 認知症予防

先述のようにわが国のような超高齢社会では後期高齢者の激増に伴い認知症の有病率は今後ますます増加することは避けられない。したがって認知症予防のための対策は緊急かつ最重要課題の一つである。ここではまず国内外の膨大な観察型研究から得られた生活習慣における認知症予防対策の報告についてレビューすることにする。

(1) 認知症予防の根拠

認知症のおよそ 8 割は、アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症およびそれらの混合型の認知症で占められているので、認知症の予防は基本的にその 2 つの認知症の予防と考えてよい。

認知症の 15～20%を占めると考えられる脳血管性認知症は脳の血管の障害で起こる。脳の血管障害の原因疾患としては、脳梗塞、血栓症、脳塞栓症、脳出血、くも膜下出血が挙げられる。これらの疾患のリスクファクターとして運動、肥満、食塩の摂取、飲酒、喫煙の生活習慣、高血圧症、高脂血症、糖尿病や心疾患などがある。従って、脳血管性認知症を予防するためには、これらの生活習慣に関するリスクファクターを予防、抑制することが最も重要な戦略である。

一方、現在のわが国で代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症の危険因子は、遺伝子的な因子と環境的因子に分けることができるが、環境的因子の影響のほうが発症に大きくかかわっていると考えられている。健康な高齢者を追跡して認知症を発症した人と発症しなかった人の違いを検討した疫学的研究から、さまざまな生活習慣あるいは環境的因子が次第に明らかになってきた。

現在、アルツハイマー型認知症の発症にかかわる危険な生活習慣あるいは環境的因子として、食習慣では、魚の摂取、野菜や果実の摂取、ワインの摂取などが関係していることがわかっている。魚の摂取に関しては、1日1回以上食べている人に比べて、殆ど食べない人はアルツハイマー型認知症の危険がおおよそ5倍であったという報告⁸がある。こうした効果は、魚に含まれる脂肪酸であるエイコサペンタエン酸（EPA）やドコサヘキサエン酸（DHA）によるものと考えられている。野菜や果物の摂取量が多いとアルツハイマー型認知症の発症率は低い。野菜や果物に含まれているビタミン E の摂取量で比べると、摂取量が多い人は少ない人に比べて、アルツハイマー型認知症の発症危険度は3割に抑えられた⁹。野菜や果物に含まれるビタミン E、ビタミン C、ベータカロチンがそうした効果を生んでいるとされる。ワインの摂取では、飲まない人に比べて週1回以上飲む人は発症の危険度は約半分になっている¹⁰。赤ワインに含ま

⁸ Barberger-Gateau et al. Neuropsychological Correlates of Self-Reported Performance in instrumental Activities of Daily Living and Prediction of Dementia. Journal American Geriatric Society. V. 47, 1999. 456-462.

⁹ Morris MC, Evans DA, et al. 2002 Dietary intake of antioxidant Nutrients and the risk of incident Alzheimer Disease in a biracial community study. JAMA, June 26, 287 (24):3230-3237.

¹⁰ Lindsay J, Laurin D, et al. 2002. Risk factors for Alzheimer's disease. A prospective Analysis from the Canadian

れるポリフェノールが関係しているであろうと考えられている。

また、文章を読む、知的なゲームをするなどの知的な生活習慣がかかわっていることも報告されている。テレビ・ラジオの視聴頻度、新聞・本・雑誌を読む頻度、トランプ・チェスなどのゲームをする頻度などの7項目を最低頻度の7点から最高頻度の35点まで点数化してアルツハイマー型認知症の発症危険度を見たところ、1点につき危険度が33%減少していたという¹¹。また、チェスなどのゲーム、文章を読む、楽器の演奏、ダンスなどのそれぞれについてよくする人と殆どしない人を比べると発症の(相対)危険度が、0.24から0.65と低いことも報告されている¹²。

アルツハイマー型認知症の発症には、対人的な接触頻度も大きくかかわっていることも明らかになっている。夫婦同居で、子供とも週1回以上会う、友人または親族と週1回以上会う人に比べて、一人暮らしで子供と週1回未満しか会わない、友人または親族と週1回未満しか会わない、いわば閉じこもりがちな高齢者では認知症発症のリスクが有意に高くなる可能性を示している¹³。

(2) 運動習慣と認知症予防

心身に大きな効用をもたらす適切な運動習慣もまた認知症予防の要因であることが近年の比較的大規模な疫学研究から明らかになっている。これらの運動習慣と認知症予防の関連性はいずれも有酸素運動の強度と頻度が関与している。ここではそれらのなかで2000年以降に報告された代表的なものをいくつかレビューすることにしてみる。

ア Laurin ら (2001)¹⁴は地域在宅高齢者 9,008 人のなかで認知機能に問題のなかった 6,434 人について 5 年間の追跡を行った。この 5 年間で 4,615 人が追跡可能であったが、それらのうち 3,894 人は認知機能正常、436 人は認知機能低下(但し、認知症ではない)、更に 285 人は認知症と診断された。それぞれの帰結に対し、普段の身体活動量との関連でみると、運動をよく行い活動量の高い者では(他の多くの要因を調整しても)、認知機能低下に対する危険率(Odd's 比)は 0.58、アルツハイマー病に対しては 0.50、どのタイプの認知症に対しても、0.63 といずれも有意に認知症となることを抑制していたと報告している。

イ Abbott らは (2004)¹⁵はホノルル在住の日系人、男性 2,257 人(71~93 歳)を対

study health and aging. American J. of Epidemiology, 156 (5):445-453.

¹¹ Wilson RS, Mendes de Leon CF, et al. 2002. Participation in cognitively stimulating activities and risk of incident Alzheimer disease. JAMA, 287 (6), 742-748.

¹² Verghese J, Lipton RB, et al. 2003. Leisure activities and the risk of dementia in the elderly. N Engl J Med, 348 (25):2508-2516.

¹³ Fratiglioni L, Wang HX, et al. 2000 Influence of social network on occurrence of dementia. a community-based longitudinal study. The lancet, 355, 1315-1319.

¹⁴ Laurin D, Verreault R, Lindsay J, et al. 2001. Physical activity and risk of cognitive impairment and dementia in elderly persons. Arch Neurol, 58(3):498-504

¹⁵ Abbott RD, White LR, Ross GW, et al. 2004. Walking and dementia in physically capable elderly men. JAMA.

象として平均6年間の追跡調査を行っている。その結果、158例の認知症が発生(15.6人/1,000人・年)していた。1日の歩行距離とこの認知症発症リスクとの関係进行分析すると、1日2マイル(約3.2km)以上歩く運動量の多い群に比べ0.25マイル(約0.4km)しか歩かない群では認知症になる危険率は約1.9倍高くなっていた。更にアルツハイマー病ではその危険度は2.2倍まで高くなっていたと報告されている。

ウ Rovio ら¹⁶ (2005) は地域在住の高齢者からランダムに選んだ1,449名を対象として、1972年から1998年まで、平均21年間も追跡した。追跡期間中に117名の認知症が発症し、うち76名はアルツハイマー病であった。このデータを基に運動習慣と認知症発症のリスクを分析している。それによると、中年期に少なくとも週2回の運動習慣やレジャーでの身体活動を有していた者では認知症発症リスク(Odd's比)は0.48、アルツハイマー病では0.38と他の要因を調整しても著しくその発症が抑制されていたと報告している。一方、その後の研究で(Rovio ら2007)通勤や仕事での身体活動量は認知症発症と何らの関係もなかったと報告しており、これらのことからRovio らは認知症予防のためには中年期から週2回以上、少し汗をかく程度の運動を20~30分間行うことが重要としている。

エ Podwils ら(2005)¹⁷は以前より認知症と関連性のあると考えられているアポリポタンパクE(Apo E)の遺伝子型(特にアルツハイマー病に関連すると考えられているApo E 3/4)によって運動の持つ認知症予防効果が影響を受ける可能性があることを考慮して分析を行っている。対象者は65歳以上の高齢者3,375名で平均5.4年間の追跡調査である。期間中に480名の認知症が発生している。運動量によって四分位に分けた場合、最高位での発生リスクは0.85と低いものの統計的に有意ではなかった。また運動や身体活動の参加している数でみたところ、4つの以上の参加を持つ者では発症リスクは0.51と有意に低かった。そしてこれらの結果はApo Eの多型によって影響され、Apo E 3/3ではより運動・身体活動の効果が強調されたが、Apo E 3/4では関係性は変わらなかったと報告している。

オ Kivipelto ら¹⁸ (2008) も、Rovio (2005、2007) と同一の集団(1,449名)についてApo E 3/4を含めた分析を行っている。追跡期間は平均21年間である。この集団においてもApo E 3/4は有意で、そして独立したアルツハイマー病を含む認知症の危険因子で危険率は2.83と高いものであった。更にこのApo E 3/4を有する高齢者ではそうではない者に比べ、身体活動量や運動量の低さ、アルコール摂取、タバコ喫煙、魚摂取の低さ、などがより認知症発症を強めている可能性が示唆されて

22:292(12):1447-1453

¹⁶ Rovio S, K reholt I, Helkala EL, et al. 2005. Leisure-time physical activity at midlife and the risk of dementia and Alzheimer's disease. *Lancet Neurol* 4(11):705-711

¹⁷ Podewils LJ, Guallar E, Kuller LH, et al. 2005. Physical activity, APOE genotype, and dementia risk: findings from the Cardiovascular Health Cognition Study. *Am J Epidemiol*. 161(7): 639-651.

¹⁸ Kivipelto M, Rovio S, Ngandu T, K reholt I, et al. 2008. Apolipoprotein E epsilon4 Magnifies Lifestyle Risks for Dementia: A Population Based Study. *J Cell Mol Med*. 4.(Epub ahead of print)

いる。

以上、これらの最近の比較的大規模で、長期にわたる追跡研究のデータから、運動、特に中年期からの継続的運動は明らかにアルツハイマー病を含む認知症に対してその発症を予防する働きがあることは間違いないと思われる。

しかし、Apo E 3/4 に代表される個々人の遺伝的背景や今だ十分なデザインを有する運動の介入試験（無作為割り付け比較介入試験：Randomized Exercise Controlled Trial；RCT）による認知症予防効果のデータが不足している点など、今後も残された課題も多いことに注意しておく必要がある。

（3）認知症予防の実際

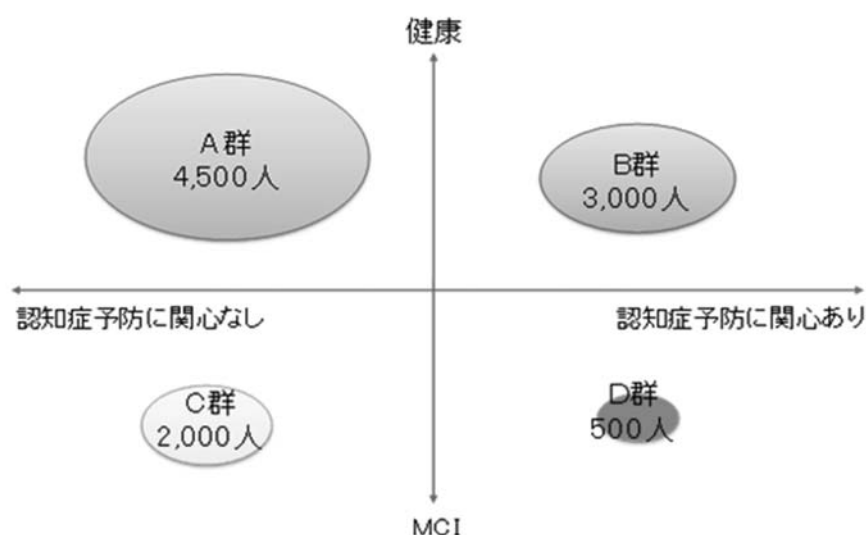
認知症予防の可能性を持つ運動習慣を実際どのように応用するかということについての標準化された方法はない。それは地域在宅高齢者に対して行うか、あるいはまた施設高齢者に対して行うか、更には高齢者の健康度や体力あるいは虚弱度といった特性ごとに応じた処方を実施するのかが、必ずしも明確にはなっていない。しかし、最近のさまざまな研究から、認知症予防では特に地域在宅高齢者の中で、自覚的物忘れ高齢者や、軽度認知障害高齢者などを対象とした適切な介入が重要であると考えられるようになった。

※ 認知症予防の対象区分と対象者

認知症予防の基本的な対象者は軽度認知障害を有する方である。進行的に認知症にいたるアルツハイマー型認知症では、認知的機能の変化から見れば正常な老化の過程と区別できる前駆的な期間が存在する。正常な高齢者が認知的変化を生じて認知症に転化していく過程で、認知的検査で正常の老化と区別しうる時点から認知症の診断がつくレベルまでの期間として5年から10年の期間がある。平均すると6年から7年である。広義には軽度に認知機能が低下したこの時期の状態を軽度認知障害（Mild Cognitive Impairment：MCI）と呼ぶ。認知症予防事業におけるハイリスクアプローチのターゲットは、このMCIということになる。図表4はその定義を示したものである。MCIを、記憶障害型と非記憶障害型のサブタイプに大別し、それぞれに認知機能の低下領域として単一領域、複合領域を持つタイプを区別している。MCIの概念は、単に認知症の前駆状態を表しているのではなく、認知症を引き起こす様々な疾患のごく軽微な状態として捉えられるようになってきている。

【図表 4 認知症予防の対象】

1万人あたり
【認知症高齢者を除く】



出典：本間昭（2005）『認知症予防・支援マニュアル』厚生労働省 P12

MCI と類似した概念として、1993 年に国際老年精神医学会の検討委員会が提唱した加齢関連認知低下（Aging-associated Cognitive Decline：AACD）がある。AACD の概念は、記憶・学習、注意、言語、視空間認知、思考の 5 つの多面的な認知領域の機能の低下を含んでいる。地域の高齢者を対象にした研究では、3 年間の認知症への移行率は記憶障害のみで定義した MCI が 11.1%であったのに対して、5 つの認知領域のいずれか 1 つ以上に認知障害を持つ AACD では 28.6%と、はるかに移行率が高いことが認められた。しかも MCI の一般地域高齢者に占める割合は 3.2%に過ぎず、これに対して AACD は 19.3%であったと報告されている（Ritchie K et al. 2001）¹⁹。

今述べたように認知症予防の対象となる軽度認知障害（MCI）あるいは加齢関連認知低下（AACD）は、地域に約 20～25%いるとされ、そのうちの 30%弱の人たちが 3 年間に認知症に移行することがわかっている。通常、認知症への移行率は、65 歳以上の一般の高齢者で年率 1～2%と考えられているので、AACD の高齢者は、その認知症への移行率の高さからいって、ハイリスク群と考えてよいであろう。認知症高齢者を除いた高齢者人口 1 万人の都市で推計してみると、MCI の高齢者の割合は 25%で 2,500 人いることになる。

一方、認知症予防に対する関心のレベルも重要である。地域調査では、「機会があったら認知症予防をやってみたい」と関心を示す高齢者は、30～40%とされている。仮に 35%として、認知症高齢者を除いた高齢者人口 1 万人に当てはめてみると、3,500 人ということになる（図表 4：B 群+D 群）。

¹⁹ Ritchie K et al. 2001. Classification criteria for mild cognitive impairment: A population-based variation study. *Neurology*. 56: 37-42

実は、MCIの高齢者が認知症予防に関心を示す割合は、健康な人たちの40%に対して、半分程度の20%である。したがって、健康で認知症予防に関心を示す高齢者は、7,500人のうち3,000人(40%)であるが(B群)、MCIで認知症予防に関心を持つ高齢者は、2,500人の20%にあたる500人しかいないということになる(D群)。つまり認知症予防の第1次対象者は、予防の動機を持ちMCIを持つ、この500人の高齢者だということになる。もちろん認知症予防の動機を持ち、認知障害のない健康な3,000人の人たち(B群)についても、多くの方々は何らかの認知機能の低下を自覚しているため、認知症への不安を持っている人が多いと考えられる。したがって、認知症予防を長期的な観点から考えると、健康であっても「潜在的な」リスクを持つこれらの人たちも、認知症予防の対象ととらえるべきであることが指摘されている²⁰。

以上概説してきたように、地域で展開する認知症予防において運動を用いたアクティビティは多くの科学的データにより認知機能低下を抑制し、認知症発症を抑制したり発症を遅延させる可能性が大きいことが示唆されている。また運動そのものは他の多くの疾病—特に生活習慣病に対してもそれらの予防対策として有効であり、高齢者の健康維持には欠くことのできない方策であることは間違いない。一方、高齢者と一口に言ってもその体力、精神的状態、そしてMCIやACCDを含めた認知機能もまた大きく変異しており、それぞれに適した運動プログラムや運動を用いたアクティビティが必要となってくる。次項ではわが国などで実施された地域在宅高齢者の中で特にMCI高齢者あるいはハイリスク高齢者を対象とした、認知機能低下抑制に向けた(科学的根拠レベルの高い)ランダム化試験の成果について紹介することにする。

4 認知症の予防のためのランダム化試験

具体的な認知症予防対策としては、発症遅延あるいは発症抑制に関する科学的根拠に基づいた適切な取組が最も重要ということになる。ここからは観察型研究に基づく危険因子の紹介ではなく、実証研究(ランダム化試験、無作為割り付け介入試験)による認知症予防の科学的根拠についてわが国で実施されたランダム化研究(RCT)を中心にレビューすることにする。

すでに述べたように、認知症ではないが軽度な認知機能の低下を有する状態は、軽度認知障害(mild cognitive impairment: MCI)として知られ、認知症の前駆状態としてまた認知症予防の時期として注目されている。日本の地域在住高齢者を対象とした大規模疫学研究では、MCIの有症率は10~15%とする報告もなされている²¹。また地域在住のMCI高齢者の3年間の縦断的研究から、MCIの状態から認知症に移行したのは3.7%であったのに対して、MCIを持たない高齢者が認知症を発症したのは0.2%であったと報

²⁰ 矢富直美, 宇良千秋, 2008. 地域型認知症予防プログラム実践ガイド. 中央法規 pp152.

²¹ 石川智久, 谷向 知. 軽度認知障害(MCI)を考える: 軽度認知障害の予後に関する疫学調査結果をどう考えるか. 老年精神医学雑誌 2009;20(3):258-64

告され²²、一方、38.5%のMCIは5年後に正常に回復することも報告されている²³。したがって認知症を予防するためには、MCIの段階での認知機能低下予防及び機能改善のための取組が重要であることが知られている。

(1) MCI高齢者に対するRCT

上記のような研究背景を踏まえ、国立長寿医療研究センターのグループでは有酸素運動に加え認知機能を賦活化させるような取組、すなわち多重課題を有する運動プログラムの実行を中心とした運動介入によってMCI高齢者の認知機能低下の抑制や脳萎縮の抑制が可能かどうか検討する目的で、地域在宅高齢者を対象としてランダム化比較試験(RCT)が実施された^{24,25,26}。本研究の対象者は、愛知県大府市在住の65歳以上の高齢者(約1,500名)である。RCTへの組み込み基準に該当し、研究への参加に同意した100名のMCI高齢者が対象者として選定された。これらの対象者を健忘型MCIで層化して無作為に健康講座群(対照群)と多重課題負荷運動教室群(介入群)とに割り付けられた。調査は介入前後に認知機能検査、運動機能検査、MRI検査を全対象者に実施した。MRI検査では脳容量計測を行い、統計的パラメトリックマッピングにて標準脳に対する脳全体の中で萎縮している領域の割合を求めた。

運動教室群の介入は、6か月間、週2回、1回につき90分間、計40回実施した。介入の内容は、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動、脳活性化運動、行動変容技法による運動の習慣化とした。特に重点を置いたのは、単純な運動ではなく、計算やしりとり、あるいはラダーを用いた多重課題を負荷した運動(「コグニサイズ」と命名している)を介入の中核にしたことである。更に運動教室群の対象者には、歩数計の装着をうながし、目標歩数への到達とストレッチ、筋力トレーニングの実施を毎日行うよう推奨した。

その結果、運動教室群における介入前後の認知機能の変化は、多くのテスト項目において有意な認知機能の向上を認めた。特に、群間差を比較した結果、WMS-I totalやWord Fluency Test (WFT) -category などにおいて有意な交互作用が認められた(図表5)。

²² 佐々木恵美, 朝田 隆. 茨城県利根町研究の結果から: ADへのコンバージョンを考察する. *老年精神医学雑誌* 2006;17 (増刊-II):55-60.

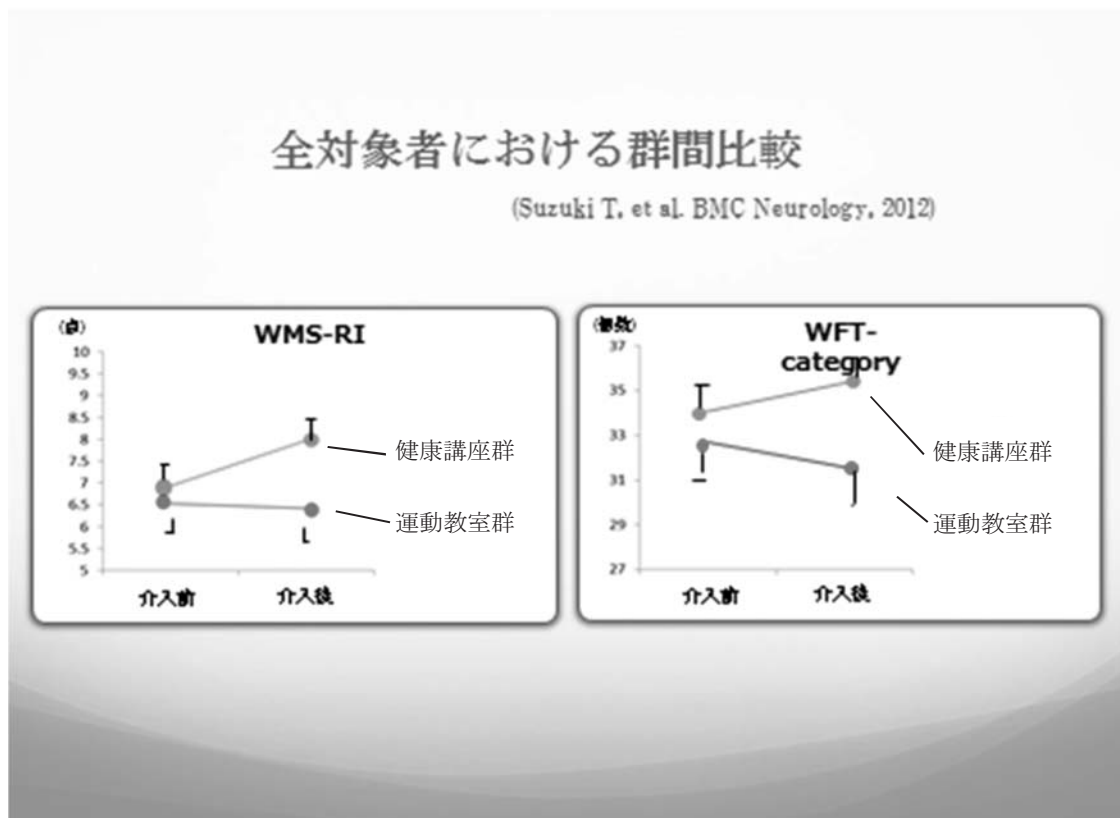
²³ Ishikawa T, Ikeda M, Matsumoto N, Shigenobu K, Brayne C, Tanabe H. A longitudinal study regarding conversion from mild memory impairment to dementia in a Japanese community. *Int J Geriatr Psychiatry* 2006;21(2):134-9.

²⁴ Suzuki T, Shimada H, Makizako H, et al. Effects of multicomponent exercise on cognitive function in older adults with amnesic mild cognitive impairment: a randomized controlled trial. *BMC Neurology* 2012; 12: 128-136.

²⁵ Suzuki T, Shimada H, Makizako H, et al. A randomized controlled trial of multicomponent exercise in older adults with mild cognitive impairment. *PLOS ONE*,2013; 8(4): e 61483.

²⁶ Suzuki T, Makizako h, Doi H, et al. Community-based intervention for prevention of dementia in Japan. *J Prev Alz Dis* 2015; 2: 71-76

【図表 5 MCI 高齢者を対象とした認知機能低下抑制のための RCT】



出典 : Suzuki T, Shimada H, Makizako H, et al. Effects of multicomponent exercise on cognitive function in older adults with amnesic mild cognitive impairment : a randomized controlled trial. BMC Neurology 2012; 12: 128-136 より引用改変

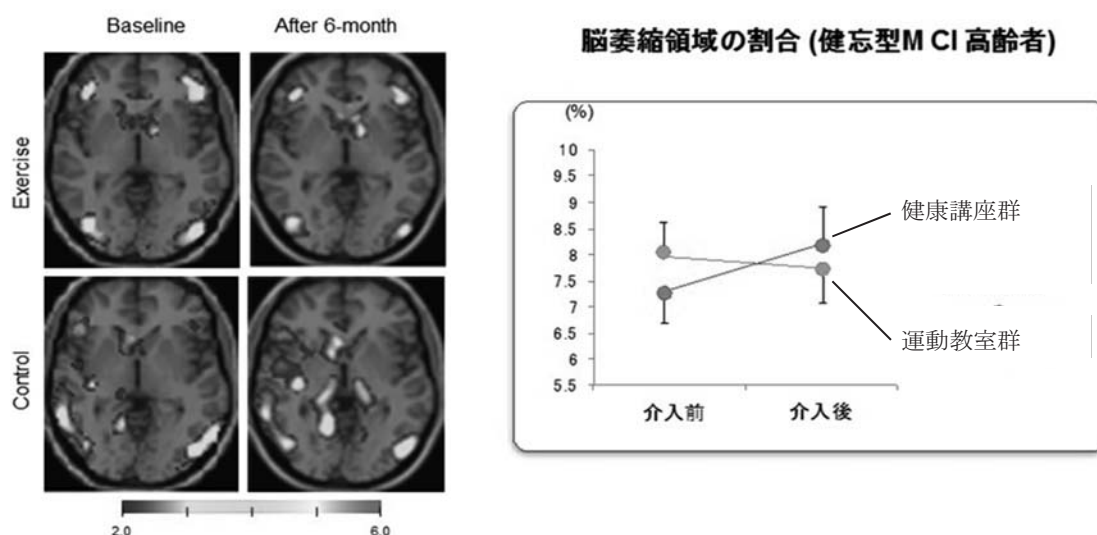
多重課題を用いた運動介入群は対照群に比較しウエクスラーの記憶試験や語想起試験において有意に改善傾向を認めた。

更に健忘型 MCI 高齢者の介入前後の認知機能の変化でも同様に多くの認知機能テストで改善が認められたが、更に脳容量測定についての検証結果、介入前後の比較において、脳萎縮領域の割合が健忘型 MCI 高齢者にて有意に上昇し、群間比較では交互作用が認められた (図表 6)。

【図表 6 MRI 指標による脳萎縮の割合】

健忘型 MCI 高齢者における脳容量の変化

(Suzuki T, et al., PLoS ONE 2013)



出典: Suzuki T, Shimada H, Makizako H, et al. A randomized controlled trial of multicomponent exercise in older adults with mild cognitive impairment. PLOS ONE,2013; 8(4): e 61483. より引用改変

健忘型 MCI 高齢者における脳萎縮の割合について、多重課題を有する運動介入群では対照群に比して有意な交互作用が確認され、萎縮の抑制の可能性が示唆された。

したがって本研究から、MCI のレベルであれば運動介入それも多重課題を負荷した運動介入によって、認知機能低下はある程度抑制されることが明らかとなった。最近の認知症予防に関するシステマティック・レビュー²⁷によれば、非薬物療法の中で運動療法による介入の RCT は 10 件がレビューされ、更にその中で MCI 高齢者を対象とした良質な RCT はわずかに 2 件であり、その結果 “small benefit” は認められるものの、まだ十分な効果を認めるにはいたっていないとされている。今後も MCI 高齢者を対象とした認知機能的抑制および認知症発症遅延を目的とした良質な RCT の積み重ねが求められている。

²⁷ Lin, JS, O'Connor E, Rossom RC, et al. Screening for cognitive impairments in older adults: A systematic review for the US Preventive Service Task Force. Ann Intern Med. 2013;159: 601-612.

(2) FINGER 研究について

最近フィンランドから地域在宅高齢者を対象として多角的領域からのアプローチによって認知機能の低下抑制を目的としたランダム化研究が実施され、その結果が報告されている²⁸。FINGER (Finnish Geriatric Intervention Study to Prevent Cognitive Impairment and Disability) と名付けられた、この二重盲検 RCT では 60–77 歳の (必ずしも MCI とは限らない) 年齢層等から、やや認知機能の低下した (“at risk”) 高齢者 2654 名を対象として、食事、運動、認知機能トレーニング、血圧等の血管病変のリスク管理など、多角的・多領域的な介入を 2 年間継続し、主要なアウトカムに関しては包括的な精神・心理的検査 (NTB; Neuropsychological Test Battery) スコアの変動を用いて、介入効果の検討を行っている。2654 名の対象者から本研究に適合する 1260 名を抽出し、介入群に 631 名、対照群 629 名を割り付け、2 年間の介入期間を経て、介入群 591 名 (94%)、対照群 599 名 (95%) を最終分析対象者とし、ITT 分析を行ったものである。

このような RCT の結果、NTB (Z-スコア) は介入群で 0.2 の上昇を見たのに対し、対照群では 0.16 と低く、両群間には有意差が認められている (p=0.03)。またサブ解析でも実行機能や処理速度なども有意差が認められており、At risk 高齢者においてはこのような多角的介入によって認知機能の維持・向上がもたらされる可能性が示唆された。逆に対照群では介入群に比し、NTB スコアの低下するリスクはオッズ比 (OR) で 1.31 (95%CI; 1.01–1.71, p=0.04) が示された。しかし一方で介入期間中の好ましくない事象の発生率は介入群で 7%、対照群で 1% と介入群に高くその約 70% は筋骨格系の痛みであったとも報告されている。

このように、臨床的に認知症と診断される以前の MCI 高齢者やリスクの確認される状態 (At risk) であれば、適切な生活習慣病管理や脳機能を不活化させる要素を加えた運動などによってその後の認知機能の低下は抑制される可能性が高く、認知症発症予防あるいは認知症の発症先送りはかなり科学的に見ても可能性の高いことが明らかとなってきている。万引きのみならず高齢者の犯罪や被害の多くは、認知機能の低下による部分が確実に存在すると考えられるが、今後の我が国が迎える超高齢社会においては、誰もが認知機能低下を適切な手段で防止し、社会の犯罪やトラブルの加害・被害に巻き込まれないようにすることが肝要であると考えられる。

5 認知症 (認知機能低下) と万引きの関連性について

本研究会の主要課題である「認知症高齢者の万引き」に関しては、残念ながら先行研究は殆ど無いのが現状である。今回の調査ではこの認知症あるいは認知機能低下高齢者

²⁸ Ngandu T, Lehtisalo J, Solomon A et al. A 2year multidomain intervention of diet, exercise, cognitive training, and vascular risk monitoring versus control to prevent cognitive decline in at-risk elderly people (FINGER): a randomized controlled trial. *Lancet* 385:2255-2263, 2015.

に焦点をあて、国が推進する介護予防(地域支援事業)において利用されている「基本チェックリスト」25項目の中で認知症予防に用いられる3項目の質問、すなわち、①いつも同じ事を聞くなどの物忘れがある、②自分で番号を調べて電話をかける事をしない、③今日が何月何日か分からない時がある、を万引き被疑者(65歳未満と65歳以上の2群)および一般高齢者について調査し、その結果、いずれの項目においても一般高齢者に比較し万引き被疑者では該当割合が有意に高いという結果が得られた。特に65歳以上の高齢者万引き被疑者では見当識障害をうかがわせる③の質問項目に関しては一般高齢者が11.2%に対し65歳以上の万引き高齢者被疑者では48.1%と、きわめて高い該当率を示していることが注目されよう(下表)。

更に他の調査結果の分析から、単純集計ではあるが高齢者万引き被疑者と一般高齢者の比較から以下のような特徴が挙げられる。

(1) ソーシャルサポートの低さと孤立感の大きさ(被疑者・一般共通質問7)

「相談に乗ってくれる人」・・・・・・・・・・無； 25.0% vs 2.1%

「気持ちの支えになってくれる人」・・・・・・・・・・無； 29.6% vs 4.0%

(2) 社会経済的的低さ(被疑者・一般共通質問9、11、警察官聞き取り調査、一般質問13)

「将来の生活に不安；よくある」・・・・・・・・・・有； 38.9% vs 15.7%

「自分の暮らしをどう感じているか」・・・・・・・・・・苦； 44.6% vs 17.7%

「日本の社会のどの層に入るか」・・・・・・・・・・下； 46.4% vs 17.8%

「世帯月収15万円未満」・・・・・・・・・・； 53.0% vs 15.6%

(3) 低学歴(警察官聞き取り調査、一般質問13)

「大学卒割合」・・・・・・・・・・； 9.1% vs 31.7%

本調査は横断調査であるために「万引き」と「認知症(認知機能低下)」に関連性は確認できるが、両者間の因果関係については不明である。更に「万引き」と「ソーシャルサポートの低さ」、「社会経済的的低さ」および「低学歴」にも関連性が認められているが、これらの関連要因は更に「認知症あるいは認知機能低下」の関連要因でもあり、いくつかの縦断的コホート研究によって危険因子として確定している要因でもある。したがって、これらの関係性は以下のように整理することが可能と思われる(図表7)。すなわち、「万引き」と「認知症(認知機能低下)」に見られる関係性はむしろ両者に共通の危険因子(交絡要因)の介在による「見かけ上の強い関連性」である可能性がある。認知症のタイプ、例えばピック病などでは前頭葉の障害などによる高次脳機能障害により、万引きを含めた反社会的行動が顕在化する例も知られているが、おそらく多くの認知機能低下による高齢者の万引き行為は、学童期に始まる長い人生の帰結としての「低学歴」、「社会経済的的低階層」、「自己効力感の低さと不安感の多さ」そして「社会的紐帯の低さ」などの共通する危険因子が「認知機能低下」と「万引き」という二つの現象をもたらしている可能性が存在する。したがって、「万引き」を防止するひとつの可能性は、共通する

危険因子を有する「認知機能低下」を予防するための方策を進めることでもある。幸い3で述べたように、わが国においても認知機能低下抑制のための介入効果が確認されており、今後は、認知症予防のみならず（認知機能低下に伴う）高齢者の万引き行為を予防するためにも、例えば（上述の様に）、MCI 高齢者の効果的スクリーニングによる対象者の選択と、多重課題を有する心身活動の介入や社会的紐帯の強化により、認知機能低下を抑制し、健常な社会生活の維持と認知症予防を実施することにより、最終的に（認知症とそれに伴う万引き行為の両現象の減少を目的とした）科学的根拠に基づく有効性のある介入手法の普及が急がれる。

【図表 7 認知機能低下についての調査回答】

	被疑者 (65 歳未満)	被疑者 (65 歳以上)	一般 (65 歳以上)
いつも同じ事を聞く等の物忘れがある	23.9%	35.2%	11.2%
自分で番号を調べて電話をかける事をしない	43.7%	38.9%	14.5%
今日が何月何日か分からない時がある	30.6%	48.1%	16.5%

出典：本報告書 p18 より

第5 高齢万引き被疑者に対する処分のあり方、再犯防止について

首都大学東京 都市教養学部法学系教授 星 周一郎

はじめに

高齢者万引きの増加、という現象に伴い、当該被疑者に対する法的な対応や再犯防止策のあり方について、新たな検討課題が生じているように思われる。その際に念頭に置かれるべきなのは、「高齢者万引き」と一括りにされがちな現象について、その内実、特に原因は一様ではないという点である。それを前提にすることで、高齢者万引きへの対処法についても、より効果的な検討が可能となると考えられる。

そこで、以下では、まず考察対象とすべき高齢者万引きについて、その考えられる類型について若干の考察を加える。その上で、広義の高齢者万引きの対策のうち、それぞれの類型ごとに考えられる対策と、共通する対策とを探り、高齢者万引きに対する処分のあり方、再犯防止策のあり方について考察することにしたい。

1 高齢者万引きの類型

高齢者万引きの増加現象の原因については、現時点において、十分な分析がなされているわけでは必ずしもない。そのため、必ずしも明確なエビデンスがあるわけではなく、実情に十分に応じたものではない推測に基づくものでしかないが、本研究会での検討結果に基づき、この問題への対応を考えるための「便宜」として、高齢者万引きを3類型に分けて考えることにしたい。

その第1は、①認知症型とでも称すべき類型である。これは、認知機能の低下等により、是非善悪弁識能力・行動制御能力に低下がみられ、万引き等の少額窃盗を常習的に行うという現象を指すものとする。周知のように、認知症にも様々な原因があるが、例えば、前頭側頭型認知症（ピック病）など、万引きに代表される問題行為が契機となって罹患していることが判明するようなものもある。これは、いわば、心理的要因ないしは身体的要因に起因する類型であるといえることができる。

第2の類型は、生活困窮型とでもいうべき類型である。ただし、いわゆる「生活苦」のみならず、生活費に困っているわけではないが、将来不安などに基づく「節約」として万引きを行う、といった類型が散見されることが指摘されており、ここでは、それをも含むものとして考えている。これは、いわば、経済的要因ないしは社会的要因に起因する類型であるといえることができる。

そして、第3の類型は、適切なネーミングが難しいが、あえて言えば「万引き自己目的型」とでもいうべき類型である。これは、万引き行為に関して、ある種のスリルを感じるとか、このような「逸脱行為」を行うことで周囲から構ってもらおうといった、一種の「承認欲求」のようなものを感じて、万引き等の、店頭での少額窃盗等を常習的に行う類型が考えられる。ここでは、いわば、万引き自体を目的としている類型と位置づけ

ている。

なお、以上の 3 類型のなかに、「クレプトマニア（窃盗症）」をどのように位置づけるかは、難しい問題である。クレプトマニアは、アメリカ精神医学会による『精神障害の診断と統計マニュアル（DSM）』の最新版である『DSM-5』（2013 年）でも、精神障害の一類型として位置づけられている。ただし、窃盗癖を有する者が、すべてクレプトマニアと診断されるわけではないようである。それゆえ、第 1 類型に位置づけることができるものもあれば、第 3 類型に位置づけることができるものもあると考えられるであろう。

もちろん、高齢者万引きは、「このいずれの類型に該当する」という単純なものではないであろう。複合的な要因に基づくものも当然考えられるし、本当に万引き犯人が、自分自身でも何故そのような行為をしたのか説明がつかない、といった原因などもあるのかもしれない。しかしながら、重要なのは、単純に「高齢者万引き」という一括りをして、それに対する対応のあり方を考える、といったことではなく、様々な要因があることを認識し、それぞれに効果のある対応策を多様に考えていくという視点に立脚することであると考えられる。

2 認知症型万引きへの対応

(1) 概説

以上の区分を前提として、まず、「認知症型万引き」について、法的観点からみた対応のあり方について考えることにしたい。

すでに述べたように、これは、認知機能の低下という、主として心理的要因ないしは身体的要因に基づく常習的窃盗と位置づけられるものである。こういった認知機能の低下に伴い、是非・善悪の弁識能力、あるいは行動制御能力が低下し、それが原因で万引き行為を行うというような場合には、刑事法的にみた場合には、その程度により、刑法 39 条に定める心神喪失または心神耗弱にあたることになる。それゆえ、こういった類型への法的対応としては、「責任主義」、すなわち、行為者に対する責任非難という観点からの対応が重要となるわけではない。むしろ、治療、医療の枠組みでの対応が必要となる類型と言える。

従来も、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、および傷害等の「重大な他害行為」（犯罪）を心神喪失等の状態で行った場合については、医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）による、医療観察の対象になりうるものと位置づけられてきた。医療観察法をどのようなものと位置づけるかについては、争いがあり、一方では、対象者が重大な他害行為者に限定されている点を重視し、社会安全のためという保安処分的な性格を有するとする理解もある。他方で、1980 年代以降に生じてきた、薬物依存者等による他害行為について、薬物離脱治療や環境整備等を行うドラッグ・コートに代表されるような、治療に関して

司法が関与する「治療的司法」として位置づける余地もある。

(2) 医療・地域包括ケアシステムでの対応

しかし、万引き等に関わる窃盗に関しては、医療観察法のような枠組みは存在しない。その理由は、2つの観点に求めることができるように思われる。1つには、先に見たように、万引き等に関しては、保安処分的な処遇の対象とすべき必要性が相対的に乏しいという側面がある点に求められる。

だが、それ以上に、ここで問題としている「認知症型万引き」の処遇を考えた場合、認知症の対象者に対して、医療がどこまで有用であるかという「治療反応性」についての疑念が存するという点が大きいように思われる。認知症に対して、いかなる「医療」が有効であるかについては医学的観点で様々な議論がありうるであろう。ただ、少なくとも、「強制的医療」を基礎づける治療の必要性という観点からしても、このような医療観察的な対応は困難であると結論づけられることになる¹。

それゆえ、こういった類型の高齢万引き常習者については、一般の医療での対応によらざるをえないことになる。だが、そのような対応を考える際に、問題意識として重要なのは、現在の精神科治療そのものの抱える問題とも言えるが、どうしても家族に対する負担が大きくなってしまうことである。もちろん、親族等の近親者の支援は、それが得られるのであればきわめて重要な意義を果たすものである。しかしながら、それに過度に依拠したシステムでは、結局は破綻してしまうことになる。ましてや、親族のいない対象者であると、対応のしようがないことになってしまう。

※ 万引きに関わる事案ではないが、最判平成 28 年 3 月 1 日（民集 70 卷 3 号 681 頁）は、認知症高齢者に対する家族の監督責任のあり方について、大きな影響を及ぼす判例となっている。従来は、親族関係、親子関係などの存否を基準に、監督責任の有無を形式的に判断してきた。そうすることにより、監督責任の生ずる範囲が明確化されてきた。これに対して、上記判例は、監督することが現実的に可能な状況にあったか否か、という実質的な状況に基づく判断が必要だとする判断を示した。一見すると妥当な判断であるとも思われるが、このような判断によるならば、真面目に監督をしている人ほど監督責任を負うといったような、パラドキシカルな帰結を生じさせかねない、という問題もある。だが、いずれにしても家族にとって、ケアの過重な負担がのしかかっているという現実はある、最高裁は、それを救おうとしたものとも考えられる。ケアの責任を持つ主体を、家族以外にも求めうる仕組みを整えないと、今後、ケアの枠組みが破綻していくことになりかねない。

¹ なお、最決平成 19 年 7 月 25 日刑集 61 卷 5 号 563 頁参照。

そうすると、鈴木委員の報告にあった「地域包括ケアシステム」という枠組みの中で、認知症型万引きの対象者の処遇を考えていくことの可能性を考えることが必要となるであろう。その場合、この地域包括ケアシステムの対象とすべき者を発見し、このシステムに繋いでいく仕組みが必要となろう。たしかに、地域包括のケアシステムは、現在も、相当な「業務量」を抱えている状態であると推測される。

だが、高齢化のますますの進展により、このケアシステム自体の効率性の向上、といったことを不断に見直していく必要も生じると予測される。今後、そのような「見直し」のなかで、高齢者万引き問題への対応という観点も他の施策との関連で織り込み、対応する仕組みを考案していくことが望まれる。

以上をより具体的にみれば、対象者の「発見」のプロセスと、発見後の「現場対応」のプロセス、更に「医療的対応」のプロセスとに分けて考えることができる。そして、それぞれに対応する形で、店舗対策を考えていく必要があると思われる。

まず「発見」のプロセスについて考えてみたい。こういった類型の対象者は、基本的に、責任能力を問い得ないか、それが減退している場合でもあるので、本来の意味では犯罪者ではない。

だが、この種の対象者と疑われる者が店に姿を現した段階で、ある程度、店舗管理者側に対応できる仕組みを考えていく必要があるように思われる。1つには、人的な対応が可能であれば、万引き等の疑いのある者に対しては、声かけ等による対応が有効とされているところであるが、認知症の場合には、それが難しい。更に、高齢者に対しては、疑わしい行為を行った場合に「叱る」という対応をとると、逆効果となるという研究報告もある²。今回の調査研究においても、高齢の万引き被疑者は、防犯カメラの存在をあまり意識していないことが明らかとなっている。万引きの未然防止には、「匿名性の解消」、すなわち、自分が観察の対象となっていることを知らせることが必要であるが、それを人的な対応で行う必要がある。

そのような人的な対応を確実に行うためのツールとして、ややハードな対応になるかもしれないが、生体認証機能を用いた防犯カメラ・システムで、そういった対象者に対する対応をするといったことも、考えていく必要もあろう。すなわち、そういったシステムを、声かけといった人的な対応を行う対象者の「選定」、あるいは「証拠保全」の目的で用いていくことが必要となりうる。もちろん、このような対応を採る場合、顔等の生体データという「個人情報」を使うシステムとなるため、個人情報保護法の対象内で、不当なプライバシー侵害に至らないようなガイドラインの作成や安全管理措置を講ずる必要があるし、そもそも、世論の一定の理解を得ることも重要となる。

次に、「現場対応」というプロセスを考えてみよう。認知症高齢者の万引き行為を

² 尾田清貴「高齢者による万引きの防止に向けた一考察」日本法学 80 巻 2 号（2014 年）148 頁。

含む「逸脱行為」ないしは「逸脱行為の疑いのある者」への対応のあり方であるが、そういった者を発見した場合に、単に「犯罪者である」という対応に終始しないことが求められる。すなわち、最終的に、医療や福祉に繋げていくことを視野に入れ、店舗側と警察・医療・福祉の関係機関の間で、通報・連絡のための枠組みの構築や、「対応マニュアル」といったものを整備しておき、それに基づく対応をすることが、共通理解とスムーズな対応を確保するために必要となる。そして、医療、または福祉による対応が可能な事案に関しては、そういったところに繋いでいくルートの整備がなされることが望ましいと言えよう。それが「再犯防止」にも繋がっていくことになる。

もちろん、これらの対応には、現実には多くの困難な課題が生ずることと思われる。何とか医療に繋げようとしつつも、再び逸脱行為を行ってしまい、それを発見し、現場対応をして、というプロセスの繰り返しになってしまうこともありうる。仮にそうだとするならば、店舗側における対応の他に、社会復帰調整官の本来の職責とは言えないが、そういった専門的知見を活用する方策も考える必要もあるかもしれない。更には、警察段階での、専門的な知見を有した警察官らによる、対応のためのコーディネート的な対応の可能性なども考えていく必要もあるように思われる。

繰り返しになるが、以上は、いずれも困難な課題をはらんだ対応であると言える。例えば、東京都では、「地域包括支援センター」といった観点から、平成 22 年度以降に、「シルバー交番設置事業」、平成 27 年度からは「高齢者見守り相談窓口設置事業」として再整理された取組がすでになされている。だが、高齢者への対応というのは、概して難しいという現実があるとの指摘もある。

ますます高齢化社会が進展し、こういった類型の対象者が増加していくことが考えられる状況下においては、限られたリソースを有効に活用していくための方策を工夫していく必要がある。

3 生活困窮型万引きへの対応

(1) 概説

引き続き、「生活困窮型万引き」への対応のあり方について、考えてみることにしたい。繰り返しになるが、この類型は、主に経済的要因・社会的要因に起因する形で万引き等を行ってしまうもの、と位置づけることができる。それゆえ、これは、責任無能力・限定責任能力という場合ではないので、一方では、刑事処分的な要素を考慮しなければならない。だが、他方で、処罰さえすればそれで済むという類型でもなく、生活支援的な観点を併せて考慮する必要が生ずる。

(2) 刑事処分的要因

「困窮ゆえに犯罪を犯してしまう者への対応」としてまず念頭に浮かぶのが、戦後混乱期に制定された現行少年法によるそれであろう。そこでは、ごく大ざっぱに言う

ならば、そういった少年の逸脱行為に対しては、いわゆる「国親思想」（パレンス・パトリエ）的な考え方にに基づき、「処罰ではなく更生を重視する」というのが、基本的なスタンスであると言える。それを考えた場合、「生活困窮」という要因で万引き等を犯してしまう高齢者に関しても、「処罰」（刑事処分）ではなく「更生」を重視した対応をする、という可能性も考えられる。だが、高齢者の場合には、少年への対応との単純なアナロジーを考えることには一定の困難を伴う。すなわち、未成熟な少年とは異なり、それまで一定の規範意識を有して社会生活を送ってきたはずの年配者が、高齢になってから急に逸脱行動を行うようになったのであれば、規範意識を持っていながらあえて万引き等を行っているという点で、少年の場合との決定的な相違が存することになる。したがって、そういった高齢者に対応する対応も、少年手続等と単純に平行に考えることはできないと思われる。

それを前提に考えると、少年手続のような「保護主義による処分手続」ではなく、やはり何らかの形で「刑事司法での対応」の必要性、更には、「高齢者だから何をやっても許される」といった甘えを認めない、といった規範的メッセージは必要となる。

だが、現実には、そこをどのように整理するかには、困難な問題がある。「更生」を重視した少年法の保護手続においても、例えば、少年院送致処分の場合、「心身に著しい故障はないが、犯罪傾向の進んだ、おおむね 16 歳以上 23 歳未満の者」は、かつての「特別少年院」（現在は「第二種少年院」）に收容されるが、その場合に「特少帰り」というのは、1つのラベリングになってしまうという現実もあるなど、単純な図式で論ずることはできない。

他方で、少年手続においては、例えば審判の枠組みであれば、保護観察も含めた保護処分の対象として手続をすすめることができるが、刑事手続によるとした場合、有罪となっても執行猶予になった場合には、かえって実質的に何の処分も処遇もなされないままになる、といったパラドキシカルな面もある。これに対し、高齢者万引きの場合には、実際には、刑事司法で刑事手続において対応するといっても現実には警察段階での微罪処分、あるいは、検察段階での起訴猶予処分ということで、その殆どが、刑事手続から「離脱」することになる。また、起訴されたとしても、せいぜい略束手続で書面審理がなされるにすぎない、という限界は、当然考えられる。

（3）犯罪防止・再犯防止的要因

他方で、生活支援等の犯罪防止的な要因について考えた場合、本研究会での各報告でも言及されているところであるが、高齢者の場合、精神面への働きかけによって更生を図ることが相対的に困難という面がある。

少年に関しては、例えば発達の犯罪予防論といった観点に基づく対応が、これまでもなされてきている。しかしながら、高齢犯罪者に対しては、そのような見解に基づく対応は、あまり考えられてこなかったように思われる。これは、更生を図るための

働きかけの余地が、少年に比較して相対的に少ないという事情に起因するとも考えられる。そのような状況にあるため、高齢万引き常習者に対して刑事処分を科すというのは、世間の理解を得るための対応という側面もあるのかもしれない。

ただ、そうであるとするならば、より重要だと考えられるのは、高齢者が万引きをしてしまう機会を減らすという状況的犯罪予防、犯罪機会減少的な対応であることになる。

それを具体的な政策として実現していくことを考えた場合、「生活困窮型万引き」の特徴としては、生活支援の枠組み、福祉的な支援に繋いでいくことが重要になる、ということ、一般論として主張することはできる。例えばであるが、生活困窮者に対する生活支援や、将来不安に対するカウンセリング的な対応などを、想定することはできよう。だが、これまでも地域福祉の枠組みは相応の整備がなされてきている。そのような枠組みのなかで十分に対応できていない部分が、現在の高齢者万引きという現象であることになる。それを考えると、現在の対応としてどういうものがあるか。社会保障費が膨張している中で、更に対応が困難になっていく。

そうすると、犯罪防止要因としては、生活支援も重要ではあるが、それと並んで、物理的な犯罪機会の減少による逸脱行為の未然防止が重要になるであろう。すなわち、犯罪者にしてしまったからの対応ではなくて、「犯罪者」にさせないための方策が、本人にとっても、家族等の周囲の者にとっても望ましい対応であるということができる。これを「ソフト面」から考えると、高齢の万引き被疑者を「犯罪者の処遇」と位置づけるにとどまらず、現実問題として難しい面は残るとは思うが、現在行われている生活困窮者支援の文脈においても、関係者において万引き常習者に関する対策のあり方についての理解や情報の共有をすすめるなど、再犯防止のための支援策の一環とする視点を含めた策を更に充実させるということ意識した対応をすることが考えられる。あるいは、万引き防止に有効な措置として、万引きには、店内における「匿名性の消去」という誘発要因があるため、店頭における犯罪防止策を、より徹底する必要がある。

ただ、このように考えてくると、結局のところ、「認知症型万引き」に対する発見のプロセス、対応のプロセスと、その意味するところは必ずしも同一ではないものの、表面的には似たような対応が必要になると考えられる。

4 万引き自己目的型万引きへの対応

(1) 概説

最後に、「万引き自己目的型」万引きへの対応について、考えてみることにしたい。こういった類型は、万引き行為に、「スリルの探求」や自体を目的とする形での憂さ晴らしとか、孤独感の解消みたいなもので、生き甲斐がない中、万引きをはじめとする「逸脱行為」を行ってしまうものと位置づけることができる。

実は、高齢者犯罪のうち、経済的困窮、生活困窮を原因とする犯罪の率は、強盗、恐喝および詐欺などに多く、窃盗や占有離脱物横領、盗品関与罪については、経済的困窮を動機とするものは少なく、むしろ「利欲」の割合が多いとする研究報告もある³。広い意味では「クレプトマニア」なのかもしれないが、それが一定程度以上の症状となって現れるのであれば、精神障害としてのクレプトマニア（窃盗症）ということになる。そうであれば、最終的には刑事責任能力を問い得ない段階に至る事案も生じることになる。だが、現実には、そういった段階に至る前の状況にある事案が一定程度存在することが、先に見た研究報告からは推測される。

(2) 高齢者の「居場所」「幸福感」の確保と未然防止策

万引きは、非常に成功率の高いギャンブルだとする評価もある。刺激性が非常に高く、成功体験を繰り返すことで、常習化しやすい面がある。そして、常習化すると、病的な習慣になっていくことになる。それゆえ、そこにまでは至っていない段階での対応が、必要となる。

それと同時に、そのような病的習慣には至らない段階における個別事例ではあるが、「万引きは唯一の憂さ晴らしだ。だからやっている。ただその際に、安価な商品しか狙わないと、自分の中できっちり守っている」と、86歳の女性が嘯いている、といったような例も報告されている⁴。この女性の「言い分」によるならば、自分なりに罪悪感を和らげるようにしており、また、店にとっても、それぐらいなら相対的に困らないはずだ、という身勝手な判断をしており、更には、大した金額でなければ見つかったら大丈夫なはず、とも思っている、というものである。こういった事案は、責任能力の欠如に繋がっていくようなものではなく、また、経済的な支援等といった観点で対応が考えられるべきものでもない。だが、そういった状況にある高齢者万引き犯に対して、この段階でどういう対応があり得るのかは、これまで明確には認識されてこなかった考慮要素になるとも考えられる。

もっとも、対応が具体的にあり得るのか、というのは、容易に解答が得られる問題

³ たとえば、警察庁・警察政策研究センター＝太田達也『高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査』（2013年）36頁、太田達也「高齢者犯罪の実態と対策—処遇と予防の観点から」ジュリスト1359号（2008年）117頁など。

⁴ 新郷由紀『老人たちの裏社会』（2015年）28頁。

ではない。高齢者万引きの問題に取り組まれている松井創弁護士によると、万引き事犯者で心を開いてくれる高齢者というのは、実は非常に少ない、という。高齢者の孤立感であるとか、生き甲斐の問題にも関連するが、高齢になって守るものがない中で、何故社会的なルールを守って窮屈に暮らしていかなければいけないのか、という感覚を持ってしまう。どうせ全てを失うのに何故守らなくてはいけないのかといったように、老いる意味が絶望に繋がっている人については、加齢が犯罪を抑止する壁にはならない、という問題があるとも考えられる。

この類型にあたる高齢の万引き被疑者において、再犯防止のための働きかけとしては、例えばではあるが、経済的支援に限らない、高齢者の「生活支援的」といった文脈のなかで、孤独や厭世観を感じている高齢者が「幸福感」を感じることができるのであれば、万引き行為には手を染めないのではないかと、という仮定も成り立つ。そうだとすれば、生活支援的な観点からすれば、日ごろから高齢者の居場所の確保や、福祉的な支援ネットワークの中に繋げることができる人であれば、問題はない。

そういった働きかけを有効に機能させることは、現実には困難な面がある。その対応として、例えば、万引きをしやすい環境の改善という状況的な犯罪防止策には、店舗側の防犯対策としての機能に加えて、そのような環境にあるにもかかわらず、万引き行為を行う高齢者を発見した場合、認知症型のそれでないのであれば、福祉的な支援ネットワークで対応できていなかったという問題を抱えた高齢者を、より効果的に発見するプロセスとしての機能を担うものと位置づけられることもできる。

そうだとすれば、一方では、万引きしやすい環境の改善を図りつつ、同時に、万引き行為等の早期発見と、万引き行為者のそれぞれの形態に応じた的確な事後的対応の枠組みを考えていくことが必要になると思われる。

5 刑事法的対応（事後的対応）と犯罪防止策（犯罪抑止的対応）

(1) 刑罰の意義と高齢者万引きとの関係

以上の検討から、犯罪抑止策としては、そのニュアンスの相違はあるものの、万引きしやすい環境の改善、および万引き事象の発見が重要であることで、共通する点があることが明らかとなった。これに対して、万引きが発生した後の事後的な対応については、それぞれの類型ごとに、適切な対応が求められることになる。これを、刑事法的な対応という観点から改めて検討した場合、どういうことが考えられることになるだろうか。

先に、生活困窮型やクレプトマニアに至らないような万引き自己目的型については、一定の刑罰的な対応は必要だという点を強調した。

刑罰の意義について、刑事法の領域では、大きく 2 つの考え方がある。その一つは応報刑論であり、犯した犯罪に対する社会の法的な制裁と位置づけるものである。もう一つは、何らかの形で犯罪防止目的に繋がるから刑罰は正当化されるとする目的刑

論という考え方である。この目的刑論に関しては、社会一般が犯罪に陥ることを防止するという一般予防の側面と、当該犯罪者が再犯に陥ることを防止する特別予防という側面とがある。

そして、高齢者犯罪に関しては、特別予防が相対的に機能しにくいという特質がある。他方で、少年手続のように、刑罰を科さない、前科者にしないということが、特別予防に資する面もある。そのように考えるならば、そういった意味で刑罰を科さないという対応に積極的な意義が認められるとする考え方にも、一定の合理性はある。

それでは、刑事処分に向けた刑事手続以外の手続として、現在少年法にあるような手続を、高齢者についても考える必要があるのだろうか。結論から言えば、そのような必要性は、ただちに肯定できるものではない。しかし、刑罰の感銘力自体は、完全な責任無能力者以外には、なお期待できる。例えば、先に、万引き自己目的型万引きの類型で紹介したような、いくら憂さ晴らしでやっているといふような事案についても、「見つかってもらいたくない」と思っていたのを、「実はたいしたことだった」と思ってもらおうということは、重要なことだと考える。

もちろん、万引き等の窃盗で実際に懲役刑を執行され、刑事施設に収容されるのは、相当な処遇困難な類型であるのが現実であろう。そこに至る前の状況にある事案については、単純に処罰をすれば解決するという問題でもない。他方で、例えば、道交法違反の事案でも、相対的に違反の程度の軽い行為については、交通犯則行為（犯則金）による対処をし、罰金の科刑という「前科」によらない処遇をしつつ、違反行為者に違反行為であることを認識してもらおう、といった対応がなされている。手続の初期段階で違法行為であることを認識させるような制裁によることも一案であるが、高齢者万引き等に関して、そのような制度を導入するということは、現実には相当に困難であろう。だが、最終的には微罪処分にとどまるとは言え、万引き行為であっても店側から通報されて警察が対応することとなり、一定程度時間をとられて、取調べ室に入って取調べを受けるといった経験を経験することを、自らの行為の違法性を認識させる重要な契機として積極的に位置づける必要がある。その際には、微罪処分も「刑事手続上の処分」であるから、「罪の重さ」を十分に自覚できる説諭など、「この程度の処分ですんでしまう問題なのか」といった「誤った認識」を対象者に持たれないようにするなど、対応上、より一層の改善も必要となろう。

更に、「高齢者だからこれぐらいのことは許される」といったような認識も、社会に受け入れられないし、受け入れられるべきでもない。そうだとすれば、万引き行為に対する公的応報としての科刑、すなわち、刑罰の応報的機能は、重要な意義を有すると考えられる。実際に科刑するか否か、すなわち実刑にするか否かはおくとしても、やはり刑罰には、犯罪によって生じた社会の動揺を静めるという、重要な効果があることは軽視すべきではない。

※ このような考え方は、広く市民一般に受け入れられている「法的確信」とでもいうべきものである。近年問題化している、いわゆる「介護疲れ殺人」を例にこれを考えよう。このような類型の殺人について、起訴された事案については、特に、平成21年5月以降の裁判員裁判では、「懲役3年執行猶予5年」とされる場合が非常に多い。執行猶予の期間というのは、例えば、執行猶予3年であれば、簡単に言えば「今回は刑の執行は猶予し、3年間おとなしく暮らしていれば刑は執行しない」とするものであり、再犯の可能性の大小に応じて設定される、特別予防的な要因もあると考えられる。

ところが、老老介護の果てに妻に手をかけてしまった、とりたてて重大な「前科」のない80歳代の高齢者について、その再犯の可能性は、きわめて低いと考えられるため、執行猶予期間は短く設定してもよいはずであるが、現実には、「執行猶予5年」という、最長期間が宣告されることが圧倒的に多いわけである。そのことは、執行猶予期間すらも、犯した犯罪の重大性に対する「公的応報」という性質があるということの意味していることになり、それが裁判員裁判を通じて、一般市民の間の「法的確信」として根付いていることを示していると考えられる。

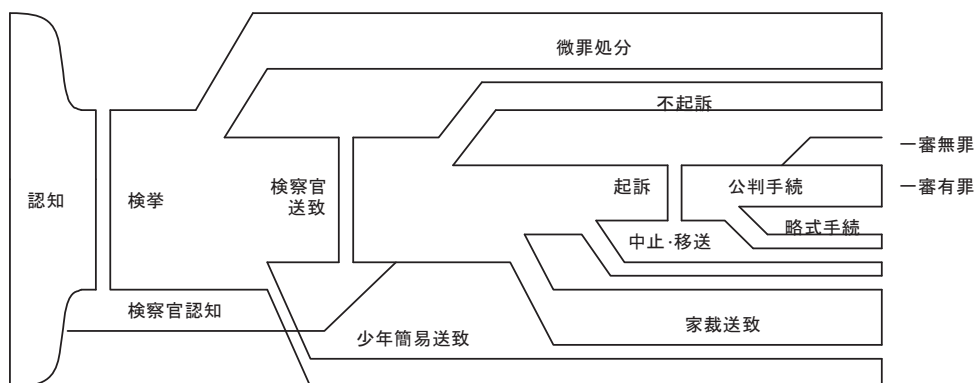
高齢者万引きの立件は、証拠の確保という面でも難しい面があったと思われる。その点については、一定程度の世間の理解・支持が得られることが前提となるが、防犯カメラの証拠映像など、ある程度、店舗側において証拠保全しておき、「この人は1回限りの出来心で行ったにとどまらない。何度も、常習的に行っているから、対応が必要な事案である」といった証拠を、生体認証機能のついたシステムなどで確実に収集した上で、刑事手続で対応を考えていく、といったことを視野に入れる必要もあろう。

なるほど、高齢者万引きに対する、事象発生後の事後的な対応ということ考えた場合に、実際にどういう刑に処せられるのかは、大きな問題である。万引き等の店頭犯罪は、個別に見れば非常に軽微な、殺人等に比べればはるかに軽微な犯罪ではある。とは言え、一定額以上の万引きは、例えば、道に落ちている10円を「ラッキー」という形で拾っていくような、いわゆる絶対的軽微の可罰的違法性が全く認められない事案ではない。更に、少なくとも一定程度の常習性は認められる事案については、最終的な正式起訴、有罪とまではされない場合でも、それを刑事手続のなかで対応していくことの必要性は、考えなければならないように思われる。

(2) 刑事手続の実際——ダイバージョンとその後の対応

実際に万引きを刑事手続で処理させることとした場合に問題となるのが、事案の処理を手続のなかで「分化」させていく、いわゆるダイバージョンである。

【図表 1 2015（平成 27）年の犯罪処理状況（交通関係業過を除く）】



認知件数：1,098,969 件	検挙件数：357,484 件	検挙人員：239,355 人
検察官送致：155,705 人	微罪処分：71,496 人	少年簡易送致：12,154 人
検察官認知：4,668 人	起訴：77,268 人	不起訴：120,522 人
中止・移送：31,262 人	家裁送致：44,637 人	公判手続：54,730 人
略式手続：22,538 人	一審有罪：33,503 人	一審無罪：59 人

出典：『警察庁犯罪統計書』、『検察統計年報』、『司法統計年報刑事編』

平成 27 年の一般刑法犯の処理状況をみると、警察等の捜査機関に犯罪の発生が認知された数である認知件数が約 110 万件で、そのうち犯人が検挙された事件の件数が約 3 分の 1 で 36 万件弱、被検挙人員が約 24 万人弱となっている。そして、この被検挙者全員が公判手続にかけられ、有罪とされているわけではない。正式公判で有罪の判決を受ける人は 3 万 3000 人余りであり、相当な「絞り込み」がかけられているのが現状である。

では、どこでふるい分けられていくのかというと、まず、上図の下の方に枝分かれしている流れは、少年に関する事件処理である。少年事件でも、軽微なものに関しては少年簡易送致という形で処理され、それ以外の事案も、全件が検察官から家庭裁判所に送致されることになる。

これに対して、高齢者の万引き等に関しては、その多くが、上図の上の側のルートで処理されていくことになる。微罪処分、あるいは検察官に送致された後の不起訴処分という形になる。その場合、そこから先の段階に関して、対象者をケアする制度的な保障がないことになる。この点が、起訴されて有罪とされ、実刑を受けた後の仮釈放、または執行猶予とされた場合に、保護観察処分に付することができることとの大きな違いである。事案が軽微である場合に、刑事手続から対象者を早期に解放するダイ

バージョンは、社会復帰の容易化に資する反面、対象者に対するケアが十分に行い得ないというディレンマを抱えることになる。

対象者に対して、広い意味でのケアができない状態があることに問題があるとするならば、ここでの対応の重要性を意識していく必要がある。このうち、不起訴処分に関しては、正式な法的制度ではないが、更生保護措置付起訴猶予処分という運用もなされている。更に、太田達也教授による「高齢者サポートセンター」の提唱は、こういった、微罪処分や起訴猶予処分とされた場合への対応、という文脈の中でなされているものとも位置づけうる⁵。

とりわけ、認知症型万引きに関しては、やはり医療や地域包括ケアシステムへ繋がっていくことが、また、生活困窮型万引きについては、生活支援のほか将来不安解消のための福祉的な取組、万引き自己目的型万引きに関しては、高齢者の居場所の確保等の、やはり福祉的な取組に繋がっていくことが重要になっていく。そのための、体制整備の可能性について、具体的な検討をしていくことが望まれる。

なお、その際には、欧米諸国で広く認められている社会奉仕命令的なソフトな制裁の可能性も考える必要もあろう。もちろん、これを正式な制度として導入するには法制定が必要であるし、どういう内容のものとし、社会にどのように受容されるのか、といった点も含め、制度設計自体にも慎重な対応が必要となる。ただし、社会奉仕命令の一部を、高齢者の方の居場所の確保と提供と関連づけるなどし、それで対応が可能な高齢者については、そういった対応をしていくといったあり方についても、今後検討していく必要もあろう。

(3) 犯罪抑止的対応の拡充の必要性と情報の扱い

すでに検討してきたように、高齢者犯罪についての犯罪発生後の事後的な対応を考えた場合、少年犯罪の場合と比較すると、概して、内面への働きかけに困難さが伴うことは否定できない。そのため、高齢者万引きに関して言えば、万引き等の逸脱行為をさせない状況、予兆を察知するということが、いずれの類型に関しても、当面の対応として、相対的に重要になっていくものと考えられる。

そこでは、場合によっては、状況に応じた適切な声かけなどの「ソフト面」に加えて、それをより効果的に行うための状況作りという意味も含めて、「ハード面」での対策も一定程度導入していく必要がある。

それも含めて、店舗側においても、一定の対応が期待される場所である。例えば、人手不足の中で十分な人員を店頭配置することができないなら、世論の一定程度的理解を得ることが前提とはなるが、高度な防犯カメラ・システム、認証システムが備えられているような万引き防犯システムの導入といったことも考えられる。そ

⁵ 太田・前掲論文 121 頁、127 頁。

れは、高齢者の万引きだけでなく、万引き一般への対応にも繋がるものである。むしろ、そういった万引きされにくい環境整備の中に、高齢者万引きへの犯罪抑止的な防止策も位置づけていくことになるものと思われる。

もう 1 つの対応のあり方として、関係機関での連携により、対象者を医療、福祉等に繋げていく中で、情報共有の仕組みを整備することが望まれる。たしかに、一方では、公務員には法令上の守秘義務が課せられていることや、個人情報保護法との「抵触」への懸念から、関係機関での情報共有が円滑に進まない状況が生ずることが間々あるようである。

だが、やや話がそれるが、高齢者虐待防止ともある部分で類似性が認められる児童虐待防止に関して、親の処罰は一定の場合にはたしかに必要なものの、結局、親を処罰するだけでは問題の真の解決にはならない。そのような場合でも、虐待者と被虐待者との親子関係は依然として残る。そのため、未然防止が重要になるという点において、高齢者の万引きの問題との間に、ある程度の共通性が認められるとも考えられる。

そのため、児童虐待について若干敷衍すると、被虐待者の致死という最悪の帰結に至ってしまった場合には、虐待した親等を処罰するしかないことになる。だが、そういった事態に至る前に、犯罪抑止的な介入の可能性を確保することが必要となる。その際に、傷害罪だとか保護責任者遺棄罪を理由とした介入での対応もなされることになるが、それ以上に、事態の進行を防止することが重要であるため、関係機関における連携と情報共有の仕組みが強調されている。

児童福祉法に基づくものが、要保護児童対策地域協議会（要対協）である。児童虐待防止に係る情報共有の促進のための要対協を設置して、そこで日ごろから対応のための認識の共有をすることになっている。守秘義務あるいは個人情報保護法との関係でみると、情報共有を促す仕組みとして、平成 24 年の厚労省の通達（平成 24 年 11 月 30 日・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通達「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」）は、守秘義務や個人情報保護に関する現行法の枠組みを述べた上で、情報提供ができるということに、敢えて言及している。

更に、児童虐待防止法の 13 条の 4 も、一定の場合には情報の提供を促す趣旨の規定となっている。これは決して「授権規定」ではなくて、情報の提供自体は、現行法枠組みの中でも十分可能なことである。もっとも、前述の守秘義務や個人情報保護法との関係でみると、「情報提供は、守秘義務や個人情報保護法上の、特に『第三者提供の制限』があるが、一定の場合には許される」という、「原則は禁止、例外として許容」というスタンスとなっている。だが、現実には、個人情報に係ることなので、いわゆる「過剰反応」「萎縮効果」により、積極的な情報提供を求める規定を設けなければ、情報共有がうまくいかない状況が発生しがちな状況にあることが考えられる。

たしかに、以上は児童虐待防止の文脈でなされているものである。そのため、生命・身体等の保護、あるいは性的虐待ということも含めた児童虐待の防止と、店頭の財産保護に関する万引き防止とは、質的な相違はあり、それゆえ、要保護性に差があるということは否定できない。そうであれば、児童虐待で取り組まれているような大がかりな仕組みが必要なのか、という問題意識も生じうる。

だが、実際に、高齢者万引きがどの程度の発生状況があるのか、という問題との相関ではあるが、高齢者による万引き等を筆頭とした犯罪防止について、即効性のある防止策が十分でないという状況に仮にあるとすれば、それを放置してしまうと、一方では割れ窓理論に示唆されるように、規範意識が緩まってしまう状況、高齢者なことから少々の犯罪を行ってもいいという風潮が生じてしまいかねない。それは、安全な社会の維持と、警察等のこれまでの取組が功を奏して犯罪の認知件数が減ってきている中で、今後、決して放置できない事態を生じさせる萌芽にもなりうる。

そういった意味においても、「発見」や「現場対応」という段階で、万引き行為を繰り返す傾向のある人を、如何に迅速に把握し、的確な対応をとりうるかが重要となる。そのためには、一定範囲での情報共有も必要となる。同じ店で同じような時間帯に何度もやるといった典型的な常習的万引きであれば、店舗側もすぐに気づくことになるが、店を次々に変えとか、店員が違っているときに万引きをするような場合だと、それを把握することが困難となる。その場合、たしかに、「万引きごときで犯人に関する『個人情報』を共有するのか」という批判的な価値判断もありうるところである。だが、個人情報保護法は、目的を明確に定めて、その目的に基づいた情報の使い方を担保することを求めているのであり、その際に、情報共有の仕組み、または第三者提供制限の例外といった形での対応の可能性は、法的には認められている。そのような情報の利用法が、プライバシーに対して許容されない影響を及ぼすものであるのかという問題も、最終的には、社会の価値判断に帰着することになる。慎重な検討を要する問題であるが、何らかの要因に基づき万引きを常習的に繰り返す高齢者等を、これまで以上に如何に把握できるかという点はやはり重要になると思われる。

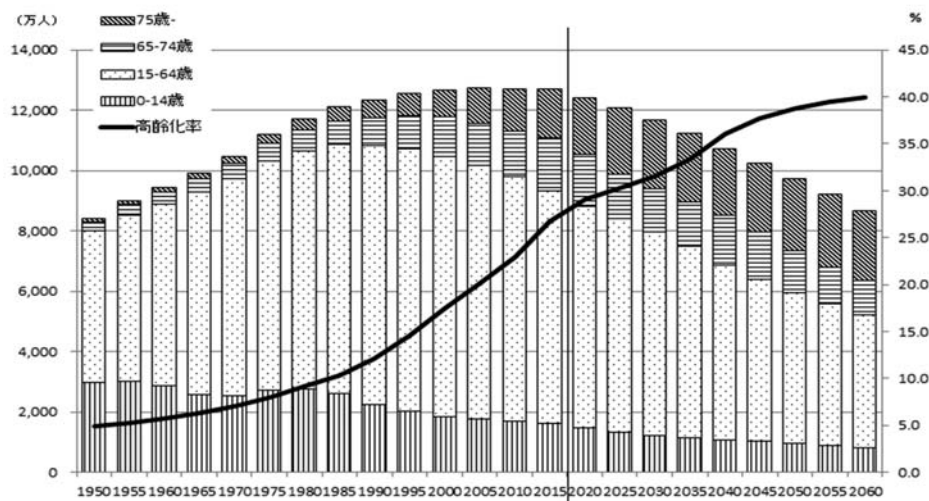
他方で、繰り返しになるが、そういった事態に対応すべく、犯罪の発生を待って、それに事後的な対応をすることを考えたとしても、高齢者に対する働きかけには、対応の難しさという問題は残る。そうだとすると、効果測定の難しい事後的対応に、多くのリソースが無益に費やされることにもなりかねない。

高齢化社会が今後ますます進展していく中で、地域の安全確保という観点から、あるいは安全な、安心な社会の実現という文脈で考えた場合に、件数の多さ、犯行の容易性、規範的障害の相対的な低さという観点からみても、高齢者万引きをはじめとする高齢者犯罪は、決して等閑視できる問題ではないと考えられる。

そうだとすると、「高齢者サポートセンター」という枠組みであるかどうかはともかく、店舗、警察・法務省、医療・福祉といった各分野をまたぐ形で、一定の協議会

のような仕組みを設けることが考えられる。そして、その中で必要な対応についての認識の共有や、対処が必要な事案・事象に対しての情報共有ができる仕組みを促すガイドラインのようなものを作成していくというのも、1つの案として考えられるであろう。

【図表 2 日本の高齢化の推移と将来推計】



出典：『平成 28 年版高齢社会白書』

6 まとめに代えて

高齢者万引きという「犯罪行為」「触法行為」に対する事後的な対応には、より困難な問題をはらむことになる。そこに、少年事件への対応との質的な相違がある。もちろん、対応が困難であったとしても、特に常習的な万引き行為者に対して、それを放置することは、本人にとっても、家族等のその周囲にとってもプラスとなることはない。それゆえ、常習的な万引きを行ってしまう原因・類型毎に、より効果的な広義の処遇のあり方を、今後も探求していかなければならない。

ただ、性質上、事後的な対応が困難である以上、高齢者万引きという逸脱行為の早期の発見とその段階での適切な対応、という「犯罪抑止的な対応」が必要となる。その際には、店舗側での万引きされにくい環境の整備という状況的犯罪予防・犯罪機会の減少と、関係機関における綿密な連携、および情報の円滑な共有等も考えていく必要がある。以上に述べた事項については、「高齢者による万引き程度で、ここまでの対応を講ずる必要があるのか」という反応もあり得るところであろう。

だが、高齢者万引きの問題は、「その場その場における万引きへの対応の如何」といった観点にとどまるものではなく、わが国においてまったく未知の事態である未曾有の高齢化社会の抱える「病理」として捉えるべきものである。65歳以上人口がすでに全人口の1/4を超え、今後も増加が見込まれる状況において、高齢者の抱える様々な問題の「出

現形態」の1つが、高齢者万引きの増加であると捉えなければならない。

本報告では、高齢者万引きという場面を措定して、いわば「加害者として的高齢者」像を描き、それに対する犯罪抑止的対応および事後的対応のあり方を論じてきた。だが、高齢化社会の進展は、特殊詐欺の防止や高齢者虐待防止法に典型的に示されるように、あるいは徘徊高齢者の保護といった文脈も含めた、「被害者として的高齢者」「保護対象として的高齢者」への対応のあり方、といった問題をも内包している。

この両極を含めた「高齢者の見守り」の有効で効率的なあり方を社会システムとして探求していくことが、今後ますます重要になってくるだろう。そういった取組の文脈において、高齢者万引きの問題を位置づける必要がある。

第6 万引きをする高齢者の社会的包摂とコミュニティ形成

立教大学コミュニティ福祉学部教授 小長井 賀興

はじめに

本稿では、当研究会による量的調査やその他の調査研究によって明らかになった高齢犯罪者の抱える問題特性を踏まえ、それらを解消・軽減して彼らをコミュニティに包摂¹する方策について考えていきたい。

筆者は刑事政策と社会政策・地域福祉との連結、換言すれば、刑事領域の司法福祉を専門とし、日本と諸外国との比較研究を行ってきた。本稿でもそういう立場から高齢犯罪者への対応を考えていくことにする。現在、主要国の刑事政策はテロリズムを含む重大・凶悪な犯罪に対しては厳罰化で臨み、他方で、被害の程度がさほど甚大でない大多数の犯罪に対しては、なるべく行為者を社会に再統合することで再犯の抑止を図ろうとする傾向を持つ。緊縮財政下であって、限られた予算内で資源を効率良く配分し、最大限の社会防衛を実現するためであろう。再統合策は「社会の団結 (Solidarity)」という価値理念にも裏打ちされ、説得力のある政策展開だと言える。

そのために、被害のリスクレベルが中以下の犯罪については犯罪ではなく犯罪者に焦点を当て、刑事政策を社会政策や地域福祉に連結させて、犯罪者の社会への再統合が推進されている。それが再犯抑止に有効で、しかも経済的であることが経験的に分かっている。社会の側も、多少の問題性を持つ人でも仲間にしてしまえば、結果的に社会の安全と安心が実現できるから、本人が居住権を持つことを前提に、更生の可能性のある犯罪者はなるべく社会に受け入れようとしている。少なくとも欧州の主要国ではそうである。日本では犯罪者の再統合施策は発展途上にあるが、方向性は同じである。ただし、逸脱者や触法者に対する忌避感²は、相対的に高いかもしれない。

本稿では、問題性を抱えて犯罪行為に至った高齢者を社会に包摂していく方策について、高齢者の生きてきた時代背景と心性に着目し、欧州諸国での取組例を参照しつつ、日本で展開可能な方法を考えていきたい。

1 現代の高齢者が生きてきた時代背景とその心性

(1) 時代によって培われた高齢者に特徴的な心性

土井 (2016) ²は「期待値」の概念を導入し、高齢層の心性 (=ものの感じ方や考え方) を説明している。高齢層は高度経済成長期に自己形成を行ってきた世代であり、同時期に努力によってもたらされる成果を享受してきたから、自分の行動や人生に高い期待値を形成し、それを今も引きずっているという。

¹ 本稿では「統合 (integrateion)」と「包摂 (inclusion)」の語をともに用いているが、前者は「違いを捨象して仲間として受け入れる」、後者は「違いを認めつつ仲間として迎え入れる」という趣旨で用いた。

² 土井隆義「リスク回避する若年層、危険回避する高齢層 - 一般刑法犯検挙人員の動向が意味するもの -」、*犯罪社会学研究*No.41、2016

現在 65 歳以上の高齢者は昭和 25 年以前に生まれ、高度経済成長期（昭和 30（1955）年頃から昭和 48（1973）年まで）に人格を形成し、安定成長期を経て、その末期のバブル期（昭和 61（1986）年末から平成 3（1991）年初まで）には壮年期にあった。日本が経済の発展・拡大基調にあった時期に成人し、社会の中核を担った世代である。この時代にはどの社会階層にいても、また、雇用先の規模（大・中・小・零細企業）に関わらず、努力さえすれば皆が毎年所得を増やし、生活水準が向上した。多くの場合努力すれば応分の成果が得られたので、大半の人は「自己効力感」³と自分の将来に対する期待をもち、社会もそれを支えてくれると楽観して、自分が成就できることへの高い期待感を形成したと言える。いわば「為せば成る、為さねば成らぬ何事も」といった時代の気分の中で、努力することを学習しつつ人格を形成したのが平均的な高齢者の姿である。

更に土井（前掲書、2016、p21）は、高齢層と対照的なのが 20 歳未満の若者であるとする。バブル崩壊後の経済の超低成長期しか体験したことがなく、「努力しても報われない」と端から思っているから低い期待値しか持たず、期待値と現実のギャップが大きくなるように防衛的な心性を形成しているとする。

（2）日本社会を巡る状況の変化

バブル崩壊（平成 3（1991）年）以降、日本経済は停滞している。その頃より経済のグローバル化が進展・深化し、製造業の多くでは人件費の安い発展途上国が優位となり、国内では知識集約的な産業の割合が高まった。その結果、雇用の絶対数自体が減少し、また、国内に残った企業は国際競争力を維持するために非正規雇用を増やして人件費を節約し、終身雇用の正規雇用者の数を絞った。

このような雇用の不安定化の結果、国民の間で経済格差が拡大し、格差の大きさを示すジニ係数（0 に近いほど平等で、1 に近いほど格差が大きいとされる）が上昇してきた。図表 1 に示すとおり、日本のジニ係数は OECD 諸国の平均を上回っている⁴。OECD によると、『日本における所得格差は、OECD 平均より高く、1980 年代中盤から拡大している。（中略）日本では 2009 年には、人口の上位 10%の富裕層の平均所得は、下位 10%のその 10.7 倍になり、1990 年代中盤の 8 倍、1980 年中盤の 7 倍からの

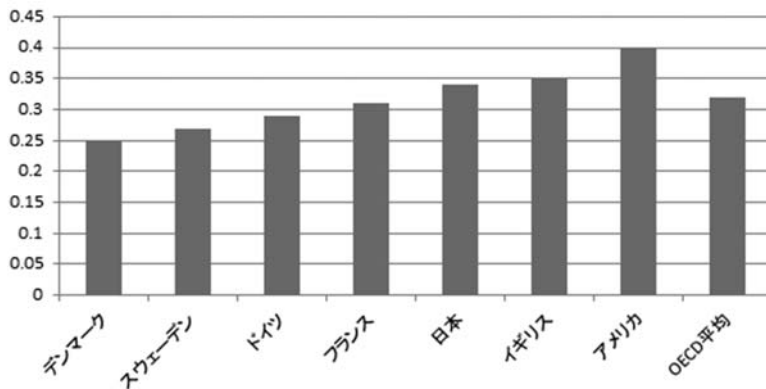
³ 自己効力感（self efficiency）は、心理学者のアルバート・バンデューラが提唱した。自分がある状況において必要な行動をうまく遂行できるかの可能性についての信念であり、その者の感じ方、思考、動機付け、行動に影響するとした。自己効力感を生み出す基礎のうち、成就体験が最も重要であるとされる。

（Bandura, A. “Self-efficacy mechanism in physiological activation and health-promoting behavior”, J. Madden, “IV (Ed.), Neurobiology of learning, emotion and affect” pp. 229-270, 1991)

⁴ 図 1 には反映されていないが、2012 年における日本の所得再分配後のジニ係数は、0.3921（厚生労働省「国民生活基礎調査（平成 25 年）の結果から」による）である。

増加となる。2013 年の OECD 平均は 9.6 倍であった』(OECD 報告書『格差縮小に向けて』日本カントリーノートより) という。このように、現在の高齢者が壮年期であった頃から、日本の格差は広がり始めているのである。

【図表 1：主要国のジニ係数 (2012 年あるいはその直近年)】



出典：(労働政策研究・研修機構による OECD の報告書『格差縮小に向けて』(2015 年 8 月)の概要紹介から転載 (http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2015/08/oecd_01.html)。日本のジニ係数は米英に次いで高く 0.34(2009 年)、OECD 諸国平均は 0.32(2012 年)である。)

また、産業化過程での核家族化を経て、現在では世帯の小規模化と単身世帯化が進んでいる。2015 年の国勢調査の結果によると一世帯当たりの平均人員は 2.38 人であり、単身世帯は全世帯の 3 分の 1 を越えた⁵。一方、世帯の町内会加入率の低下傾向も指摘されている。例えば、横浜市の調査⁶では、平成 24 (2012) 年の加入率 77.0%が平成 28 (2016) 年には 74.8%に低下した。この傾向は他所でも都市部で顕著である。これらから、家族においても地域においても、相互扶助機能が低下傾向にあると言えよう。

以上の変化に併行して、個人のコミュニケーション能力への社会的期待が高まったことが、数多の研究者によって指摘されている⁷。その背景として、土井(前掲書、pp17-19)は、社会の流動化によって家族・企業・地域による人間関係の制度的な保証が減じ、自らが開拓して人間関係を形成する必要が生じていることを指摘する。加えて、後期近代の経済のサービス化や産業構造の脱工業化もコミュニケーションを介した情報とサービスの交換によって成り立つものであり、個人のコミュニケーション力への社会的期待の高まりに影響していると思える。

更に、少子高齢化や産業の空洞化などによって国家財政が逼迫する中で、社会保障

⁵ 総務省統計局『平成 27 年国勢調査 抽出速報集計結果 結果の概要』、平成 28 年

⁶ 横浜市自治会町内会実態調査、平成 28 年 4 月 1 日

⁷ 例えば、本田由紀(『多元化する「能力」と日本社会 —ハイパー・メリトクラシー化のなかで』、2005)は企業の人事採用担当者が学生の学業達成度以上にコミュニケーション能力を重要視していること、また、個人のコミュニケーション能力は生まれ育てられた家族(定位家族)に大きく規定されることを実証研究で明らかにしている。

や社会政策にも制約が生じ、社会経済的弱者を国家が十分に救済できなくなった。これに対し、まずは自助努力や近親者の助けで生活を支えることを求め、それが難しければボランティアや NPO による支援や各種保険で補う趨勢が見られる。換言すれば、「公助」の不足を「自助」・「互助」・「共助」で補うべきだとする社会的圧力が生じている。加えて日本特有の事情として、平成 23（2011）年の東日本大震災以降、コミュニティ内の人々の「絆」の意義が強調され、人間関係が苦手な人には当惑するような時代の空気がある。

以上、バブル崩壊以降の日本社会が経験してきた動きを概観した。雇用の不安定化に伴う経済格差の拡大、家族やコミュニティの扶助機能の縮小、個人のコミュニケーション能力への社会的期待の高まり、NPO 等市民組織の隆盛とその社会的弱者救済機能の伸長がこの 20 年間に顕著となった。

（3）高い期待値を持つ高齢層が経験する「生きづらさ」

このような日本社会の趨勢を踏まえると、期待値を現実に充足できる高齢者は一部であると言わざるを得ない。バブル崩壊以降は正規雇用のポストが劇的に減少し、日本社会の経済格差は拡大しているから、「努力しても報われない」ことを壮年期以降に経験した高齢者は多いであろう。また、職業生活において高齢者の大半は勤勉性や生産性で人事評価をされてきたから、コミュニケーションスキルを修練してこなかった。コミュニケーションに長けていない高齢者にとっては、市民活動や地域活動に参加するのは容易でなかろう。

すると、収入、社会関係、社会活動において、少なからぬ高齢者は自ら期待する程の結果を得ていないと思われる。土井（前掲書、pp21-22）がいうように、期待値が高い分だけ、現実とのギャップが大きいだろう。その結果、「相対的剥奪感」を募らせて、青・壮年期に自分の努力に報いてくれると社会を信頼していただけに、それだけ社会への不信感と敵意を抱いているのかもしれない。あり得る帰結である。

ただし、経済の成熟化や知識社会化が進んでいるので、期待値が満たされるかどうかは、学歴やそれに裏付けられた知識や技能が決定要因になるであろう。そういう条件を満たす高齢者も確かにいる。つまり、高齢層で相対的剥奪感を募らせている者と比較的恵まれている者との分断化が進んでいると思える。

2 高齢犯罪者の抱える問題特性

（1）経済低成長・停滞期における高齢者犯罪の趨勢

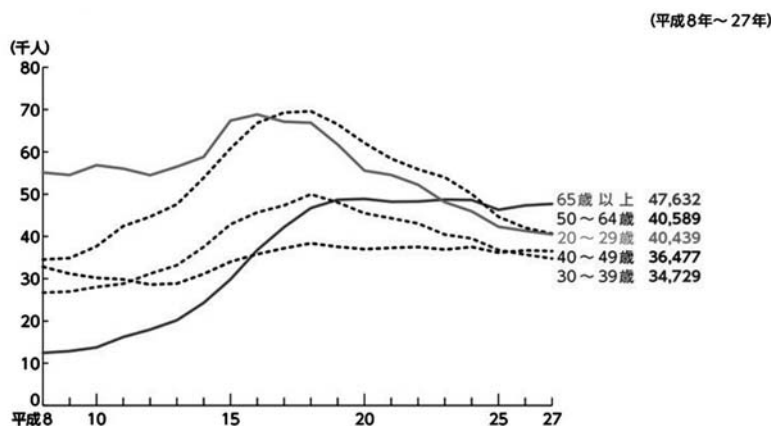
図表 2 は刑法犯について、年齢層別の成人検挙人員の推移（最近 20 年間）を見たものである。高齢者の検挙人員は、平成 20（2008）年まで著しく増加していたがその後はおおむね横ばいで推移し、他の年齢層と異なり、高止まりの状況にある。平成 27（2015）年は 4 万 7,632 人であり平成 8（1996）年の検挙人員の約 3.8 倍となっている。これは

他の年齢層と比較して、最も多かった。

ただし、図表 3 のとおり人口比で見ると、人口構成の高齢者比率が著しく増えていることが高齢者犯罪の増加に効いていることが分かる。とは言え、社会参加の機会が減じ、身体能力が減退して犯罪から遠ざかるとされる高齢層にあって、この 20 年間の推移の中で犯罪率はやや高止まりの状態にあることはやはり問題である。いずれにせよ、絶対数の多い高齢者犯罪を減らすことが社会の課題であることは間違いない。

なお、高齢者による犯罪の大半は窃盗、それも万引きである。よって、下図における高齢者犯罪の趨勢は、ほぼ高齢者による万引きの趨勢としてみてよい。

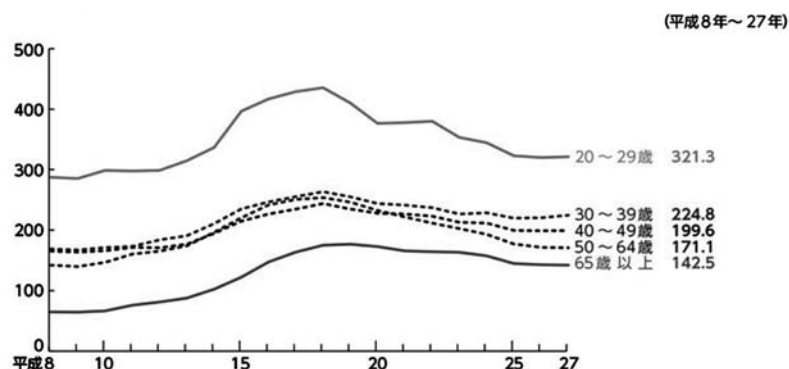
【図表 2 刑法犯検挙人員の推移（年齢層別）】



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

出典：『平成 28 年版犯罪白書』

【図表 3 刑法犯検挙人員の人口比の推移（年齢層別）】



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層 10 万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。
 4 平成14年から26年の検挙人員は、危険運転致死傷を含む。

出典：『平成 28 年版犯罪白書』

(2) 自分を不遇だと認識する高齢犯罪者の相対的剥奪感

本研究会の調査で、「万引きの被疑者である高齢対象者は自分のことを経済的にも、人間関係においても恵まれないと認識し、高齢化に対する不安が高い傾向があるが、高齢者を含む被疑者群の規範意識が一般群よりも低いとは言えない」ことが確認された（第Ⅱ章 55～59 頁参照）。更に、辰野委員はクラスタ分析によって万引きの高齢被疑者の分類を行い、「人生不幸群」（37 名）と（犯行責任を）「他に転嫁群」（17 名）の二類型を見出した。同委員によると、各類型は次の特徴を持つ（第Ⅱ章 67 頁参照）。

「人生不幸群」は暮らしぶりに対する評価が低く、万引きの原因は自分にあるとしながらも、体力の衰えもあり、そうした状況から抜け出すことができずにいると推測される。もう一つの「他に転嫁群」は暮らしぶりに対する評価や規範意識は低いものの、万引きの原因は店や社会にもあると考え、また、社会の状況や構造について割り切ったような「あきらめ感」を持つ傾向にある。最終学歴は高校卒業以上が多い。

この類型のうち「人生不幸群」は、正に本稿で前述してきた高い期待値と現実のギャップから相対的剥奪感を抱いている高齢者と言えないだろうか。また、「他に転嫁群」における「あきらめ感」を自らの行動や人生についての自律性の欠如・不足であると（拡大して）解釈すると、他者との関係性や社会参加の面で問題を有し、社会に適応できないで見ることができると見ることができる。こちらの類型も、本稿で見てきた現代の高齢者の特徴を体現している。

(3) 社会への不満・不信感と危険回避・異議申立行動としての犯罪

当研究会の調査によると、対象の高齢の万引き被疑者の大半は社会経済的状況あるいは関係性に恵まれず、社会に適応していないと推測される。ただし、経済的困窮と犯行との直接的な関連は見出せず、犯行時に所持金がないわけではなく、使いたくない・余裕がないのが本音である。また、本調査その他で、孤独感も犯行の動機であることが分かった⁸。

だが、孤独なのは本調査対象の被疑者に限らず、単身高齢者世帯がこれだけ増えた中で⁹、孤独で、孤立した高齢者は数多い。高齢層では相対的貧困率も高い。それでも、大半の高齢者は犯罪とは無縁である。孤独や貧困が犯行に繋がるには、何らかの媒介変数が必要である。これについて、辰野委員がクラスタ分析によって被疑者の特徴として見出した第一類型にあつては「社会に対する不満」、第二類型にあつては（自らの人生や行動に対する）「あきらめ感」が媒介変数に当たるのではなかろうか。両者でベクトルは異なっても、結局は自分が物心付いてから培ってきた自己効力感が適正に発揮できず、自分を承認しない社会への不満が根底にあるように思える。そこから、

⁸ 警視庁「万引きに関する調査報告書」（2011）でも同じ結果が検証されている。

⁹ 平成 25 年には単身高齢者世帯は高齢者のいる世帯の 26.5%である（出典：総務省「統計から我が国の高齢者を考える」平成 28 年 9 月）。

自分の現状への不全感や将来への不安感、自分を守ってくれない社会に対する不信感、あきらめ感が生じて、犯行に至っているのではなかろうか。

これについて、土井（前掲書、2016、p23）は社会への不信感を根拠に持つ「危険回避」の行動が、高齢者犯罪の実相だとする。つまり、社会に対する不信感があるので、万が一の時に備えてできるだけお金を貯めておきたいと望んで、万引きに及ぶというのである。

関連して、筆者が実施した更生した元犯罪者 100 名に対するヒヤリング調査のパイロットスタディでも、それを逆方向から裏付ける結果を得ている。すなわち、複数の更生した者は、無年金者であっても「頑張れるだけ頑張り、働けなくなったら国の世話になる。憲法（25 条）が守ってくれる」と語った。また、ほぼ全員に国家の刑事司法の公平性・信頼性に対する信頼感がある¹⁰。社会に対する信頼感は社会適応の基盤を形成するのであり、また、犯罪の保護要因、更生促進要因なのである。

3 万引き等の犯罪を行った高齢者の再犯抑止と社会再統合の方策

ここまで、当研究会の調査をベースに、さほど重篤でない犯罪を行った高齢者の問題特性や犯罪要因を見てきた。では、彼らにどう対応したら再犯を抑止できるか、以下で考察していく。方策について、三つの方向性を提案したい。

- (1) 期待値の質的転換 = 時代状況に見合うマインドセットの設定
- (2) 人生における自律性の獲得
- (3) 相互承認・相互扶助コミュニティへの参加

(1) 「期待値」の質的転換 = 時代状況に見合うマインドセットの設定

人間は誰しも、生きてきた時代の精神を引きずって生きている。社会に適応できない場合、過去の時代精神の中で形成した心性が現代に適合していない可能性がある。本稿では、高齢犯罪者の期待値が高過ぎることが犯罪の背景にあると想定した。そこで、まず、当人の生き方の羅針盤であるマインドセット（＝思考様式・態度・価値観など）を、現代の成熟社会・経済の超低成長時代に見合うようにリセットしてもらう支援が必要であると考えます。

では、どのようなマインドセットが現代に見合っているのだろうか。近未来の社会の鍵概念として、いくつか挙げることができる。「公平なルールと適正な事後審査に基づく公正な経済競争」、「AI（人口頭脳）や IT（情報技術）を活用した情報・技術化社会」、「持続可能な開発」、「人間と自然の共存」、「定常型社会」などが、異なる領域で

¹⁰ このヒヤリング調査の分析結果は、2017 年 9 月に東京で開催される世界保護観察会議で報告予定である。パイロットスタディの結果は、日本司法福祉学会第 16 回大会（2016 年 8 月 29 日）で、「犯罪者・触法者の地域社会への再統合支援における課題と地域福祉との連繋に関する研究（2）—仮釈放により更生保護施設に入所した更生事例の分析—」のタイトルで報告した。

提唱されている。本稿は高齢犯罪者の生活者としての側面に焦点を当て、高齢犯罪者がどう暮らしていくと生き易くなるかを考察しようとしているので、上記のうち「定常型社会」に着目してみたい。「定常型社会」とは次のような社会である。

※ 「定常型社会」

広井（2003、2009）¹¹が提示した、後期近代以後の新しい「豊かさ」を志向する社会である。個々人の生活保障（機会の平等）がしっかりとされつつ、長期にわたって存続可能な福祉社会が構想されている。広井は、定常型社会の条件として次の事項を挙げている。

ア 消費の脱物質化

イ 時間の消費という方向への展開の中で、経済の量的拡大自体を目標としない豊かさ

ウ 根源的な時間の発見 - 市場経済の外部・根底（コミュニティや自然）への繋がり

エ 「個人による新しい事業や創造的な活動の試み」と「マクロの消費量が成熟化ないし定常化した社会」の両立

定常型社会では根源的な時間が発見され、個人・共同体・自然が融合し、個人がコミュニティ活動に自発的に参加し、ネットワークをつくり、互いに支え合い、喜びを共有するようなボランティアな活動（例えば、介護、福祉、自然保護）を行う。その活動は、人々の根源的な欲求をコミュニティや自然に繋いでいくとされる。なお、広井は、定常型社会では経済成長に代わる価値ないし目標を発見し、根拠づけていく作業が求められているとするが、価値の内包自体は個人と共同体の創造的活動に委ねている。

筆者は、広井の記述する「人々の根源的な欲求」とは自らの潜在的な可能性を十分に開花させ、自分ができることを自発的に行い、その過程を楽しみ、結果的に自分が生活しているコミュニティ・社会・自然環境に何らかの貢献ができることだと考える。そして、そういう姿を仲間同士が相互に承認し合う様子を想像している。このように考えると、人の期待値の質も変わってくる。それは努力が専ら生産性の観点から評価され、評価のレベルに応じて物質的な見返りを得たいという風な期待値ではなく、本来の自分を生かしているか、楽しめているか、他者やコミュニティの幸せに貢献できたかという観点が前面に出てくる。自分が自分らしくあること自体が価値なのであり、自分を受容し、ゆったりと生きていること自体が喜びとなる。

このような暮らしのあり方を価値あるものとし、高齢犯罪者が自然な形で自分を知り、自分を受け入れ、やりたいことをして喜べるような環境や機会を提供することで、彼らの期待値の質的転換を促してはどうだろうか。

¹¹ 広井良典『定常型社会、新しい「豊かさ」の構想』、2003、また、『コミュニティを問い直す』、2009

(2) 人生における自律性の獲得

定常型社会では自発性が行動の基本とされる。つまり、自分自身が自分の行動や生活の主人公になることが肝要である。換言すれば、「自律的人生」を目指すことに価値を置く。これは人々が相互に依存し、多くの利害が錯綜する現代社会では、得難いものである。そこで、自律性について「Good Lives Model (善い人生のモデル)」を手掛かりに考えてみたい。

※ 「Good Lives Model (善い人生のモデル)」

トニー・ワード (Tony Ward ; 2007, 2012)¹²らが提唱した概念で、犯罪者処遇に枠組みと方向性を与える一つの指針である。犯罪者処遇に限らず、対人援助全般に活用できる指針であり、対応の枠組みと言える。このモデルでは、どの者の人生も各人の「Primary Goods (基本財)」を志向していると捉える。基本財として、次の11種類のもものが想定されている。

—健康な生活、知識、遊びにおける卓越性 (喜びの経験)、仕事における卓越性 (達成経験)、機関としての卓越性 (自律と自己決定)、心の平穏 (ストレスに振り回されないこと)、友情 (親密な関係)、コミュニティ (親密な者以外の他者との程よい関係性)、精神性、幸せ、創造性

ワードらは、「基本財とは何かを得るための道具ではなく、それ自体に価値があり、目指されるべきものである」とする。どの人も基本財を志向して生きるが、現実には犯罪を含む種々の問題行動が生ずる。それは、基本財を実現するための知識・資源・機会の不足、複数の基本財の優先順位の付け方の混乱など何らかの制約や混乱があって、基本財の実現が阻まれていることによると規定して、犯罪者処遇とは、他者に危害を及ぼさない方法で基本財を実現できるよう、必要な知識、技能、機会、資源を提供することだとする。

このモデルが示す「基本財」は、「定常型社会」の概念が示唆していた「経済成長に代わる価値ないし目標」の内容と考えることが可能である。高齢犯罪者がそれぞれの基本財を獲得するように支援できれば、その人生は自律的で豊かなものとなり、より純粋で揺るぎない自己効力感を得て好循環が始まるのではなかろうか。それが再犯抑止に繋がると、筆者は考える。

(3) 相互承認・相互扶助コミュニティへの参加

定常型社会は相互承認・相互扶助社会でもある。後期近代以降の社会では、我々は

¹² Ward, T., & Stewart, C. A., "The treatment of sex offenders: Risk management and good lives", *Professional Psychology: Research and Practice*, 34, 353-360, 2003、また、Tony Ward, "The Rehabilitation of Offenders: Risk Management and Seeking Good Lives", トニーワード「犯罪者の更生：再犯危険性の管理と善い人生の追求」、*更生保護学研究*第1号、pp57-95、日本更生保護学会、2012

行動に対する金銭的・物理的な報酬と同等に、あるいはそれ以上に価値を共有する人間の承認があることに意義を認める。また、人間の本性として、自発的に楽しんで行う行動が同時に他者やコミュニティの価値にも寄与する時、喜びが増す。社会的な存在である人間は、基本的に「精神的な居場所」と「役割」を求めており、相互承認と相互扶助のあるコミュニティへ参加することは順当なことである。人間はコミュニティのかけがいのない一員として、コミュニティ全体の利益のために貢献することを志向していると思う。

つまり、高齢犯罪者であっても単なるケアの受け手や矯正の対象としてでなく、役割をもってコミュニティに参加することを推奨したい。役割を持つことで生活が充実するだけでなく、視野が広がる。また、人生が必ずしも良い状態にないのは自分だけでなく、他者も種々問題を抱え、それでも精一杯生きていることを知ることができる。こうして、他者を知り他者を助けることで、自分自身と自分の人生に対する認知も変わってくるだろう。

4 包摂的なコミュニティ形成の中での高齢犯罪者支援

前章では理念に係る抽象的な考察をしたが、本研究会の目的は高齢者による万引きの予防と再犯抑止を考えることにあるから、本章では抽象論を具体的な施策に落とし込むことを考えていく。

筆者は次の三つの方策を提案したい。

- (1) 町づくり施策パッケージの中での高齢犯罪者支援
- (2) 社会連帯経済による社会的排除者の社会的包摂
- (3) 社会的排除者をコミュニティのケアシステムへ繋ぐ仕組み

(1)(2)は問題を抱えた人々を社会に包摂する仕組みであり、(3)はその仕組みにニーズのある人々を繋ぐツールである。

(1) 町づくり施策パッケージの中での高齢犯罪者支援

日本では犯罪者や薬物依存者等「自己責任で社会から排除された者」に対する視線は厳しい。障害者や「子供の貧困」などに対しては、種々のNPOやボランティアが支援活動を展開しているが、犯罪者を社会に統合するための支援は社会の承認を得るのが難しい。犯罪者自身も必ずしも他者からの介入を喜ばない。そこで、コミュニティ機能を高めるための施策の中に、高齢犯罪者支援を取り込むのである。

住民の問題行動や住民間の紛争はコミュニティの規範の緩み、あるいは規範の時代状況へ不適合の表れと見る立場がある¹³。つまり、高齢者犯罪は単なる個人の問題行動

¹³ 公的な司法制度を代替あるいは補完する司法・正義の仕組みである「修復的司法 (Restorative Justice)」では、紛争をコミュニティの利益 (Community Interests) を阻む何らかの逆機能の表れと捉え、望ましいコミュニティ形成を目指して住民が協働すべきだと訴える。例えば、Lucia Zedner, "Reparation and Retribution:

でなく、住民の生活を阻む何らかのコミュニティの逆機能の表れであると再枠付け（Re-framing）するのである。そう捉えると、高齢犯罪者の問題はコミュニティ全体の問題となり、彼らに対する支援はコミュニティの規範の修復のための営み・コミュニティ形成に繋がる事業となる。

コミュニティの問題は犯罪に限らない。低所得世帯、長期失業者、学校からの早期離脱者、引きこもり、高齢者の孤立、ホームレス、家庭内暴力など多岐に渡る。これらの問題に対し、対症療法的な個別対応だけでなく、問題を生まないコミュニティの基盤形成という発想に基づいて、健全なコミュニティ形成を阻害する要因へ対応していくというアプローチをとるのである。このアプローチでは、問題行動を行う者が生ずる背景には社会構造的な問題やコミュニティの機能不全があることを前提とし、更に、問題行動は複数の困難・問題が複合した結果生ずると考え、社会経済的条件、物理的環境、相互扶助のネットワーク（＝社会関係資本）などを包括的に整備することで潜在的加害者の発生を予防し、また、既に問題行動を行った者については社会への再統合を促進することで再加害の防止を目指す。

このアプローチでは、問題行動を行う者も人間として様々な機能を持ち、善い生活を送りたいと願うが、何らかの社会構造的な制約があつて問題行動に及んだと想定しており、「Good Lives Model」の概念に通じる。ただし、住民が善い生活を送るための地域社会の基盤形成事業の中で個別の対人援助を行うという発想に立つ。例えば、軽犯罪を行った高齢者がいた場合、その背後に生活保障制度・高齢者の地域包括ケア制度・地域の社会参加の機会の不足があることを見出し、それに対する制度と資源を拡充することで、個別の高齢犯罪者も支援していくという発想である。町づくり施策パッケージの中で問題行動を行った者を支援しようとするから、個々の対人援助を通じて形成されたコミュニティの資源や資本は必要で十分なものとなり、結果的に住民全般にも汎用性を持つことになる。「自己責任で社会から排除された者」への視線が厳しい日本にあつて、町づくり・コミュニティ形成のアプローチをとれば、住民の抵抗感を和らげることができる。事実、極端な事例に適正・有効に対処できれば、その過程で一般人の福利にも寄与できる条件や資源がコミュニティに整備できるのである。

そんな視点から、参考例としてオランダの実践を概観する。

※ 地域政策の中での犯罪者支援 - オランダの取組

ア 施策の概要

治水のために官民協働で国家建設を行ってきた経験を持つオランダでは、「ともに働き、ともに生きる Working together, living together」を旗頭として、成長、持続性、

Are They Reconcilable”, Article from A Comparative Project, “Reparation in Criminal Law” at the Marx Plank Institute of Foreign and International Law, 1994, p241.

尊厳、団結を備えた社会を創造するために協働することを政策課題としてきた¹⁴。

その一つの対策として、都市政策の中で個人とコミュニティの福利の実現を志向する取組がある。住民の社会福祉に対する責任は政府（中央と地方）にあるとし、国の社会保障制度とともに、自治体レベルでは社会経済的問題の総合的な解決を目指してきた。都市の諸問題に対し、広い視座から複合する諸要因を分析し、包括的な解決を志向するアプローチをとる。

オランダは多様な価値観や文化的背景を持つ人々を抱える多民族国家である。欧州全般に比べ、国民間の社会経済的格差は相対的に小さいが、移民や無資格の若者を中心に社会経済的弱者となり易い一群の人々がおり、都市の荒廃や犯罪のリスクが社会に内在している。そこで、地域での人々の共存と治安の維持はオランダの喫緊の課題であり、コミュニティに焦点を当て抜本的な対応をしてきた¹⁵。政策的な含意は、「コミュニティの活性化」によって地域が抱える構造的、環境的問題を緩和・解消させることであり、その結果、犯罪や問題行動も減少させることにある。

イ 事例 - ロッテルダム市における地域政策の抜本的な取組

ロッテルダム市は「都市の繁栄と社会の福利は、社会構造や物理的構造と無関係に考えるべきでなく、良い学校、上質な公的空間、魅力的な広場、手ごろな住宅、社会的に調和のとれた近隣、社会参加の機会の増加、住民の連帯があって、実現される。経験から分かるように、教育、雇用、社会的な機会への参加、上質な公的空間は深く相互に関連している」と考え¹⁶、同市の管轄するコミュニティの健全さを次の諸指標を用いて総合的に評価している¹⁷。

- ・平均的収入レベル — 所得の高・中・低層の割合を測る。そのバランスは市全体と同じになるべきであり、低所得層が減り、中所得層が増えるのが望ましい。
- ・社会の安全指数 — 犯罪指数と住民の意識調査の結果で示す。
- ・近隣への満足 — 住民の意識調査の結果を用いる。
- ・住宅の評価価値 — オランダ不動産評価法に基づいて決定された資産の課税価値をみる。
- ・選択的移民指数 — 収入と収入源について定住者と退去者の違いを見る。
- ・社会指数 — 個人の能力（言語・健康、収入と教育）、生活環境（差別のレベル、住居、公的施設と安全性）、社会参加（就労と教育、社会的接触と社会・文化的活

¹⁴ The parliamentary parties of the Christian Democratic Alliance, Labour Party and Christian Union, “Coalition agreement between the parliamentary parties of the Christian Democratic Alliance”, Netherlands, 2007

¹⁵ オランダの都市政策については、在日オランダ大使館のHPが簡潔に概説している

(<http://japan-jp.nlembassy.org/オランダという国/オランダの社会.html>、2017年2月22日閲覧)。また、水島治郎『反転する福祉国家 オランダモデルの光と影』（2012）は、オランダの社会政策の変遷と政治の右傾化について詳細に論じている。

¹⁶ Rotterdam City, “Pact op Zuid 2008 Guidebook Establishing the Baseline”, 2008

¹⁷ Rotterdam City 前掲書

動)、紐帯（可動性と繋がり）に関する数値から、住民の生活の質を測る。

- ・学校教育からの離脱率 — 教育歴と学力は失業率、収入額、犯罪率に影響する。
- ・子供統計 — 児童虐待、子供の貧困、失業している若年、非行少年、特別支援ニーズのある生徒、10代の母親に関する数値を用いる。

これらの指標の数値から衰退地域を特定し、問題の要因分析を行い、分析結果に基づいて予算を重点的に配分し、改善のための施策や活動が実施される。問題の要因は複合しているため、社会的、経済的、物理的要因を織り込んだ包括的な対応がなされる。そして、その過程で犯罪等問題行動を起こす者への継続的な支援も行われる。

ロッテルダムではコミュニティの問題に対応するのに「事象アプローチ」、「人志向アプローチ — 問題を抱える者への特別支援」、「地域志向アプローチ—近隣に特有の問題に対処」の三つの方法を取っているが、「地域志向アプローチ」によって、近隣地域レベルで治安、社会、自然の各面での資源の投入を連結させた包括的なプログラムを実施し、「事象志向アプローチ」も「人志向アプローチ」もその中に統合している。地域を志向したアプローチの過程で問題事象も問題個人も手当てしていくことが、問題の抜本的解消に繋がるとされている。例えば、荒廃地域の小・中学校の設備や教育スタッフを充実させ、地域にスポーツクラブや学童保育・補習教育システムを作り、失業者には職業訓練を含む就労支援や心理相談の制度を整えれば、現に発生している家族間暴力、失業率、学校からの早期離脱、非行や犯罪の問題事象に対処でき、同時に、当事者の立ち直り支援と予防もできるとされる。

なお、上述の指標を用いた評価の前提として、関係組織間で多くの関連情報が共有され、近隣地域をプロファイルしている。それによって異なる政策領域で共通の情報ベースを持つことが可能となり、短期、長期の包括的な目標を策定できる。ファイルは日々更新されている。安全指標は早期の学校離脱や公的扶助受給にも関連しているように、要因は連関し複合しているため、情報の共有は総合的なアプローチの前提となる。

上述のとおり、オランダの地域政策では各種指標を用いて衰退コミュニティを突き止め、そこに予算と資源を手厚く投入し、物理的・空間的・社会的条件を整備することでコミュニティを活性化し、問題現象や問題行動の出現を減少させるアプローチをとっている。問題行動を起こす者への個別支援ももちろん行われるが、大きなコミュニティ政策の中での下位の施策と位置付けることで、個別支援の有効性も社会的認知も増すと言える。オランダが日本より治安がいいわけではなく、また、政策の前提となる国から自治体への権限と財源の移譲の実態も異なるため、そのまま日本のモデルにはなり得ないが、コミュニティの問題行動に対する包括的な視点や総合的な対応策は参考にはなるだろう。

(2) 社会連帯経済による社会的排除者の社会的包摂

次に、問題を抱えた人々をコミュニティに包摂するもう一つの仕組みとして、社会連帯経済について論じたい。こちらも、犯罪者だけを突出させるのではなく、社会から孤立している人々の類型の一つと捉え、他類型の人々とともにコミュニティが支援していく仕組みである。対象者を自律的で潜在的な可能性を持つ主体と捉え、彼らの能動的な社会参加を支援することを目指している。

※ 社会連帯経済の中での犯罪者支援 - フランスの取組

ア 社会連帯経済とは何か¹⁸

社会連帯経済とは、協同組合・NPO・共済組合・財団などの非営利組織による経済活動である「社会的経済」と、不平等の是正・環境保護・脆弱な人々への支援・荒廃した地域の活性化などを目的として社会的連帯を基盤に行われる経済活動である「連帯経済」が2000年以降に合体した理念・運動である。市場経済や公共経済に並行して行われる市民のための市民による活動である。市民とコミュニティの福利を維持・発展させ、共生的・包摂的社会建設を目指す。活動領域は狭義の経済活動に限定されず、近隣の生活圏での社会サービスの提供を目的とする住民による地域密着型の種々の経済的取組も含む。

イ 社会連帯経済発展の時代的背景

社会連帯経済は19世紀に出現したが、現代の金融資本主義経済における時代背景の中で、社会的意義が一層高まっている。すなわち、

- ・1980年代からのグローバリゼーションや少子高齢化の深化による社会からの排除者の増加
- ・労働市場、家族、コミュニティ等の構造変化による失業世帯の増大、所得格差、ホームレスの増加などの社会問題の深刻化と特定地域への偏在化
- ・福祉国家のあり方（＝税制と社会保険により、活動人口から非活動人口に所得を移転する）だけでは解決できない問題の発生と深化

このような時代背景から生まれた社会連帯経済は、連帯を基盤とした経済的取組を通じて、住民の互酬的で相互を承認する関係を作りながら、徐々に開かれたコミュニティを形成していくとされる（北島、前掲書、p24）。

ウ フランスの社会連帯経済の二つの事例

(ア) パリのNPO “Tout Autre Chose, トウトートル ジョーズ”¹⁹

¹⁸ 参考文献：アラン・リピエッツ『サードセクター 「新しい公共」と「新しい経済」』、2011、在日フランス大使館「フランスと社会的連帯経済」、アクチアリテ・アン・フランス41号」、2013、北島健一「連帯経済と社会的経済」、政策科学23、pp15-32、2016、あうるず編『ソーシャルファーム』2016など

¹⁹ 筆者は、科研費基盤研究(C)「犯罪者・触法者の地域社会への再統合支援における課題と地域福祉との連携に関する研究」(課題番号：26380784、研究代表者：小長井賀興)の一環として、2014年3月と2015年9月に視察した。また、<http://www.toutautrechose.fr/> を閲覧した(2017年1月15日)。2017年2月時

- ・パリ 9 区を中心部に友愛の場を創りたいという人々の思いから、2007 年に設立された NPO（アソシエーション）である。
- ・事業目的は親密さと傾聴の社会的輪を発展させ、生きづらさを抱える人々を支援すること。
- ・この団体は二つの事業を展開している。

<事業 1： レストランの経営>

ランチとディナーを有料で提供している。スタッフは近隣住民のボランティアで、軽犯罪を行った社会奉仕命令対象者も、清掃や配膳などの無償労働を行っている。ただし、元犯罪者の数は抑制し、数か月で交代させている。客は、当団体で食事や会合を持つことで事業を支援したいと望む近隣住民とそのグループ。元犯罪者がスタッフにいることは、地域の仲間として黙認している。

【図表 4 レストラン “Tout Autre Chose, トウトートル ジョーズ” の室内】



※壁の本は、休業時には 地域住民の朗読会・読み聞かせ会の素材になる。

<事業 2： 連帯とコミュニティ形成活動>

レストランの収益・補助金・寄付を元に、次の事業を展開している。住民は受益者・支援者である。元犯罪者も識字教育や文化活動等で支援者になる。

- ・教育的ワークショップ（＝リテラシー習得支援）
識字教育、コミュニケーションスキル、コンピューター、英会話
- ・サービスワークショップ（＝日常生活支援）
行政・法律事項、金銭管理、融資、インターネットアクセス
高齢者家庭の訪問、傾聴とコーチング（＝能力開発）、連帯促進活動（＝地域住民の孤立防止セッション 12 回のワーク）
- ・文化と娯楽のためのワークショップ（＝楽しみ創造）
裁縫、パリ市内名所散策、ジムでの運動・身体表現、ゲームと話し合い、お祭り、イベント

点で、2017 年 9 月の移転・事業再開準備中であり、休業している。

(イ) フランスの NPO “Jardins de Cocagne (ジャルダン・ド・コカーニュ)”²⁰

フランス全土に 130 の農場を展開するソーシャルファーム。ソーシャルファームは地域密着型の「社会的企業」である。「社会的包摂を促進する新しい連帯」をコンセプトとする。

- ・事業目的と社会的機能は、ビオ（環境保護、無農薬、地産地消の野菜）の普及・実践、労働市場に参加できない者（＝就労スキルのない若者、障害者、移民、ホームレス、シングルマザー、元薬物依存者、元犯罪者など）の雇用創出や就労・就業支援にある。人間が尊厳を持って生きていける社会システムの創出を目指し、地域住民が、共通理念の元に直接参加できる共同体を目指す。
- ・対象者は種々の生きづらさを抱えている者の混成である。そこから、副次的に、痛みの相互理解・相互扶助の効果が生ずる。ただし、グループの健全化を維持するために、元薬物依存者や元犯罪者数は抑制している。
- ・地域住民は法人の会員として、定期的にビオ野菜のバスケットを購入。自らの食生活を豊かにする行為が地域の環境保全に寄与し、更に、社会的弱者の就労を助ける。地域のコミュニティ形成の正統な主体となる。
- ・収入割合は国の助成 40%、自治体の助成 30%、野菜の売り上げ 30%である。収入源が多元化されていることで、経営が安定する。

以上、フランスの二つの社会連帯経済の例を概観した。フランスの社会連帯経済には明確な理念があり、単なる社会的弱者の包摂を超えて、「人々の福利と連帯を可能とするコミュニティ形成」という新しい価値を創生している。前述した「定常型社会」における新しい価値に通じる活動の一つと言える。

日本でも、近年は連帯経済の隆盛が見られる²¹。ただし、元犯罪者を含めた支援対象者の多様性、公的資金の豊富さ、新しいコミュニティ形成に向けた地域の連帯と協働という点で、フランスの事例から学べる事項は今も多いと思える。

(3) 社会的排除者をコミュニティのケアシステムへ繋ぐ仕組み

ところで、困難を抱えた者、それも問題行動を行った者ほど、支援を提供する公的サービスにアクセスしないとされる。如何に彼らにアウトリーチして、社会的な支援の枠組みに入れるかが課題とされる。その点で、刑事司法に関与した者は身柄の拘

²⁰ 筆者は、科研費基盤研究 (B) 「非行少年・犯罪者に対する就労支援システムの展開可能性に関する研究」(課題番号: 15H03297、研究代表者: 石川正興)の一環として、2016年3月に視察した。また、<https://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&sl=fr&tl=en&u=http%3A%2F%2Fwww.jardin-cocagne-angers.org%2F>、を閲覧した(2017.01.15)。

²¹ 筆者の知る範囲では、農業組合法人「協働学舎新得農場」、NPO法人「小金井 ハーモニー協会」、埼玉県 NPO 協働推進事業「むさしうらわ このまちで暮らす会」、株式会社「報徳農場」(神奈川県足柄の農業連携事業)などがある。

束を解く際に地域の支援組織に繋がれば、漏れなく支援の機会を提供できる。その点で、次に示すオランダの組織は、問題を起こした社会的弱者を地域社会のケアの仕組みに繋ぐ効果的な実践例として、参考になる。

※ オランダ・ロッテルダム市の「Safety House」²²

自治体内に設置された諸機関連携組織である。すべての年齢層刑事司法(警察、検察、裁判所、刑務所、保護観察所)に繋がった者を、身柄の拘束を解く際に地域の福祉・教育・ケアのシステムに繋ぐ仕組みである。問題行動や犯罪を行った者の入口支援(=正式の処分を免除された者への生活支援)と出口支援(=処分終了者への社会復帰支援)を行う。単なる連絡組織でなく、自治体内に(現実の)事務所とデータベースを共有し、対象者の抱える問題の緩和・解決と社会への再統合のために、多領域の専門家が協働をする。対象者の問題に応じて警察・検察・保護観察・福祉・教育・医療・心理・住宅・労働などの専門家のいずれかが協働してアセスメントと包括的な支援・ケアを実施している。問題を起こす個人は複合した問題を抱えており、通常個人の問題行動の背後には家族の問題、地域の機能不全があるので、関係機関が情報を共有し、専門的知識・知見を提供し合うことで、問題に総合的・包括的に対応することを目指している。スタッフの給料は派遣元組織が支払い、事務所の運営費は自治体が所管する。

5 まとめに入れて

本稿では、万引き等を行う高齢犯罪者の抱える問題背景と彼らを社会へ再統合する方策について考察した。本研究会の調査で万引きを行う高齢者の抱える問題性が明らかになった。対象者がいくつかの類型に分けられたが、実際は抱える問題は一律ではないだろう。ただし、現実には差異に即応したきめ細かい対応は難しく、時にトータルな有機体である人間を一面で見ってしまう弊害もある。

その点、本稿で紹介した、種々の問題を抱えた社会的弱者を他類型の人々と混成して地域住民として迎え入れ、主体的に「定常型社会」や「社会連帯経済」の担い手になってもらう方法は対象者の自律的な善い人生への再スタート、コミュニティ全体の活性化にも繋がり、有効である。ただし、施策を実施するに当たっては、問題を抱えた者にアウトリーチして地域に統合していく繋ぎのツールの整備と、関係機関・団体内での情報の共有と適正な管理が肝要であり、工夫を要すると考える。

²²筆者は、科研費基盤研究(C)(前掲)の一環として、2016年3月に視察した。

第IV部

総括・提言

総括・提言

1 高齢万引き被疑者に関する総括

本研究会において、高齢者が万引きを行う背景や要因等を探るため、万引きによる微罪処分者と一般高齢者を対象に実態調査を行い、社会的背景、高齢者の内面や身体的側面、社会関係性など様々な観点から分析や議論を進めてきた。

高齢者は、身体的機能や意識など、いずれの面においても個人差が大きいことから、一概に高齢万引き被疑者の特性を述べることができないが、本研究会における実態調査や研究などから得られた知見をまとめる。

(1) 経済的側面について

高齢被疑者は、一般の高齢者と比べると世帯収入がやや低いものの、客観的に生活レベルが貧困状態にある者は少なかった。

一方、主観的に自らの生活を厳しい、他者と比べて生活レベルが低いと感じている者が多い。実態調査では、暮らしぶりが苦しいとの回答が44.6%、光熱水費の支払いが大変だと思ふとの回答が25%、自分が日本社会で「下」の層に入ると思ふとの回答は44.4%であり、調査の分析においては、暮らし向きの苦しさや光熱水費の支払いの大変さが万引きリスクの高さに有意な関連が見られることが示された。

(2) 身体的側面・認知機能について

高齢被疑者は、一般の高齢者と同様に、若い頃と比べて体力の衰えを実感している者が多く、更に一般の高齢者と異なり、同世代の他者と比較して体力の衰えを実感している者も多いことが把握された。

実態調査では、認知機能に関する質問項目において、高齢被疑者と一般高齢者とで単純比較した場合、有意差が把握された。高齢被疑者は一般の高齢者と比べて認知機能の低下をうかがわせる結果であった。

また、実態調査においては、「万引き」と「ソーシャルサポートの低さ」、「社会経済的的低さ」及び「低学歴」と関連性があることが認められた。これらの関連要因は、「認知症あるいは認知機能低下」の関連要因でもあることから、この「万引き」と「認知症あるいは認知機能低下」に見られる関連性は、両者に共通の危険因子（交絡要因）の介在による「見かけ上の強い関連性」である可能性がある。長い人生の帰結としての「低学歴」、「社会経済的低階層」、「社会的紐帯の低さ」などの共通する危険因子が「認知機能低下」と「万引き」という二つの現象をもたらしている可能性が存在する。

しかし、この点、本実態調査において多変量解析をしたところ、認知機能の低下と万引き行為との間に必ずしも統計的に有意な関係は見出されなかった。本調査は認知

機能に関する質問数が3つに限られているため、この点に関する研究は今後の課題である。

(3) 意識的側面について

万引きの背景の一つとして、規範意識の低さが言われるが、実態調査の分析から、被疑者群は一律に規範意識が低いという結果は得られず、むしろ一般高齢者とおよそ同じ程度の規範意識を有しているように見えることが把握された。

一方で、高齢被疑者は、捕まることへのリスク認識が低く、防犯カメラの位置や向きを確認していない。「万引きを犯罪として軽視している」、「何となく万引きをしている」実態がみられ、認知機能の低下や過去の成功体験等による万引きの習慣化も疑われる。万引き経験者への聞き取りにおいても、初めて万引きをした際は、周囲の人を気にしていたが、回数を重ねることで徐々に周囲を気にしなくなり、自分の意識や態度が段々と変わっていったと発言した人もいた。

また、実態調査では、高齢被疑者は一般高齢者と比較して、自己効力感や自己統制力の低い者が多く、ストレスへの対処が弱いことがうかがわれた。

(4) 他者との関係性について

実態調査から、高齢被疑者の人間関係をみると、独身(未婚、離婚、死別等)は59.3%、独居は46.4%、家族と会話、連絡が「ほとんどない」「家族はいない」が35.3%、近所付き合いを「ほとんどしていない」が25%、「メールをしない」が81.8%、インターネットやSNSを「利用しない」が89.3%、「話を聴いてくれる」、「相談にのってくれる」、「生活費を出してくれる」、「お金を一時的に貸してくれる」、「病気や介護など身の回りの世話を頼める」、「気持ちの支えになってくれる」、「必要な情報を教えてくれる」などの支援をしてくれる人が「誰もいない」割合も高いことが把握された。

高齢被疑者は、血縁、地縁、その他のコミュニティから排除、あるいは逃避して、結果的に社会関係資本が希薄になっている実態が見られる。また、周囲に支援してくれる存在がないことから、疎外感、不安感、ストレス等を感じやすく、万引きを含む非社会的な行為を止める者がいないこともうかがわれた。

2 今後の施策に関する提言

総括において、高齢者の万引きに関する要因等を整理したが、ここでは、高齢者の万引きを防ぐために今後求められる施策について、フォーマル、セミフォーマル、インフォーマルの対応に分け、将来的な課題も含めて記載する。

(1) フォーマルな対応

高齢者の万引きに関するフォーマルな対応としては、警察、司法における事後的な対応が中心となる。高齢者が万引きをして捕まった場合の多くは、微罪処分で釈放、あるいは書類送致（簡易）されて、その後は、その殆どが不起訴処分となり釈放されている。いずれの場合も釈放後は対象者をサポートする制度的な保障がない。

刑事手続から早期に解放するダイバージョンは、社会復帰の容易化に資する反面、対象者に対するサポートという点では弱い面がある。微罪処分あるいは不起訴処分により万引きをやめた高齢者も多数いると思われるが、再び罪を犯してしまう者も少なくない。実際、高齢者の万引きの再犯者率は5割を超えており、本研究会における万引き経験者への聞き取りにおいても、万引きをして微罪処分で釈放された時は「思っていた以上に軽かった」、罰金刑を科された時は「罰金を払うことで済んだ」との気持ちを抱いたとの感想があった。

高齢者の万引きの再犯者率の高さを踏まえると、被疑者が最初に捕まった時に「この程度の処分ですんでしまうのか」といった「誤った認識」を持つことなく、「罪の重さ」を十分に自覚できるよう、警察署での初期対応やその後のサポート、更にはフォーマルな対応を補う取組が一層重要になるものと思われる。万引きの習慣化を防ぐためには、被疑者が早い段階で自らの行為の影響の重大性を認識する契機をつくることが肝要であり、この点は今後の課題となろう。

一方、クレプトマニアなど病的要因により万引きをしてしまう場合には、心身喪失又は心身耗弱に該当する場合もあることから、行為者の責任を問うたり非難しようとする対応より治療、医療の枠組みによる対応を検討することも必要と思われる。クレプトマニア等に関しては、薬物依存者等に対する薬物離脱治療や環境整備等を行うドラッグ・コートといった、再犯防止の観点から司法が関与する治療的司法も検討の余地があろう。いずれの場合も個人情報の扱いや情報共有の仕組みも併せて検討する必要がある。

(2) セミフォーマルな対応

セミフォーマルな対応としては、行政による取組のほか、店舗等における店員や警備員による監視が期待される。

まず、生活困窮による万引きについてであるが、生活困窮者に対しては、就労自立給付金や生活福祉資金貸付など就労や生活再建のための支援、更には生活保護といっ

た段階的なセーフティネットが確立されている。しかし、それらの枠組みの中で十分に対応できていない場合、万引きという犯罪行為に至ることがあると考えられる。

実態調査においては、生活困窮レベルの高齢万引き被疑者が必ずしも多くないことが把握されたが、基本的には、従来のセーフティネットの枠組みの中で、生活支援が必要な人を漏れることなく適切に支援していくことが貧困による犯罪を防止することにも繋がる。一方で、万引きに至ってしまった場合は、刑事手続による対応と併せて、生活再建に向けた福祉的な対応へ繋げ、再犯防止、生活の立て直しを支援していくことも必要である。

次に、ピック病などの病的な要因による万引きについては、前述のとおり、治療、医療の枠組みによる対応も検討が必要と思われるが、万引き等の窃盗は、医療観察制度のような枠組みが存在しないため、ピック病などに関しては、家族等へ過度の負担がかからないよう、社会包括システムの中での対応も検討していなければならない。万引きを含む問題行動を未然に防ぐため、家族等の同意の下、地域包括システムの対象として高齢者を見守り、関係者間の連絡ルートや対応の確立などを整備していくことが重要である。

更に、セミフォーマルな対応としては、店舗における取組も期待される。

実態調査から高齢被疑者は、捕まることへのリスク認識が低く、万引きを犯罪として軽視していること、更に高齢万引き被疑者の殆どが防犯カメラの位置や向きを確認していないことが把握された。これまで、万引きの要因の一つとして、規範意識の低さや万引きの罪を軽視などが挙げられ、警察や行政等においては、万引きが犯罪であることを訴え、万引きを防止するため、万引き防止のポスターやステッカー等を作成してスーパーマーケット等で掲示してきた。

しかし、実態調査から高齢者群は一般、被疑者のいずれにおいても、万引きに関する広報啓発に対する認知度が低いことがわかった。また、高齢被疑者は一般高齢者と同程度の規範意識を有していることも示された。

万引き防止のための広報啓発は、社会問題として広く周知する必要性からも、効果的なものとなるよう内容や展示手法など一層の改善が必要である。加えて、被疑者の規範意識が低くないことを踏まえると、万引きの意識特性である「中和の技術」の観点から、買い物の際、物を盗ってはいけないという規範意識が中和化（希薄化）されないよう、「役に立つ監視者の顕在化」が重要となろう。防犯カメラの稼働表示の強調や店員による声かけ等、環境犯罪学的知見からの店舗における対応強化が重要になるものと思われる。この点、常習万引きに対する対応として、早期の発見・捕捉が必要であることから、一部の店舗においては、防犯カメラによる万引き被疑者の画像共有などの検討が行われているが、目的や効果、個人情報保護等の観点からの検討に加え、こうした手法に対する社会の価値判断等も踏まえる必要がある。

一方、万引きをしてしまった高齢者への対応としては、再犯防止の観点から、家族のいる者は原則として家族に対して理解と支援を求めていくことが必要であるが、高齢者は家族のいない者も少なくないため、社会における施策が重要になる。海外の事例¹にあるように、コミュニティ機能を高める施策の中に万引き被疑者等を取り込み、コミュニティの機能向上・活性化のための地域施策の一環として被疑者への支援プログラムを実施するなど、包摂的なコミュニティの形成が必要となろう。その際、被疑者を一方的な支援の受け手としてでなくコミュニティを担う人材と捉えることが、本人にとっては役割の付与と自律性の獲得に、社会にとってはコミュニティの活性化・連帯の強化へと繋がる。

しかし、この点においても、如何に被疑者を社会的支援の枠組みに入れていくかが課題となるため、処分の際にそれらの枠組みへと繋げる仕組みを併せて検討していくことが必要である。

また、被疑者が二度と罪を犯さないよう自らの罪や問題性に対峙させる働きかけも必要である。今後は、万引き被疑者に対する教育プログラム²やメンタルトレーニングのほか、微罪処分者や起訴猶予処分とされた者への支援体制³なども検討課題となろう。

(3) インフォーマルな対応

インフォーマルな対応としては、家族関係が維持されている場合には当然家族による対応が、また近隣関係が維持されているのならば近隣関係による対応が期待し得る。

実態調査においては、高齢被疑者は単身者が多く、周囲に支援してくれる存在がないことから、疎外感、不安感、ストレス等を感じやすく、万引きを含む非社会的な行為を止める者がいないことがうかがわれるなど、高齢者の万引きの背景に孤立や孤独があることが示された。高齢者が万引きをしないためには、日頃から高齢者が不安や不満を解消できるよう、家族あるいは地域の中で高齢者を見守り、高齢者が生きがいを感じることでできる場や役割を作っていくことが重要である。

¹ 本報告書第Ⅲ部第6参照

² 参考：米国の例（カリフォルニア州弁護士事務所の文書から引用）URLは次のとおり。

<https://www.correctiveeducation.com/home/uploads/BBK%20White%20Paper%20MJM%20Edits%2013.07.31.pdf> カリフォルニア州においては、州刑法第490.5条(℥)項に基づく商店主の特権を行使して、万引き被疑者に対し法執行機関や地方検事が関与することなく、合理的な時間内で容疑者を拘留し、万引きの事実を確認することができるが、その事実が立証されれば、被疑者の同意の下、CEC社（民間企業）の修復的司法プログラムに関するビデオを見てもらうことができる。ビデオを見た後、被疑者は教育プログラムを受講するか、法執行機関や刑事司法制度に引き渡されるかを選択し、前者を選択した場合は、法執行機関や刑事司法制度に引き渡される代わりに、6時間の教育プログラムを自費で受講することになる。（同州ではビデオを視聴した人の90%がプログラムに登録しているという。）

なお、CEC社は、全米においてこのプログラムを展開しているが、必ずしも全米でうまくいっているわけではない。CBS Newsによると、サンフランシスコ市では、この仕組みに対して、逮捕や刑事告訴の代わりにプログラムを強制受講させる恐喝だとしてCEC社を提訴しているという。

³ 慶應義塾大学の太田達也教授は、高齢犯罪者の継続補導や高齢者の犯罪予防・被害予防活動を担う場として「高齢者サポートセンター」の創設を提案している(太田(2008年)、121頁、127頁)

しかし、家族、地域、その他のコミュニティにも属さない孤立した高齢者を支援していくことは容易でない。そのため、家族や近隣、福祉機関など高齢者を取り巻く関係者が、それぞれの立場で身近な高齢者に対し働きかけていくことが重要で、行政等においてこれらの関係者に対する理解と支援を促す啓発⁴が必要である。その場合、万引きだけでなく、特殊詐欺など高齢者が被害者となる事案も含めて、高齢者の問題全般を周知し、家族における見守りの必要性を認識してもらうことが重要である。

また、孤立した高齢者へのアウトリーチとして期待されるのは、ここにおいても店舗の取組である。高齢者が万引きを行う場所として最も多いのは、スーパーマーケットであるが、店員による見守りなどの福祉的な視点も踏まえた声かけは、一般の顧客にとってはサービスの向上に、万引き防止の観点からは「匿名性の消去」に繋がる。更に、高齢者の居場所づくりの観点からも、日常的に利用する店舗における会話が高齢者の生きがい、孤独解消に繋がる場合もあるのではなかろうか。

一方、被疑者自身の内的統制という点からは、本人の肯定的自己観念や自己統制力を構築していく必要がある。実態調査から、高齢被疑者は一般高齢者と比較して、自己効力感や自己統制力の低い者が多いことが示された。前述のとおり、高齢者の孤立が万引きの犯行の動機の一つとなっていると思われるが、孤立した高齢者は数多くおり、孤立が万引きという犯行に繋がるには何らかの媒介変数が必要である。

実態調査のクラスタ分析⁵においては、「人生不幸群」と「他に転嫁群」の二つの分類が示され、高齢被疑者の特徴として、社会に対するあきらめや不満があるとされており、この点が媒介になっている可能性がある。「人生不幸群」は、生活困窮との関連は見られず、自己の暮らしぶりに対する評価が万引き行動に繋がる可能性があるとしされ、万引きを防ぐためには本人の認知を変えることが有効とされた。「他に転嫁群」は、万引きの原因が店や社会にもあるなど、責任を転嫁したり自己を正当化したりする意識が高く、万引きの結果を甘く考えている可能性があるとしされ、万引きで捕まった初期の段階から自分の行為が生む結果について自覚を促すことが万引き防止に繋がるとされた。

いずれの場合も社会や自己に対する認知が適正ではなく、潜在能力が適正に発揮できていない。このような場合、本人の認知を変えることが必要で、当事者同士あるいは異なる類型の問題を抱えた人々とのグループミーティングなども有効である。また、犯罪者の立ち直りという面では、地域活動などを通じて、自分にもコミュニティに何らかの貢献ができることを認識し、それが契機となって生活の自律性を獲得していく

⁴ 香川県では、香川大学と香川県警の共同事業として、社会で取り組む万引き防止として、万引き防止のDVD「万引きにレッドカード」を作成しており、そのうち高齢者編として高齢者が抱える問題を捉え、高齢者が万引きをして立ち直るまでのストーリーを描いたDVDを一般向けに作成し、近隣高齢者への声かけなどを推奨している。「万引きにレッドカード」(香川大学・香川県警 2012年制作)

URLは次のとおり。<http://www.cmfm2.jp/movie/play/146/21342/10/20>

⁵ 第Ⅱ部第4参照

ような機会を設けることも本人の認知と行動を変えることに繋がる。このような高齢の万引き被疑者支援と包摂的なコミュニティ形成を統合させた施策も今後の大きな課題となろう。

3 終わりに

我が国は、2060年には高齢化率39.9%（中位推計）という超高齢化社会を迎える。2.5人に1人が65歳以上という中で高齢者の安全安心を確保するためには、高齢者の問題を被害者という一面だけでなく、加害者という面からも捉え、社会の中で高齢者を見守り、それぞれに応じた個別の対応をとっていくことが求められる。

本研究会における実態調査においては、高齢被疑者の多くは、一般的な規範意識を有し、責任能力のある者が殆どであった。しかし、一方で、経済的、身体的、社会関係的な面で脆弱で福祉的な視点からの配慮も必要である場合が少なくないことが示された。とりわけ、家族による情緒的サポートの有無と万引きとの関連が示されているが、高齢被疑者は家族との関係性が希薄な人が少なくないことから、家族だけでなく、地域や社会における高齢者支援の枠組みの中で、高齢者の抱える問題を理解し支援していくことが重要である。

まずは、社会における理解を深め、高齢者の孤立を防ぐ取組が求められる。家族や近隣、店舗など高齢者を取り巻く関係者が、それぞれの立場から高齢者への声かけ、働きかけを行っていくことが重要であるため、行政等における啓発活動が必要となろう。

また、高齢万引き被疑者の再犯者率の高さを踏まえると、万引きを行った高齢者が再び罪を繰り返さないよう、被疑者が自らの罪の重さや、その行為が自分や家族にどのような結果をもたらすのか十分に認識する働きかけが肝要である。万引きで捕まった際の対応やその後の立ち直りをどう支援していくかは今後の課題である。

昨年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されたが、高齢者の万引きに関しても再び罪を犯さないよう、刑事司法の仕組みはもちろん、福祉、教育、社会における環境整備など様々な対応が求められる。そのためには、多様な機関における連携が円滑にいくよう、その枠組みと併せて情報共有の仕組みの整備も必要である。

今回の報告書における実態調査は、被疑者調査に関しては第1回分のみであり、標本数が少ない。また横断調査の限界もあり、認知機能と万引きの関係など課題も残る。超高齢化社会の中で、誰もが高齢期になっても万引きなどの犯罪に手を染めることなく、毎日を安全で安心して生活できるよう、犯罪学のみならず、社会学、老年学、コミュニティ福祉など多面的な点から学術的な研究が一層展開されることを期待するとともに、官民において、高齢者の問題に対して、刑事政策と社会福祉政策の両面から一層取組を進めていく必要があると考える。

第 V 部

資料

第V部 資料

万引きに関する有識者研究会設置要綱

平成 28 年 6 月 14 日 28 青総安第 236 号

(目的)

第 1 万引きが行われる背景や要因を把握し、効果的な対策を講じるために、専門知識を持つ有識者による意見を徴するため、万引きに関する有識者研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究事項)

第 2 研究会は、次の事項について研究する。

- (1) 万引きが行われる背景、要因等の専門的見地からの分析
- (2) 万引きの抑止、再犯防止等のための効果的な対策
- (3) 上記のほか、座長が必要と認める事項について

(構成員)

第 3 研究会は、犯罪学、司法福祉等万引きに関する専門知識を有する学識経験者等により構成する。また、委員は、東京都青少年・治安対策本部長が委嘱する。

(任期)

第 4 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(座長)

第 5 研究会に座長を置き、座長は委員の互選により選任する。

- 2 座長は、研究会の会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 研究会の事務局は、青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課が行う。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する

日常生活や安全安心に関する意識調査①

東京都 青少年・治安対策本部

年齢・性別	() 歳	1. 男	2. 女
婚姻関係	1. 独身(未婚・離別・死別) 2. 既婚		
職業	1. 会社員 2. 自営業 3. 派遣(契約)社員 4. パート・アルバイト 5. 嘱託・再任用 6. 主婦(夫) 7. 学生 8. 無職 9. その他()		
【無職者のみ回答】	職歴(最も長いもの) 1. 会社員 2. 自営業 3. 派遣(契約)社員 4. パート・アルバイト 5. その他() 6. 就労経験なし		
世帯月収(税込)	世帯月収() 万円		
世帯月収内訳 (複数回答可)	1. 本人の収入 2. 本人の年金 3. 本人の失業手当 4. 配偶者の収入・年金 5. 親族からの仕送り 6. 子世帯による扶養 7. その他(具体的に:)		
生活保護受給	1. 受給なし 2. 受給あり		
所持金・カード	() 円	クレジットカード	1. なし 2. あり
最終学歴	1. 中学卒 2. 高校中退 3. 高校卒 4. 短大・高専在学 5. 短大・高専中退 6. 短大・高専卒 7. 専門学校在学 8. 専門学校中退 9. 専門学校卒 10. 大学在学 11. 大学中退 12. 大学卒 13. その他()		
家族・親族等	同居 1. なし 2. あり(配偶者・子・孫・父母・兄弟姉妹・親族・その他) 別居 1. なし 2. あり(配偶者・子・孫・父母・兄弟姉妹・親族)		
住居	1. 持家(家族所有含) 2. 借家 3. その他()		
持病・障害等	1. なし 2. あり(病名・手帳名など)		
万引した時間	午前・午後	時	分
万引した場所	1. スーパー 2. コンビニ 3. デパート 4. 家電量販店 5. ホームセンター 6. ディスカウントストア 7. ドラッグストア 8. 書店 9. 100均 10. その他の商店		
万引した物 (複数回答可)	1. 食料品 2. 飲料類 3. 菓子類 4. 衣類 5. 書籍 6. 文具類 7. バッグ・財布類 8. 化粧品類 9. 医薬品 10. 家電製品類 11. 雑貨品 12. CD・DVD 13. 酒 14. たばこ 15. その他()		
万引総額(税抜)	() 円		
動機 (複数回答可)	1. 所持金で買えるがお金を払いたくない 2. 所持金では買えない 3. 生活困窮 4. 許されると思った 5. 空腹 6. スリル・好奇心・ストレス解消 7. 販売(換金)目的 8. その他()		

質問1 次の設問にお答えください。(あてはまる番号に○)

(1) あなたは、日常生活に関する情報をどこから入手していますか。(○はいくつでも)

1. テレビ・ラジオ 2. 新聞・雑誌 3. 警察や自治体の広報誌
4. インターネット 5. 近所の口コミ 6. 家族から
7. 町会・自治会の掲示板・回覧 8. 街中のポスターや看板
9. その他() 10. なし

(2) あなたは、普段、メールをしますか。
1. する 2. しない

(3) あなたは、インターネットやSNS(フェイスブック、ライン、ツイッター等)を利用しますか。
1. 利用する 2. 利用しない

(4) あなたは、家族などのくらしい会話をしたり、連絡(メール、電話、対面など)をとりたたりしていますか。
1. ほとんど毎日 2. 週に数回 3. 週に1回程度 4. 月に1、2回
5. 年に数回 6. ほとんどない 7. 家族はいない

(5) あなたは、現在の地域にどのくらいお住まいですか。
1. 5年未満 2. 5年以上10年未満 3. 10年以上20年未満 4. 20年以上

(6) あなたは、近所付き合いをどのくらいしていますか。
1. 活発な付き合いをしている 2. 立ち話程度 3. あいさつ程度
4. ほとんどしていない


(7) あなたは、一日中、誰とも話さないことがありますか。
1. ある 2. ない

(8) あなたは、日常生活で、何をしているときが一番楽しいと感じますか?
自由にお書きください。

(9) あなたには、支払わないといけない借金がありますか。(○はいくつでも)
ある場合、どこから借りていますか。(○はいくつでも)
※ただし、銀行、郵便局、信用金庫・組合、農漁業協同組合等からのローンや借入れはのぞきます。

1. サラ金業者 2. ヤミ金業者 3. 家族 4. 知人・友人
5. 会社の上司・同僚・部下 6. その他() 7. なし

質問5 あなたは、この1年間に、「万引きは犯罪です」「警察に通報します」などが表示された、万引き防止の広報啓発を見たことがありますか。
(○はいくつでも)



1. 万引き防止のポスター
2. 万引き防止のステッカー (店内の棚に貼った小さな掲示など)
3. 万引き防止の動画
4. 地域における万引き防止キャンペーン
5. その他 ()
6. なし

(例) 万引き防止のポスター

質問6 次の設問にお答えください。(あてはまる番号に○)

- (1) あなたは、万引きをすするときには捕まると思いましたか。
1. 思った 2. 思わなかった
- (2) あなたは、万引きをすときに、防犯カメラの位置や向きを確認しましたか。
1. 確認した 2. 確認しない
- (3) あなたは、これまで万引きを思いとどまったことがありますか。
1. ある 2. ない

質問7 次の設問にお答えください。(○はいくつでも)

- (4) (3) で「1. ある」を選択した方に、お聞きます。
万引きを思いとどまった理由を教えてください。(○はいくつでも)
1. 防犯カメラがあったから
 2. 店内にカーブミラーがあったから
 3. 出入口に万引き防止システム (音の鳴るゲート) があったから
 4. 店員に声をかけられたから
 5. 周りに人がいたから
 6. 悪いことだと思ったから
 7. 家族に迷惑がかかるから
 8. その他 ()
 9. 特に理由はない

質問2 次の設問にお答えください。(あてはまる番号に○)

- (1) あなたは、周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると
言われますか。
1. はい 2. いいえ
- (2) あなたは、自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。
1. はい 2. いいえ
- (3) あなたは、今日が何月何日か分からない時がありますか。
1. はい 2. いいえ
- (4) あなたは、お酒を飲みますか。
1. 飲む (1 週間の飲酒回数: 回) 2. やめた (年前)
3. 全く飲まない
- (5) あなたは、たばこを吸いますか。
1. 現在吸っている (1 日の本数: 本 × 喫煙年数 年)
2. やめた (年前) 3. 吸ったことがない

質問3 あなたは、これまでの人生で、楽しかったときはいつですか。
(○はいくつでも)

1. 幼少のころ
2. 学生時代
3. 結婚したとき
4. 働いていたとき
5. 子供が生まれたとき
6. 家を買ったとき
7. 孫が生まれたとき
8. 今
9. その他 ()
10. 特にない

質問4 あなたは、この1年間に、次の犯罪にあった、またはあいそうになったことが
ありますか。(○はいくつでも)

1. 住宅へのどろぼう
2. 自動車、オートバイの盗難
3. 自転車の盗難
4. ふりこめ詐欺や悪質商法
5. すり、ひったくり、置引き
6. つきまとわれる
7. 暴力 (ケガをさせられる、なぐられるなど)
8. 1～7の犯罪にあった、またはあいそうになったこととはない

質問7 あなたが次の内容を支援してもらっている人は誰ですか。(○はいくつでも)

話しを聴いてくれる	パ妻・トナ	その他の家族	友人・知人	医師・看護師などの専門家	誰もいない
①	1	2	3	4	5
②	1	2	3	4	5
③	1	2	3	4	5
④	1	2	3	4	5
⑤	1	2	3	4	5
⑥	1	2	3	4	5
⑦	1	2	3	4	5

質問8 あなたは、この5年間で、次の関係が変化しましたか。(あてはまる番号に○)

そう思わない	まあ、思わない	変わらない	やや思う	とても思う	つきあいがとない
①	1	2	3	4	5
②	1	2	3	4	5
③	1	2	3	4	5

質問9 あなたの状況、次のことについて、どの程度感じていますか。(あてはまる番号に○)

まったくくない	あまりない	時々ある	よくある	
①	1	2	3	4
②	1	2	3	4
③	1	2	3	4
④	1	2	3	4
⑤	1	2	3	4

質問10 あなたの状況、次のことは、どの程度あてはまりますか。(あてはまる番号に○)

あてはまらない	あてはまる	どちらともいえない	ややあてはまる	あてはまる	
①	1	2	3	4	5
②	1	2	3	4	5
③	1	2	3	4	5
④	1	2	3	4	5
⑤	1	2	3	4	5
⑥	1	2	3	4	5
⑦	1	2	3	4	5
⑧	1	2	3	4	5
⑨	1	2	3	4	5
⑩	1	2	3	4	5
⑪	1	2	3	4	5
⑫	1	2	3	4	5
⑬	1	2	3	4	5
⑭	1	2	3	4	5
⑮	1	2	3	4	5

練習問題 1.1

(1) あなたは、自分自身の現在の暮らしを、どう感じていますか。(あてはまる番号に○)

1. 大変苦しい	2. やや苦しい	3. 普通	4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある			

(2) あなた自身は、日本の社会でどの層に入ると思っていますか。(あてはまる番号に○)

1. 上	2. 中の上	3. 中	4. 下の下	5. 下の下
6. わからない				

(3) あなたは、自分自身について、どのように思っていますか。(あてはまる番号に○)

	まったく思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思わない	とても思わない
①	私の人生は、能力のわりに活躍できる地位を与えられてこなかった	1	2	3	4
②	この5年間で社会から必要とされていないと感じるようになった	1	2	3	4
③	私は、家庭での生活で幸せを感じることが少ない	1	2	3	4
④	電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変である	1	2	3	4

(4) あなたは、次の意見について、どのように思っていますか。(あてはまる番号に○)

	まったく思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思わない	とても思わない
①	この世の中では、努力はいつか報われるようになっていく	1	2	3	4
②	この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる	1	2	3	4
③	今の日本は、お金や資産の格差が大きすぎる	1	2	3	4
④	今の日本は、家柄や学歴によって人生が決まってしまう	1	2	3	4
⑤	万引きが起きているのは、あくまで盗む人に原因がある	1	2	3	4
⑥	万引きが起きているのは、家族や周りの人にも原因がある	1	2	3	4
⑦	万引きが起きているのは、店にも原因がある	1	2	3	4
⑧	万引きが起きているのは、社会にも原因がある	1	2	3	4
⑨	ほとんどの万引きは見つかからない	1	2	3	4
⑩	万引きは、出来心でしてしまうものだ	1	2	3	4
⑪	気がいたら万引きをしていたということがあるものだ	1	2	3	4
⑫	お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた	1	2	3	4
⑬	昔なら、万引きは見つかっても警察には通報されなかった	1	2	3	4

質問1.2 あなたは、次のことをどのように思いますか。(あてはまる番号に○)

	まったく 思わない	あまり 思わない	どちらとも いえない	やや 思う	とても 思う
① 悪いことをした人は、ほとんどつかまわって罰を受けていると思う	1	2	3	4	5
② 罰を逃れられるならば、規則をやぶってもかまわない	1	2	3	4	5
③ お金のためなら、他人をだましてもかまわない	1	2	3	4	5
④ だまされやすい者は、利用されて当然である	1	2	3	4	5
⑤ 地元の警察を信頼している	1	2	3	4	5
⑥ 私はどんなに努力しても、悪い状態から抜け出すことができない	1	2	3	4	5
⑦ 出世している人間のほとんどは、悪いことを行っている	1	2	3	4	5

質問1.3 あなたが、これからの生活で大事にしてゆきたいことは何ですか。(○はいくつでも)

1. 家族や親しい友人と交流すること	2. 収入と支出のバランスを取ること
3. 部屋を清潔に保つこと	4. 自分の好きな絵や置物で部屋を飾ること
5. 適度な運動をすること	6. 近所を含め社会との関わりをもつこと
7. 趣味や勉強をすること (あなたの趣味・勉強:)	
8. 心の安定を保つこと (ストレスに振り回されないこと)	
9. その他 ()	
10. 特になし	

アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

日常生活や安全安心に関する意識調査

質問1 次の設問にお答えください。(あてはまる番号に○)

- (1) あなたは、日常生活に関する情報をどこから入手していますか。(○はいくつでも)
1. テレビ・ラジオ
 2. 新聞・雑誌
 3. 警察や自治体の広報誌
 4. インターネット
 5. 近所の口コミ
 6. 家族から
 7. 町会・自治会の掲示板・回覧
 8. 街中のポスターや看板
 9. その他 () 10. なし
- (2) あなたは、普段、メールをしますか。
1. する
 2. しない
- (3) あなたは、インターネットやSNS (フェイスブック、ライン、ツイッター等) を利用しますか。
1. 利用する
 2. 利用しない
- (4) あなたは、近所付き合いをどのくらいしていますか。
1. 活発な付き合いをしている
 2. 立ち話程度
 3. あいさつ程度
 4. ほとんどしていない
- (5) あなたは、一日中、誰とも話さないことがありますか。
1. ある
 2. ない
- (6) あなたは、日常生活で、何をしているときが一番楽しいと感じますか? 自由にお書きください。
- []

質問2 次の設問にお答えください。(あてはまる番号に○)

- (1) あなたは、周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると
言われますか。
1. はい
 2. いいえ
- (2) あなたは、自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。
1. はい
 2. いいえ
- (3) あなたは、今日が何月何日か分からない時がありますか。
1. はい
 2. いいえ

(4) あなたは、お酒を飲みますか。
 1. 飲む(1週間の飲酒回数: ()回) 2. やめた()年前)
 3. 全く飲まない

(5) あなたは、たばこを吸いますか。
 1. 現在吸っている(1日の本数: ()本 × 喫煙年数()年)
 2. やめた()年前) 3. 吸ったことがない

質問3 あなたは、これまでの人生で、楽しかったときはいつですか。
 (〇はいくつでも)


1. 幼少のころ 2. 学生時代 3. 結婚したとき 4. 働いていたとき
 5. 子供が生まれたとき 6. 家を買ったとき 7. 孫が生まれたとき
 8. 今 9. その他() 10. 持にない

質問4 あなたは、この1年間に、次の犯罪にあった、またはあいそうになったことがありませんか。
 (〇はいくつでも)

1. 住宅へのどろぼう 2. 自動車、オートバイの盗難
 3. 自転車の盗難 4. ふりこめ詐欺や悪質商法
 5. すり、ひったくり、置引き 6. つきまとわれる
 7. 暴力(ケガをさせられる、なぐられるなど)
 8. 1～7の犯罪にあった、またはあいそうになったことはない

質問5 あなたは、この1年間に、「万引きは犯罪です」「警察に通報します」などが表示された、万引き防止の広報啓発を見たことがありますか。
 (〇はいくつでも)

1. 万引き防止のポスター
 2. 万引き防止のステッカー (店内の棚に貼った小さな掲示など)
 3. 万引き防止の動画
 4. 地域における万引き防止キャンペーン
 5. その他()
 6. なし



万引き防止のポスター

(例) 万引き防止のポスター)

質問6 あなたは、次のことについて、どの程度御存知ですか。(あてはまる番号に〇)

①	万引きは、警察に全件届け出ることになっている	知らない	知っている	知らない	知っている
①	万引きは、警察に全件届け出ることになっている	1	2	3	3
②	万引きは、懲役刑のほか、50万円以下の罰金刑が定められている	1	2	3	3
③	被害品が売買されるのを防ぐため、18歳未満の買取にはルールがある	1	2	3	3
④	ここ数年は、万引きで検挙・補導されている人数は、少年より高齢者の方が多	1	2	3	3

質問7 あなたが次の内容を支援してもらっている人は誰ですか。(〇はいくつでも)

①	話しを聞いてくれる	1	2	3	4	5
①	話しを聞いてくれる	1	2	3	4	5
②	相談ののってくれる	1	2	3	4	5
③	生活費を出してくれる	1	2	3	4	5
④	お金を一時的に貸してくれる	1	2	3	4	5
⑤	病气や介護など身のまわりの世話を頼める	1	2	3	4	5
⑥	気持ちの支えになってくれる	1	2	3	4	5
⑦	必要な情報を教えてくれる	1	2	3	4	5

質問8 あなたは、この5年間で、次の関係が変化しましたか。(あてはまる番号に〇)

①	友人・知人とのつきあいが減った	1	2	3	4	5	6
①	友人・知人とのつきあいが減った	1	2	3	4	5	6
②	子供・孫との関係が疎遠になった	1	2	3	4	5	6
③	近隣者との会話が減った	1	2	3	4	5	6

質問9 あなたの場合、次のことについて、どの程度感じていますか。(あてはまる番号に○)

①	もう若い頃のような体力がないような感じがする	まったくない	あまりない	時々ある	よくある
②	若い頃と比較して容姿の衰えを実感する	1	2	3	4
③	同年代の人と比べて体力の衰えを感じる	1	2	3	4
④	将来、生活が苦しくなるのではないかと不安だ	1	2	3	4
⑤	家族の世話で、私の本当の生き方ができない	1	2	3	4

質問10 あなたは、次のことをどのように感じていますか。(あてはまる番号に○)

①	悪いことをした人は、ほとんどつかまって罰を受けていると思う	1	2	3	4	5
②	罰を逃れられるならば、規則をやぶってもかまわない	1	2	3	4	5
③	お金のためなら、他人をだましてもかまわない	1	2	3	4	5
④	だまされやすい者は、利用されて当然である	1	2	3	4	5
⑤	地元の警察を信頼している	1	2	3	4	5
⑥	私はどんなに努力しても、悪い状態から抜け出すことができない	1	2	3	4	5
⑦	出世している人間のほとんどは、悪いことを行っている	1	2	3	4	5

質問11 あなたの場合、次のことは、どの程度あてはまりますか。(あてはまる番号に○)

①	しなればならないことがあっても、なかなか取りかからない	1	2	3	4	5
②	初めはうまくいかない仕事でも、できるまでやり続ける	1	2	3	4	5
③	非常にややこしく見えることは、手を出そうとしない	1	2	3	4	5
④	思いがけない問題が起こった時、それをうまく処理できない	1	2	3	4	5
⑤	失敗すると、一生懸命やろうと思う	1	2	3	4	5
⑥	人に頼らない方だ	1	2	3	4	5
⑦	人の集まりの中では、うまく振舞えない	1	2	3	4	5
⑧	その場のいきおいに流されず、よく考えて行動するほうだ	1	2	3	4	5
⑨	将来に備えて考えたり努力したりしている	1	2	3	4	5
⑩	カッとなりやすいほうだ	1	2	3	4	5
⑪	どんなに腹が立っても、暴力はふるわない	1	2	3	4	5
⑫	ときどき、おもしろ半分で危険をおかすことがある	1	2	3	4	5
⑬	安全で確実なことより、刺激のあることや冒険が好きだ	1	2	3	4	5
⑭	人を怒らせたくて、その人が言うのとはわざと反対のことをすることがある	1	2	3	4	5
⑮	つかまらずに悪いことがどれくらいできるか、試してみたい	1	2	3	4	5

練習問題 1.2

(1) あなたは、自分自身の現在の暮らしを、どう感じていますか。(あてはまる番号に○)

1. 大変苦しい	2. やや苦しい	3. 普通	4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある			

(2) あなた自身は、日本の社会でどの層に入ると思っていますか。(あてはまる番号に○)

1. 上	2. 中の上	3. 中	4. 下の下	5. 下の下
6. わからない				

(3) あなたは、自分自身について、どのように思っていますか。(あてはまる番号に○)

	まったく思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思わない	とても思わない
①	私の人生は、能力のわりに活躍できる地位を与えられてこなかった	1	2	3	4
②	この5年間で社会から必要とされたいないと感じるようになった	1	2	3	4
③	私は、家庭での生活で幸せを感じることが少ない	1	2	3	4
④	電気代、ガス代、水道代の支払いをやりくりするのが大変である	1	2	3	4

(4) あなたは、次の意見について、どのように思っていますか。(あてはまる番号に○)

	まったく思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思わない	とても思わない
①	この世の中では、努力はいつか報われるようになっていく	1	2	3	4
②	この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる	1	2	3	4
③	今の日本は、お金や資産の格差が大きすぎる	1	2	3	4
④	今の日本は、家柄や学歴によって人生が決まってしまう	1	2	3	4
⑤	万引きが起きているのは、あくまで盗む人に原因がある	1	2	3	4
⑥	万引きが起きているのは、家族や周りの人にも原因がある	1	2	3	4
⑦	万引きが起きているのは、店にも原因がある	1	2	3	4
⑧	万引きが起きているのは、社会にも原因がある	1	2	3	4
⑨	ほとんどの万引きは見つかからない	1	2	3	4
⑩	万引きは、出来心でしてしまうものだ	1	2	3	4
⑪	気付いたら万引きをしていたということがあるものだ	1	2	3	4
⑫	お店にお金を払えば、万引きは許されると思っていた	1	2	3	4
⑬	昔なら、万引きは見つかっても警察には通報されなかった	1	2	3	4

質問 13 最後にあなた自身のことについて伺います。次の設問にお答えください。
(あてはまる番号に○)

性別	1. 男 2. 女
年齢	() 歳 ※数字をご記入ください
婚姻関係	1. 既婚 2. 独身(未婚) 3. 独身(離婚) 4. 独身(死別)
最長職業歴	1. 会社員 2. 自営業 3. 派遣(契約)社員 4. パート・アルバイト 5. 嘱託・再任用 6. 主婦(主夫) 7. 無職 8. その他 ()
同居人	1. 夫・妻 2. 子供 3. 孫 4. 兄弟姉妹 5. その他 () 6. なし
別居の家族	1. 夫・妻 2. 子供 3. 孫 4. 兄弟姉妹 5. その他 () 6. なし
家族との連絡頻度	あなたは、家族とどのくらいの会話をしたり、連絡(メール、電話、対面など)をとったりしていますか。 1. ほとんど毎日 2. 週に数回 3. 週に1回程度 4. 月に1, 2回 5. 年に数回 6. ほとんどない 7. 家族はいない
世帯月収(税込)	世帯月収(税込)はどのくらいですか。 1. 5万円未満 2. 5万~10万円未満 3. 10万~15万円未満 4. 15万~20万円未満 5. 20万~30万円未満 6. 30万~40万円未満 7. 40万円以上
借入金	あなたには、支払わないといけない借金がありますか。 ある場合、どこから借りていますか。(○はいくつでも) ※ただし、銀行、郵便局、信用金庫・組合、農漁業協同組合等からのローンや借入れはのぞきます。 1. サラ金業者 2. ヤミ金業者 3. 家族 4. 知人・友人 5. 会社の上司・同僚・部下 6. その他 () 7. なし
最終学歴	1. 中学卒 2. 高校卒 3. 短大・高専卒 4. 専門学校卒 5. 大学卒 6. その他 ()
現在の地域への居住年数	あなたは、現在の地域にどのくらいお住まいですか。 1. 5年未満 2. 5年以上10年未満 3. 10年以上20年未満 4. 20年以上

アンケートに御協力いただき、ありがとうございます。

参考文献

- ・伊豆丸剛史「刑務所から出るのが怖かった……～長崎定着の実践から見えてきたもの」(警察大学校『警察学論集』第67巻第6号 2014年)
- ・石川正興ほか『2012年度一般研究助成調査報告 高齢出所者に対する地域生活定着支援センターの運用実態に関する研究』(2012年)
- ・石塚伸一「第7章 刑事政策における社会的包摂の意義と課題」(『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』日本犯罪学会 現代人文社 2009年)
- ・魚谷瑞紀「累犯高齢者はなぜ増え続けているのか—再犯防止には何が必要なのか—」(早稲田大学文化構想学部現代人間論系岡部ゼミ・卒業研究 2013年)
- ・内山絢子・伊藤富士枝「成人の万引行動の男女別差異」(『科学警察研究所報告』48号 1984年)
- ・内山絢子「マスコミに描かれた逸脱行動に同調する少年の特性」(『科学警察研究所報告』52号 1986年)
- ・江崎徹治「〈特別寄稿論文〉東京都内の高齢万引き被疑者の現状」(『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第4号 2012年)
- ・江崎徹治「高齢者の万引き非行の要因について—ハーシの社会的絆理論を適用して—」(2014年)
- ・大久保智生・時岡晴美・岡田涼編『万引き防止対策に関する調査と社会的実践—社会で取り組む万引き防止—』(ナカニシヤ出版 2013年)
- ・大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・江村早紀「万引きに関する心理的要因の検討—万引き被疑者を対象とした意識調査から—」(『科学警察研究所報告』第62巻1・2号 2013年)
- ・太田達也「高齢者犯罪の実態と対策—処遇と予防の観点から—」(『ジュリスト』No. 1359 2008年)
- ・太田達也「高齢者犯罪の対策と予防—高齢者犯罪の特性と警察での対応を中心として」(警察研究センター『警察政策研究』第18号、警察大学校編集『警察学論集』第67巻6号 2014年)
- ・尾田清貴「高齢者による万引きの防止に向けた一考察」(『日本法学』第80巻第2号、2014年)
- ・長田久雄「高齢者心理の特徴」(ジェントロジー ニューホライズン vol.18 No.4 2006年)
- ・勝田 聡「リスク・ニード・リスポンシビティモデルを踏まえた保護観察処遇についての考察」(千葉大学大学院『人文科学研究第32号』 2016年)
- ・警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」(2013年)
- ・熊谷渉・細江達郎「犯罪の加害者となった高齢者に関する研究」

- (『岩手フィールドワークモノグラフ』第11号 2009年)
- ・厚生労働省「厚生労働白書」(平成23年版)(平成28年版)
 - ・小長井賀與「地域に根差した犯罪者処遇—犯罪者を地域社会に繋ぐ—」
(『犯罪と非行』第171号 日立みらい財団 2012年)
 - ・小長井賀與『犯罪者の再統合とコミュニティー司法福祉の視点から犯罪を考える—』
(成文堂 2013年)
 - ・齊藤知範「逸脱・少年非行に関する社会学理論の説明図式」(岩井八郎・近藤博之編『現代教育社会学』有斐閣 2010年)
 - ・齊藤知範「犯罪行動が学習される?—学習理論」(岡邊健編『犯罪・非行の社会学—常識をとらえなおす視座』(有斐閣 2014年)
 - ・齊藤知範「(講話 犯罪学) 犯罪学的見地から官民合同の万引き防止対策を考える」
(講演 2015年)
 - ・坂井昭宏「なぜ倫理学者が犯罪抑止対策に関わるか」(「京都生命倫理研究会」2009年)
 - ・佐々木真郎「高齢者犯罪の実態」(警察大学校『警察学論集』第67巻6号 2014年)
 - ・ジェームズ・ボンタ「日本の犯罪者の社会内処遇制度におけるRNRモデルの有効性」
(『更生保護学研究』創刊号 2012号)
 - ・鈴木定光「高齢者犯罪対策 高齢者犯罪の特徴と傾向について」
(警察大学校『警察学論集』第67巻6号 2014年)
 - ・鈴木真悟「逸脱行為に対する社会的諸反応への中、高校生の意識・態度」(『科学警察研究所報告』29号 1975年)
 - ・鈴木隆雄『超高齢社会の基礎知識』(講談社 2012年)
 - ・染田 恵「犯罪者の社会内処遇における最善の実務を求めて—実証的根拠に基づく実践の定着、RNRモデルとGLモデルの相克を超えて—」(『更生保護学研究』創刊号 2012年)
 - ・田中孝典「〈実践レポート 福井刑務所〉高齢受刑者の抱える問題及び高齢受刑者指導の実状について」(『刑政』120巻10号 2009年)
 - ・田村雅幸・麦島文夫
「店舗調査による万引の暗数推定」(「科学警察研究所報告」61号 1991年)
 - ・東京都商店街振興組合連合会
『商店街の万引き対応はますます難しくなっている—高齢者の万引き実態調査結果報告書—』(2015年)
 - ・東京都商店街振興組合連合会
『地域のお年寄りに万引きさせないまちづくり—高齢者の万引き対応調査報告書—』(2016年)
 - ・東京万引き防止官民合同会議
「万引きに関する調査結果報告書」(2012年)
 - ・東京万引き防止官民合同会議

- 「万引きに関する調査研究報告書～高齢者の万引きに着目して」（2015年）
- ・東京都万引き防止官民合同会議
 - 「万引き被疑者等に関する実態調査分析報告（平成26年度調査）」（2016年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 「地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書—万引を許さない地域環境づくりのための26事例」（2013年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 『万引対策最前線 闘うリーダーたちのメッセージ集』（2015年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 「第10回 万引に関する全国青少年意識調査 分析報告書」（2015年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 「第10回 全国小売業万引被害実態調査分析報告書」（2015年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 「第11回 万引に関する全国青少年意識調査 分析報告書」（2016年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 「第11回 全国小売業万引被害実態調査分析報告書」（2016年）
- ・特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
 - 『常習万引・集団窃盗未然防止 国際サミット報告書—米国の小売業・警察・ネット企業などの協業状況について—』（2016年）
- ・中尾暢見「激増する高齢者犯罪」（『専修人間科学論集 社会学編』Vol. 4, No. 2 2014年）
- ・西村春夫「非行問題についての現状と将来の認識及び「非行少年」イメージの類型化」（『科学警察研究所報告』43号 1982年）
- ・西村春夫「「普通タイプ」の男子中学生非行少年の分析」（『科学警察研究所報告』54号 1987年）
- ・野田陽子「犯罪行為者として的高齢者に関する研究の動向と課題」（日本犯罪学会編『犯罪社会学研究』第18号 1993年）
- ・野坂陽一他「高齢受刑者の実態に関する研究」（『日本の犯罪学7』1998年）
- ・浜井浩一「高齢者犯罪の増加」（『老年社会科学』第31巻第3号 2009年）
- ・浜井浩一『実証的刑事政策論—真に有効な犯罪対策へ—』（岩波書店 2011年）
- ・福島 章「窃盗累犯の研究—意志欠如者の犯罪精神医学及び性格学への寄与—」（『精神神経学雑誌』 2007年）
- ・降旗志郎「長野県下における万引き非行の実態」（『科学警察研究所報告』45号 1983年）
- ・古川隆司「社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪」（警察研究センター『警察政策研究センター』第18号、警察大学校『警察学論集』第67巻第6号 2014年）
- ・法務総合研究所「研究部報告37 高齢犯罪者の実態と意識に関する研究」（2007年）
- ・法務省「高齢犯罪者の実態と処遇」（『平成20年版 犯罪白書』2008年）

- ・堀田利恵、湯原悦子
「高齢になって初めて犯罪に手を染めた女性犯罪者に関する研究（総説）」（日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第123号 2010年）
- ・「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識醸成に関する調査研究委員会
『万引きに関する調査研究報告書』（2009年）
- ・安河内恵子「高齢化と地域社会」（森岡清志編『地域の社会学』有斐閣 2008年）
- ・山口寛峰「高齢者犯罪の現状」（警察大学校『警察学論集』第67巻6号 2014年）
- ・山上皓「〈特集 高齢者と社会病理〉高齢者の犯罪の特徴と問題点」（『老年精神医学雑誌』第14巻第4号 2003年）
- ・若松修「万引き対策：少年から高齢者へのシフト」（警察大学校編集『警察学論集』第67巻第6号 2014年）

高齢者による万引きに関する報告書

平成29年3月発行

登録番号 28(35)

編集・発行 東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部
安全・安心まちづくり課

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

電話 03(5388)2281

印刷 大東印刷工業株式会社